

資 料 編

資 料 編

第1	水 防 信 号	
	水防信号(愛媛県水防信号規則 昭和25年9月8日規則第57号) ……	105
第2	重要水防箇所一覧表	
	地方局建設部、土木事務所及び国土交通省重要水防箇所 ……	106
第3	水防資器材保有状況一覧表	
	1 県 ……	138
	2 水防管理団体 ……	140
	3 各種水防資器材 ……	151
第4	土木部関係地方機関人員、組織、自動車数状況 ……	154
第5	雨量・水位観測所一覧表	
	1 特定雨量観測所 ……	156
	2 一般雨量観測所 ……	160
	3 特定水位観測所 ……	170
	4 一般水位観測所 ……	174
	5 危機管理型水位計 ……	180
	6 河川監視カメラ ……	186
第6	水 防 工 法	
	1 水防工法の分類 ……	188
	2 水 防 用 語 ……	192
	3 水防工法の解説 ……	194
第7	通信連絡施設 ……	216
第8	洪水予報文例、洪水予報作業用紙 ……	222
第9	水防警報、水防情報の発表様式 ……	226
第10	水位周知河川の発表様式、伝達系統図 ……	257
第11	水位の通報様式 ……	285
第12	愛媛県警報等例文 ……	286
第13	ダムの水防伝達系統図 ……	287
第14	津波に関する水防警報に係る基本的な考え方 ……	300
第15	水 防 法 ……	304
第16	愛媛県水防協議会条例 ……	337
第17	愛媛県水防協議会役員名簿 ……	338
第18	関係機関電話番号一覧表 ……	339

附 図

令和8年度愛媛県水防計画要覧図

第1 水防信号

水防信号（愛媛県水防信号規則 昭和25年9月8日規則第57号）

法第20条第1項の規定による水防信号は、次のとおりである。

第1信号 警報水位に達したことを知らせるもの。

第2信号 水防団員及び消防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせるもの。

第3信号 当該水防管理団体の区域内に居住するものが出動すべきことを知らせるもの。

第4信号 必要と認める区域内の居住者に避難のため立退くべきことを知らせるもの。

方法 区分	警 鐘 信 号			サイレン信号				
第1信号	○休止	○休止	○休止	約5秒 ○-	約15秒 休 止	約5秒 ○-	約15秒 休 止	約5秒 ○-
第2信号	○-○-○	○-○-○	○-○-○	約5秒 ○-	約6秒 休 止	約5秒 ○-	約6秒 休 止	約5秒 ○-
第3信号	○-○-○-○	○-○-○-○	○-○-○-○	約10秒 ○-	約5秒 休 止	約10秒 ○-	約5秒 休 止	約10秒 ○-
第4信号	乱 打			約1分 ○-	5秒 休 止	約1分 ○-	5秒 休 止	

備考 1 信号は、適宜の時間継続すること。

2 必要があれば、警鐘信号及びサイレン信号を併用することを妨げない。

3 危険が去ったときは、口頭伝達により周知させるものとする。

（注）地震による堤防の漏水、沈下等の場合、津波の場合は、上記に準じて水防信号を発する。

第2 重要水防

地方局建設部、土木事務所及び国土交通省重要水防箇所

(1) 東予地方局四国中央土木事務所

河川名	水防管理団体名	重要水防箇所		特に危険な箇所			
		左右岸	延長(m)	左右岸	延長(m)	危険な状態	水防対策工法
金生川	四国中央市	左	15				
契川	〃	左	200				
海岸寺川	〃	左右	150 180				
赤之井川	〃	左 右	165 200				
川茂川	〃	左 右	100 100				
堀子川	〃	左右	10 10				
関川	〃	左	100				
添谷川	〃	左右	400 400				
宮ノ谷川	〃	左 右	550 550				
	河川	左 右	(9) 1,690 (6) 1,440				
	計		(15) 3,130				
	海岸		(0) 0				
	合計		(15) 3,130				

(注) ()は、箇所数

箇所一覧表

及び対策		関係区域			避難		備考
必要資材及び数量	担当消防団及び人員	集落名	戸数(戸)	人口(人)	避難場所	収容能力(人)	
		上分町電明	27	59	上分中 小 学 校	480 60 730	
		平木	185	478	妻島 小 学 校	980 100	橋 2
		三島宮川1・2丁目 三島朝日1丁目 三島紙屋町	106	352	三島 小 学 校	880 180	橋 2
		松柏園西 松柏園南 松柏園中 三島朝日2丁目11	58	176	松柏 小 学 校	780 100	橋 1
		国道東1 国道中1 中通り1・2・3 親和	108	324	松柏 小 学 校	780 100	橋 1
		国道東2 上枝村	62	196	松柏 小 学 校	780 100	堰 1
		中北野	50	141	北野保 育園	50	
		入庄野司	75 64	267 190	土居 小 学 校	50 600	橋 5 堰 1
		飯中栗下原 村上 武下谷出組	58 221 29	171 494 70	土居 富 士 小 学 校	600 300	橋 4 堰 1 鉄橋 1

(2) 東予地方局建設部

河川名	水防管理団体名	重要水防箇所		特に危険な箇所			
		左右岸	延長(m)	左右岸	延長(m)	危険な状態	水防対策工法
尻無川	新居浜市	左	60				
〃	〃	左	130				
桜川	〃	左右	7 7				
東川	〃	右	15				
〃	〃	左	410				
中山川	西条市	左右	5,285 5,910				
室川	〃	左	120				
界谷川	〃	左	1,140	左	100	堤防高 越水決壊	積み土のう工
		右	1,140	右	300		
東谷川	〃	左右	80 80				
西谷川	〃	左右	210 210				
崩口川	〃	左	1,654	左	217	溢水	積み土のう工
		右	1,623	右	323		
大曲川	〃	左右	800 800				
北川	〃	左	535	左	150	決壊	積み土のう工
		右	535	右	150		
都谷川	〃	左右	950 500				
一ツ橋川	〃	左右	200 200				
小向川	〃	左右	1,950 1,950				
小松川	〃	左右	910 880				
大日川	〃	左右	460 260				
〃	〃	左右	110 110				
大谷川	〃	左右	45 45				
鉄砲谷川	〃	左右	300 300				
西川	〃	左右	800 800				
東谷川	〃	左右	80 80				
渦井川	〃	右	410				
	河川	左	(22) 16,236	左	(3) 467		
		右	(20) 15,855	右	(3) 773		
	計		(42) 32,091		(6) 1,240		
	海岸		(0) 0		(0) 0		
	合計		(42) 32,091		(6) 1,240		

(注) ()は、箇所数

及び対策		関係区域			避難		備考
必要資材及び数量	担当消防団及び人員	集落名	戸数(戸)	人口(人)	避難場所	収容能力(人)	
		政 枝 町 坂 井 町	100	240	金 栄 公 民 館 ふ れ あ い プ ラ ザ	114 1,246	堰 1
		若 水 町	50	120	新 居 浜 小 学 校 新 居 浜 公 民 館	1,159 134	
		大 生 院 (桜 木)	50	137	大 生 院 小 学 校 大 生 院 公 民 館	952 198	堰 1 橋 1
		政 枝 町	30	72	金 子 小 学 校 地 域 交 流 セ ン タ ー	1,620 236	
		北 中 宮 須 新 賀 町 西 町	695	1,671	宮 西 小 学 校 屋 跡 記 念 公 民 館 若 宮 公 新 居 民 館	1,109 237 557 114	堰 橋 1 水 管 橋 1
		經 新 吉 玉 兵 之 衛 田 江	805	1,694	水 見 小 学 校 西 条 西 中 学 校 吉 井 小 学 校	637 896 684	堰 橋 3 鉄 橋 6 1
		明 神 町 横 水 新 元 明 橋	343	779	大 町 小 学 校 大 玉 津 小 学 校	1,243 1,041	
杭 土 土 130 袋 2,000 80 本 枚 面	大 町 分 47 団 名 玉 津 分 58 団 名	明 神 町 横 水 新 元 明 橋	647	1,460	大 町 小 学 校 大 玉 津 小 学 校	1,243 1,041	橋 4
		宮 の 下	81	174	氷 見 小 学 校 西 条 西 中 学 校	637 896	橋 4
		土 宮 の 居 下	175	352	氷 見 小 学 校 西 条 西 中 学 校	637 896	橋 2
土 杭 土 3,000 袋 300 80 枚 本 面	吉 井 分 64 団 名 周 布 分 51 団 名	周 石 布 田	1,788	3,671	東 予 東 中 学 校 周 布 賀 小 学 校 他	1,370 766 1,470	橋 堰 10 4
		三 津 屋	1,618	2,942	主 生 川 小 学 校 主 賀 小 学 校 他	968 156 2,178	橋 5
土 の 袋 3,000 枚 杭 土 300 本 土 砂 80m ³	楠 河 分 団 52 名	楠	789	1,480	楠 河 北 小 学 校 楠 河 北 中 学 校 三 芳 小 学 校 他	749 40 2,280	橋 堰 3 2
		玉 之 江					橋 6
		北 条	630	1,381	多 賀 公 民 館 多 北 条 新 小 田 会 館	102 743 1,124	橋 1
		三 楠 芳	1,881	3,566	楠 河 北 小 学 校 楠 河 三 芳 小 学 校 他	749 1,023 2,132	橋 堰 32 6
		小 松 町 一 本 松	307	606	小 松 小 学 校 小 松 公 民 館	1,091 384	橋 2 樋 門 1
		小 松 町 川 原 谷	159	339	小 松 中 学 校 小 松 地 域 福 祉 セ ン タ ー 小 松 地 域 福 祉 小 学 校	1,339 381 1,091	橋 堰 3 1
		小 松 町 新 宮	166	387	小 松 中 学 校 小 松 地 域 福 祉 セ ン タ ー	1,339 381	橋 1
		小 松 町 南 川					橋 1
		小 松 町 都 谷	161	299	小 松 中 学 校 小 松 地 域 福 祉 セ ン タ ー 小 松 公 民 館	1,339 381 384	堰 1
		丹 原 町 田 滝	70	138	田 滝 小 学 校	298	橋 堰 2 8
		丹 原 町 寺 尾	102	217	中 川 公 民 館 中 丹 原 西 中 学 校	123 688 1,012	橋 2
	玉 津 分 団 名 58	玉 大 谷 津 西	647	1,591	玉 津 小 学 校 西 条 東 中 学 校 玉 津 公 民 館 他	1,041 1,153 2,399	

(3) 東予地方局今治土木事務所

河川名	水防管理団体名	重要水防箇所		特に危険な箇所			
		左右岸	延長(m)	左右岸	延長(m)	危険な状態	水防対策工法
蒼社川	今治市	左右	600 330				
日吉川	〃	左右	1,020 1,020				
中井出川	〃	左右	300 300				
樋之口川	〃	左	100				
中川	〃	左	200				
菊間川	〃	左	20				
中川	〃	左右	280 140				
大川	〃	左右	167 167				
明治川	〃	左右	160 160				
台本川	〃	左	450				
御物川	〃	左右	1,440 1,350				
	河川	左右	(11) 4,737 (7) 3,467	左 右			
	計		(18) 8,204				
	海岸		(0) 0				
	合計		(18) 8,204				

(注) ()は、箇所数

及び対策		関係区域			避難		備考
必要資材及び数量	担当消防団及び人員	集落名	戸数(戸)	人口(人)	避難場所	収容能力(人)	
		清立蔵 水花敷	2,500	9,000	旧日吉小学校 清水工業高等学校 他	18,924	橋堰 2 3
		日日 吉高	300	1,000	日高小学校 今治西高等学校	3,225	橋堰 15 6
		近見 見	600	1,800	近見小学校 近見中学校	1,971	橋堰 6 1
		波止浜	100	300	波止浜小学校	856	
		桜井	70	250	桜井小学校 桜井中学校	2,264	橋 3
		池川 原上	110	400	菊間小学校 菊間中学校	1,744	
		北浦	130	400	伯方農村環境改善センター 旧伯方北浦体育館 旧伯方中学校	1,140	橋 2
		甘崎	20	60	旧上浦保健センター	195	橋 1
		宮浦	495	1,119	大三島小学校 大三島認定こども園	1,217	橋 2
		台	148	286	大三島小学校	581	
		立島 花生	470	970	立花カルチャーセンター 立花小学校 立花中学校 他	4,148	

(4) 中予地方局建設部

河川名	水防管理団体名	重要水防箇所		特に危険な箇所			
		左右岸	延長(m)	左右岸	延長(m)	危険な状態	水防対策工法
石手川	松山市	左右	601 300				
〃	〃	左	1,100				
川附川	〃	左右	270 270				
内川	〃	左	2,330				
〃	〃	右	2,330				
〃	〃	左	650				
〃	〃	右	650				
御坂川	〃	左右	430 740				
明神川	〃	左右	220 185	左右	120 85	崩 溢	壊 水
大川	〃	左右	700 700				積み土のう工
久万川	〃	左右	330 330				
吉藤川	〃	左右	600 600				
立岩川	〃	左右	1,270 1,000				
河野川	〃	左右	200 200				
森川	伊予市	左	150				
上灘川	〃	左右	150 80	左右	80 40	溢	水
豊田川	〃	右	100	右	80	〃	〃
中山川	〃	左右	150 120				
内川	東温市	左右	240 240				
〃	〃	左	280				
長尾谷川	松前町	左	100	左	100	溢	水
永立寺川	砥部町	左右	30 30				
玉谷川	〃	左右	70 170				
梅津寺海岸 (港)	松山市		120				
北黒田海岸 (港)	松前町		278				
松前港 (内港)	〃		1,060				
塩屋海岸	〃		750				
	河川	左	(20)	左	(3)		
		右	9,871 (17)	右	300 (3)		
			8,045		205		
	計		(37)		(6)		
			17,916		505		
	海岸		(4)		(0)		
			2,208		0		
	合計		(41)		(6)		
			20,124		505		

(注) ()は、箇所数

及び対策		関係区域			避難		備考
必要資材及び数量	担当消防団及び人員	集落名	戸数(戸)	人口(人)	避難場所	収容能力(人)	
		新日の立出	500	1,400	八桑素原小学校 坂原小学校 小島小学校 小島中学校 小島中学校	2,300 3,800 4,700	橋堰 2 2
		溝の辺	200	500	湯山小学校 湯山中学校 拓福南中学校	3,050 2,950 4,200	橋堰 3 2
		松末1	120	360	拓福南小学校	5,250	橋 4
		古北井南3門	70	200	椿南南第2中学校	4,350 4,800 4,350 4,550	橋堰 5 3
		土南南高土高	150	430	窪浮南久田第2中 窪浮南久田第2中 窪浮南久田第2中	5,650 3,200 4,550 4,650	橋堰 2 1
		上大土川	80	230	荏原小学校 荏原中学校	3,100 3,400	橋堰 2 4
土のう袋 14,980枚 杭 4,280本 土砂 214m ³	堀江 50名	馬堀	110	320	内宮中学校 堀江小学校	3,650 3,200	橋 3
		御祝道後幸谷北樋	110	320	湯東東雲小学校 湯東東雲小学校 湯東東雲小学校	2,550 3,500 3,650	橋堰 29 4
		安太城山寺	120	350	和久北気枝中 和久北気枝中 和久北気枝中	3,650 4,050 5,850	橋 2
		吉藤4・5	120	350	潮見小学校 鴨川中学校	3,050 3,800	橋堰 4 6
		八北反地	450	900	北条北条北 北条北条北	2,950 4,500	橋堰 4 6
		河野別府	120	540	北条南中 北条ふるさと	3,250 1,380	橋堰 3 3
	伊第2分団2市部名	森	25	100	扶桑会館	114	橋堰 2 1
土のう袋 1,000枚	伊第8分団1市部名	灘町	63	236	ふたみ農林業者 トレーニングセンター	600	堰 3
土のう袋 1,000枚	伊第10分団1市部名	上下	52	185	下灘小学校	1,651	橋 3
	伊第6分団1市部名	豊岡	75	212	中山中学校	1,948	橋 1
		北野田	21	60	南吉井小学校	2,168	橋堰 1 1
		西岡	24	60	北吉井小学校 ツインドーム重信	1,684 1,420	橋堰 2 1
土のう袋 300枚 杭 20本 土砂 20m ³	松第2分団30町団名	宗意原立	1,187 1,018	2,742 2,111	伊予松前高小 伊予松前高小 伊予松前高小	2,065 1,422 1,469	橋 2
土のう袋 2,400枚 杭 14本	砥第4部分20町団名	宮内	12	45	宮内小学校	2,392	
土のう袋 800枚 杭 5本	砥第13部分28町団名	総津	70	200	ひろた交流センター	526	
		港山町	22	55	高浜中 高浜小	2,900 2,700	
		北黒田	1,313	3,152	伊予高 松前高	2,065 1,469	
		本新村立	247 1,018	432 2,111	松前中 松前小	1,422 1,469	樋門 2 橋 2
		塩屋	274	644	岡田小 岡田中	1,073 1,072	

(5)国土交通省松山河川国道事務所

河川名	水防管理団体名	重要水防箇所		特に危険な箇所			
		左右岸	延長(m)	左右岸	延長(m)	危険な状態	水防対策工法
重信川	松山市	右	146	右	146	堤体漏水 基礎地盤漏水	月の輪工 釜の段工
"	"	右	131	右	131	堤体漏水 基礎地盤漏水	月の輪工 釜の段工
"	"	右	250	右	250	堤体漏水 基礎地盤漏水	月の輪工 釜の段工
"	"	右	500				
"	"	右	200				
"	"	右	868	右	868	堤体漏水 基礎地盤漏水	月の輪工 釜の段工
"	"	右	800				
"	"	右	200				
"	"	右	500				
"	"	右	2,200				
"	"	右	100				
"	"	右	1,400	右	1,400	堤体漏水 基礎地盤漏水	月の輪工 釜の段工
"	"	右	1,600				
"	松前町	左	500				
"	"	左	200				
"	"	左	124	左	124	堤体漏水 基礎地盤漏水	月の輪工 釜の段工
"	"	左	22	左	22	堤体漏水 基礎地盤漏水	月の輪工 釜の段工
"	"	左	140	左	140	堤体漏水 基礎地盤漏水	月の輪工 釜の段工
"	"	左	110				
"	"	左	200				
"	"	左	406	左	406	堤体漏水 基礎地盤漏水	月の輪工 釜の段工
"	"	左	186	左	186	堤体漏水 基礎地盤漏水	月の輪工 釜の段工
"	"	左	200				
"	"	左	450	左	450	堤体漏水 基礎地盤漏水	月の輪工 釜の段工
"	"	左	200				
"	"	左	455	左	455	堤体漏水 基礎地盤漏水	月の輪工 釜の段工
"	"	左	700				
"	"	左	281	左	281	堤体漏水 基礎地盤漏水	月の輪工 釜の段工
"	"	左	200				

及び対策		関係区域			避難		備考
必要資材及び数量	担当消防団及び人員	集落名	戸数(戸)	人口(人)	避難場所	収容能力(人)	
土のう袋、ロープ、防水シート、鉄筋、塩ビ管	垣生 44名	西垣生	2,900	7,800	垣生小学校	3,300	
					垣生中学校	3,050	
土のう袋、ロープ、防水シート、鉄筋、塩ビ管	垣生 44名	西垣生	2,900	7,800	垣生小学校	3,300	
					垣生中学校	3,050	
土のう袋、ロープ、防水シート、鉄筋、塩ビ管	垣生 44名	西垣生	2,900	7,800	垣生小学校	3,300	
					垣生中学校	3,050	
		西垣生	2,900	7,800	垣生小学校	3,300	
					垣生中学校	3,050	
		出合	550	1,570	余土小学校	3,750	
					余土中学校	4,150	
土のう袋、ロープ、防水シート、鉄筋、塩ビ管	余土 42名	出合	550	1,570	余土小学校	3,750	
					余土中学校	4,150	
		市坪西町	540	1,390	椿小学校	4,350	
					椿中学校	4,800	
		市坪西町	540	1,390	椿小学校	4,350	
					椿中学校	4,800	
		古川西南	600	1,550	椿中学校	4,800	
					松山中央高等学校	800	
		古川南	980	2,680	椿中学校	4,800	
					松山中央高等学校	800	
		森松町	2,300	6,100	浮穴小学校	3,200	
					南第二中学校	4,550	
土のう袋、ロープ、防水シート、鉄筋、塩ビ管	浮穴 43名	森松町	3,000	8,560	浮穴小学校	3,200	
					南第二中学校	4,550	
		南高井	890	2,580	窪田小学校	5,650	
					久米中学校	4,650	
		北川原	700	2,000	岡田小学校	1,073	
					岡田中学校	1,072	
		北川原	700	2,000	岡田小学校	1,073	
					岡田中学校	1,072	
土のう袋、ロープ、防水シート、鉄筋、塩ビ管	松前町第9分団 33名	北川原	700	2,000	岡田小学校	1,073	
					岡田中学校	1,072	
土のう袋、ロープ、防水シート、鉄筋、塩ビ管	松前町第9分団 33名	北川原	700	2,000	岡田小学校	1,073	
					岡田中学校	1,072	
土のう袋、ロープ、防水シート、鉄筋、塩ビ管	松前町第9分団 33名	北川原	1,130	3,200	岡田小学校	1,073	
		西高柳			岡田中学校	1,072	
		西高柳	430	1,200	岡田小学校	1,073	
					岡田中学校	1,072	
		西高柳	430	1,200	岡田小学校	1,073	
					岡田中学校	1,072	
土のう袋、ロープ、防水シート、鉄筋、塩ビ管	松前町第9分団 33名	西高柳	430	1,200	岡田小学校	1,073	
					岡田中学校	1,072	
土のう袋、ロープ、防水シート、鉄筋、塩ビ管	松前町第7分団 33名	上高柳	500	1,300	岡田小学校	1,073	
					岡田中学校	1,072	
		上高柳	500	1,300	岡田小学校	1,073	
					岡田中学校	1,072	
土のう袋、ロープ、防水シート、鉄筋、塩ビ管	松前町第4分団 42名	中川原	400	1,100	北伊予小学校	948	
					北伊予中学校	826	
		中川原	400	1,100	北伊予小学校	948	
					北伊予中学校	826	
土のう袋、ロープ、防水シート、鉄筋、塩ビ管	松前町第4分団 42名	中川原	400	1,100	北伊予小学校	948	
					北伊予中学校	826	
		中川原	400	1,100	北伊予小学校	948	
					北伊予中学校	826	
土のう袋、ロープ、防水シート、鉄筋、塩ビ管	松前町第4分団 42名	中川原	400	1,100	北伊予小学校	948	
					北伊予中学校	826	
		中川原	400	1,100	北伊予小学校	948	
					北伊予中学校	826	

河川名	水防管理団体名	重要水防箇所		特に危険な箇所			
		左右岸	延長(m)	左右岸	延長(m)	危険な状態	水防対策工法
重信川	松前町	左	800				
〃	砥部町	左	1,100	左	1,100	堤体漏水 基礎地盤漏水	月の輪工 釜の段工
〃	〃	左	400				
〃	松山市	左	200				
〃	〃	左	400				
〃	〃	左	2,100	左	2,100	堤体漏水 基礎地盤漏水	月の輪工 釜の段工
〃	東温市	左	1,600				
〃	〃	左	300				
〃	〃	左	1,750				
〃	〃	左	400				
石手川	松山市	右	205				
〃	〃	右	324				
〃	〃	右	358				
〃	〃	右	269				
〃	〃	右	400				
〃	〃	左	800				
〃	〃	左	400				
〃	〃	左	600				
〃	〃	左	200				
重信川	〃	右	宝井樋門	右	宝井樋門	工作物	現状把握
〃	〃	右	森松 悪水樋管	右	森松 悪水樋管	〃	〃
〃	〃	右	須先樋管	右	須先樋管	〃	〃
〃	〃	左	河原 排水樋管	左	河原 排水樋管	〃	〃
〃	〃		伊予鉄 重信川橋				
〃	〃		出合大橋				
〃	〃		自転車道 出合橋				
〃	〃		JR重信川 橋梁				
〃	〃		中川原橋				
〃	〃		重信橋				
石手川	〃		水小屋 サイフォン		水小屋 サイフォン	工作物	現状把握
重信川	砥部町	左	古樋樋門	左	古樋樋門	〃	〃
重信川	東温市	左	龍神 用水樋管	左	龍神 用水樋管	〃	〃
〃	〃	右	柳原 掘貫樋管	右	柳原 掘貫樋管	〃	〃

及び対策		関係区域			避難		備考
必要資材及び数量	担当消防団及び人員	集落名	戸数(戸)	人口(人)	避難場所	収容能力(人)	
		中川原	400	1,100	北伊予小学校 北伊予中学校	948 826	
土のう袋、ロープ、防水シート、鉄筋、塩ビ管	第1・2・3分団 60名	八倉	70	210	麻生小学校	2,817	
		重光	390	1,000	麻生小学校	2,817	
		森松町	2,300	6,100	浮穴小学校 南第二中学校	3,200 4,550	
		大橋町	110	330	荏原小学校 荏原中学校	3,100 3,400	
土のう袋、ロープ、防水シート、鉄筋、塩ビ管	荏原 52名	南高井町 中高野町	1,020	3,710	荏原小学校 荏原中学校	3,100 3,400	
		上下村	630	1,860	揮重志信小学校	1,162 2,926	
		上村	160	460	揮重志信小学校	1,162 2,926	
		下林	470	1,400	揮重志信小学校	1,162 2,926	
		下林	470	1,400	揮重志信小学校	1,162 2,926	
		出合	550	1,570	余土小学校 余土中学校	3,750 4,150	
		余土南	200	550	余土小学校 余土中学校	3,750 4,150	
		余土南	200	550	余土小学校 余土中学校	3,750 4,150	
		保免中	100	350	余土小学校 余土中学校	3,750 4,150	
		保免上	280	700	余土小学校 余土中学校	3,750 4,150	
		市坪西町	540	1,390	椿小学校 椿中学校	4,350 4,800	
		市坪西町	540	1,390	椿小学校 椿中学校	4,350 4,800	
		市坪西町	540	1,390	椿小学校 椿中学校	4,350 4,800	
		市坪西町	540	1,390	椿小学校 椿中学校	4,350 4,800	
		出合	550	1,570	余土小学校 余土中学校	3,750 4,150	
		森松町	2,300	6,100	浮穴小学校 南第二中学校	3,200 4,550	
		南高井町	700	2,460	窪田小学校 窪田中学校	5,650 4,650	
		南高井町	700	2,460	荏原小学校 荏原中学校	3,100 3,400	
		上高柳合	500 550	1,300 1,570	岡田小学校 余土小学校	1,073 3,750	
		上高柳合	500 550	1,300 1,570	岡田小学校 余土小学校	1,073 3,750	
		上市高柳町	500	1,300	岡田小学校	1,073	
		市坪西町	540	1,390	椿中学校	4,800	
		大市坪西町	180 540	460 1,390	北伊予小学校 椿中学校	948 4,800	
		中古川原西	400 400	1,100 1,000	北伊予小学校 椿中学校	948 4,800	
		高尾田	120	300	麻生小学校	2,817	
		森松町	2,300	6,100	浮穴小学校	3,200	
		市坪西町	540	1,390	椿中学校	4,800	
		保免西	100	250	余土小学校	3,750	
		麻生	170	670	麻生小学校	2,817	
		下林	470	1,400	揮重志信小学校	1,162 2,926	
		田窪	1,180	3,300	南吉井小学校 南重信中学校	2,167 2,926	

河海 川岸 名	水防管理 団体名	重要水防箇所		特に危険な箇所			
		左右岸	延長(m)	左右岸	延長(m)	危険な状態	水防対策工法
重 信 川	東 温 市	左	森ノ木 集水暗渠	左	森ノ木 集水暗渠	〃	〃
〃	〃	右	三ヶ村 集水暗渠	右	三ヶ村 集水暗渠	〃	〃
	河川	左	(30) 15,424	左	(10) 5,264		
		右	(18) 10,451	右	(5) 2,795		
	計		(48) 25,875		(15) 8,059		
	工 作 物	左	(4)	左	(4)		
		右	(5)	右	(5)		
		橋梁等	(7)	橋梁等	(1)		
	合 計		(64) 25,875		(25) 8,059		

(注) ()は、箇所数

及び対策		関係区域			避難		備考
必要資材及び数量	担当消防団 及び人員	集落名	戸数 (戸)	人口 (人)	避難場所	収容能力 (人)	
		下 林	470	1,400	拜志小学校 重信中学校	1,162 2,926	
		田 窪	1,180	3,300	南吉井小学校 重信中学校	2,167 2,926	

(7)南予地方局大洲土木事務所

河川名	水防管理団体名	重要水防箇所		特に危険な箇所			
		左右岸	延長(m)	左右岸	延長(m)	危険な状態	水防対策工法
清永川	大洲市	左右	508 508				
肱川	〃	左 右	1,300 500				
麓川	内子町	左右	40 40				
	河川	左 右	(3) 1,848 (3) 1,048				
	計		(6) 2,896				
	海岸		(0) 0				
	合計		(6) 2,896				

(注) ()は、箇所数

及び対策		関係区域			避難		備考
必要資材及び数量	担当消防団及び人員	集落名	戸数(戸)	人口(人)	避難場所	収容能力(人)	
		下元新町1町・上2町	172	359	大洲東中学校 八多喜コミュニティセンター 粟津小学校	550	橋 15
		藤原山の川葉村尾 藤原森秋山野	74	154	大川コミュニティセンター 菅田小学校 菅田東中学校 菅田コミュニティセンター 肱川農業者トレーニングセンター 肱川地区複合公共施設 (肱川中央コミュニティセンター) 肱川中学校 肱川小学校	3,090	橋 2
		田中区	30	95	内子東自治センター	650	橋 1

(6)中予地方局久万高原土木事務所

河川名	水防管理団体名	重要水防箇所		特に危険な箇所			
		左右岸	延長(m)	左右岸	延長(m)	危険な状態	水防対策工法
		※該当なし					

及び対策		関係区域			避難		備考
必要資材及び数量	担当消防団 及び人員	集落名	戸数 (戸)	人口 (人)	避難場所	収容能力 (人)	

(8)国土交通省大洲河川国道事務所

河 海 岸 名	水防管理 団 体 名	重要水防箇所		特に危険な箇所			
		左右岸	延長(m)	左右岸	延長(m)	危険な状態	水防対策工法
肱 川	大 洲 市	左	897	左	897	溢 水	情 報 提 供
〃	〃	左	110				
〃	〃	左	953				
〃	〃	左	100				
〃	〃	左	601				
〃	〃	左	115				
〃	〃	左	104				
〃	〃	左	553				
〃	〃	左	130				
〃	〃	左	10				
〃	〃	左	354				
〃	〃	左	372				
〃	〃	左	907				
〃	〃	左	255				
〃	〃	左	339				
〃	〃	左	50				
〃	〃	左	50				
〃	〃	左	616				
〃	〃	左	40				
〃	〃	左	1,584				
〃	〃	左	118				
〃	〃	左	10				
〃	〃	左	142				
〃	〃	左	167				
〃	〃	右	1,563				
〃	〃	右	801				
〃	〃	右	119				
〃	〃	右	1,388				
〃	〃	右	258				
〃	〃	右	370				
〃	〃	右	891				

及び対策		関係区域			避難		備考
必要資材及び数量	担当消防団 及び人員	集落名	戸数 (戸)	人口 (人)	避難場所	収容能力 (人)	
	長浜分団 80名	長浜町沖浦	12	27	長口沖 ミユニ 浦ニテ 高イセ 公イセ 民シタ 者一館	90	
		柴	22	54	柴白養 滝老 体公人 民ホ一 館ム育 柴さ分 くから	380 100 30	
		柴	22	54	柴白養 滝老 体公人 民ホ一 館ム育 柴さ分 くから	380 100 30	
		柴	22	54	柴白養 滝老 体公人 民ホ一 館ム育 柴さ分 くから	380 100 30	
		柴	22	54	柴白養 滝老 体公人 民ホ一 館ム育 柴さ分 くから	380 100 30	
		八多喜町	21	59	大栗八 洲津東 多喜小 中公学 民学	550 510 130	
		八多喜町	21	59	大栗八 洲津東 多喜小 中公学 民学	550 510 130	
		八多喜町	21	59	大栗八 洲津東 多喜小 中公学 民学	550 510 130	
		八多喜町	21	59	大栗八 洲津東 多喜小 中公学 民学	550 510 130	
		八多喜町	21	59	大栗八 洲津東 多喜小 中公学 民学	550 510 130	
		多田	0	0	三三三 善善善 小公学 民学	460 90	
		多田	8	21	三三三 善善善 小公学 民学	460 90	
		五郎	0	0	喜総防 多合 災セ 小体 ン学 育タ	1,290 1,000 110	
		五郎	97	275	喜総防 多合 災セ 小体 ン学 育タ	1,290 1,000 110	
		五郎	97	275	喜総防 多合 災セ 小体 ン学 育タ	1,290 1,000 110	
		五郎	97	275	喜総防 多合 災セ 小体 ン学 育タ	1,290 1,000 110	
		五郎	97	275	喜総防 多合 災セ 小体 ン学 育タ	1,290 1,000 110	
		五郎	97	275	喜総防 多合 災セ 小体 ン学 育タ	1,290 1,000 110	
		五郎	45	117	喜総 多合 小体 学育	1,290 1,000	
		阿蔵	45	117	喜総 多合 小体 学育	1,290 1,000	
		阿蔵	307	786	特久別 養米 老人 ホ小 一ムと みす	15 140 620	
		西大洲	235	593	大洲市 特別養 老小 人ホ一 ムと みす	130 890 15	
		西大洲	235	593	大洲市 特別養 老小 人ホ一 ムと みす	130 890 15	
		柚木	235	593	大洲市 特別養 老小 人ホ一 ムと みす	130 890 15	
		長浜町大越滝	32	88	白滝 白滝 白滝 白滝 白滝	210 500	
		白滝	32	88	白滝 白滝 白滝 白滝 白滝	210 500	
		白滝	32	88	白滝 白滝 白滝 白滝 白滝	210 500	
		白米	196	520	白滝 白滝 白滝 白滝 白滝	210、500 550、510 130	
		米津	164	432	大栗八 洲津東 多喜小 中公学 民学	550 510 130	
		米多喜津町	164	432	大栗八 洲津東 多喜小 中公学 民学	550 510 130	
		米多喜津町	164	432	大栗八 洲津東 多喜小 中公学 民学	550 510 130	

河海	川岸	名	水防管理 団体名	重要水防箇所		特に危険な箇所			
				左右岸	延長(m)	左右岸	延長(m)	危険な状態	水防対策工法
肱		川	大洲市	右	133				
"		"	"	右	338				
"		"	"	右	218				
"		"	"	右	301				
"		"	"	右	100				
"		"	"	右	298				
"		"	"	右	1,067				
"		"	"	右	197				
"		"	"	右	542				
"		"	"	右	1,374				
"		"	"	右	1,755				
"		"	"	右	354				
"		"	"	右	170				
"		"	"	右	52				
"		"	"	右	100				
"		"	"	右	491				
"		"	"	右	154				
矢	落	川	"	左	587				
"	"	"	"	左	50				
"	"	"	"	左	984				
"	"	"	"	左	606				
"	"	"	"	左	388				
"	"	"	"	左	210				
"	"	"	"	左	660				
"	"	"	"	右	240				
"	"	"	"	右	163				
"	"	"	"	右	20				
"	"	"	"	右	1,111				
"	"	"	"	右	258				
"	"	"	"	右	770				
"	"	"	"	右	48				
"	"	"	"	右	91				
"	"	"	"	右	399				
"	"	"	"	右	100				
"	"	"	"	右	88				
"	"	"	"	右	40				
"	"	"	"	右	388	右	388	越水	積み土のう工

及び対策		関係区域			避難		備考
必要資材及び数量	担当消防団及び人員	集落名	戸数(戸)	人口(人)	避難場所	収容能力(人)	
		米津 八多喜町	164	432	大栗八洲東中 津多喜小公 善善小学民 三三小学民 三三小学民 三三小学民 三三小学民 三三小学民 三三小学民 喜多小 合小体学 防災セ	550 510 130	
		春賀	145	408	大八洲東中 多喜小公 善善小学民 三三小学民 三三小学民 三三小学民 三三小学民 三三小学民 三三小学民 喜多小 合小体学 防災セ	550, 510 130, 460 90	
		春賀	145	408	三三善善小公学民校館	460 90	
		春賀	145	408	三三善善小公学民校館	460 90	
		春賀	145	408	三三善善小公学民校館	460 90	
		春賀	145	408	三三善善小公学民校館	460 90	
		春賀	145	408	三三善善小公学民校館	460 90	
		春賀	145	408	三三善善小公学民校館	460 90	
		五郎	0	0	喜多小 合小体学 防災セ	1,290 1,000 110	
		東大洲,新谷,徳森,東若宮,若宮,田口,中村,常盤町,市木	3,476	8,839	社会教育センター、総合体育館、喜多小学校 防災センター、総合福祉センター、県立大洲農業高等学校 大洲隣保館、大洲北中学校	5,870	
		東大洲,新谷,徳森,東若宮,若宮,田口,中村,常盤町,市木	3,476	8,839	社会教育センター、総合体育館、喜多小学校 防災センター、総合福祉センター、県立大洲農業高等学校 大洲隣保館、大洲北中学校	5,870	
		東大洲,新谷,徳森,東若宮,若宮,田口,中村,常盤町,市木	3,476	8,839	社会教育センター、総合体育館、喜多小学校 防災センター、総合福祉センター、県立大洲農業高等学校 大洲隣保館、大洲北中学校	5,870	
		東大洲,新谷,徳森,東若宮,若宮,田口,中村,常盤町,市木	3,476	8,839	社会教育センター、総合体育館、喜多小学校 防災センター、総合福祉センター、県立大洲農業高等学校 大洲隣保館、大洲北中学校	5,870	
		東大洲,新谷,徳森,東若宮,若宮,田口,中村,常盤町,市木	3,476	8,839	社会教育センター、総合体育館、喜多小学校 防災センター、総合福祉センター、県立大洲農業高等学校 大洲隣保館、大洲北中学校	5,870	
		東大洲,新谷,徳森,東若宮,若宮,田口,中村,常盤町,市木	3,476	8,839	社会教育センター、総合体育館、喜多小学校 防災センター、総合福祉センター、県立大洲農業高等学校 大洲隣保館、大洲北中学校	5,870	
		東大洲,新谷,徳森,東若宮,若宮,田口,中村,常盤町,市木	3,476	8,839	社会教育センター、総合体育館、喜多小学校 防災センター、総合福祉センター、県立大洲農業高等学校 大洲隣保館、大洲北中学校	5,870	
		柚木	14	73	大洲南公民館、大洲南中学校 大洲小学校、大洲南中学校	340, 130 890, 700	
		東大洲,新谷,徳森,東若宮,若宮,田口,中村,常盤町,市木	3,476	8,839	小平小 防災セ	670 150 110	
		新谷	3,476	8,839	小平 徳森児童セ	670 150 100	
		新谷	3,476	8,839	小平 徳森児童セ	670 150 100	
		新谷	3,476	8,839	新谷中学校、新谷小学校 新谷公民館、私立帝京第五高等学校	600, 620 230, 3,200	
		新谷	3,476	8,839	新谷中学校、新谷小学校 新谷公民館、私立帝京第五高等学校	600, 620 230, 3,200	
		新谷	3,476	8,839	新谷中学校、新谷小学校 新谷公民館、私立帝京第五高等学校	600, 620 230, 3,200	
		新谷	3,476	8,839	新谷中学校、新谷小学校 新谷公民館、私立帝京第五高等学校	600, 620 230, 3,200	
		新谷	1	2	新谷中学校、新谷小学校 新谷公民館、私立帝京第五高等学校	600, 620 230, 3,200	
		新谷	28	23	新谷中学校、新谷小学校 新谷公民館、私立帝京第五高等学校	600, 620 230, 3,200	
		新谷	28	23	新谷中学校、新谷小学校 新谷公民館、私立帝京第五高等学校	600, 620 230, 3,200	
		新谷	28	23	新谷中学校、新谷小学校 新谷公民館、私立帝京第五高等学校	600, 620 230, 3,200	
		新谷	28	23	新谷中学校、新谷小学校 新谷公民館、私立帝京第五高等学校	600, 620 230, 3,200	
		新谷	28	23	新谷中学校、新谷小学校 新谷公民館、私立帝京第五高等学校	600, 620 230, 3,200	
		新谷町	98	283	新谷中学校、新谷小学校 新谷公民館、私立帝京第五高等学校	600, 620 230, 3,200	
		新谷町	98	283	新谷中学校、新谷小学校 新谷公民館、私立帝京第五高等学校	600, 620 230, 3,200	
		新新谷町	98	283	新谷中学校、新谷小学校 新谷公民館、私立帝京第五高等学校	600, 620 230, 3,200	
		新新谷町	98	283	新谷中学校、新谷小学校 新谷公民館、私立帝京第五高等学校	600, 620 230, 3,200	
		新新谷町	98	283	新谷中学校、新谷小学校 新谷公民館、私立帝京第五高等学校	600, 620 230, 3,200	
		新新谷	98	283	新谷中学校、新谷小学校 新谷公民館、私立帝京第五高等学校	600, 620 230, 3,200	
		新新谷	105	302	新谷中学校、新谷小学校 新谷公民館、私立帝京第五高等学校	600, 620 230, 3,200	

河川名	水防管理団体名	重要水防箇所		特に危険な箇所			
		左右岸	延長(m)	左右岸	延長(m)	危険な状態	水防対策工法
肱川	大洲市	左	長浜大橋 左岸陸				
〃	〃	左	土掘陸				
〃	〃	左	本町陸				
〃	〃	左	志保町 陸				
〃	〃	右	長浜右岸 坂路陸				
〃	〃	右	長浜大橋 右岸陸				
〃	〃	右	江湖陸				
〃	〃	右	田淵陸				
〃	〃	右	坂路陸				
〃	〃	右	渡場陸				
〃	〃		長浜大橋				
〃	〃		祇園大橋				
〃	〃		峠橋				
〃	〃		畑の前橋				
〃	〃		五郎大橋				
〃	〃		肱川橋梁				
矢落川	〃		生々橋				
〃	〃		矢落川 橋梁陸		矢落川 橋梁陸	工作物 (橋梁)	現状把握
〃	〃		丁永橋				
〃	〃		松ヶ花橋				
〃	〃		大河内橋				
〃	〃		稲田橋				
〃	〃		新大橋				
〃	〃		高柳橋		高柳橋	工作物 (橋梁)	現状把握
	河川	左	(31) 12,062	左	(1) 897		
		右	(37) 16,750	右	(1) 388		
	計		(68) 28,812		(2) 1,285		
	工作物	左右	(4) (6)	左右	(0) (0)		
		橋梁等	(14)	橋梁等	(2)		
	合計		(92) 28,812		(4) 1,285		

(注) ()は、箇所数

及び対策		関係区域			避難		備考
必要資材及び数量	担当消防団及び人員	集落名	戸数(戸)	人口(人)	避難場所	収容能力(人)	
		長 浜	0	0	長 浜 高 齢 者 一 館 ミ ュ ニ テ イ セ ン タ ー	90	
		大 洲	235	593	肱 南 公 民 館、大 洲 市 民 会 館 大 洲 小 学 校、大 洲 南 中 学 校 県 立 大 洲 高 等 学 校、特 別 養 護 老 人 ホ ー ム と み す 寮	3,505	
		大 洲	235	593	肱 南 公 民 館、大 洲 市 民 会 館 大 洲 小 学 校、大 洲 南 中 学 校 県 立 大 洲 高 等 学 校、特 別 養 護 老 人 ホ ー ム と み す 寮	3,505	
		大 洲	235	593	肱 南 公 民 館、大 洲 市 民 会 館 大 洲 小 学 校、大 洲 南 中 学 校 県 立 大 洲 高 等 学 校、特 別 養 護 老 人 ホ ー ム と み す 寮	3,505	
		長 浜	0	0	長 浜 体 育 館、長 浜 小 学 校、長 浜 中 学 校 長 浜 ふ れ あ い 会 館、長 浜 高 等 学 校、長 浜 保 健 セ ン タ ー 長 浜 ス ポ ー ツ セ ン タ ー	4,180	
		長 浜	0	0	長 浜 体 育 館、長 浜 小 学 校、長 浜 中 学 校 長 浜 ふ れ あ い 会 館、長 浜 高 等 学 校、長 浜 保 健 セ ン タ ー 長 浜 ス ポ ー ツ セ ン タ ー	4,180	
		長 浜	0	0	長 浜 体 育 館、長 浜 小 学 校、長 浜 中 学 校 長 浜 ふ れ あ い 会 館、長 浜 高 等 学 校、長 浜 保 健 セ ン タ ー 長 浜 ス ポ ー ツ セ ン タ ー	4,180	
		白 滝	32	88	白 滝 公 民 学 館 白 滝 小 学 校	210 500	
		五 郎	0	0	喜 多 小 学 校 防 災 セ ン タ ー	1,290 1,000 110	
		中 村	3,476	8,839	社 会 教 育 セ ン タ ー 県 立 大 洲 農 業 高 等 学 校	230 1,230	
		長 浜 町 沖 浦	0	0			
		八 多 喜 町	185	491			
		春 多 賀 田	145	408			
		大 洲 郎	3,476	8,839			
		宮 蔵	3,521	8,956			
		中 阿 東 大 洲 郎	3,783	9,625			
		大 洲 郎	3,476	8,839			
	肱 北 分 団 95 名	大 洲 郎	3,476	8,839			
		新 谷	3,476	8,839			
		新 谷	3,476	8,839			
		新 谷	3,504	8,918			
		新 谷 町	3,574	9,122			
		新 谷 町	3,574	9,122			
	新 谷 分 団 74 名	新 谷	3,574	9,122			

(9)南予地方局八幡浜土木事務所

河川名	水防管理団体名	重要水防箇所		特に危険な箇所			
		左右岸	延長(m)	左右岸	延長(m)	危険な状態	水防対策工法
千丈川	八幡浜市	左右	1,000 1,700				
五反田川	〃	左右	1,300 1,300	左	250	決壊	積み土のう工
八代川	〃	左右	700 700				
喜木川	〃	左右	500 500				
〃	〃	左右	50 50				
宮内川	〃	左右	400 360				
	河川	左 右	(6) 3,950 (6) 4,610	左 右	(1) 250 (0) 0		
	計		(12) 8,560		(1) 250		
	海岸		(0) 0		(0) 0		
	合計		(12) 8,560		(1) 250		

(注) ()は、箇所数

及び対策		関係区域			避難		備考
必要資材及び数量	担当消防団 及び人員	集落名	戸数 (戸)	人口 (人)	避難場所	収容能力 (人)	
		松尾	241	459	千丈小学校	1,239	橋堰 8 3
土のう袋 1,200 枚	神山分団 38名	五反田	496	929	神山地区公民館 神山小学校	355 2,214	橋堰 7 1
		八代	88	185	神山地区公民館 神山小学校	355 2,214	橋 28
		続藪	23	48	旧青石中学校	1,161	橋堰 1 1
		和清町 田水町	532	1,112	川之石小学校 宮内地区公民館	1,228 294	橋 1
		清駄水町 場	528	1,119	宮内地区公民館 宮内小学校	294 1,502	橋 3 樋門 3

(10)南予地方局西予土木事務所

河川名	水防管理団体名	重要水防箇所		特に危険な箇所			
		左右岸	延長(m)	左右岸	延長(m)	危険な状態	水防対策工法
東川	西予市	左右	200 200				
西川	〃	左右	220 220				
〃	〃	左右	280 180				
肱川	〃	左右	120 520				
〃	〃	左右	4,800 3,950				
岩瀬川	〃	左右	765 85				
魚成川～ 田穂川	〃	左右	1,720 1,160				
俵津海岸 (漁)	〃		100				
渡江海岸 (漁)	〃		120				
狩浜海岸 (漁)	〃		125				
	河川	左 右	(7) 8,105 (7) 6,315				
	計		(14) 14,420				
	海岸		(3) 345				
	合計		(17) 14,765				

(注) ()は、箇所数

及び対策		関係区域			避難		備考
必要資材及び数量	担当消防団及び人員	集落名	戸数(戸)	人口(人)	避難場所	収容能力(人)	
	高山分団1部 14名	高山	172	311	高山地区体育館 (旧)明浜西体育館	271 529	橋 6
	高山分団2部 15名	高山	130	233	高山地区体育館 (旧)明浜西体育館	271 529	橋 10
	俵津分団2部 22名	俵津	316	658	俵津保育所 俵津公民館	150 289	橋 7
	多田分団1部 (東多田)16名	瀬戸	87	178	瀬戸公会堂	200	橋 3 堰 3
	野村分団2部 32名	石久保 本町3丁目	356	688	野村公民館	614	
	宇和分団2部 18名	鬼窪	10	32	大本集会所	50	橋 1 堰 2
	魚成分団1部 27名	魚成	184	429	改善センター魚成	416	橋 8 堰 2
	俵津分団1部 22名	俵津	179	359	俵津公民館 俵津保育所	289 150	
	狩江分団1部 18名 明浜分団1部 6名	渡江	74	170	渡江公民館	100	
	狩江分団2部 18名 明浜分団2部 17名	狩浜	225	395	かりえ笑学校	1,119	

(11)南予地方局建設部

河川名	水防管理団体名	重要水防箇所		特に危険な箇所			
		左右岸	延長(m)	左右岸	延長(m)	危険な状態	水防対策工法
内平川	宇和島市	左右	330 450				
岩松川	〃	左	160				
遠近川	〃	左右	200 200				
立間川	〃	左右	740 530				
国安川	〃	左右	250 250				
河内川	〃	左右	4,550 5,030				
本村川	〃	左右	1,160 1,300				
鱒川	松野町	右	100				
広見川	鬼北町	左	300				
白浦海岸	宇和島市		170				
	河川	左右	(8) 7,690 (7) 7,860				
	計		(15) 15,550				
	海岸		(1) 170				
	合計		(16) 15,720				

(注) ()は、箇所数

及び対策		関係区域			避難		備考
必要資材及び数量	担当消防団及び人員	集落名	戸数(戸)	人口(人)	避難場所	収容能力(人)	
		保手1・2・3・5 別当1	710	1,451	明倫小学校 城東中学校	7,257	橋 4
		浜田町 港町1・2・3	118	203	福商社 中央公会館 中工会館	1,216	
		熱田津 久保津	119	235	宇和島高等学校津島分校 熱田集会所	2,563	橋 2 堰 1
		東小路1・2 北小路1・2・3	262	476	えひめ南農協立間中央支所 立間高等学校	8,913	
		東小路1・2 魚棚1・2・3	223	417	吉田高等学校 吉田公民館	7,149	
		御殿内1・2・3・4 河内中・上	431	860	喜佐方小学校 喜佐方公民館 吉田中学校	4,675	
		大河内上・下 寺家郷蔵	593	1,223	立間小学校 立間公民館	1,563	
		松丸	5	16	スポーツ交流センター	400	橋 2
		興野々	4	7	興野々集会所	100	
		白浦	43	43	玉津小学校	1,282	

(12)南予地方局愛南土木事務所

河川名	水防管理団体名	重要水防箇所		特に危険な箇所			
		左右岸	延長(m)	左右岸	延長(m)	危険な状態	水防対策工法
中実川	愛南町	左右	330 330				
御荘海岸 (漁)	〃		580				
中浦海岸 (漁)	〃		2,980				
家串海岸 (漁)	〃		340				
船越海岸 (漁)	〃		337				
福浦海岸 (漁)	〃		1,270				
	河川	左 右	(1) 330 (1) 330				
	計		(2) 660				
	海岸		(5) 5,507				
	合計		(7) 6,167				

(注) ()は、箇所数

及び対策		関係区域			避難		備考
必要資材及び数量	担当消防団 及び人員	集落名	戸数 (戸)	人口 (人)	避難場所	収容能力 (人)	
		須ノ川	67	157	内海中学校 須ノ川分館	680	橋 6
		平山	126	263	平山集会所	300	
		中浦	298	523	御中浦小学校 御中浦小学校	1,500	
		家串	81	173	家串小学校 家串公民館	450	
		船越家・下久家	279	479	船越小学校	1,300	
		福麦ヶ浦	289	501	福浦小学校	1,800	

第3 水防資器材

1 県

品名	倉庫名	本部	四国中央	西条	周桑	今治
	所在地 単位	松山市森松	四国中央市 土居町北野	西条市中野	西条市壬生川	今治市宅間
かます	枚		850	1,860		120
むしろ	〃		394		410	60
麻袋	〃	10,300		800		120
ビニール土のう袋	〃	4,100	4,700	13,566	44,700	10,200
杭・丸太 1 m	本	310	205	340	1,037	50
〃 2 m	〃	240	428	900	291	550
〃 3 m	〃	90	86	296	60	50
〃 4 m	〃	30	41	40	50	50
〃 5 m	〃	13	15	56	5	
縄	巻		59	196	36	6
鉄線	kg	100	400	870	810	325
ロープ	巻	25	13	27	12	19
釘	kg					
かすがい	本	800	246	2,000		100
つるはし	丁	22	15	5	1	7
スコップ	〃	86	29	21	50	52
くわ	〃		4	16		10
雁爪	〃	16				
じょれん	〃	33	8			37
掛矢	〃	29	5	10	10	17
ハンマー	〃	12	6	14		10
ペンチ	〃	2	3	1		10
チェーンソー	台	2	3	1		1
鎌	丁	51	6	6	3	10
鋸	〃	30	2	6	2	6
おの・なた	〃	18	2	4		13
羽口	〃	0		7		
クリッパー	〃	5	3	4		4
ざるかご	ヶ		3			31
照明灯	〃	3	10	1		2
発電機	台	2	1			1
マイク	〃	2	1	1		1
水防マット	組					
防水ビニールシート	枚	56	34	17		40
たみ	〃					
手箕	ヶ	29				
その他		救命胴衣 10 大型土のう 160 ヘッドライト 10 一輪車 12 懐中電灯 6 鋼杭 122本 たこ 4 脚立 2 しの 13 塩ビパイプ 2 フック付ロープ 3 携行缶 2 LED照明 5 電工ドラム 1 コーン 10 コーンバー 9 竹ぼうき 20 結束線 3	救命胴衣 10 大型土のう 80 一輪車 3 水中ポンプ 1 バケツ他 4 梯子 40 コーン 40 コーンバー 40 コンウェイト 40 LED合図灯 10 舗装補修材 7 オイル吸着剤 7 コードリール 2 危険杭 20 ピカピカチューブ 5 セーフティフラッシュ 20 ヘッドライト 3	合羽 6 救命胴衣 38 竹 4束 大型土のう 105 一輪車 5 しの 5 懐中電灯 10 はしご 4 吸水土のう 51 オイルフェンス 3 角杭 50 防護服 1 胴長 1	救命胴衣 6 大型土のう 760 ヘッドライト 10 一輪車 11 懐中電灯 28 脚立 1 バケツ 2 吸着マット 700 竹 1束 コーン 20 コーンバー 10 オイルフェンス 3 LED合図灯 9 反射ベスト 18 胴長 3 LED発光ベスト 7 充電ワークライト 1	

保 有 状 況 一 覧 表

久万	大洲	八幡浜	西予	宇和島	愛南	計
久万高原町 菅生	大洲市中村	八幡浜市 保内町宮内	西予市 宇和町卯之町	北宇和郡 鬼北町大字奈良	愛南町 城辺甲	11箇所
			150	30	270	3,280
		30	120	30	6	1,050
				250	300	11,770
5,119	6,800	8,700	7,950	3,000	5,100	113,935
13	111	60	106	400	400	3,032
50	200	265	60	400	232	3,616
		125	80		117	904
	58	50			33	352
						89
		10	28	10	43	388
200	50	50	25	100	50	2,980
30	22	7	9	17	12	193
				10	20	30
				40	200	3,386
	10	10	20	20	10	120
21	71	70	63	30	35	528
9	2		6	10	8	65
3	15	3	18	20	7	82
	23		20	3	3	127
	19	20	13	2	4	129
6	18		10	6	11	93
	8		9	5	10	48
6		5	1	2	4	25
24	43		16	15	20	194
19	9	4	24	10	6	118
4	11	4	7	11	6	80
						7
5	4		2	2	2	31
	40					74
15	6	2	1	2	3	45
1	2	1	1	1	2	12
2				2	2	11
				3	2	5
39	20	20	35	15	28	304
						0
20		20	23	25	7	124
救命胴衣 10	救命胴衣 217	救命胴衣 14	救命胴衣 18	救命胴衣 10	救命胴衣 33	
大型土のう 140	大型土のう 107	大型土のう 110	1 t 土のう 100	大型土のう 50	大型土のう 115	
ヘッドライト 10	ヘッドライト 21	ヘッドライト 10	2 t 土のう 100	ヘッドライト 20	ヘッドライト 27	
一輪車 5	一輪車 3	一輪車 10	ヘッドライト 10	一輪車 4	一輪車 5	
懐中電灯 9	懐中電灯 18	懐中電灯 18	一輪車 5	懐中電灯 15	懐中電灯 23	
鋼杭 50	草刈機 1	鋼杭 50	LED発光ベスト 3	鋼杭 50	しの 10	
しの 5	ガソリン缶 1	二人用たこ 1	吸水土のう 80	しの 3	吸着マット 500	
吸着マット 1,123枚	脚立 1	とび口 6	オイルフェンス 10	脚立 1	コーン 25	
コートリール 4	しの 7	フラッシュボタン 14	吸着マット 913	吸着マット 200	胴長 8	
バール 2	金槌 7	リヤカー 2	コーン 30	延長コード 2	コートリール 1	
胴長 5	とび口 15	メガホン 6	コーンパー 9	バール 6	立入禁止テープ10	
LED合図灯 6	担棒 10	水中ポンプ 3	懐中電灯 6	オイルフェンス 2	トラロープ 9	
反射ベスト 6	胴長 3	フルハーネス 4	コートリール 3	雨合羽 10	鉄杭 100	
排水ポンプ 2		タンパ 2	ガソリン缶 2		ランタン 1	
		ホワイトポート 1	脚立 1		セーフティフラッシュ 6	
		簡易ベッド 10			ガソリン缶 1	
		矢印板 3			オイル吸着マット3	
		2連ハシゴ 1			フルハーネス 5	
		オイルフェンス 1			LED発光ベスト15	
					吸水土のう 110	
					LED合図灯 10	

2 水防管理団体

(1) 東予地方局四国中央土木事務所管内

品名	水防管理団体		四国中央市	管内計
	倉庫棟数	単位	(2)	(2)
			12	12
か ま す		枚		0
む し ろ		〃		0
麻		袋		0
ビニール土のう袋		〃	15,600	15,600
杭・丸太 1 m		本	80	80
〃 2 m		〃	100	100
〃 3 m		〃	55	55
〃 4 m		〃		0
〃 5 m		〃		0
縄		巻	45	45
鉄線		kg	45	45
ロップ		巻	28	28
釘		kg		0
かすがい		本		0
つるはし		丁	60	60
スコップ		〃	240	240
くわ		〃	14	14
雁爪		〃	114	114
じよれん		〃	82	82
掛矢		〃	56	56
ハンマー		〃	13	13
ペンチ		〃	2	2
チェーンソー		台	2	2
鎌		丁	10	10
鋸		〃	8	8
おの・なた		〃	12	12
羽口		〃	94	94
クリッパ		〃	9	9
ざるかご		ヶ		0
照明灯		〃	3	3
発電機		台		0
マイク		〃		0
水防マット		組		0
防水ビニールシート		枚	282	282
たたみ		〃	210	210
手箕		ヶ	225	225
その他			一輪車 9	一輪車 9

(注) ()は消防倉庫と兼用している水防倉庫(外書き)

(2) 東予地方局建設部管内

品名	水防管理団体		新居浜市	西条市	管内計
	倉庫棟数	単位	(5) 3	(0) 16	(5) 19
かます		枚		270	270
むしろ		〃			0
麻袋		〃		50	50
ビニール土のう袋		〃	19,300	127,800	147,100
杭・丸太	1 m	本	36	3,135	3,171
〃	2 m	〃	306	6,696	7,002
〃	3 m	〃	46	772	818
〃	4 m	〃		80	80
〃	5 m	〃		100	100
縄		巻		38	38
鉄線		kg	550	738	1,288
ロ一プ		巻	94	8	102
釘		kg	19	2	21
かすがい		本			0
つるはし		丁	68	43	111
スコップ		〃	531	290	821
くわ		〃	82	60	142
雁爪		〃	0	15	15
じよれん		〃		130	130
掛矢		〃	74	139	213
ハンマー		〃	92	40	132
ペンチ		〃	46	17	63
チェーンソー		台		19	19
鎌		丁	117	125	242
鋸		〃	99	66	165
おの・なた		〃	83	34	117
羽口		〃		166	166
クリッパ一		〃	54	37	91
ざるかご		ヶ			0
照明灯		〃	0	15	15
発電機		台	3	9	12
マイク		〃	7	3	10
水防マツト		組		10	10
防水ビニールシート		枚	870	101	971
たたみ		〃		188	188
手箕		ヶ	75		75
その他			一輪車 21 鋼杭 543本 ヘルメット 77ヶ 雨具 266着 たこ(胴突) 14 ベルトコンベア 1台 パイル(白杭) 637本 しの 49個 懐中電灯 65個	一輪車 4 鋼杭 193本 ヘルメット 50ヶ 雨具 39着 大型土のう 100袋 しの 67 おいこ 9 ザイル 10 はしご 2 コードリール 23 懐中電灯 39	

(注) ()は消防倉庫と兼用している水防倉庫(外書き)

(3) 東予地方局今治土木事務所管内

品名	水防管理団体		今治市	上島町	管内計
	倉庫棟数	単位	(13)	(9)	(22)
			2	0	2
かま	す	枚			0
むし	ろ	〃			0
麻	袋	〃	155		155
ビニール土のう	袋	〃	115,890	11,200	127,090
杭・丸太	1 m	本	753	268	1,021
〃	2 m	〃	79	40	119
〃	3 m	〃			0
〃	4 m	〃			0
〃	5 m	〃			0
縄		巻	38	2	40
鉄	線	kg	32	4	36
ロ	プ	巻	461	9	470
	釘	kg			0
か	すが	い			0
つ	る	は	53	9	62
ス	コ	ツ	838	90	928
く		わ	64	13	77
雁		爪			0
じ	よ	れ	62	20	82
掛		矢	129	18	147
ハ	ン	マ	118	6	124
ペ	ン	チ	57	5	62
チェ	ーン	ソー	40	11	51
	鎌		118	90	208
	鋸		205	29	234
お	の	・	74	2	76
羽		口	12		12
ク	リ	ッ	48	1	49
ざ	る	か			0
照	明	灯	110	43	153
発	電	機	127	12	139
マ	イ	ク	75		75
水	防	マ			0
防	水	ビ	1,574	108	1,682
た	た	み			0
手		箕	10		10
そ	の	他	土入り土のう 5,136 ビニールフィルム 12 鋼杭 670 ネトロンシート 6 大型土のう袋 684 バール 187 コードリール 121 懐中電灯 420	懐中電灯 193	

(注) ()は消防倉庫と兼用している水防倉庫(外書き)

(4) 中予地方局建設部管内

水防管理団体 倉庫棟数		松山市	伊予市	東温市	松前町	砥部町	管内計
		(11)	(2)	(1)	(1)	(2)	(17)
品名	単位	14	2	2	0	5	23
かます	枚						0
むしろ	〃						0
麻袋	〃		200				200
ビニール土のう袋	〃	250,954	10,100	6,000	3,400	3,248	273,702
杭・丸太 1 m	本		122	53	95	84	354
〃 2 m	〃	16,349	27	85			16,461
〃 3 m	〃						0
〃 4 m	〃		18				18
〃 5 m	〃						0
縄	巻	350	2		5	6	363
鉄線	kg	4,900	10	20	100	50	5,080
ロープ	巻	251	4	7	1	27	290
釘	kg						0
かすがい	本						0
つるはし	丁	50	17	3	2	10	82
スコップ	〃	574	75	42	39	76	806
くわ	〃	51	6	18		8	83
雁爪	〃		28			6	34
じよれん	〃	34	28		5	25	92
掛矢	〃	158	19	5	6	12	200
ハンマー	〃	192	20	8	13	7	240
ペンチ	〃	218		7	3	6	234
チェーンソー	台	62		5	1		68
鎌	丁	247	46	10	32	9	344
鋸	〃	147	34	5	6	14	206
おの・なた	〃	15	7	3	1	5	31
羽口	〃	33					33
クリッパー	〃	164	4	4	3	4	179
ざるかご	ヶ						0
照明灯	〃	7	1		1	3	12
発電機	台	78	2	5	1	10	96
マイク	〃	10					10
水防マット	組	7					7
防水ビニールシート	枚	6,752	71	620	25	89	7,557
たたみ	〃						0
手箕	ヶ	176					176
その他		救命胴衣 135着 大型土のう 99袋 鋼杭 2,759本 一輪車 42台 しの 149丁 パール 210丁 コートリール 48個 鋼釘 12枚 越水止め水のう 4組 ネットロンシート 220m 穿孔機 32 たこ 4 発電機用カセットポンプ 621 携行缶 70 ボックスウォール 60 組立式貯水槽 3組	鋼杭 145本 水中ポンプ 6台 一輪車 6台 しの 15丁 パール 24丁 コートリール 1個 土嚢袋UVブラック 3,200枚	鋼杭 68本 一輪車 6台 しの 5丁 パール 11丁 チルホール 3機 ゴムホート 1セット	救命胴衣 5着 鋼杭 45本 金槌 4丁 たこ 10丁 ボート 1艘 一輪車 4台 しの 7丁 船外機 1台 救命浮輪 1個 カッター 4個 水中ポンプ 1台 高圧洗浄機 7台	鋼杭 60本 金槌 4丁 たこ 10丁	

(注) ()は消防倉庫と兼用している水防倉庫(外書き)

(5) 中予地方局久万高原土木事務所管内

品名	水防管理団体		久万高原町	管内計
	倉庫棟数	単位	(46)	(46)
			0	0
かます	枚			0
むしろ	〃			0
麻袋	〃			0
ビニール土のう袋	〃		6,480	6,480
杭・丸太 1 m	本			0
〃 2 m	〃		18	18
〃 3 m	〃		18	18
〃 4 m	〃		18	18
〃 5 m	〃			0
縄	巻			0
鉄線	kg			0
ロープ	巻		50	50
釘	kg			0
かすがい	本			0
つるはし	丁		55	55
スコップ	〃		135	135
くわ	〃		45	45
雁爪	〃			0
じょれん	〃		22	22
掛矢	〃		8	8
ハンマー	〃		11	11
ペンチ	〃			0
チェーンソー	台		8	8
鎌	丁		45	45
鋸	〃		57	57
おの・なた	〃		48	48
羽口	〃			0
クリッパー	〃			0
ざるかご	ヶ			0
照明灯	〃		46	46
発電機	台		28	28
マイク	〃		3	3
水防マット	組			0
防水ビニールシート	枚			0
たたみ	〃			0
手箕	ヶ			0
その他				

(注) ()は消防倉庫と兼用している水防倉庫(外書き)

(6) 南予地方局大洲土木事務所管内

品名	水防管理団体		大洲市	内子町	管内計
	倉庫棟数	単位	(6) 11	(1) 2	(7) 13
かま	す	枚			0
むし	ろ	〃			0
麻	袋	〃			0
ビニール土のう	袋	〃	31,200	6,500	37,700
杭・丸太	1 m	本	456	70	526
〃	2 m	〃	886	140	1,026
〃	3 m	〃	58		58
〃	4 m	〃	74		74
〃	5 m	〃			0
縄		巻		1	1
鉄線		kg	1,040	100	1,140
ロ一プ		巻	79	4	83
釘		kg	83	1	84
かすがい		本			0
つるはし		丁	90	7	97
スコップ		〃	278	72	350
くわ		〃	81	18	99
雁爪		〃	162		162
じょれん		〃	179	29	208
掛矢		〃	127	10	137
ハンマー		〃	115	12	127
ペンチ		〃	90	2	92
チェーンソー		台	7		7
鎌		丁	102	19	121
鋸		〃	62	9	71
おの・なた		〃	97	6	103
羽口		〃			0
クリッパー		〃	66	5	71
ざるかご		ヶ	96		96
照明灯		〃	20	7	27
発電機		台	15		15
マイク		〃			0
水防マット		組			0
防水ビニールシート		枚	206	50	256
たたみ		〃			0
手箕		ヶ	246	76	322
その他			担棒 73 鋼杭1.5m 1,479 一輪車 32 しの 77 懐中電灯 102 電気コード50m 11 ゴムボート 3 組立式ボート 9 20mロープ 26 とび口 93 柄鎌 51 水中ポンプ 1 バール 20 しょうれん 17	鋼杭1.2m 80 一輪車 9 しの 4 バール 16	

(注) ()は消防倉庫と兼用している水防倉庫(外書き)

(7) 南予地方局八幡浜土木事務所管内

品名	水防管理団体		八幡浜市	伊方町	管内計
	倉庫棟数	単位	(2) 1	(3) 0	(5) 1
かます		枚			0
むしろ		〃	97		97
麻袋		〃		200	200
ビニール土のう袋		〃	8,700	7,000	15,700
杭・丸太 1 m		本	135		135
〃 2 m		〃	110		110
〃 3 m		〃	46		46
〃 4 m		〃	65		65
〃 5 m		〃			0
縄		巻			0
鉄線		kg	20		20
ロープ		巻	1	1	2
釘		kg		1	1
かすがい		本	60		60
つるはし		丁	13	10	23
スコップ		〃	46	40	86
くわ		〃	30	16	46
雁爪		〃		10	10
じょれん		〃	9	7	16
掛矢		〃	13	15	28
ハンマー		〃	36	14	50
ペンチ		〃	11	12	23
チェーンソー		台	1	12	13
鎌		丁	40	51	91
鋸		〃	49	17	66
おの・なた		〃	8	5	13
羽口		〃			0
クリッパ		〃	1		1
ざるかご		ヶ			0
照明灯		〃	9	26	35
発電機		台	1	22	23
マイク		〃		3	3
水防マット		組	1		1
防水ビニールシート		枚	26	20	46
たたみ		〃			0
手箕		ヶ	21		21
その他			ゴムボート 3 水中ポンプ 3 一輪車 6 救命胴衣 20 鋼杭 166本 ホッパー 5本 船外機 2	救命胴衣 485	

(注) ()は消防倉庫と兼用している水防倉庫(外書き)

(8) 南予地方局西予土木事務所管内

品名	水防管理団体		西予市	管内計
	倉庫棟数	単位	(6)	(6)
			3	3
かます	枚			0
むしろ	〃		22	22
麻袋	〃			0
ビニール土のう袋	〃		17,400	17,400
杭・丸太 1 m	本		796	796
〃 2 m	〃		130	130
〃 3 m	〃			0
〃 4 m	〃		30	30
〃 5 m	〃		3	3
縄	巻		2	2
鉄線	kg		36	36
ロープ	巻		28	28
釘	kg			0
かすがい	本			0
つるはし	丁		25	25
スコップ	〃		266	266
くわ	〃		19	19
雁爪	〃		28	28
じよれん	〃		4	4
掛矢	〃		18	18
ハンマー	〃		25	25
ペンチ	〃		16	16
チェーンソー	台		128	128
鎌	丁		78	78
鋸	〃		24	24
おの・なた	〃		42	42
羽口	〃			0
クリッパー	〃			0
ざるかご	ヶ		30	30
照明灯	〃		11	11
発電機	台		19	19
マイク	〃		8	8
水防マット	組			0
防水ビニールシート	枚		94	94
たたみ	〃			0
手箕	ヶ		17	17
その他			救命胴衣 121 1t・2t土のう 200 ヘッドライト 174 一輪車 5 LED発光ベスト 3 吸水土のう 80 オイルフェンス 144 吸着マット 3,070 コーン 30 コーンバー 9 懐中電灯 89 ユードリール 5 ガンリン携行缶 61 脚立 1 吸着剤(凝固剤) 90	

(注) ()は消防倉庫と兼用している水防倉庫(外書き)

(9) 南予地方局建設部管内

品名	水防管理団体		宇和島市	鬼北町	松野町	管内計
	倉庫棟数	単位	(0) 6	(0) 1	(1) 1	(1) 8
かます		枚	20			20
むしろ		〃	30			30
麻袋		〃	450		100	550
ビニール土のう袋		〃	10,000	4,000	1,500	15,500
杭・丸太 1 m		本	17			17
〃 2 m		〃	220	100		320
〃 3 m		〃	10			10
〃 4 m		〃	56			56
〃 5 m		〃	1		30	31
縄		巻	20			20
鉄線		kg	46		20	66
ロープ		巻	27	1	3	31
釘		kg	5		10	15
かすがい		本	47			47
つるはし		丁	22	5	5	32
スコップ		〃	183	66	10	259
くわ		〃	61		5	66
雁爪		〃	49	5	5	59
じよれん		〃	12		7	19
掛矢		〃	31	4	1	36
ハンマー		〃	8		7	15
ペンチ		〃	12		5	17
チェーンソー		台	77		3	80
鎌		丁	30	5	5	40
鋸		〃	16	2	10	28
おの・なた		〃	19	56	10	85
羽口		〃				0
クリッパ		〃	4		2	6
ざるかご		ヶ				0
照明灯		〃	95	1	5	101
発電機		台	90	1	2	93
マイク		〃				0
水防マット		組				0
防水ビニールシート		枚	80	69	10	159
たたみ		〃				0
手箕		ヶ	47	20	4	71
その他			木杭・鉄杭 304本 予備土 1m3 ライフジャケット 867着 砂入り土のう袋 1,500袋 ビニールパイプ 3本	ライフジャケット 117着	梯子 2	

(注) ()は消防倉庫と兼用している水防倉庫(外書き)

(10) 南予地方局愛南土木事務所管内

品名	水防管理団体		愛南町	管内計
	倉庫棟数	単位	(10)	(10)
			2	2
かま	す	枚		0
むし	ろ	〃		0
麻	袋	〃	260	260
ビニール土のう	袋	〃	9,543	9,543
杭・丸太	1 m	本		0
〃	2 m	〃	32	32
〃	3 m	〃		0
〃	4 m	〃		0
〃	5 m	〃		0
縄		巻	3	3
鉄線		kg	90	90
ロ一	プ	巻	14	14
釘		kg	7	7
かすがい		本		0
つるはし		丁	18	18
スコップ		〃	159	159
くわ		〃	35	35
雁爪		〃	14	14
じよれん		〃	10	10
掛矢		〃	6	6
ハンマー		〃	6	6
ペンチ		〃	2	2
チェーンソー		台	24	24
鎌		丁	10	10
鋸		〃	7	7
おの・なた		〃	74	74
羽口		〃		0
クリッパー		〃	5	5
ざるかご		ヶ	8	8
照明灯		〃	26	26
発電機		台	9	9
マイク		〃	6	6
水防マット		組		0
防水ビニールシート		枚	44	44
たたみ		〃		0
手箕		ヶ	11	11
その他			土のう（砂入り） 6,941個 ショウレン 2本 パール 3本	

(注) ()は消防倉庫と兼用している水防倉庫(外書き)

水防資器材備蓄状況

品名	水防管理団体		市町	管内計
	倉庫棟数	単位	(121)	(121)
			83	94
かます		枚	290	3,570
むしろ		〃	149	1,199
麻袋		〃	1,415	13,185
ビニール土のう袋		〃	665,815	779,750
杭・丸太 1 m		本	6,100	9,132
〃 2 m		〃	25,318	28,934
〃 3 m		〃	1,005	1,909
〃 4 m		〃	341	693
〃 5 m		〃	134	223
縄		巻	512	900
鉄線		kg	7,801	10,781
ロ一プ		巻	1,098	1,291
釘		kg	128	158
かすがい		本	107	3,493
つるはし		丁	565	685
スコップ		〃	4,050	4,578
くわ		〃	626	691
雁爪		〃	436	518
じよれん		〃	665	792
掛矢		〃	849	978
ハンマー		〃	743	836
ペンチ		〃	511	559
チェーンソー		台	400	425
鎌		丁	1,189	1,383
鋸		〃	866	984
おの・なた		〃	601	681
羽口		〃	305	312
クリッパ一		〃	411	442
ざるかご		ヶ	134	208
照明灯		〃	429	474
発電機		台	434	446
マイク		〃	115	126
水防マット		組	18	23
防水ビニールシート		枚	11,091	11,395
たたみ		〃	398	398
手箕		ヶ	928	1,052
その他				

(注) ()は消防倉庫と兼用している水防倉庫(外書き)

3 各種水防資器材



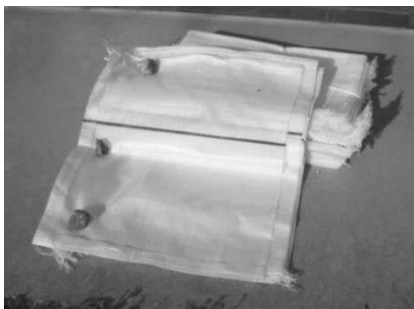
かます



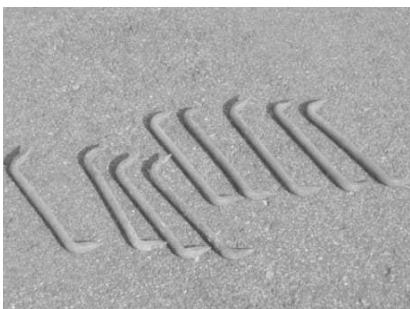
蓆(むしろ)



麻袋



ビニール土のう袋



鋙(かすがい)



つるはし



スコップ



鍬(くわ)



雁爪(がんづめ)



鋤簾(じょれん)



掛矢(かけや)



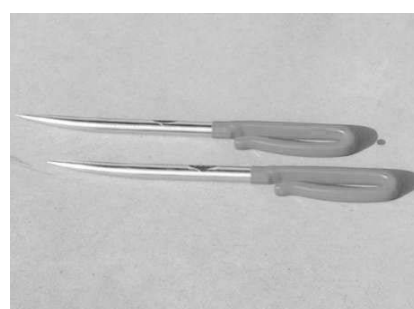
ハンマー



ペンチ



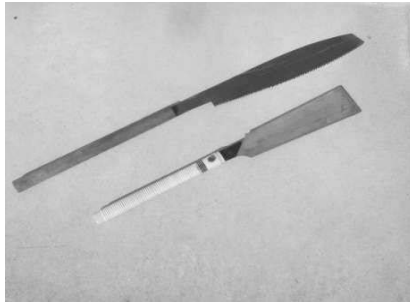
たこづち



しの



鎌(かま)



鋸(のこぎり・のこ)



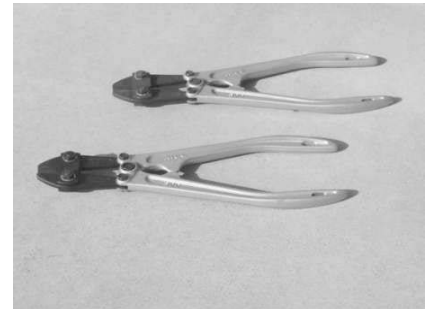
斧(おの)



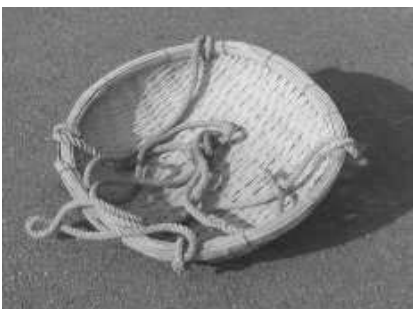
鉞(なた)



鉄線(番線)



クリッパー(番線カッター)



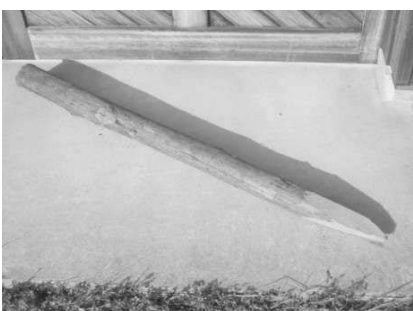
ざるかご



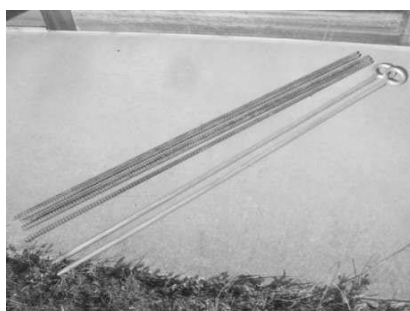
防水ビニールシート



手箕(てみ)



杭・丸太



鋼杭(こうがい)



大型土のう袋



塩ビパイプ



一輪車



懐中電灯



ビニールロープ



ロープ



携行缶



発電機



救命胴衣



ヘッドライト



照明灯



チェーンソー



水防マット



マイク

第4 土木部関係地方機関人員、組織、自動車数状況

R8.4.1現在

地方局建設部 土木事務所	技 術 事 務 員 職 員	技 術 員 (運転手)	業務員	自 動 車 保 有 数				備考		
				特	貨	乗	軽			
四 国 中 央 土 木 事 務 所	12	13	1	4	1	5	1	4	(乗) 乗用車 (貨) 小型普通貨物 (バン・ジープ・トラック)	
東 予 建 設 部	30	23	1	4	2	15		3		
今 治 所 土 木 事 務 所	21	23	1	3	1	11	2	5		
中 予 建 設 部	61	45	4	5	2	21		6		
久 万 高 原 土 木 事 務 所	16	8	2	5	2	8		1		
大 洲 所 土 木 事 務 所	31	20	3	7	1	11		3		(特) 軽自動車 (軽) 小型・普通特殊車 (パト用ジープ・道路作業車88)
八 幡 浜 所 土 木 事 務 所	23	16		4	1	2	2	7		
西 予 所 土 木 事 務 所	17	11	1	4	1	8	2			
南 予 建 設 部	35	18	1	5	3	17	1	3		
愛 南 所 土 木 事 務 所	11	9	1	4	1	2	1	7		
鹿 森 ダ ム	4			0		1				
黒 瀬 ダ ム	4			1			1			
玉 川 ダ ム	4			1		1				
須 賀 川 ダ ム	4			1		1				
山 財 ダ ム	4			1			1			
台 ダ ム	4			1		1				
計	281	186	15	50	15	104	11	39		

第5 雨量・水位

1 特定雨量観測所

(1) 県

河川名	観測所名	位 置			観測者
		郡市	町	地区	
金生川	伊予三島	四国中央		宮川4丁目	四国中央土木事務所長
国領川	鹿森ダム	新居浜		立川町	鹿森ダム管理事務所長
〃	河又	〃		大永山	〃
中山川	丹原	西条		丹原町池田	東予地方局建設部長
〃	保井野	〃		丹原町明河	〃
加茂川	西条	〃		喜多川	〃
〃	黒瀬ダム	〃		黒瀬	黒瀬ダム管理事務所長
〃	藤之石	〃		藤之石	〃
〃	東之川	〃		東之川	〃
〃	大平	〃		小松町石槌	〃
蒼社川	今治	今治		旭町1丁目	今治土木事務所長
〃	玉川ダム	〃		玉川町下 龍岡	玉川ダム管理事務所長
〃	木地	〃		玉川町上 龍岡	〃
〃	片山	〃		片山	〃
〃	鈍川	〃		玉川町地 木	〃
重信川	松山	松山		北持田町	中予地方局建設部長
大谷川	伊予	伊予		下吾川	〃
久万川	久万	上浮穴	久万高原	久万	久万高原土木事務所長
肱川	大洲	大洲		田口	大洲土木事務所長

観測所一覽表

所 属	地方局建設部 土木事務所	種 別	水防本部と の連絡方法	観測開始 年 月 日	既往最大日雨量 (mm)
河 川	四国中央(土)	テレメーター	0896-24-4455	S50.4.1	H16.10.20 312.0
ダ ム	東 予 (建)	〃	0897-41-6438	S38.4.1	H23.9.2 614.0
〃	〃	〃	〃	〃	H17.9.6 777.0
河 川	〃	〃	0897-55-4710	S63.4.1	H30.9.30 279.0
〃	〃	〃	〃	S55.4.1	H16.8.21 443.0
〃	〃	〃	〃	H10.4.1	H30.9.30 255.0
ダ ム	〃	〃	0897-56-3131	S48.4.1	H23.9.2 522.0
〃	〃	〃	〃	〃	H13.8.21 647.0
〃	〃	〃	〃	〃	H17.9.6 643.0
〃	〃	〃	〃	〃	H30.9.30 509.0
河 川	今 治 (土)	〃	0898-32-8808	S44.4.1	H30.7.6 234.0
ダ ム	〃	〃	0898-55-2200	S46.4.1	H29.9.17 334.0
〃	〃	〃	〃	〃	H29.9.17 379.0
〃	〃	〃	〃	〃	H30.7.6 236.0
〃	〃	〃	〃	〃	H10.10.20 343.0
河 川	中 予 (建)	〃	089-943-4826	H1.4.1	H30.7.6 199.0
〃	〃	〃	〃	S54.4.1	H10.10.17 148.0
〃	久万高原(土)	〃	0892-21-1210	S43.4.1	H16.8.30 295.0
〃	大 洲 (土)	〃	0893-24-5121	S40.4.1	H16.8.10 171.0

(注):(建)は地方局建設部・(土)は土木事務所

河川名	観測所名	位置			観測者
		郡市	町	地区	
千丈川	八幡浜	八幡浜		北浜1丁目	八幡浜土木事務所長
伊方大川	伊方	西宇和	伊方	湊浦	〃
下正野川	正野	〃	〃	正野	〃
肱川	宇和	西予		宇和町卯之町5丁目	西予土木事務所長
須賀川	宇和島	宇和島		天神町	南予地方局建設部長
〃	須賀川ダム	〃		柿原	須賀川ダム管理事務所長
〃	牛野川	北宇和	鬼北	北川	〃
岩松川	山財ダム	宇和島		津島町財	山財ダム管理事務所長
〃	岩松	〃		津島町松	〃
〃	八面山	〃		津島町財	〃
〃	影平	〃		津島町川	〃
僧都川	御荘	南宇和	愛南	城辺	愛南土木事務所長
計	31箇所	(すべてテレメーター)			

所 属	地方局建設部 土木事務所	種 別	水防本部と の連絡方法	観測開始 年 月 日	既往最大日雨量 (mm)
河 川	八 幡 浜 (土)	テレメーター	0894-22-1550	H9.7.7	H30.7.7 150.0
〃	〃	〃	〃	H10.4.1	H30.7.6 220.0
〃	〃	〃	〃	〃	H11.9.24 169.0
〃	西 予 (土)	〃	0894-62-1331	S41.4.1	H30.7.7 252.0
〃	南 予 (建)	〃	0895-22-4832	S35.4.1	H16.8.30 280.0
ダ ム	〃	〃	0895-22-8635	S51.4.1	H17.9.6 378.0
〃	〃	〃	〃	〃	H17.9.6 445.0
〃	〃	〃	0895-32-4020	S55.4.5	H17.9.6 421.0
〃	〃	〃	〃	S55.1.11	H17.9.6 323.0
〃	〃	〃	〃	S55.1.12	H1.8.26 316.0
〃	〃	〃	〃	S55.1.11	H17.9.6 461.0
河 川	愛 南 (土)	〃	0895-72-1145	S45.9.10	H23.10.21 244.0

(注):(建)は地方局建設部・(土)は土木事務所

2 一般雨量観測所

(1) 県

河川名	観測所名	位 置			観 測 者
		郡 市	町	地 区	
西谷川	岩原瀬	四国中央		富郷町	四国中央土木事務所長
金生川	呉石	〃		川滝町	〃
関川	天王橋	〃		土居町土居	〃
国領川	垣生	新居浜		長岩町	東予地方局建設部長
大明神川	河之内	西条		河之内	〃
泊北谷川	吉海	今治		吉海町泊	今治土木事務所長
由之左近川	岩城	越智	上島	岩城	〃
台本川	台ダム	今治		大宮三島町浦	台ダム管理事務所長
立岩川	立岩川	松山		正岡神田	中予地方局建設部長
山狩川	中島	〃		中島大浦	〃
太山寺川	太山寺	〃		太山寺町	〃
上灘川	双海	伊予		上灘	〃
豊田川	池の窪東	〃		串	〃
面河川	面河ダム	上浮穴	久万高原	笠方	面河ダム管理事務所長
櫛生川	櫛生	大洲		長浜町櫛生	大洲土木事務所長
肱川	長浜	〃		柴	〃
〃	菅田	〃		菅田町菅田	〃
小田川	大瀬北	喜多内	子	大瀬中央	〃
高茂川	大江	西宇和	伊方	大江	八幡浜土木事務所長
朝立川	三瓶	西予		三瓶町和泉	西予土木事務所長
西川	明浜	〃		明浜町高山	〃
大宿川	清水	北宇和	鬼北	清水	南予地方局建設部長
岩松川	津島	宇和島		津北島町灘	〃
立間川	吉田	〃		吉立田町間	〃
渡川	奥南	〃		吉南田町君	〃
嵐川	嵐	〃		津島嵐町	〃
僧都川	僧都	南宇和	愛南	僧都	愛南土木事務所長
〃	中浦	〃	〃	中浦	〃
計	28箇所	(テレメーター27箇所、自記1箇所)			

所 属	地方局建設部 土木事務所	種 別	水 防 本 部 と の 連 絡 方 法	観 測 開 始 年 月 日	既往最大日雨量 (mm)
砂 防	四国中央(土)	テレメーター	0896-24-4455	H12.4.1	H30.9.30 433.0
"	"	"	"	H15.4.1	H16.10.20 279.0
河 川	"	"	"	H12.4.1	H16.10.20 364.0
砂 防	東予(建)	"	0897-56-1300	"	H16.10.20 323.0
河 川	"	"	"	"	H30.9.30 356.0
砂 防	今治(土)	"	0898-23-2500	"	H30.7.6 198.0
"	"	"	"	H15.4.1	H30.7.6 197.0
ダ ム	"	"	0897-82-1768	H4.4.1	H30.7.6 207.0
河 川	中予(建)	"	089-941-1111	H12.4.1	H30.7.6 210.0
"	"	"	"	H11.4.1	H30.7.6 197.0
砂 防	"	"	"	H15.4.1	H30.7.6 227.0
河 川	"	"	"	H11.4.1	H30.9.30 158.0
砂 防	"	"	"	"	H30.7.6 198.0
公営企業局	久万高原(土)	自 記	0892-58-2021	S39.6.15	S46.8.4 400.5
砂 防	大洲(土)	テレメーター	0893-24-5121	H15.4.1	H30.7.7 181.0
"	"	"	"	H12.4.1	H30.7.7 201.0
"	"	"	"	"	H16.8.30 147.0
"	"	"	"	H15.4.1	H30.7.6 232.0
"	八幡浜(土)	"	0894-22-4111	H12.4.1	H30.7.6 230.0
"	西予(土)	"	0894-62-1331	H15.4.1	H16.8.30 212.0
"	"	"	"	"	H30.7.7 190.0
河 川	南予(建)	"	0895-22-5211	H12.4.1	H16.8.30 238.0
砂 防	"	"	"	"	H30.9.9 132.0
"	"	"	"	"	H30.7.7 259.0
"	"	"	"	H15.4.1	H30.7.7 255.0
"	"	"	"	"	H30.7.7 169.0
河 川	愛南(土)	"	0895-72-1145	H12.4.1	H30.7.7 234.0
砂 防	"	"	"	H15.4.1	H23.10.21 223.0

(注):(建)は地方局建設部・(土)は土木事務所

(2) 気象庁

河川名	観測所名	位置			所轄官公署	観測システム
		郡市	町	地区		
石手川	松山	松山		北持田町	松山地方気象台	地上気象
須賀川	宇和島	宇和島		住吉町	〃	〃
蒼社川	今治	今治		山路	〃	アメダス
肱川	大洲	大洲		阿蔵字フルカワ甲	〃	〃
加茂川	成就社	西条		西之川野地国有林	〃	〃
拝志川	上林	東温		上林甲	〃	〃
小田川	獅子越峠	喜多内	子本	川	〃	〃
金生川	四国中央	四国中央		妻鳥町乙	〃	〃
銅山川	富郷	〃		富郷町山寒川	〃	〃
安谷川	新居浜	新居浜		船木甲	〃	〃
中山川	西条	西条		周布	〃	〃
蒼社川	玉川	今治		玉川町甲三反地	〃	〃
宮浦本川	大三島	〃		大三島町先宮浦地	〃	〃
久万川	久万	上浮穴	久万高原	入野	〃	〃
中山川	中山	伊予		中山町丑中	〃	〃
肱川	長浜	大洲		長浜甲	〃	〃
千丈川	八幡浜	八幡浜		五反田	〃	〃
高茂川	瀬戸	西宇和	伊方	塩成	〃	〃
肱川	宇和	西予		宇和町領神	〃	〃
三間川	近永	北宇和	鬼北	近永	〃	〃
僧都川	御荘	南宇和	愛南	御平荘城	〃	〃
重信川	松山南吉田	松山		南吉田町	〃	〃
計	22箇所 (すべてテレメーター)					

水防本部との連絡方法	統計開始年	統計開始以来の最大日降水量(mm)
089-933-3610 愛媛県地上系防災通信システム	M23.1	S18.7.23 215.1
〃	T11.4	S18.7.24 390.6
〃	S51.2	H30.7.6 240.0
〃	S51.1	H17.9.6 188.0
〃	S55.5	H17.9.6 757.0
〃	S51.4	H29.9.17 260.5
〃	S51.5	R4.9.18 362.0
〃	S53.1	H2.9.18 316.0
〃	S53.6	H16.10.20 441.0
〃	H28.8	H30.9.30 369.0
〃	S51.3	H30.9.30 321.5
〃	S51.3	S51.9.11 254.0
〃	S51.1	H30.7.6 207.0
〃	S51.1	R4.9.18 281.5
〃	S51.3	H17.7.3 239.0
〃	S51.3	H10.10.17 189.0
〃	S51.3	H16.8.30 191.0
〃	H9.8	H10.10.17 196.0
〃	S51.3	H8.7.19 288.0
〃	S54.1	H17.9.6 303.0
〃	S51.1	H23.10.21 229.5
〃	H15.1	H17.7.3 235.0

(3) 国土交通省

河川名	観測所名	位置			観測者
		郡市	町	地区	
銅山川	柳瀬	四国中央		金砂町	吉野川ダム統合管理事務所長
〃	上猿田	〃		富郷町	〃
表川	問屋	東温		河之内	松山河川国道事務所長
表川	表川	〃		南方	〃
本谷川	古屋	〃		松瀬川	〃
重信川	森松	松山		森松町	〃
小野川	小野谷	〃		小野町	〃
重信川	木地	東温		山之内	〃
〃	山之内	〃		〃	〃
砥部川	砥部	伊予	砥部	大南	〃
石手川	恩地	松山		恩地町	石手川ダム管理支所長
〃	米野	〃		米野町	〃
〃	石手川ダム	〃		宿野町	〃
肱川	大洲	大洲		中村	大洲河川国道事務所長
小田川	大瀬	喜多内	子	大瀬中央	〃
肱川	長浜	大洲		長浜	〃
野井川	上影	西予		城川町野井川	〃
椽元川	蔵川	大洲		蔵川	〃
小田川	小田	喜多内	子	寺村	〃
小田川	内子	〃	〃	知清	〃
矢落川	柳沢	大洲		柳沢	〃
小田川	中山	伊予		中山町出渕	〃
田渡川	広田	〃	砥部	多居谷	〃
河辺川	河辺	大洲		河辺町河都	〃
久米川	平野	〃		平野町平地	〃
麓川	満穂	喜多内	子	石畳	〃
稻生川	旭	西予		野村町旭	肱川ダム統合管理事務所長
肱川	東多田	〃		宇和町東多田	〃
深ヶ川	岩木	〃		宇和町岩木	〃
肱川	皆田	〃		宇和町皆田	〃
〃	野村ダム	〃		野村町野村	〃
肱川	鹿野川ダム	大洲		肱川町山鳥坂	鹿野川ダム管理支所長

所轄官公署	地方局建設部 土木事務所	種 別	水防本部との 連絡方法	観 測 開 始 年 月 日	既往最大日雨量 (mm)
国土交通省 柳瀬ダム管理庁舎	四国中央(土)	テレメーター	マイクログ	S25.7.10	H16.10.20 408.0
〃	〃	〃	〃	S29.1.9	H16.8.17 529.0
国土交通省 松山河川国道事務所	中予(建)	〃	〃	S29.6.16 (S48.5.29)	H23.9.2 348.0
〃	〃	〃	〃	S54.6.1	H29.9.17 238.0
〃	〃	〃	〃	S30.4.28 (S51.1.27)	H16.10.20 279.0
〃	〃	〃	〃	S30.11.1 (S62.3.10)	H17.7.3 210.0
〃	〃	〃	〃	S32.6.5 (H6.3.16)	S54.6.27 185.0
〃	〃	〃	〃	S34.9.1 (S48.5.29)	H13.8.21 277.0
〃	〃	〃	〃	S53.3.15	H29.9.17 216.0
〃	〃	〃	〃	S29.9.21 (S54.6.1)	H17.7.3 264.0
〃	〃	〃	〃	S47.4.27	H23.9.2 288.0
〃	〃	〃	〃	S47.4.27	H23.9.2 371.0
〃	〃	〃	〃	S47.4.27	H30.7.6 216.0
国土交通省 大洲河川国道事務所	大洲(土)	〃	〃	S26.7.1 (S55.3.27)	S43.8.25 215.7
〃	〃	〃	〃	S29.11.1 (H12.4.19)	H7.7.3 211.0
〃	〃	〃	〃	S43.9.1 (H10.1.1)	S54.10.18 262.0
〃	西予(土)	〃	〃	S44.8.1 (H12.4.19)	S54.8.26 435.0
〃	大洲(土)	〃	〃	S47.6.1 (H3.3.11)	H17.9.6 239.0
〃	〃	〃	〃	S27.8.1 (S62.12.1)	H17.9.6 300.0
〃	〃	〃	〃	S52.3.10	H7.7.3 199.0
〃	〃	〃	〃	S37.7.1 (S57.5.27)	H7.7.3 203.0
〃	中予(建)	〃	〃	S35.8.12 (S61.7.16)	H17.7.3 259.0
〃	〃	〃	〃	S43.9.1 (S62.6.11)	H17.7.3 244.0
〃	大洲(土)	〃	〃	S42.7.1 (H2.4.19)	H17.9.6 297.0
〃	〃	〃	〃	H1.6.26	H7.7.3 207.0
〃	〃	〃	〃	S34.12.5 (H4.6.8)	H30.7.7 195.0
国土交通省 肱川ダム統合管理事務所	西予(土)	〃	〃	S55.6.1	H17.9.6 281.0
〃	〃	〃	〃	S55.6.1	H17.9.6 218.0
〃	〃	〃	〃	S55.6.1	H30.7.7 187.0
〃	〃	〃	〃	S55.6.1	H30.7.7 317.0
〃	〃	〃	〃	S55.11.5	H30.7.7 318.0
国土交通省 鹿野川ダム管理支所	大洲(土)	〃	〃	S35.1.1	H17.9.6 226.0

(注):(建)は地方局建設部・(土)は土木事務所 ()はテレ化

河川名	観測所名	位置			観測者
		郡市	町	地区	
黒瀬川	甲ヶ森	西予		城川町土居	鹿野川ダム管理支所長
肱川	畑ヶ谷	〃		野村町蔵良	〃
舟戸川	惣川	〃		野村町惣川	〃
富野川	富野川	〃		野村町富野川	〃
野井川	遊子谷	〃		城川町遊子谷	〃
仁淀川	御三戸	上浮穴	久万高原	上黒岩	大渡ダム管理所長
面河川	梅ヶ市	〃	〃	笠方	〃
仁淀川	面河	〃	〃	若山	〃
直瀬川	上直瀬	〃	〃	直瀬	〃
面河川	大味川	〃	〃	本組	〃
久万川	久万	〃	〃	上野尻	〃
二名川	永久	〃	〃	二名	〃
前川	黒藤川	〃	〃	黒藤川	〃
仁淀川	美川	〃	〃	日野浦	〃
黒川	獅子越	喜多内	子中	中川	〃
仁淀川	休場	上浮穴	久万高原	中津	〃
黒川	西谷	〃	〃	西谷	〃
黒川	地芳	〃	〃	〃	〃
日向谷川	日吉	北宇和	鬼北	上鍵山	中村河川国道事務所長
広見川	近永	〃	〃	近永	〃
目黒川	目黒	〃	松野	富岡	〃
計	53箇所	(すべてテレメーター)			

(4) 水資源機構

河川名	観測所名	位置			観測者
		郡市	町	地区	
銅山川	富郷	四国中央		富郷町	吉野川上流総合管理所長
〃	保土野	新居浜		別子山	〃
〃	中七番	〃		〃	〃
〃	新宮	四国中央		新宮町馬立	〃
中ノ川	中之川	〃		金砂町小川山	〃
計	5箇所	(すべてテレメーター)			

所轄官公署	地方局建設部 土木事務所	種 別	水防本部との 連絡方法	観 測 開 始 年 月 日	既往最大日雨量 (mm)
国土交通省 鹿野川ダム管理支所	西 予 (土)	テレメーター	マ イ ク ロ	S35.1.1	H17.9.6 272.0
〃	〃	〃	〃	S46.12.27	H30.7.7 249.0
〃	〃	〃	〃	S49.5.31	H17.9.6 339.0
〃	〃	〃	〃	H8.5.16	H17.9.6 220.0
〃	〃	〃	〃	〃	H17.9.6 355.0
国土交通省 大渡ダム管理所	久万高原(土)	〃	〃	S47.7.21	H17.9.6 394.0
〃	〃	〃	〃	S53.5.8	H17.9.6 416.0
〃	〃	〃	〃	S47.7.21	H17.9.6 644.0
〃	〃	〃	〃	S52.4.7	S57.8.26 336.0
〃	〃	〃	〃	S53.5.8	H17.9.6 568.0
〃	〃	〃	〃	S47.7.21	H30.9.30 250.0
〃	〃	〃	〃	S53.5.8	H17.9.6 342.0
〃	〃	〃	〃	S53.5.9	H17.9.6 572.0
〃	〃	〃	〃	S54.4.2	H17.9.6 509.0
〃	大 洲 (土)	〃	〃	S52.4.7	H17.9.6 518.0
〃	久万高原(土)	〃	〃	S47.7.21	H17.9.6 547.0
〃	〃	〃	〃	S47.7.21	S57.8.26 590.0
〃	〃	〃	〃	S53.5.10	H17.9.6 519.0
国土交通省 中村河川国道事務所	南 予 (建)	〃	〃	S60.11.28	H18.7.22 400.0
〃	〃	〃	〃	S46.6.24	H17.9.6 286.0
〃	〃	〃	〃	H1.2.21	H17.9.6 379.0

(注):(建)は地方局建設部・(土)は土木事務所

所 轄 官 公 署	地方局建設部 土木事務所	種 別	水防本部との 連絡方法	観 測 開 始 年 月 日	既往最大日雨量 (mm)
水資源機構 吉野川上流総合管理	四国中央(土)	テレメーター	マ イ ク ロ	S50.1.20	H17.9.6 521.0
〃	〃	〃	〃	S29.2.11	H17.9.6 522.0
〃	〃	〃	〃	S37.4.1	H17.9.6 655.0
〃	〃	〃	〃	S49.11.1	H16.10.20 326.0
〃	〃	〃	〃	S50.5.29	S51.9.11 443.0

(5) JR四国

河川名	観測所名	略号	位 置			設 置 場 所
			郡 市	町	地 区	
金生川	川之江	ノエ	四国中央		川之江町	松山保線区長 (夜間等は施設指令)
関川	伊予土居	トイ	〃		土居町中村	〃
国領川	多喜浜	タハ	新居浜		郷	〃
加茂川	伊予西条	サイ	西条		大町	〃
中山川	壬生川	ニユ	〃		三津屋	〃
中川	伊予桜井	サク	今治		郷桜井	〃
蒼社川	今治	イマ	〃		北宝来町	〃
品部川	大西	オニ	〃		大西町新町	〃
菊間川	菊間	キク	〃		菊間町浜	〃
立岩川	伊予北条	イホ	松山		北条辻	〃
宮前川	松山	マツ	〃		南江戸	〃
古小川	伊予市	イシ	伊予		米湊	〃
中山川	伊予中山	ナヤ	〃		中山	〃
引地川	伊予上灘	カミ	〃		上灘	〃
肱川	伊予長浜	ナマ	大洲		長浜	〃
〃	伊予大洲	オス	〃		中村	〃
千丈川	八幡浜	ヤハ	八幡浜		江戸岡	〃
肱川	卯之町	ウマ	西予		宇和町卯之町	〃
立間尻川	伊予吉田	イヨ	宇和島		吉田	〃
須賀川	宇和島	ウワ	〃		錦町	〃
三間川	近永	チナ	北宇和	鬼北	近永	〃
計	21箇所	(すべてテレメーター)				

所轄官公署	地方局建設部 土木事務所	種 別	水防本部との 連絡方法	観 測 開 始 年 月 日	既往最大日雨量 (mm)
JR 四 国	四国中央(土)	テレメーター	松山保線区 →水防本部	S43.4.15	S49.9.8 200.0
〃	〃	〃	〃	S29.8.25	H16.10.20 374.0
〃	東予(建)	〃	〃	S51.3	H16.10.20 314.0
〃	〃	〃	〃	S31.2.23	H23.9.2 306.0
〃	〃	〃	〃	S43.4	H16.10.20 268.0
〃	今治(土)	〃	〃	S60.4	H16.10.20 188.0
〃	〃	〃	〃	S30.6.15	H16.10.20 176.0
〃	〃	〃	〃	S60.4	H16.10.20 182.0
〃	〃	〃	〃	S43.4.15	H16.10.20 165.0
〃	中予(建)	〃	〃	S32.1	H25.6.20 105.0
〃	〃	〃	〃	S28.3.23	H17.7.3 193.0
〃	〃	〃	〃	S32.2	H23.9.20 133.0
〃	〃	〃	〃	S61.3.3	H17.7.3 278.0
〃	〃	〃	〃	S28.3.23	H17.7.3 262.0
〃	大洲(土)	〃	〃	S28.3.23	H17.9.6 151.0
〃	〃	〃	〃	S28.3.23	H17.9.6 175.0
〃	八幡浜(土)	〃	〃	S31.4	H16.8.30 186.0
〃	西予(土)	〃	〃	S32.1	H17.9.6 258.0
〃	南予(建)	〃	〃	S49.1.27	H17.9.6 298.0
〃	〃	〃	〃	S28.3.23	H17.9.6 392.0
〃	〃	〃	〃	S30.6.21	H17.9.6 327.0

(注):(建)は地方局建設部・(土)は土木事務所

3 特定水位観測所

(1) 県

河川名	観測所名	水防警報河川 (水位周知河川)	位置			種別	水防団待機 水位 (m)	氾濫注意 水位 (m)
			郡市	町	地区			
金生川	上金沢橋	○	四国中央		金田町	テレメーター	2.00	2.50
関川	天王橋	○	〃		土居町居	〃	1.30	1.70
国領川	城下	○	新居浜		郷	〃	1.60	2.00
〃	山根	-	〃		中筋町	〃	2.00	2.50
渦井川(新居浜)	飯積橋	○	西条		下島山甲	〃	1.70	2.10
渦井川(西条)	〃	○	〃		〃	〃	1.70	2.50
加茂川	長瀬	○	〃		黒瀬	〃	3.00	3.80
中山川	田野上方	○	〃		小松町頭	〃	1.00	1.50
鞍瀬川	鞍瀬	-	〃		丹原町瀬	〃	2.50	3.00
大明神川	河之内	-	〃		河之内	〃	2.00	2.50
蒼社川	片山	○	今治		片山	〃	2.10	2.40
〃	高野	-	〃		玉川町野	〃	3.50	4.00
重信川	出合	○	伊予松前		西高柳	〃	2.00	3.00
石手川	湯渡	○	松山		樽味	〃	4.00	4.90
小野川	精農橋	○	〃		朝生田町	〃	1.40	2.30
立岩川	立岩川	○	〃		正岡神田	〃	1.50	1.80
久万川	久万	○	上浮穴	久万高原	久万	〃	2.30	2.60
中山川	中山	-	伊予		中山町渕	〃	1.50	1.80
大谷川	下三谷	○	〃	松前	南黒田	〃	1.00	1.20
肱川	大洲第二	○	大洲		本町	〃	2.80	3.80
〃	大川	○	〃		大川成能	〃	3.30	4.50
矢落川	新谷	○	〃		新谷	〃	1.50	2.20
小田川	内子	○	喜多内子		知清	〃	2.50	3.00
〃	大瀬	-	〃	〃	大瀬	〃	4.00	4.80
千丈川	八幡浜	○	八幡浜		江戸岡	〃	1.50	2.00
喜木川	日土	○	〃		日土	〃	1.60	2.10
肱川	荒野瀬	○	西予		野村町村	〃	3.10	4.40
〃	神領	○	〃		宇和町領	〃	2.50	3.00

観測者 (量水標管理者)	観測開始 年 月 日	既往最高水位 (m)	所轄地方局建設部 土木事務所
四国中央土木事務所長	H12.4.1	H16.10.20 3.74	四国中央土木事務所
〃	〃	H16.9.29 2.79	〃
鹿森ダム管理事務所長	S36.4.1	H16.9.29 2.74	東予地方局建設部
〃	S37.7.1	H16.8.18 3.17	〃
東予地方局建設部長	H29.4.2	H30.9.30 2.78	〃
〃	〃	H30.9.30 2.78	〃
黒瀬ダム管理事務所長	S47.7.1	H16.9.29 4.77	〃
東予地方局建設部長	S39.4.1	4.18	〃
〃	S55.4.1	H16.9.29 6.05	〃
〃	H12.4.1	H16.10.20 1.90	〃
玉川ダム管理事務所長	S49.4.1	H29.9.17 3.10	今治土木事務所
〃	S46.4.1	H29.9.17 5.79	〃
国土交通省松山河川国道事務所長	S25.7.21	H29.9.17 5.65	中予地方局建設部
〃	S31.1.1	R5.7.1 6.16	〃
中予地方局建設部長	H27.12.24	H29.9.17 2.82	〃
〃	H12.4.1	H30.7.7 2.70	〃
久万高原土木事務所長	H11.4.1	H30.7.7 3.18	久万高原土木事務所
中予地方局建設部長	H11.4.1	H30.7.7 2.47	中予地方局建設部
〃	S39.8.31	H30.7.7 1.65	〃
国土交通省大洲河川国道事務所長	S29.6.8	H16.8.31 6.85	大洲土木事務所
〃	S23.11.26	S28.6.26 8.90	〃
〃	S22.9.16	H16.9.29 3.11	〃
〃	S28.4.1	S42.7.9 4.50	〃
大洲土木事務所長	H11.4.1	H16.10.20 6.26	〃
八幡浜土木事務所長	H10.4.1	H30.7.7 3.66	八幡浜土木事務所
〃	H10.4.1	H30.7.7 3.71	〃
肱川ダム統合管理事務所長	S55.5.13	S62.7.18 5.46	西予土木事務所
西予土木事務所長	H10.4.1	H16.9.29 6.22	〃

河川名	観測所名	水防警報河川 (水位周知河川)	位 置			種 別	水防団待機 水 位 (m)	氾濫注意 水 位 (m)	
			郡 市	町	地 区				
立間川	立間	○	宇和島	吉田	立間	テレメーター	1.40	1.97	
須賀川	柿原	-	〃		柿原	〃	1.50	2.00	
須賀川	和霊	○	〃		和霊中町	〃	2.00	2.50	
来村川	寄松	○	〃		寄松	〃	1.51	2.02	
三間川	月見橋	○	〃		三間町 迫目	〃	1.80	2.00	
岩松川	岩渕	○	〃		津島町 岩渕	〃	2.13	2.94	
広見川	小倉	○	北宇和	鬼北	小倉	〃	4.10	4.80	
僧都川	御荘	○	南宇和	愛南	御荘平城	〃	2.00	2.20	
計	35箇所		(内7箇所は国土交通省が所管。すべてテレメーター)						

観測者 (量水標管理者)	観測開始 年 月 日	既往最高水位 (m)	所轄地方局建設部 土木事務所
南予地方局建設部長	-	-	南予地方局建設部
須賀川ダム管理事務所長	S51.4.2	S55.9.10 2.68	〃
須賀川ダム管理事務所長	S51.4.2	H30.7.7 3.70	〃
南予地方局建設部長	H29.4.2	H30.7.7 2.79	〃
南予地方局建設部長	H12.4.1	H30.7.7 3.73	〃
山財ダム管理事務所長	S55.6.1	H9.9.16 3.86	〃
南予地方局建設部長	H12.4.1	H30.7.7 7.73	〃
愛南土木事務所長	H12.4.1	H23.10.21 2.89	愛南土木事務所

4 一般水位観測所

(1) 県

河川名	観測所名	位置			観測	種別	水防団 待機水位 (m)	氾濫 注意水位 (m)
		郡市	町	地区				
阿島川	阿島	新居浜		阿島	洪水時	普通	0.80	1.00
国領川	大永山	〃		大永山	常時	テレメーター	-	-
東川	金子	〃		久保田町	洪水時	普通	0.80	1.00
加茂川	釜ノ口	西条		釜ノ口	洪水時	普通	2.00	2.30
〃	大保木	〃		大保木	常時	テレメーター	-	-
頓田川	国分橋	今治		国分	〃	〃	-	-
蒼社川	中通	〃		玉川町 龍岡上	〃	〃	-	-
台本川	山田	〃		大三島町 台	〃	〃	1.30	-
〃	除川	〃		〃	〃	〃	-	-
内川	土居	松山		土居町	〃	〃	-	-
大川	鴨中橋	〃		鴨川	〃	〃	-	-
面河川	柳井川	上浮穴	久万高原	柳井川	洪水時	普通	4.00	8.00
久米川	平野	大洲		平野	常時	テレメーター	-	-
田渡川	上田渡	喜多内	子	上田渡	洪水時	普通	2.30	3.00
小田川	小田	〃	〃	小田	〃	〃	2.00	2.50
三島川	谷平	西予		三瓶町 貫浦	〃	〃	1.00	1.50
谷道川	津布理	〃		三瓶町 津布理	〃	〃	1.00	1.50
朝立川	朝立	〃		三瓶町 朝立	〃	〃	1.00	1.30
五反田川	五反田	八幡浜		五反田	〃	〃	1.50	2.00
宮内川	駄馬	〃		保宮町 内	〃	〃	1.50	2.00
須賀川	水分	北宇和	鬼北	北川	常時	テレメーター	-	-
御代の川	御代の川	宇和島		津島町 山財	〃	〃	-	-
岩松川	嵐部	〃		〃	〃	〃	-	-
計	23箇所	(テレメーター12箇所、普通11箇所)						

観測者 (量水標管理者)	観測開始 年 月 日	既往最高水位 (m)	所轄地方局建設部 土木事務所
東予地方局建設部長	S37.4.1		東予地方局建設部
鹿森ダム管理事務所長	S37.3.15	H16.8.18 3.87	〃
東予地方局建設部長	S43.4.1		〃
〃			〃
黒瀬ダム管理事務所長	S47.4.4	H16.9.29 7.30	〃
今治土木事務所長	H29.4.1	H29.9.17 2.84	今治土木事務所
玉川ダム管理事務所長	S46.4.1	H29.9.17 4.53	〃
台ダム管理事務所長	H4.4.1	H30.7.7 1.18	〃
〃	〃	H30.7.7 0.41	〃
中予地方局建設部長	H27.12.24	H29.9.17 2.81	中予地方局建設部
〃	〃	H29.9.17 2.42	〃
久万高原土木事務所長	H5.1.1	H30.7.6 3.18	久万高原土木事務所
大洲土木事務所長	H27.12.24	H30.7.7 3.79	大洲土木事務所
〃	S37.4.1		〃
〃	〃		〃
三瓶支所長	S31.4.1	1.30	西予土木事務所
〃	〃	1.30	〃
〃	〃	1.30	〃
八幡浜土木事務所長	S31.5.1	2.90	八幡浜土木事務所
〃	〃	1.90	〃
須賀川ダム管理事務所長	S51.4.2	H17.9.6 2.71	南予地方局建設部
山財ダム管理事務所長	S55.6.12	H9.9.16 4.08	〃
〃	〃	S57.8.26 4.33	〃

(2) 国土交通省

河川名	観測所名	位置			観測	種別	水防団 待機水位 (m)	氾濫 注意水位 (m)
		郡市	町	地区				
銅山川	豊坂	四国中央		富郷町 寒川山	常時	テレメーター	—	—
重信川	出合	伊予	松前	西高柳	〃	〃	2.00	3.00
〃	山之内	東温		山之内	〃	〃	—	—
表川	表川	〃		南方	〃	〃	—	—
石手川	玉谷橋	松山		玉谷	〃	〃	—	—
〃	食場	〃		食場	〃	〃	—	—
〃	湯渡	〃		樽味	〃	〃	4.00	4.90
五明川	五明川	〃		神次郎	〃	〃	—	—
砥部川	砥部川	伊予	砥部	高尾田	〃	〃	—	—
仁淀川	仕出	上浮穴	久万高原	仕出	〃	〃	—	—
肱川	長浜	大洲		長浜	〃	自記 テレメーター	—	—
〃	五郎	〃		東宇山	〃	〃	5.20	6.50
〃	大洲第二	〃		本町	〃	〃	2.80	3.80
〃	大洲	〃		菅田	〃	〃	—	—
〃	大川	〃		大川成能	〃	〃	3.30	4.50
矢落川	新谷	〃		新谷	〃	〃	1.50	2.20
小田川	坊屋敷	〃		肱川町 名荷谷	〃	〃	—	—
小田川	内子	喜多内子		知清	〃	〃	2.50	3.00
河辺川	河辺	大洲		肱川町 山鳥坂	〃	自記	—	—
肱川	畑ヶ谷	西予		野蔵町 良	〃	テレメーター	—	—
黒瀬川	辰ノ口	〃		城嘉喜町 尾	〃	〃	—	—
舟戸川	舟戸川	〃		野予村町 子林	〃	〃	—	—
肱川	荒瀬	〃		野村町 村	〃	〃	3.10	4.40
〃	明間	〃		宇和町 明間	〃	〃	—	—
稲生川	四郎谷	〃		野村町 四郎谷	〃	〃	—	—
計	25箇所	(テレメーター24箇所、自記1箇所)						

観測者 (量水標管理者)	観測開始 年 月 日	既往最高水位 (m)	所轄地方局建設部 土木事務所
吉野川ダム統合管理事務所長	S29.1.1	H30.9.30 5.16	四国中央土木事務所
松山河川国道事務所長	S25.7.21	H29.9.17 5.65	中予地方局建設部
〃	S37.12.28	H11.9.15 3.27	〃
〃	S31.8.14	S45.8.21 4.97	〃
石手川ダム管理支所長	H22.5.18	H23.9.3 3.80	〃
〃	S47.3.28	H30.7.7 4.00	〃
松山河川国道事務所長	S31.1.1	R5.7.1 6.16	〃
石手川ダム管理支所長	H12.4.1	H30.7.7 2.88	〃
松山河川国道事務所長	H8.3.26	H25.9.4 3.44	〃
大渡ダム管理所長	S55.2.21	H29.9.17 8.72	久万高原土木事務所
大洲河川国道事務所長	S24.2.23	H16.8.30 4.76	大洲土木事務所
〃	S23.10.1	H30.7.7 10.74	〃
〃	S29.6.8	H30.7.7 8.04	〃
〃	S42.7.5	H30.7.7 11.15	〃
〃	S23.11.26	S28.6.26 8.90	〃
〃	S22.9.16	H16.9.29 3.11	〃
〃	S34.3.4	H30.7.7 10.75	〃
〃	S28.4.1	S42.7.9 4.50	〃
山鳥坂ダム工事事務所長	S58.6.1	H17.9.6 4.33	〃
鹿野川ダム管理支所長	S35.2.1	6.26	西予土木事務所
〃	〃	H30.7.7 7.18	〃
〃	H8.5.16	H30.7.7 4.56	〃
肱川ダム統合管理事務所長	S55.5.13	S62.7.18 5.46	〃
〃	〃	H30.7.7 4.43	〃
〃	S55.5.14	H30.7.7 5.42	〃

(3) 水資源機構

河川名	観測所名	位置			観測	種別	水防団 待機水位 (m)	氾濫 注意水位 (m)
		郡市	町	地区				
銅山川	吉野瀬	四国中央		新宮町 上山	常時	テレメーター	—	—
〃	藤原	〃		富郷町 津根山	〃	〃	—	—
中ノ川	甲斐野	〃		新宮町 馬立	〃	〃	—	—
銅山川	成	新居浜		別子山	〃	〃	—	—
計	4箇所	(すべてテレメーター)						

観測者 (量水標管理者)	観測開始 年 月 日	既往最高水位 (m)	所轄地方局建設部 土木事務所
吉野川上流総合管理所長	S50.5.29	H25.9.4 8.83	四国中央土木事務所
〃	H11.2.3	H30.9.30 8.61	〃
〃	S50.5.29	S54.9.30 4.58	〃
〃	S58.10.15	H11.9.15 6.03	東予地方局建設部

5 危機管理型水位計

(1) 県

河川名	水位計名	位置			観測開始 年月日	所轄地方局建設部 土木事務所
		郡市	町	地区		
金生川	上分大橋	四国中央		金生町分 下	R1.6.28	四国中央土木事務所
契川	若宮橋	〃		妻鳥町	R1.6.28	〃
川茂川	村松橋	〃		村松町	R1.6.28	〃
赤之井川	住宅橋	〃		三島朝日	R1.8.30	〃
海岸寺川	旭橋	〃		三島宮川	R1.6.28	〃
宮ノ谷川	大道橋	〃		土居町村 中	R1.6.28	〃
添谷川	添谷川	〃		土居町野 入	R2.3.27	〃
馬立川	新宮橋	〃		新馬宮町立	R4.3.20	〃
阿島川	向川橋	新居浜		阿島	R2.3.27	東予地方局建設部
又野川	新又野川橋	〃		又野町	R1.6.28	〃
市場川	東田橋	〃		東田	R1.6.28	〃
客谷川	船木橋歩道 橋	〃		船木	R1.6.28	〃
尻無川	松木橋	〃		松木	R1.6.28	〃
東川	黒岩橋	〃		中萩町	R1.6.28	〃
王子川	前田新橋	〃		王子町	R2.3.27	〃
渦井川	寺道橋	〃		大生院	R1.6.28	〃
室川	室川	西条		明神木	R1.8.30	〃
加茂川	兎之山橋	〃		兎之山	R1.8.30	〃
市之川	津越下橋	〃		津越	R2.3.27	〃
谷川	荒川橋	〃		荒川	R2.3.27	〃
都谷川	北都谷橋	〃		小松町口 妙	R1.6.28	〃
妙谷川	川崎橋	〃		小松町頭 大	R1.6.28	〃
小松川	過行橋	〃		小松町新敷 小屋	R2.12.1	〃
鞍瀨川	一本木橋	〃		丹原町瀨 鞍	R2.3.27	〃
大曲川	大曲新橋	〃		周布	R1.6.28	〃
崩口川	上貝田橋	〃		〃	R2.12.1	〃
大明神川	宮内橋	〃		桑村	R1.6.28	〃
小計	27箇所					

河川名	水位計名	位置			観測開始 年月日	所轄地方局建設部 土木事務所
		郡市	町	地区		
小向川	御池西橋	西条		三芳	R1.6.28	東予地方局建設部
北川	岸橋	〃		楠	R2.3.27	〃
中川	中川橋	今治		郷桜井	R1.8.30	今治土木事務所
猿子川	亥ノ谷橋	〃		桜井	R1.8.30	〃
大川	天神橋	〃		〃	R1.8.30	〃
銅川	えびす橋	〃		上徳	R1.8.30	〃
竜登川	中竜登橋	〃		衣干町	R1.8.30	〃
黒谷川	朝倉ダム	〃		朝倉上	R4.2.24	〃
蒼社川	東門橋	〃		東鳥生町	R1.8.30	〃
〃	永代橋	〃		玉川町 法界寺	R1.8.30	〃
谷山川	谷山川橋	〃		四村	R2.3.27	〃
木地川	玉川橋	〃		玉川町 鈍川	R2.3.27	〃
浅川	新浅川橋	〃		北宝来町	R1.8.30	〃
樋之口川	金子橋	〃		中堀	R1.8.30	〃
一心川	一心川橋	〃		大新西町 新西町	R1.8.30	〃
山之内川	衣黒橋	〃		大西町 大井浜	R2.3.27	〃
品部川	品部川	〃		大西町 大紺原	R2.12.1	〃
種川	有木橋	〃		菊間町 間種	R2.3.27	〃
菊間川	瀬戸橋	〃		菊間町 長坂	R1.8.30	〃
霧合川	歌仙ダム	〃		菊間町 川上	R4.2.24	〃
舩大川	下通橋	〃		吉海町 幸新田	R1.8.30	〃
中川	薬師橋	〃		伯方町 北浦	R2.3.27	〃
宮浦本川	宮浦本川	〃		大三島町 宮浦	R2.12.1	〃
井口本川	本川橋	〃		上浦町 井口	R2.12.1	〃
小漕川	小漕橋	越智	上島	岩城	R1.8.30	〃
谷川	天神分橋	松山		下難波	R2.3.27	中予地方局建設部
河野川	地藏橋	〃		府中	R2.3.27	〃
小計	27箇所					

河川名	水位計名	位置			観測開始 年月日	所轄地方局建設部 土木事務所
		郡市	町	地区		
明神川	明神大西橋	松山		堀江町	R2.3.27	中予地方局建設部
大川	無名橋	〃		吉藤	R1.8.30	〃
〃	無名橋	〃		祝谷	R1.8.30	〃
〃	水門上流側	〃		和気町	R4.6.25	〃
〃	水門下流側	〃		和気町	R4.6.25	〃
久万川	角田橋	〃		安城寺町	R1.8.30	〃
〃	北高橋	〃		西長戸町	R1.8.30	〃
〃	保免橋	〃		久万ノ台	R1.8.30	〃
吉藤川	原種田橋	〃		吉藤	R1.8.30	〃
高山川	中須賀橋	〃		河野 中須賀	R2.12.1	〃
粟井川	安岡橋	〃		安岡	R2.12.1	〃
郷谷川	郷谷川	〃		福角町	R2.12.1	〃
権現川	権現川	〃		堀江町	R2.12.1	〃
堂ノ元川	堂ノ元川	〃		南吉田町	R2.12.1	〃
洗地川	洗地川橋	〃		東垣生町	R2.12.1	〃
小野川	小野川	〃		水泥町	R2.12.1	〃
宮前川	住吉橋	〃		住吉	R1.8.30	〃
〃	金ヶ淵橋	〃		山西町	R1.8.30	〃
〃	無名橋	〃		清水町	R1.8.30	〃
石手川	石手川	〃		溝辺	R2.3.27	〃
川付川	無名橋	〃		松末	R1.8.30	〃
内川	一ノ宮橋	〃		古川南	R1.8.30	〃
〃	内川	〃		北土居	R1.8.30	〃
御坂川	宮北橋	〃		上野町	R2.3.27	〃
大道谷川	立岩ダム	〃		立米之 岩野	R4.2.24	〃
森川	光正寺橋	伊予		森	R1.8.30	〃
上灘川	1号橋	〃		双海町 上灘	R1.8.30	〃
豊田川	無名橋	〃		双海町 海串	R1.8.30	〃
小計	28箇所					

河川名	水位計名	位置			観測開始 年月日	所轄地方局建設部 土木事務所
		郡市	町	地区		
表川	法界門橋	東温		南方	R1.8.30	中予地方局建設部
国近川	大国橋	伊予	松前	昌農内	R1.8.30	〃
長尾谷川	無名橋	〃	〃	筒井	R1.8.30	〃
〃	神取橋	〃	〃	鶴吉	R1.8.30	〃
砥部川	学園橋	〃	砥部	岩谷口	R1.8.30	〃
玉谷川	地藏橋	〃	〃	総津	R1.8.30	〃
仁淀川	仁淀川	上浮穴	久万高原	七鳥	R1.8.30	久万高原土木事務所
直瀬川	直瀬橋	〃	〃	直瀬	R1.8.30	〃
有枝川	西山橋	〃	〃	上畑野川	R1.8.30	〃
肱川	道の駅 ひじかわ	大洲		肱川町 宇和川	R2.3.27	大洲土木事務所
〃	藤工区 川用	〃		菅田町 宇津	R6.8.26	〃
都谷川	徳ノ森橋	〃		東大洲	R6.8.26	〃
久米川	久米川橋	〃		西大洲	R1.6.28	〃
清永川	清永川	〃		八多喜町	R2.12.1	〃
嵩富川	嵩富川	〃		柚木	R2.12.1	〃
河辺川	河辺川	〃		肱川町 山鳥坂	R2.12.1	〃
小田川	豊秋橋	喜多内	子	五十崎	R1.8.30	〃
〃	一ノ瀬橋	〃	〃	吉野川	R1.8.30	〃
〃	中央橋	〃	〃	寺村	R1.8.30	〃
中山川	幟立橋	〃	〃	川中	R1.8.30	〃
麓川	麓橋	〃	〃	城廻	R1.8.30	〃
宮内川	宮内橋	八幡浜		保内町 内	R1.8.30	八幡浜土木事務所
喜木川	山崎橋	〃		保内町 喜木	R1.8.30	〃
五反田川	神山橋	〃		五反田	R1.8.30	〃
伊方大川	無名橋	西宇和	伊方	湊浦	R1.8.30	〃
九町新川	平成橋	〃	〃	九町	R1.8.30	〃
三崎大川	瀬平谷橋	西宇和	伊方	三崎	R1.8.30	〃
魚成川	中川原橋	西予		城川町 魚成	R2.3.27	西予土木事務所
小計	28箇所					

河川名	水位計名	位置			観測開始 年月日	所轄地方局建設部 土木事務所
		郡市	町	地区		
三滝川	八千代橋	〃		城川町 土居	R1.6.28	西予土木事務所
肱川	三島橋	〃		野野村町 野村	R1.6.28	〃
山瀬川	愛宕橋	〃		野野村町 野村	R1.6.28	〃
滝山川	下川橋	〃		宇和町 下和	R1.6.28	〃
岩瀬川	道義橋	〃		宇和町 卯之	R1.6.28	〃
肱川	中川橋	〃		宇和町 田苗真	R2.3.27	〃
朝立川	三十峰橋	〃		三瓶町 朝立	R1.8.30	〃
谷道川	谷道橋	〃		三瓶町 津布	R2.3.27	〃
三島川	船田橋	〃		三瓶町 蔵貫	R2.3.27	〃
宮崎川	通学橋	〃		明浜町 依津	R2.3.27	〃
三間川	西組橋	宇和島		三間町 成家	R2.3.27	南予地方局建設部
内平ヶ谷川	兼光橋	〃		三宮町 宮野	R1.8.30	〃
鶴間川	鶴間川	〃		吉田町 鶴間	R2.3.27	〃
立間川	中番新橋	〃		吉田町 北小	R1.6.28	〃
国安川	営繕前橋	〃		吉田町 立間	R1.6.28	〃
河内川	河内川橋	〃		吉田町 立間	R1.6.28	〃
〃	仕出橋	〃		吉田町 鶴間	R1.6.28	〃
〃	東蓮寺橋	〃		吉田町 河内	R1.6.28	〃
本村川	橋橋	〃		吉田町 立間	R1.6.28	〃
光満川	中屋橋	〃		伊吹町	R2.3.27	〃
内平川	別当橋	〃		別当	R1.8.30	〃
岩松川	湯乃香橋	〃		津島町 山財	R2.3.27	〃
遠近川	津島橋	〃		津島町 高田	R2.3.27	〃
増穂川	元井の川橋	〃		津島町 増穂	R2.3.27	〃
目黒川	一ノ瀬橋	北宇和	松野	目黒	R1.8.30	〃
広見川	葛川橋	北宇和	松野	吉野	R1.8.30	〃
〃	大門橋	〃	〃	松丸	R1.8.30	〃
小計	27箇所					

河川名	水位計名	位 置			観測開始 年 月 日	所轄地方局建設部 土木事務所
		郡 市	町	地 区		
奥の川	池田橋	〃	〃	蕨生	R1.8.30	南予地方局建設部
堀切川	池の奥橋	〃	〃	富岡	R1.8.30	〃
鰯川	豊松橋	〃	〃	豊岡	R1.8.30	〃
三間川	弓滝橋	〃	鬼北	近永	R2.3.27	〃
奈良川	奈良川橋	〃	〃	近永	R2.3.27	〃
大宿川	桜橋	〃	〃	清水	R1.8.30	〃
蓮乗寺川	久保橋	南宇和	愛南	城辺甲	R1.8.30	愛南土木事務所
惣川	惣川	〃	〃	満倉	R2.12.1	〃
赤木川	赤木川	〃	〃	中川	R2.12.1	〃
大久保川	大久保山 ダム	〃	〃	緑	R4.2.24	〃
小計	10箇所					
合計	147箇所					

6 河川監視カメラ

(1) 県

河川名	観測所名	位置			所轄地方局建設部 土木事務所	備考
		郡市	町	地区		
金生川	上金沢橋	四国中央		金田町	四国中央土木事務所	CCTV
関川	天王橋	〃		土居町 土居	〃	〃
国領川	城下	新居浜		郷	東予地方局建設部	〃
東川	黒岩橋	〃		中萩町	〃	簡易型
渦井川	飯積橋	西条		下島山甲	〃	〃
加茂川	長瀬	〃		黒瀬	〃	CCTV
中山川	田野上方	〃		小松町 大頭	〃	〃
頓田川	国分橋	今治		国分	今治土木事務所	簡易型
蒼社川	片山	〃		片山	〃	CCTV
銅川	喜田村	〃		喜田村	〃	簡易型
竜登川	八町東	〃		八町東	〃	〃
立岩川	高柳橋	松山		正岡神田	中予地方局建設部	〃
大川	鴨中橋	〃		鴨川	〃	〃
〃	潮見前 小学校	〃		吉藤	〃	〃
宮前川	放水路	〃		北斎院	〃	〃
〃	清水町	〃		清水町	〃	〃
石手川	湯渡	〃		樽味	〃	CCTV
小野川	精農橋	〃		朝生田町	〃	簡易型
内川	土居	〃		土居町	〃	〃
久万川	久万ノ台	〃		久万ノ台	〃	〃
大谷川	下三谷	伊予		下吾川	〃	〃
久万川	久万	上浮穴	久万高原	久万	久万高原土木事務所	〃
小田川	内子	喜多	内子	知清	大洲土木事務所	CCTV
肱川	菅田町	大洲		菅田町 菅田	〃	簡易型
〃	大川	〃		森山	〃	〃
〃	道の駅 ひじかわ	〃		肱川町 宇和川	〃	〃
小計	26箇所					

河川名	観測所名	位置			所轄地方局建設部 土木事務所	備考
		郡市	町	地区		
野田川	都谷川 合流点前	大洲		徳森	大洲土木事務所	簡易型
喜木川	日土	八幡浜		日土町	八幡浜土木事務所	〃
千丈川	八幡浜	〃		江戸岡	〃	CCTV
肱川	野村大橋	西予		野村町	西予土木事務所	簡易型
〃	神領	〃		宇和町	〃	CCTV
立間川	立間橋	宇和島		吉立町	南予地方局建設部	簡易型
三間川	月見橋	〃		三間町	〃	〃
須賀川	和霊	〃		伊吹町	〃	CCTV
岩松川	岩渕	〃		津島町	〃	簡易型
岩松川	山財	〃		津島町	〃	〃
来村川	寄松	〃		寄松	〃	〃
広見川	五郎丸橋	北宇和	松野	延野々	〃	〃
広見川	小倉	〃	鬼北	小倉	〃	〃
僧都川	御荘	南宇和	愛南	御荘平城	愛南土木事務所	CCTV
小計	14箇所					
合計	40箇所					

第6 水 防 工 法

1 水防工法の分類

水防工法には種々なものがあるが、その目的と資材人員等に応じて最も適切なものを選ばなければならない。河川堤防の決壊（破堤）原因にはどのようなものがあるかを示すと、次の3種類が主なものである。

- (1) 水があふれる（越水(溢水)）場合…… 堤防から水があふれでて、堤防の居住側堤防斜面（裏法面）から欠壊していく。
- (2) 浸透（漏水）による場合…… 河川の水位が高い場合、水圧により居住側堤防斜面（裏法面）や居住側堤防斜面（裏法）先に河水が湧水して堤防が一部流出（欠壊）していく。
- (3) 深掘れ（洗掘）による場合…… 河水の流勢や波浪により川側堤防斜面（表法面）が深掘れ（洗掘）されて一部流出（欠壊）していく。

以上の場合に、古くから行われてきた水防工法及び最近研究開発されている工法を分類すると次表のとおりである。

水 防 工 法 一 覧 表

原因	工 法	工 法 の 概 要	利用箇所、河川	主に使用する資材	
				現 在	
水 が あ ふ れ る （ 越 水 ）	積み土のう工	堤防の上端（天端）に土のうを数段積み上げる	一般河川	土のう、防水シート、鉄筋棒	
	せき板工	堤防の天端にくいを打ちせき版をたてる	都市周辺河川 (土のうの入手困難)	鋼製支柱、軽量鋼板	
	蛇かご積み工	堤防の天端に土のうの代わりに蛇かごを置く	急流河川	鉄線蛇かご、玉石、防水シート	
	水マット工 (連結水のう工)	堤防の天端にビニロン帆布製水マットを置く	都市周辺河川 (土のう、板など入手困難)	既製水のう、ポンプ、鉄パイプ	
	裏むしろ張り工	堤防の居住側堤防斜面（裏のり面）をむしろで被覆する	あまり高くない堤体の固い箇所	むしろ、半割竹、土俵	
	裏シート張り工	堤防の裏のり面を防水シートで被覆する	都市周辺河川 (むしろ、竹の入手困難)	防水シート、鉄筋ピン、軽量鉄パイプ、土のう	
漏 水 策	居 住 側 （ 川 裏 対	釜段工 (釜築き、釜止め)	堤防から離れた箇所の漏水を、土のうを円形に積み上げ池を造り、池の水圧で漏水を減少させる工法	一般河川	土のう、防水シート、鉄筋棒、ビニールパイプ
		水マット式釜段工	裏小段、裏のり先にかかるようにビニロン帆布製中空円形水マットを積み上げる	都市周辺河川 (土砂、土のうの入手困難)	既製水のうポンプ、鉄パイプ
		鉄板式釜段工 (簡易釜段工)	裏小段、裏のり先平地に鉄板を円筒形に組み立てる	都市周辺河川 (土砂、土のうの入手困難)	鉄板、土のう、パイプ、鉄パイプぐい
		月の輪工	堤防裏のり下部の漏水を土のうを半円形に積み上げ池を造り、池の水圧で漏水を減少させる工法	一般河川	土のう、防水シート、パイプ、鉄筋棒
	水 マ ッ ト	月の輪工	裏小段、裏のり先にかかるようにビニロン帆布製水のうを組み立てる	都市周辺河川 (土砂、土のうの入手困難)	既製水のう、土のう、ビニロンパイプ

		たる伏せ工	裏小段、裏のり先平地に底抜きたる又はおけを置く	一般河川	たる、防水シート、土のう
		漏水シート張り工	裏のり、犬走りに防水シートなどを敷きならべる	一般河川 (漏水量の少ない箇所)	防水シート、丸太、竹
原因	工法	工法の概要	利用箇所、河川	主に使用する資材	
				現在	
漏水	川側(川表)対策	詰め土のう工	川側堤防斜面(表のり面)の漏水口に土のうなどを詰める	一般河川 (構造物のあるところ、水深の浅い部分)	土のう、木ぐい、竹ぐい
		むしろ張り工	川側(川表)の漏水面にむしろを張る	一般河川 (水深の浅い所)	むしろ、竹、土のう、竹ピン
		継ぎむしろ張り工	川側(川表)の漏水面に継ぎむしろを張る	一般河川 (漏水面の広い所)	むしろ、なわ、くい、ロープ、竹、土のう
		シート張り工	川側(川表)の漏水面に防水シートを張る	都市周辺河川 (むしろが入手困難)	防水シート、鉄パイプ、くい、ロープ、土のう
		たたみ張り工	川側(川表)の漏水面にたたみを張る	一般河川 (水深の浅いところ)	たたみ、杭、縄、土のう、鉄線
深掘れ(洗掘)	むしろ張り工、 継ぎむしろ張り工 シート張り工 たたみ張り工	家屋のたたみを連結し、損傷部に敷きつめ傷口の拡大を防止する工法		芝付き堤防で比較的緩流河川	漏水防止と同じ
		木流し工 (竹流し工)	樹木(竹)に重り土のうをつけて流し、局部を被覆する	急流河川	立木、土のう、ロープ、鉄線、くい
		立てかご工	表のり面に蛇かごを立てて被覆する	急流河川 砂利堤防	鉄線蛇かご、詰め石、くい、鉄線
		捨て土のう工 捨て石工	表のり面決壊箇所に土のう又は大きな石を投入する	急流河川	土のう、石異形コンクリートブロック
	竹網流し工	竹を格子形に結束し土のうをつけて、堤防斜面(のり面)を被覆する	緩流河川	竹、くい、ロープ、土のう	
決壊	わく入れ工	深掘れ箇所に川倉、牛わく、鳥脚などの合掌木を投入する	急流河川	わく組み、石俵、鉄線、蛇かご	
	築きまわし工	堤防の川側(表)が決壊したとき、断面の不足を裏のりで補うため杭を打ち中詰の土のうを入れる	凸側堤防 他の工法と併用	くい、割竹、板、土のう、くぎ	
	びょうぶ返し工	竹を骨格とし、かや、よしでびょうぶを作り堤防斜面(のり面)を覆う	比較的緩流河川	竹、なわ、ロープ、わら、かや、土のう	

原因		工法	工法の概要	利用箇所、河川	主に使用する資材
					現在
き 裂	上端 (天端)	折り返し工	上端(天端)のき裂をはさんで両肩付近に竹をさし折り曲げて連結する	粘土質堤防	竹、土のう、ロープ
		くい打ち 継ぎ工	折り返し工の竹の代わりにくいを用いて鉄線でつなぐ	砂質堤防	くい、鉄線
	上端(天端) ↓ 居住側堤防斜面(裏のり)	控え取り工	き裂が天端から裏のりにかけて生じるもので折り返し工と同じ	粘土質堤防	竹、土のう、なわ、ロープ、鉄線
		継ぎ縫い工	天端から裏のりにかけて生じるもので控え取り工と同じ	砂質堤防	くい、竹、鉄線、土のう
		ネット張り き裂防止工	継ぎ縫い工のうち竹の代わりに鉄線を用いる	石質堤防	くい、金鋼、鉄線、土のう
		五徳縫い工	裏のり面のき裂を竹で縫い崩壊を防ぐ	粘土質堤防	竹、なわ、ロープ、鉄線、土のう

原因		工法	工法の概要	利用箇所、河川	主に使用する資材
					現在
居住側堤防斜面(裏のり)崩壊	き裂	竹さし工	裏のり面のき裂が浅いとき、堤防斜面(のり面)がすべらないように竹をさす	粘土質堤防	竹、土のう
		力ぐい打ち工	裏のり先付近にぐいを打ちこむ	粘土質堤防	ぐい、土のう
		かご止め工	裏のり面にひし形状にぐいを打ち、竹または鉄線で縫う	砂質堤防	ぐい、竹、鉄線、土のう
	崩壊	立てかご工	裏のり面に蛇かごを立て被覆する	急流河川	鉄線かご、詰め石、ぐい、そだ
		ぐい打ち積み土のう工	裏のり面にぐいを打ち込み、中詰めに土のうを入れる	砂質堤防	ぐい、布木、鉄線、土のう
		土のう羽口工	裏のり面に土のうを小口に積み上げる	一般堤防	竹ぐい、土砂、土のう
		つなぎぐい打ち工	裏のり面にぐいを数列打ちこれを連結して中詰めに土のうを入れる	一般堤防	ぐい、土のう、布木、鉄線、土砂
		さくかき詰め土のう工	つなぎぐい打ちとほぼ同じでさくを作る	一般堤防	ぐい、竹、そだ、鉄線、土のう
		築きまわし工	裏のり面にぐい打ちさくを作り中詰め土のうを入れる	一般堤防	ぐい、さく材、布木、土のう
	その他	流下物除去作業	橋のピアなどに堆積した流木の除去	一般河川	長尺竹、とび口
水防対策車		現地対策本部の設置	一般河川	指揮車、無線車	

(水防のしおり：国土交通省水管理・国土保全局 河川環境課水防企画室より)

2 水防用語

①土のうに用いられる用語

- 長手積み……………水の流れや水に接する部分に、土のうの底を上流に、結び目を下流に向け積み上げる手法で、施工も上流側から積み上げて行う方法。
- 小口積み……………長手積みの「押さえ土のう」として、長手積みに土のうの底を向ける形で積み上げて行う方法。
- 間詰土……………土のうだけの積み上げでは水密性に欠けるため、長手積みと小口積みの間に30cm位の幅に土を入れ十分に締め固める。また、土のうと土のうの重ねも長手、小口とも、下の土のうの合わせ目に隙間が出来ないように重ねを繰り返し、さらに合わせ目と土のうの表面の凹凸を平らにし、水密性を保つために利用する土砂をいう。
- 罎えん 匙し……………スコップのことで日本語の漢字をあてたもの。
- 簀すいの子こ巻まき……………シート張りの細工が終わった時点で、現地に設置する場合に重し土のうを中心に内側に簀の子状に巻き込んだ状態を言い、降ろしロープを二箇所を設置場所簀の子の重みを利用して設置する方法。
- まくら 土のう……………支えロープが堤防に食い込み、堤防を傷つけないように、堤防のり肩付近のロープの下に置く土のうをいう。
- おどおどり止め……………シート張り工を設置したときに、上流側の部分が流速によりめくれないように土のうを配置する方法。
- 重し土のう……………シート張り工の先端部分が流速によりめくられないように取り付ける土のう。木流し工の樹木が流速で流されることを防ぎ、予定の位置に定着するように取り付けた数個の土のう及び五徳縫い工の結束した竹を安定させるために使う土のう。

②ロープに関する用語

- 支えロープ……………木流し工・シート張り工の工法等に用いられ、堤防裏のり面に設置した留め（止め）杭、木流し工、シート張り工の各工法を支える重要なロープをいう。
- フナ結び……………水防工法では多く利用される結びで、木流し工では重し土のうの結束に、シート張り工では力竹とシートの結束等に用いられる結び（別名：止め結びねじ結び）。
- “の”の字結び……………シート張り工でシートに結ばれた数本の骨竹をロープで結束するときに用いられる結び。
- イボ結び……………木流し工、シート張り工に用いられ、物と物を緩みなく締め付けた結びとして他にも多くの水防工法に用いられる結び（別名：垣根結び、男結び）。
- かみくくし……………木流し工では、重し土のうと木の幹、シート張り工では力竹と重し土のうの結束等に用いられる結び（別名：巻き結び、便利結び）。
- サル結び……………シート張り工の工法で、シートに結ばれた力竹に数本の骨竹を連結させる時に用いられる結び。
- もやい結び……………木流し工、シート張り工の各工法を施工の場合、水際や水中での作業において作業員が命綱を身につける時に用いられる結び。先端のロープを他の作業員が安全を保持する結び。（輪の大きさが変わらない特徴がある。）
- 本結び……………ロープとロープを結ぶときに使う結び。
- 継ぎ結び……………ロープとロープをつなぎ合わせるのに古来より利用されている結びで、結びの原理はもやい結びと同形。（和裁の糸つなぎに利用された。）

③くいに関する用語

- 留め(止め)杭……………木流し工、シート張り工等の支えロープを結束するために打ち込まれる杭をいう(止め杭とも書く)。
- 補強杭……………土のう積み工法、釜段工、月の輪工に用いられ、水面に接する長手積み土のうの崩れを防ぐため地盤深くまで打ち込む鋼杭をいう。
- 並べ杭……………杭打ち積土のう工など、積み上げる土俵、土のうが通りよく並ぶように、約60cm程度の間隔で一直線に打ち込んだ杭をいう。
- 押さえ木……………杭打ち積土のう工の支木さきえきの中央部付近を支えるように打ち込んだ杭をいう。
- 千鳥配置……………千鳥がジグザグに歩く様子からきた言葉で、一直線ではなくジグザグに配置することをいう。

④竹に関する用語

- 小割竹……………太い丸竹を何本かの小さい竹に割って、しがら組みなどにして用いる竹をいう。
- 半割竹……………竹を半分に割って使い、弾力を持ち施工安さで利用され、また節をくりぬき種として用いる場合もある。
- 2年子竹……………老竹でなく柔軟性のある2年目くらいの竹をいう。
- 力竹……………シート張り工のシートの張りを保つため上端と下端に用いる太い竹で、シートと力竹をフナ結び等で締めて結ぶ。
- 骨竹……………シート張り工のシートの補強を、細目の竹数本を骨竹としてロープで結ぶ。
- 竹針……………シート張り工のシート1枚1枚をロープで縫うとき、針のようにして用いる先をとがらせた竹をいう。
- 竹ピン……………川裏側でシート張り工を行う場合、シートの重ね合わせ部分に半割竹を当て、これに2年小竹の竹ピンを50cm間隔くらいにさし込み堤防に密着させる場合などに用いられる(最近では、金属製のピンも利用されている)。
- 竹棚……………築き廻し工や土のう羽口工などに用いられ、杭や土のうが一体となって働くように竹を編みあげて補強する策として利用される。
- 蛇腹編み……………土のう羽口工などで竹を交互に編みあげていくこと。

⑤その他難解な水防用語

- 堤防がうむ……………堤防が長時間にわたって洪水に浸された場合に生じる現象で、堤防が飽和したいわゆるぬかるみ状をいう。うむという字は漢字で熟むが当たり、土質用語ではクイックサンドという。
- 堤防決壊……………堤防の全部又は一部の損壊を意味する用語で、侵食やのり崩れも決壊に含まれる。単に堤防決壊という表現では堤防の全部が決壊し、破堤・氾濫している状態と混同されやすいので、具体的に裏のり崩れ、漏水、破堤・氾濫などの言葉を用いることが望ましい。
- パイピング……………堤体内の浸透水圧のため、土中の細かい粒子が洗い流され、堤体にパイプ状の水みちができ、堤防を破壊する原因となる。土質用語でボイリングの一種である。

(水防のしおり：国土交通省水管理・国土保全局 河川環境課水防企画室より)

3. 水防工法の解説

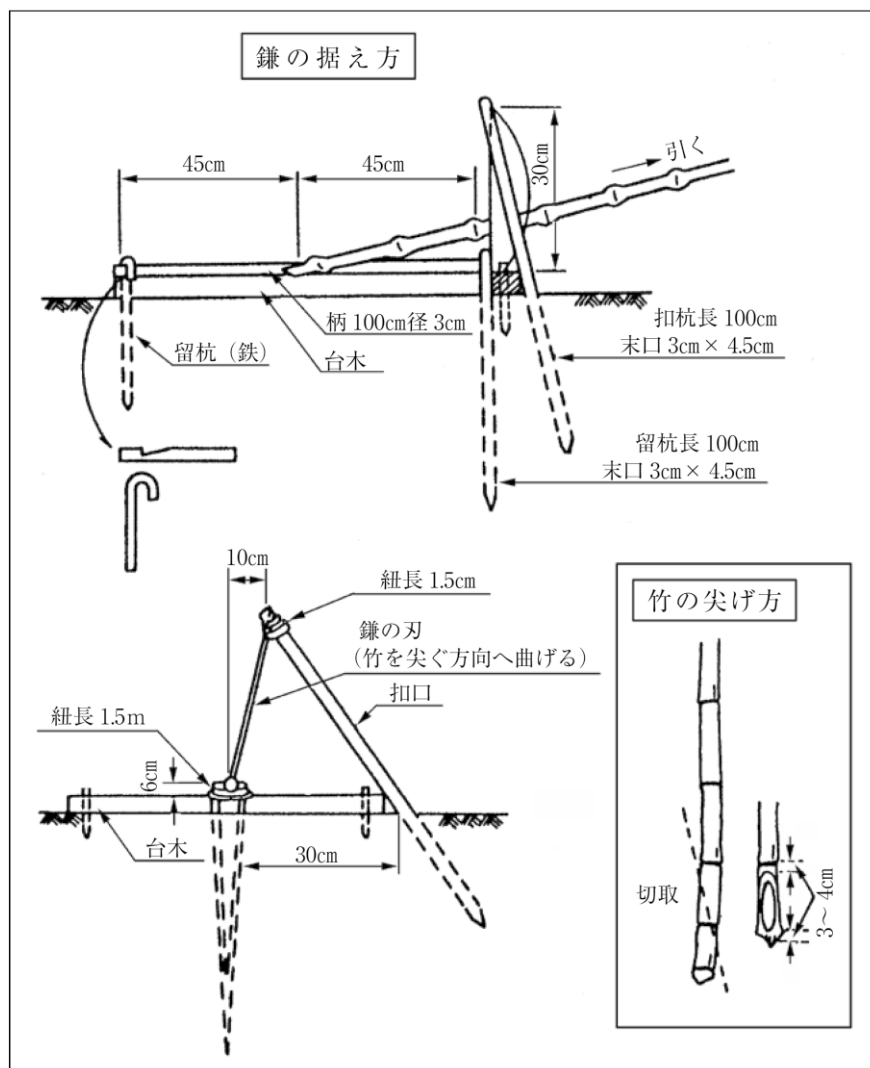
〈準備工〉

(1) 竹尖げ

(竹尖げ)



竹尖げの用途：五徳縫い、折返し、控取り、杭用等。
 尖げ方：竹の径の五倍くらいのあいだを片のめにそぎ、先端には割れを防ぐため節を残す。竹尖げ専用の鎌を台木に取り付け、杭木を地上に打って台木を固定し、1人が鎌に接して、折敷の姿勢をとり他の2人が後から引く。竹をおさえる位置は竹の元から45cm位の所で竹の節を鎌の刃につけ、竹の中だけ内にして引けば30cm位に尖がる。

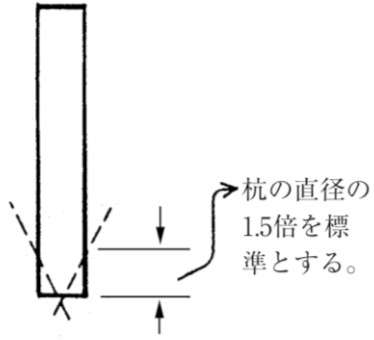


鎌の据え方の要点

- (1) 鎌の元の縛り方は麻紐の両端を余して3回廻し、紐の両端で柄を1回宛巻いていぼ結びに締め付ける。
- (2) 鎌の先の縛り方は麻紐を鎌の先の穴に通し2つ折にして3回廻し、つつみをかけて、いぼ結びに締め付ける。

こしら
 (2) 杭拵え

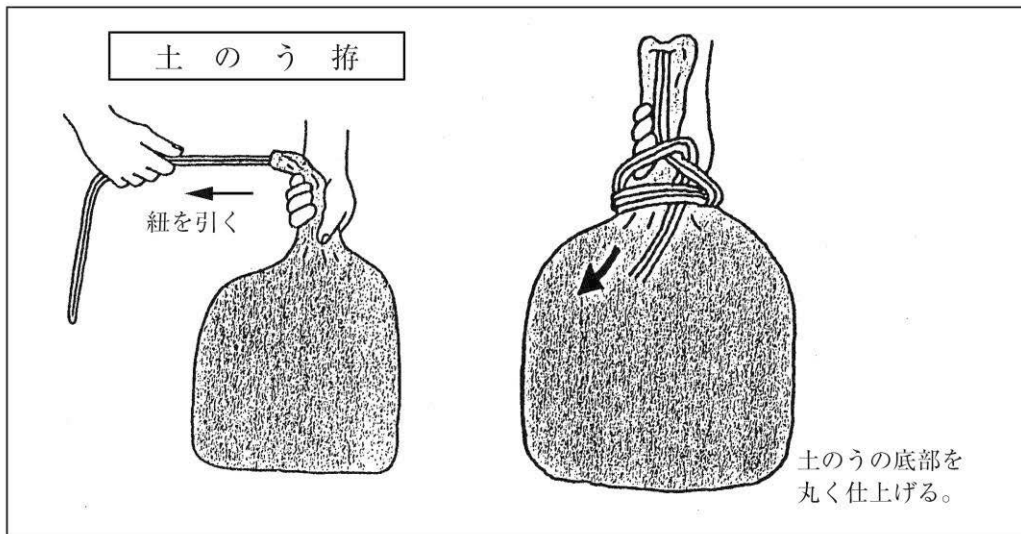
杭拵え



拵え方：2人1組で作業し、1人が適当な台木に丸太を立て支え、丸太をまわしながら、この3面を削りやすいようにします。もう1人が、オノかナタで杭の直径の1.5倍くらいの箇所から、3面を削ります。

(3) 土のう作り

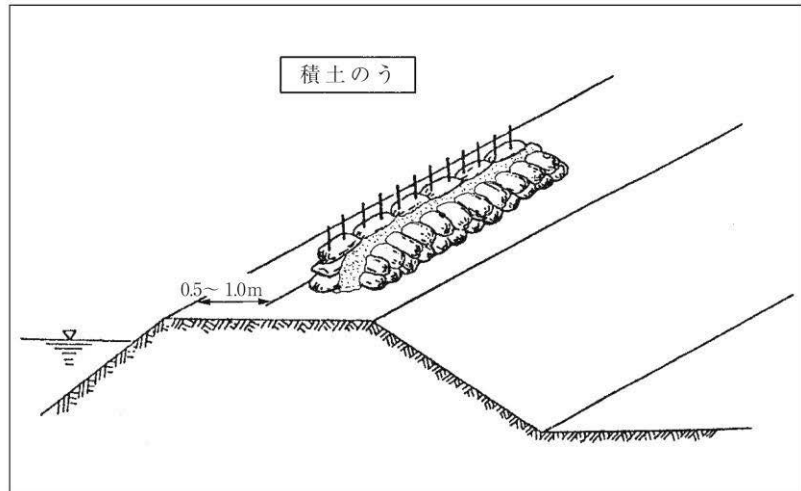
拵え方：土のうに土砂を30kg～50kg ぐらい均等に詰め、袋のはしに出ている紐を引いて袋口をしぼる。しぼり終えたら、紐を2～3回まわして紐の出口を上から下へ通し、引いて締める。



<越水防止工>

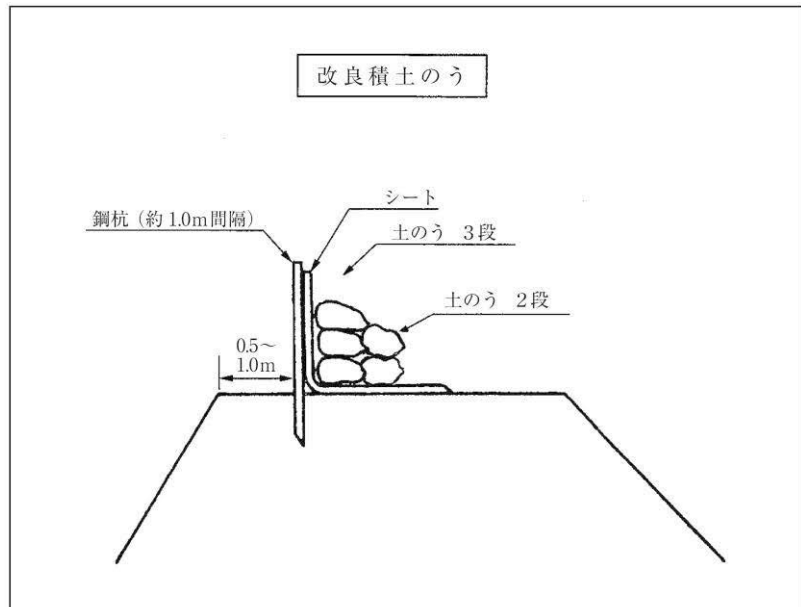
(4) 積土のう工

表層が欠け込んでも差支えないように、川表肩から0.5m~1.0mくらい引きさげて所要の高さに土のうを積みあげる。一段積は、長手又は小口積とし、二段積は下段を長手方向2列に並べ、その上に小口一段並べとするか、長手並べにする。三段積は、前面長手3段にイも継ぎをさけて積み、裏手に控えとして、小口2段積とし、木杭又は竹等を串差しとする。又、土のうの継目には土を詰めて、十分に踏み固める。



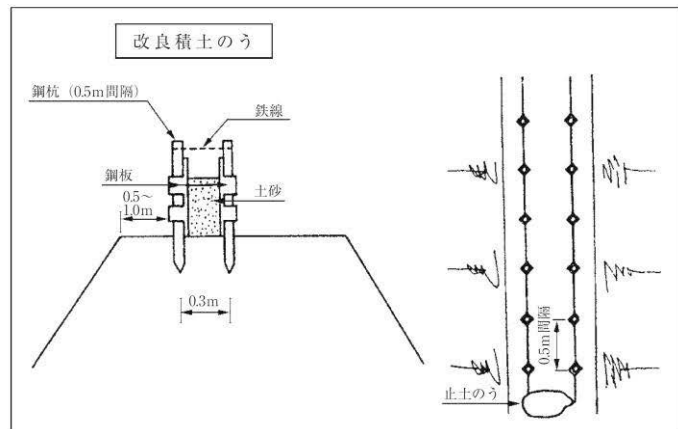
(5) 改良積土のう工

川表肩から0.5m~1.0mくらい引き下げて、川表側に透水防止用の合成繊維シートを張り、1m毎に鋼杭を打ち込んで固定させ、その内側に土のうを数段の高さに積み、更にその後に控え土のうを積み安定をはかる。



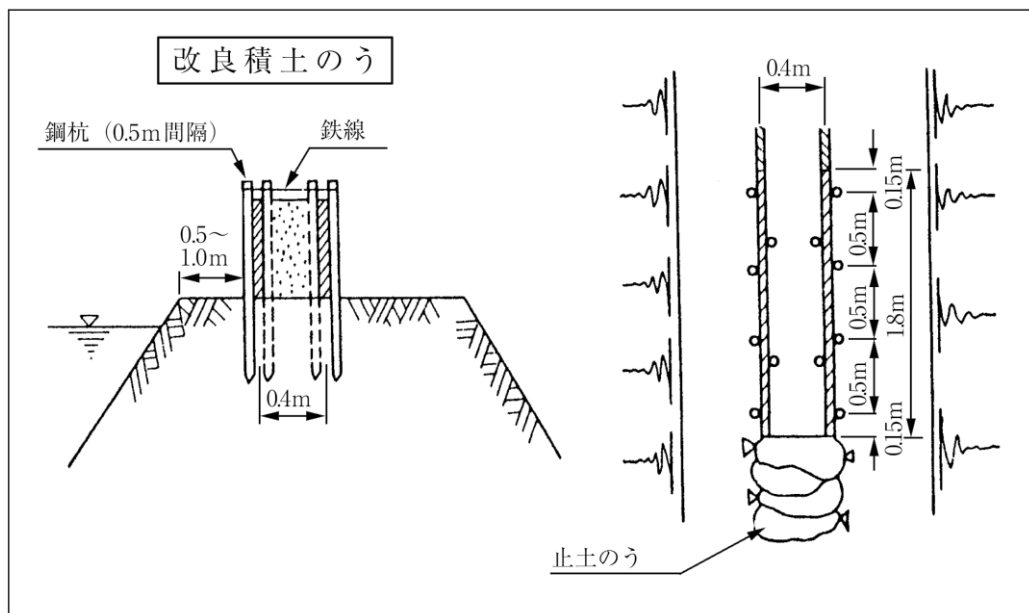
(6) 改良積土のう (土留鋼板工法)

川表肩から 0.5m~1.0m くらい引き下げて、土留用に加工した鋼板に支柱 (丸パイプ) を 0.5m 間隔に通し、数枚つなぎ合わせて川表と川裏に立て、支柱を打ち込み、中詰め土砂を入れて安定をはかる。



(7) 改良積土のう (畳工法)

川表肩から 0.5m~1.0m くらい引き下げて、土留用に畳を 0.4m 間隔に川表と川裏に立て、支柱を打ち込み、中詰め土砂を入れて安定をはかる。



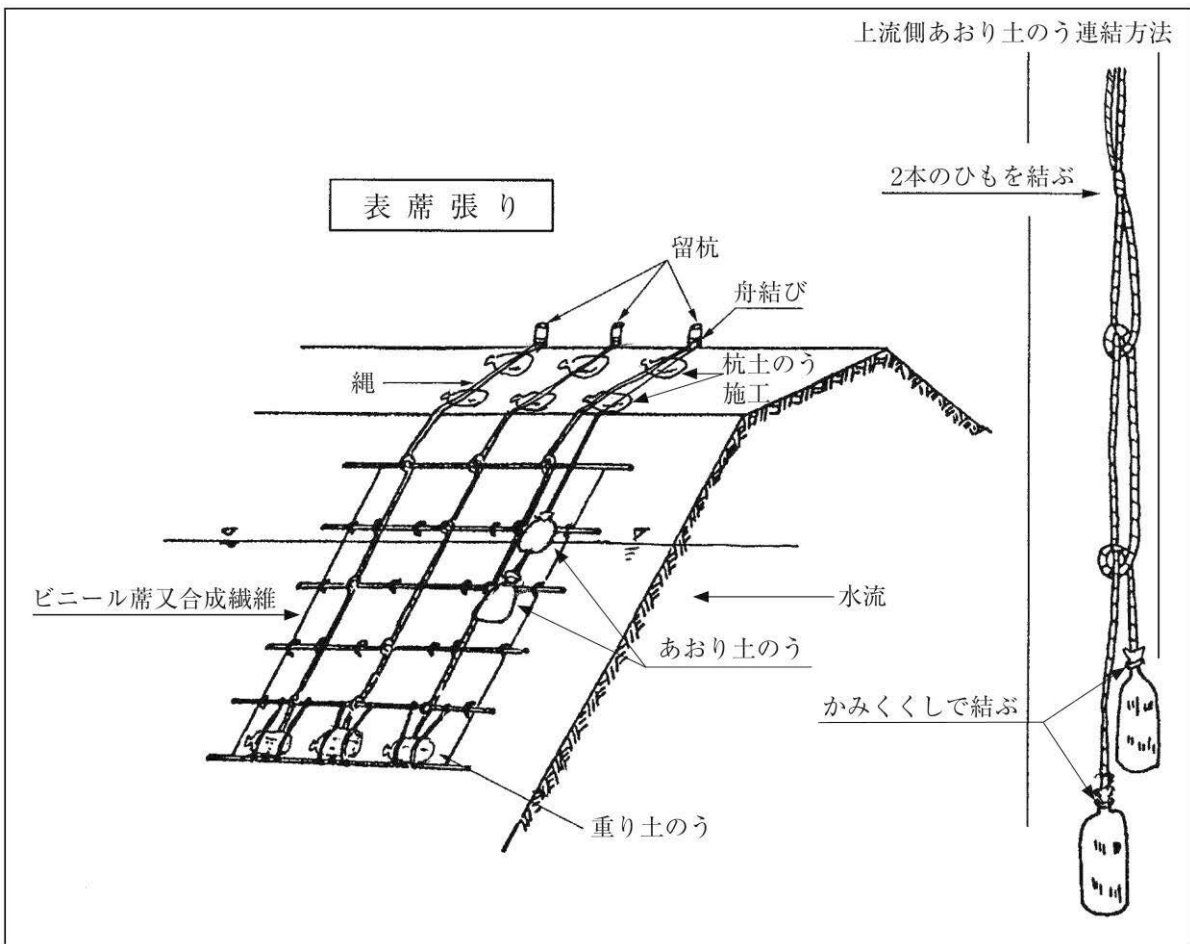
<漏水防止工>

おもてむしろ

(8) 表 蓆 (シート) 張り工



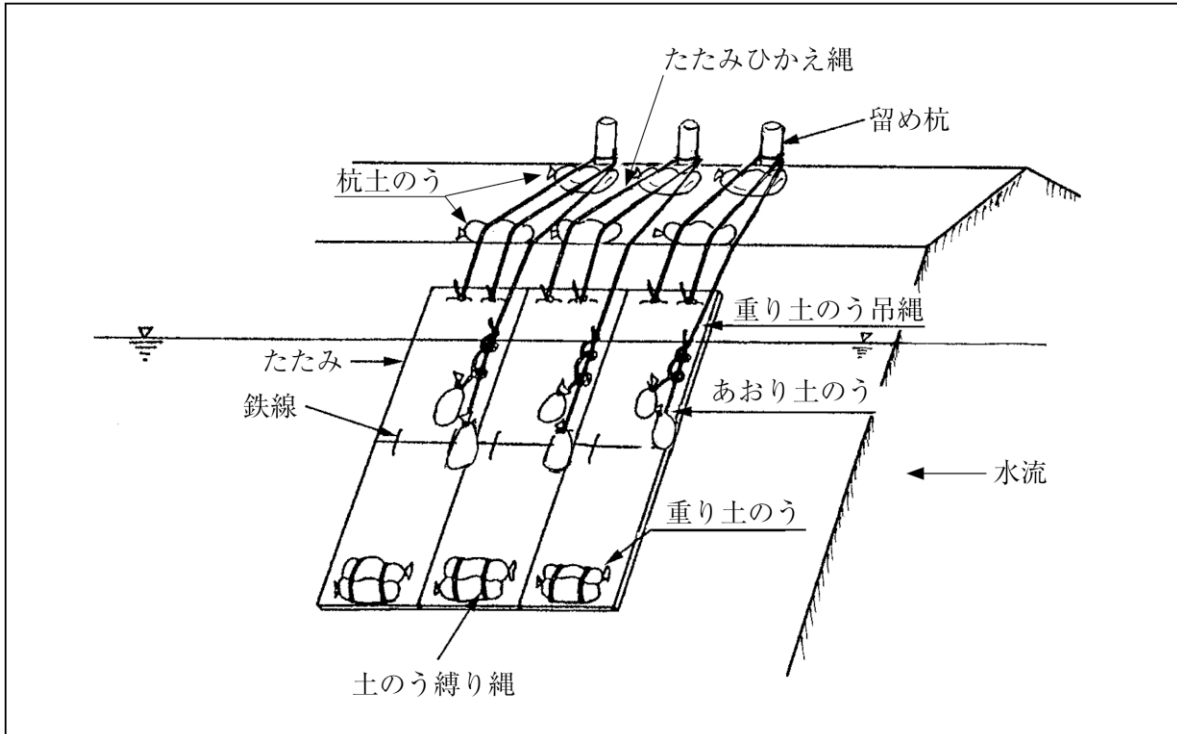
崩壊面の大きさに応じ、蓆を9枚、12枚あるいは15枚を縄で縫い合わせ、(シートを使用する場合は縫い合わせる作業はない。)横に90cm間隔に骨竹をあらかじめ縫い付け、下端に重り土のうを取り付けこれを芯にして簀の子巻とし、天端から廻し縄を徐々にゆるめて垂れおろし、所々に小割竹(長さ45cm、幅2cm位)を折り曲げて針子縫いをし、煽りどめ^{あお}の重り土のうを載せて固定させる。



(9) 畳張り工

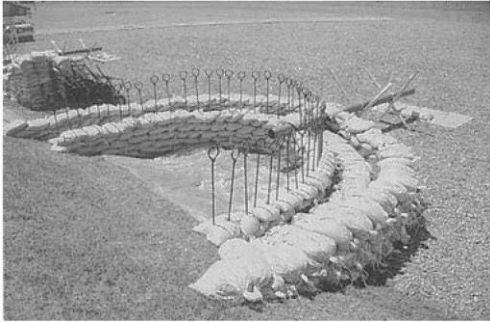
従来より使われている表葎張と同様な効果を期待して考案された方法であり、出水時に付近より集められやすい古畳を利用するものである。

畳二枚を縦方向に鉄線で2箇所連結し、下端に鉄線及び二子縄で重り土のうを縛り上端に鉄線を介して扣縄を結び、この二枚一組を順次すべり落とし、川裏に打ちつけた留杭に固定し、最後に煽り土のうを上流端に置いて固定させる。



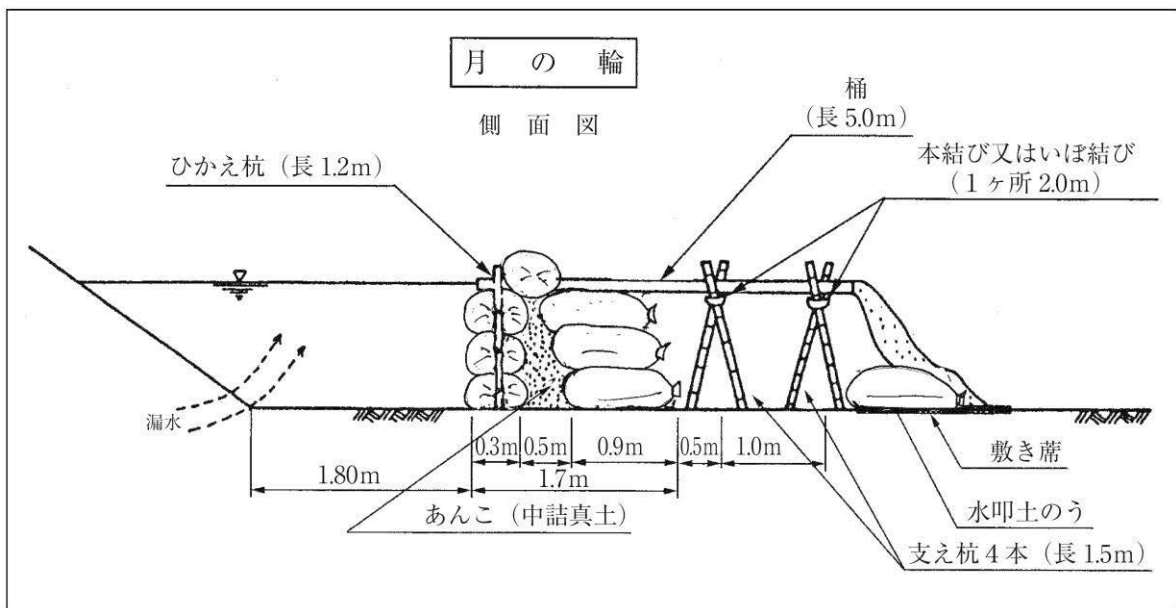
<漏水防止工…川裏>

(10) 月の輪工

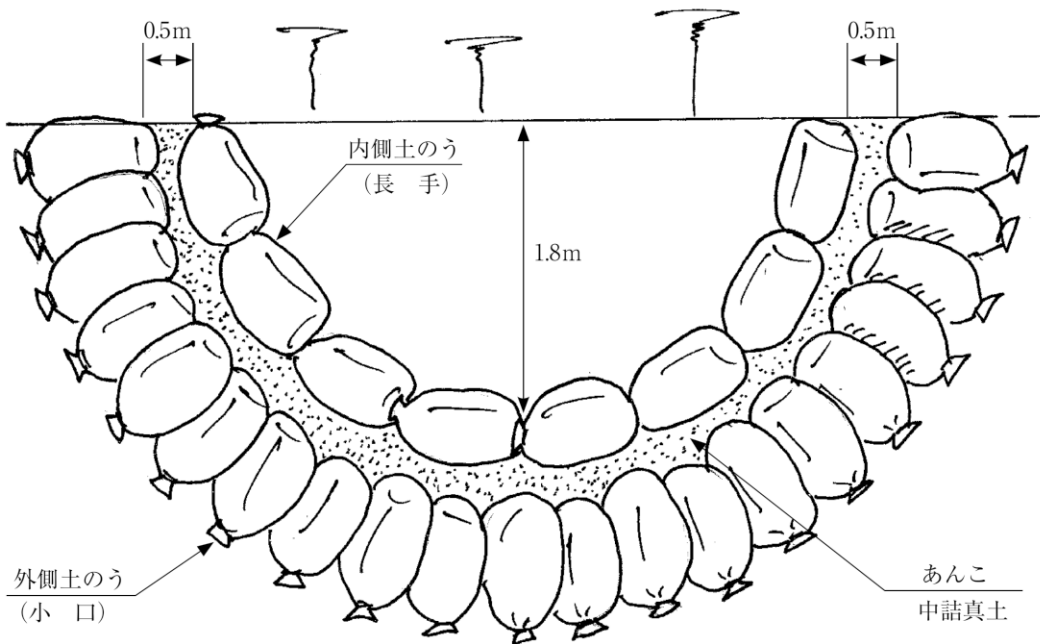


川裏の漏水を堰き上げて滲透水の圧力を弱める工法。

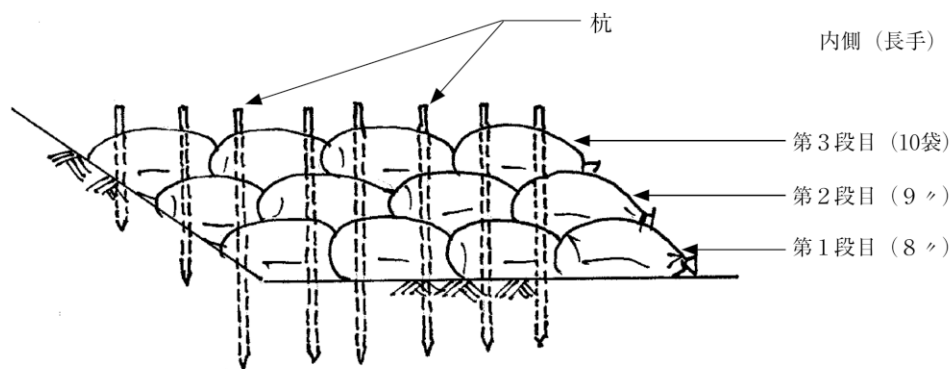
漏水口の周囲法先に土のうを半月状(半径1.8m)に積上げ、この中に漏水を淀ませて上透水を堤内の水路などに放流させる。土のう積の高さは水圧を弱める程度、三段積み以上にするときは留杭又は棚杭を打つ。流し口には、樋をかけ、透水を導き、その落下点には、シート等を敷き洗掘を防ぐ、また土のうと土のうの間には土を詰め十分踏み固めて空隙からの漏水を防ぐ。



平面図 (第1段)



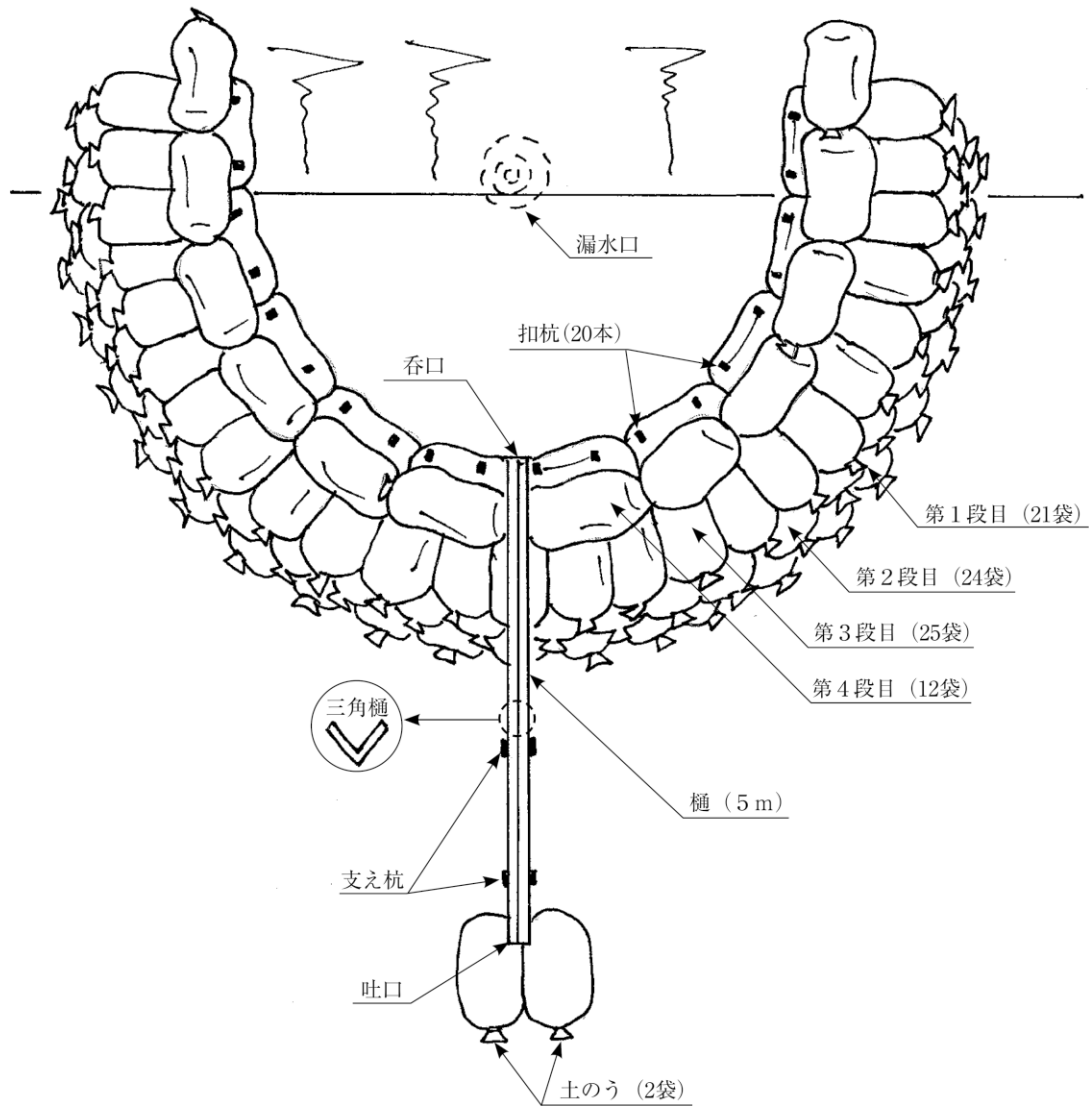
内側断面図



外側断面図



平面図 (完成)



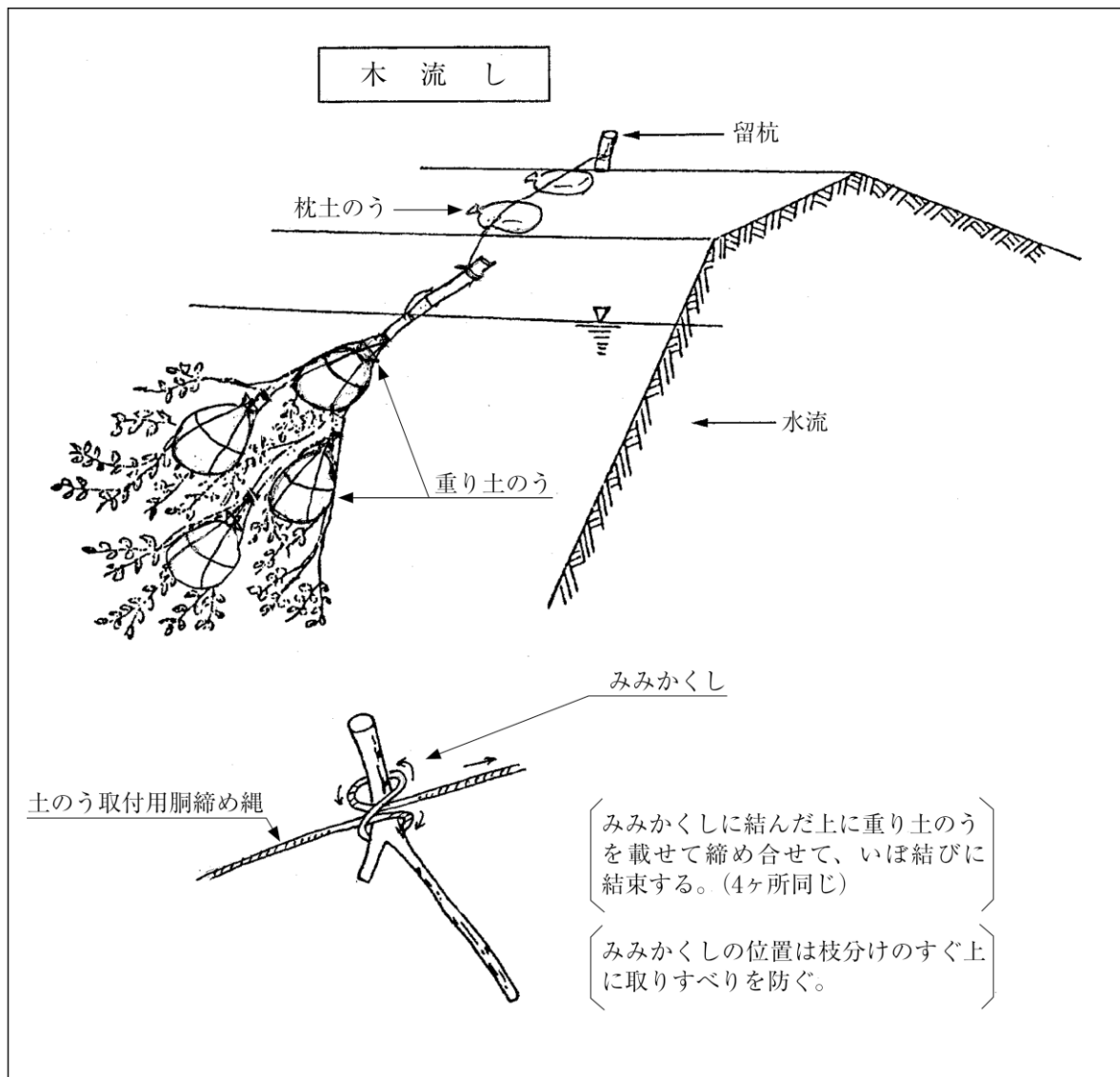
<決壊防止工>

(11) 木流し(竹流し)工



目的：急流部において流水を緩和して川表堤腹崩壊の拡大を防止する。又、緩流部においても波欠けの防止に使われる。

拵え方：枝葉の繁茂した樹木（又は竹）根本から切り、枝に重り土のう（又は石俵）を付け、根元は鉄線又は縄で縛り、その一端を留杭に結束して、上流より流しかけて崩壊面に固定させる。

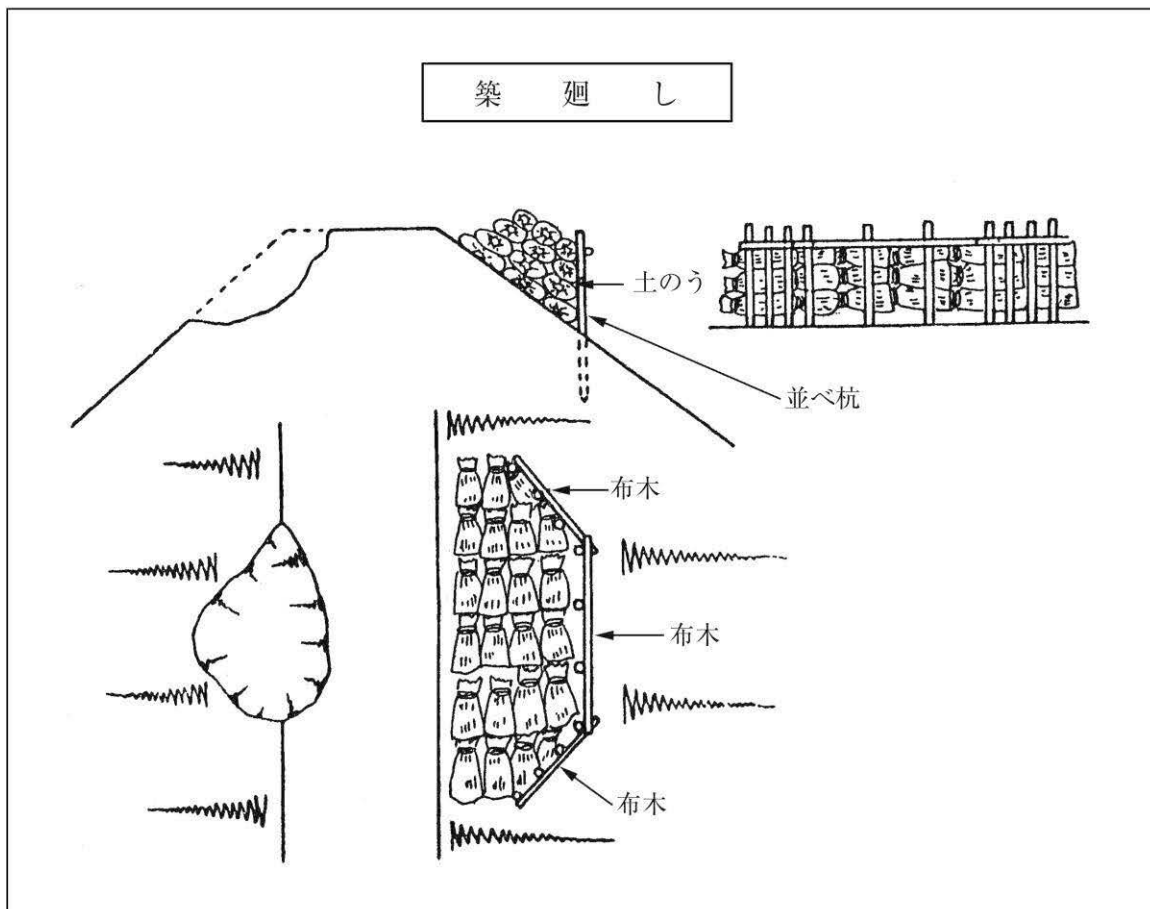
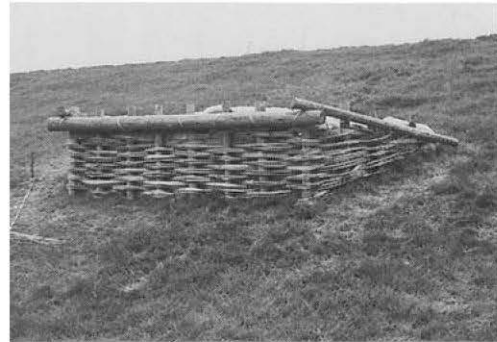
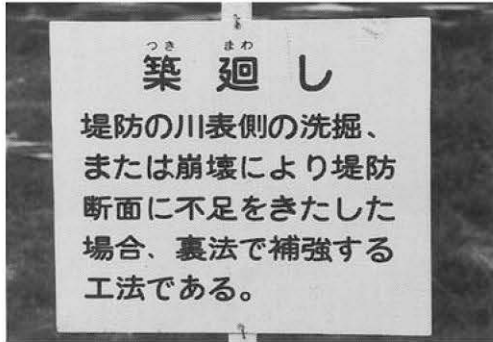


(12) 築廻し工

目的：川表の崩壊、法面の補強。

拵え方：心々0.9mくらいに杭を打ち込み、竹棚（又は粗朶）を編み付け、内部に土のうを詰める。

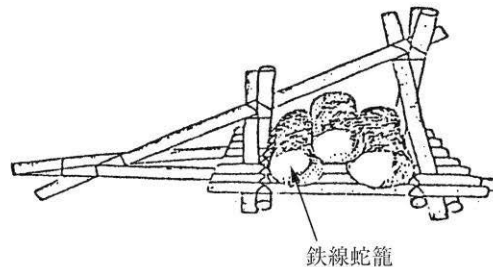
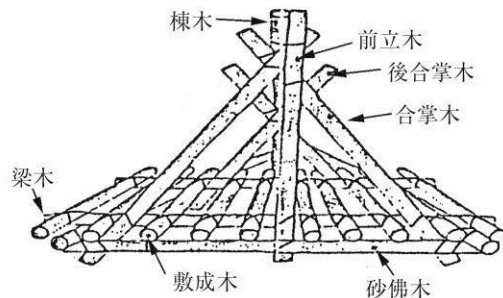
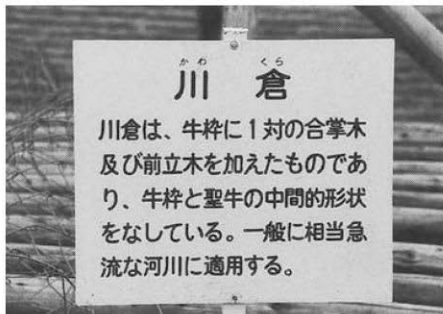
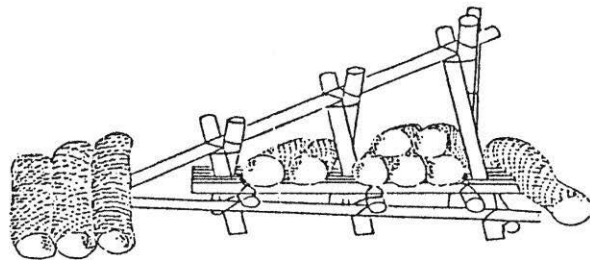
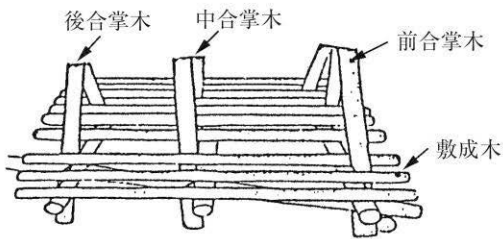
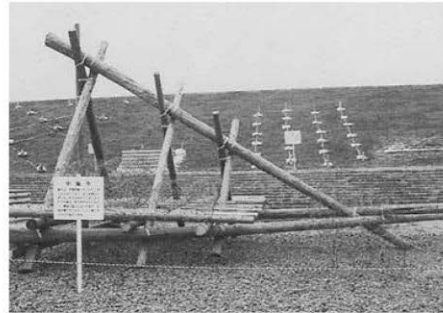
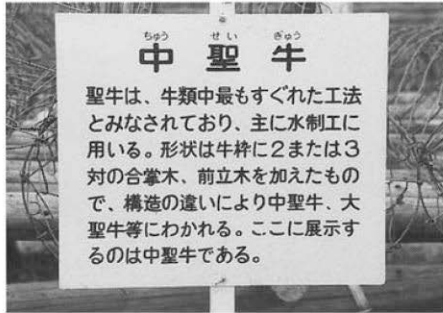
崩壊箇所は蓆張などを行って川裏に築廻しを施す。

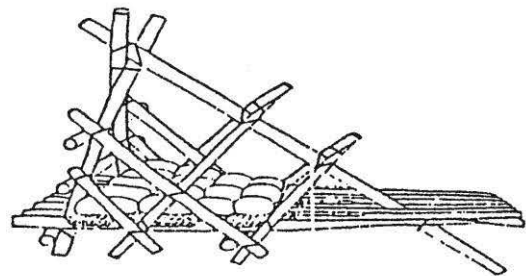
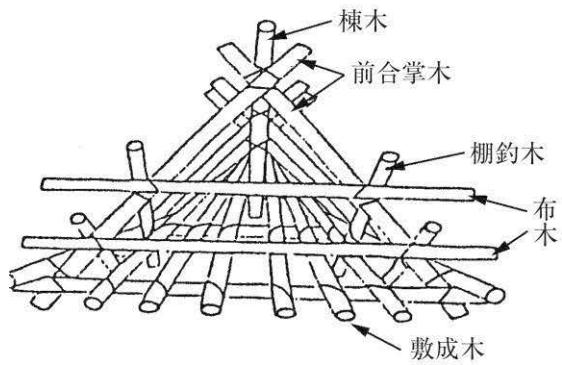
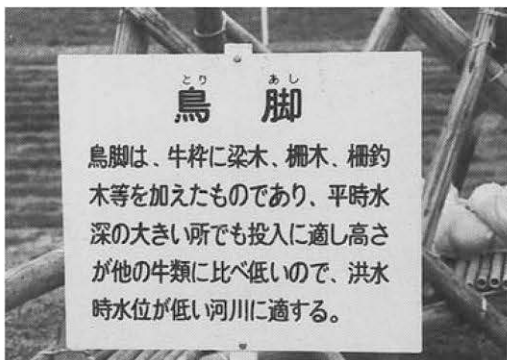
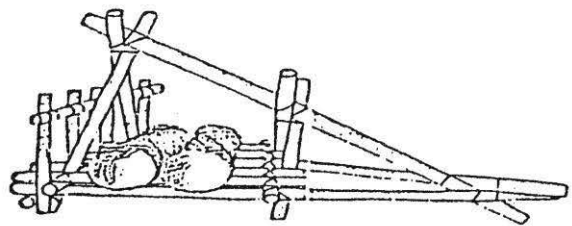
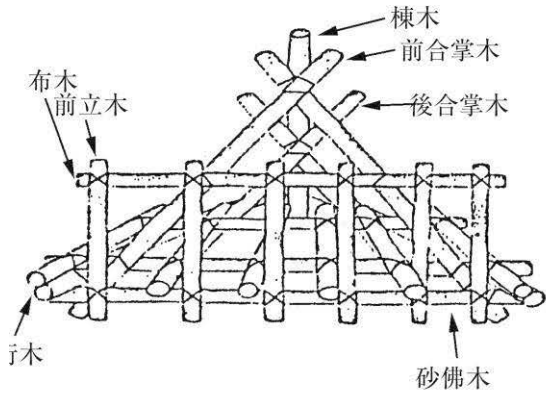
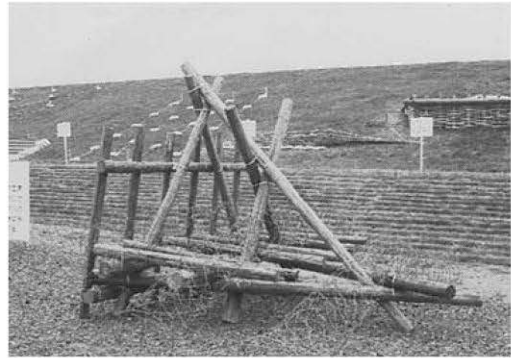
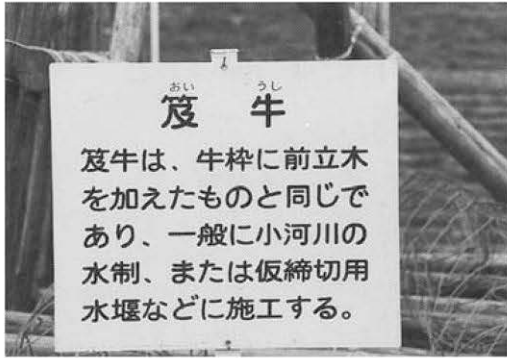


(13) 中内聖牛、川倉、笈牛および鳥脚工

目的：流木の激突を緩和し、堤脚崩壊面の拡大防止。

据付け方：この工法は一般に急流河川に用いられる。堤脚に逆出しに据えて崩壊面を直接保護する場合と、本出しに使用して水当りを緩和させる場合がある。逆出しは頭部を堤防側に置き、棟木を水流と直角よりやや上向きに水中に入れ、ただちに蛇かごから石俵を重しとして載せる。上記の杵類を施す箇所は激流の場合が多いので、押し流されて目的の位置に沈設することが困難であるから、組立後所要所を鉄線などで結んで作業の終わるまで繫留する必要がある。なお、杵を下向に入れると逆効果となることがあるので注意する。



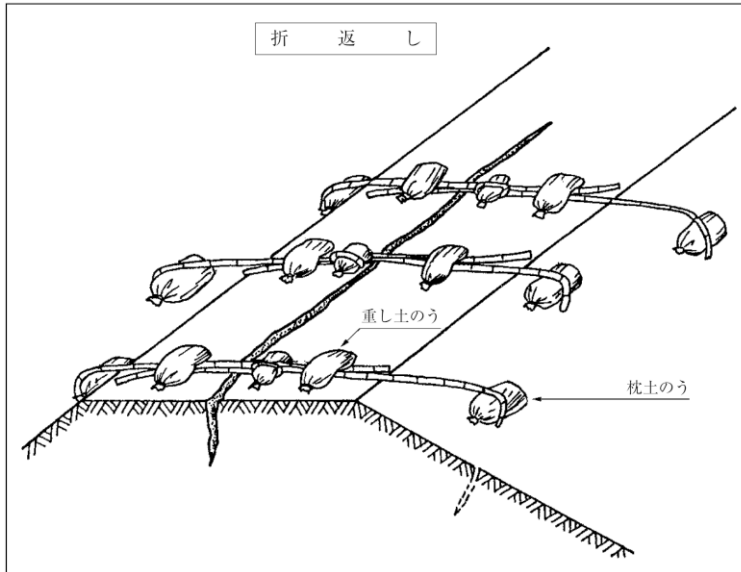


<き裂防止工>

(14) 折 返 し 工

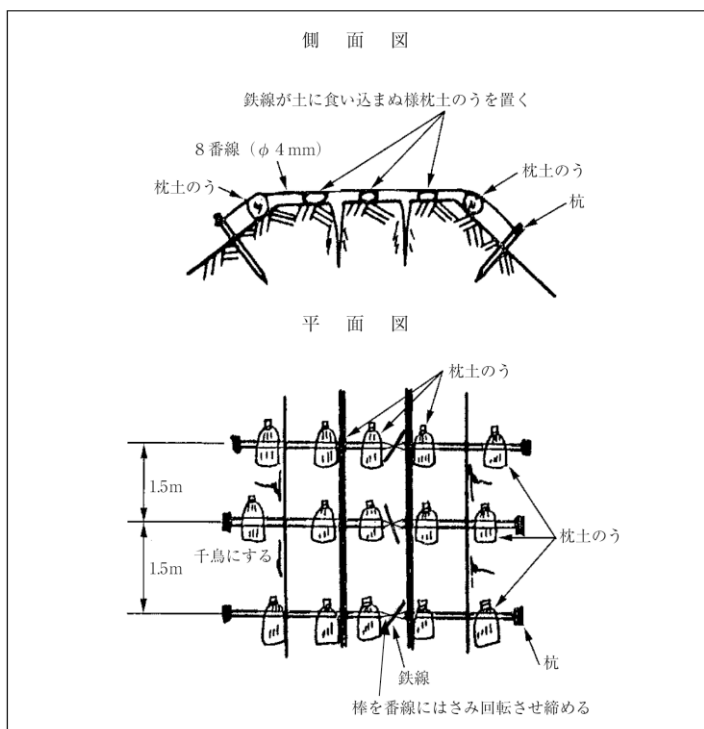


目 的：堤防天端にき裂を生じた場合、崩壊を防止する。
 拵 え 方：天端の表法と裏法とに竹を突き差し、その根元に土のうを置きこれを枕にして、竹を折り曲げ、中央で双方の竹を折り返して引きかけ、縄で結束する。竹の折返し部分は折損しやすいため麻袋（土のう）などを丸めて芯にする。又、竹の締め具合をよくするため、天端に重り土のうを載せる。



[鉄線を使用する場合]

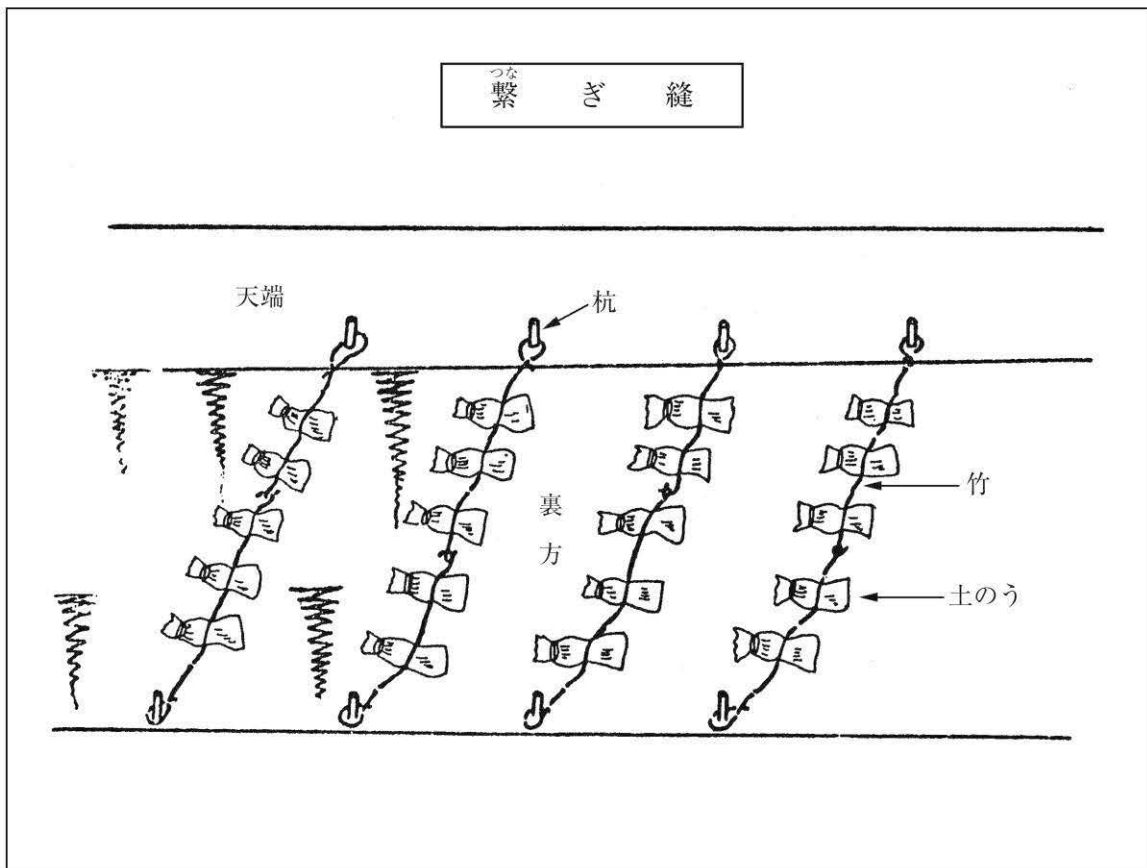
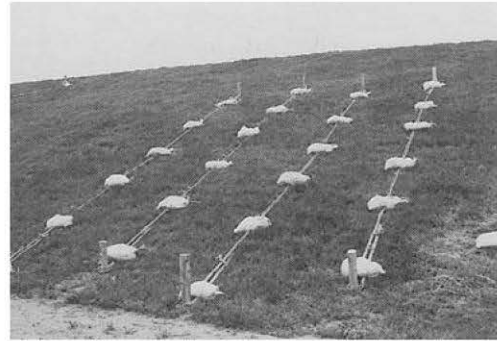
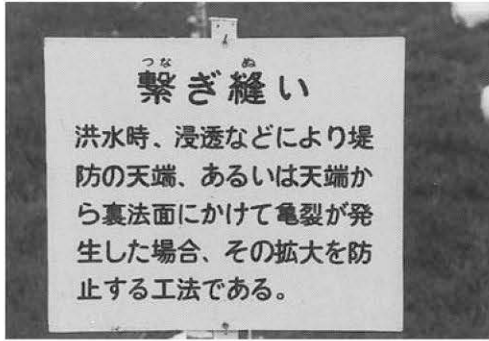
竹の代りに鉄線と木杭により行う。



(15) 繋ぎ縫い工

目的：亀裂箇所を挟んで裏法崩壊防止。

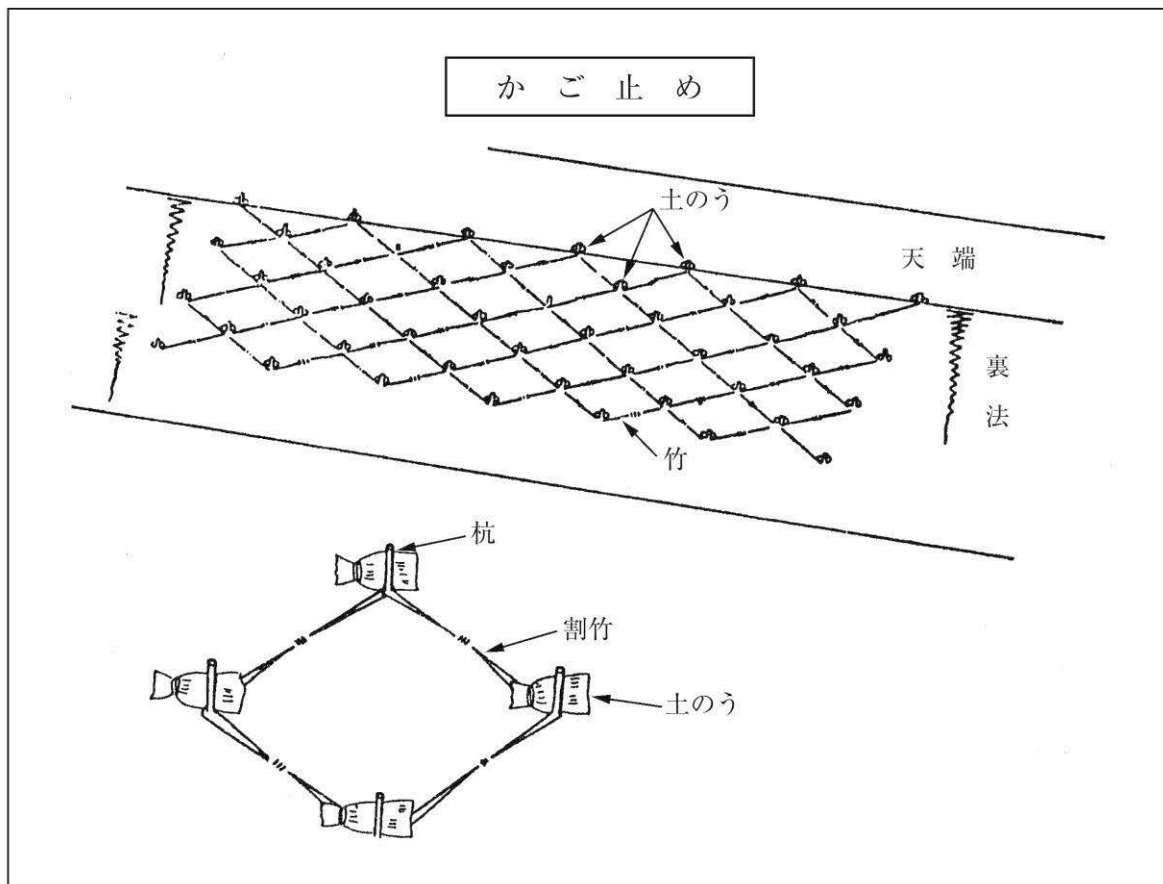
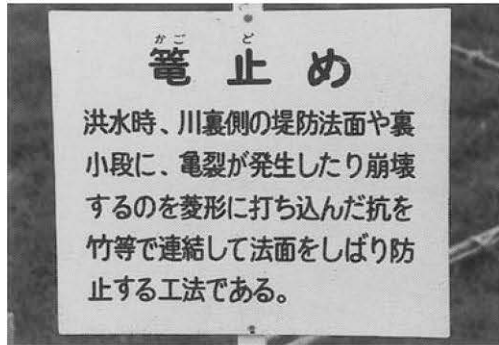
拵え方：長1.0m～1.5m、末口6cm～9cmの木を1.0m～2.0m間隔に打ち込み、その杭に周10cm～15cmの竹を縛りつけ、又天端にも同様に打って竹を縛り付け、この双方の竹串を約2.0mの継手を残して折り曲げ引きかけて縄結び、重り土のうを取り付ける。



(16) かご止め工

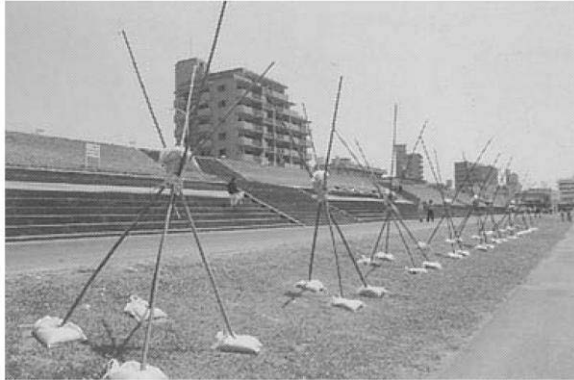
目的：川裏法面亀裂崩壊防止。

拵え方：2.0m 間隔に長 1.8m 内外の杭を打ち込み、その中間に互の目に杭を入れ斜に各々の杭に割竹で繋ぎ合せ、杭毎に重り土のうを載せる。もし堤体が軟弱な場合には敷粗朶をして重り土のうを載せる。



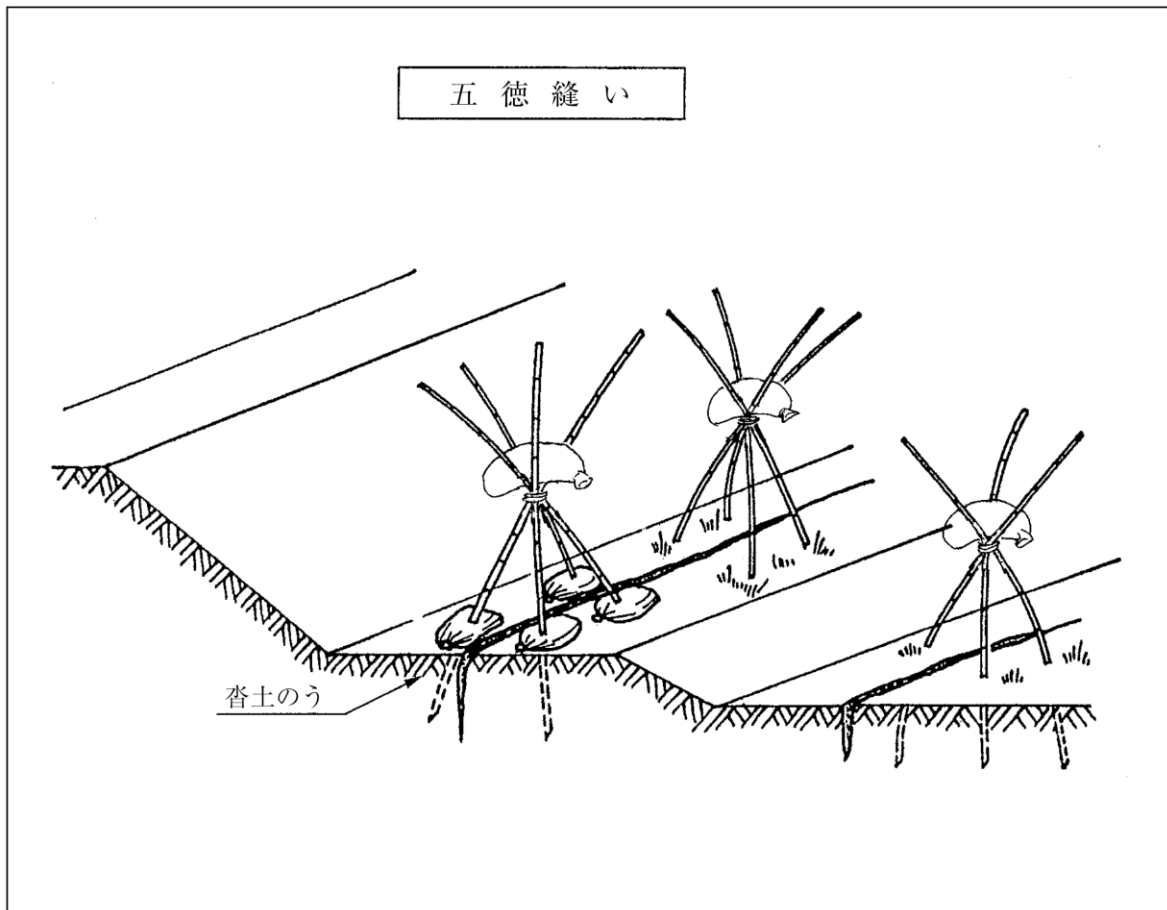
<崩壊防止工>

(17) 五徳縫い工

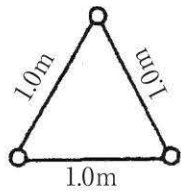


目 的 : 川裏き裂、崩壊の拡大防止。

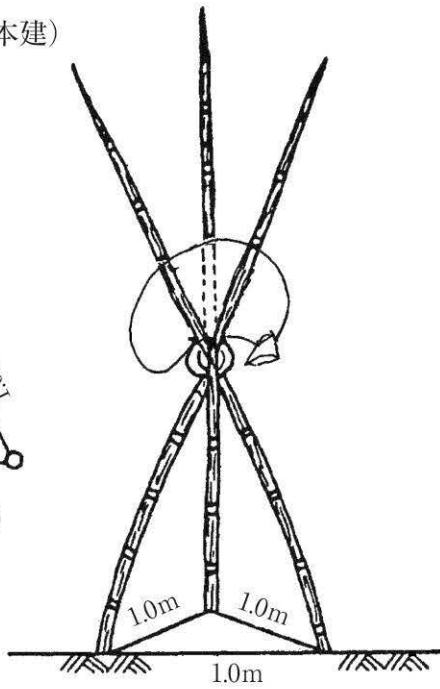
拵 え 方 : き裂をはさんで竹3本~4本を以て各辺1m位の三脚形又は四脚形に深く突差し、地上1.2m~1.5mくらいの所で一つに縄で結び、その上におもり土のうを載せる。もし、き裂の部分に張芝がない時、又は堤体が軟弱である場合には沓土のうを用いる。この工法はのり面に行うよりは法先の方が効果がある。なお法先に力杭を打つのが安全である。



(其の一 3本建)



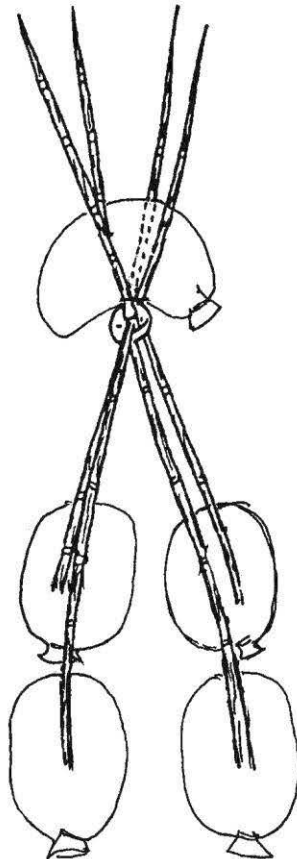
(堤防に平行)



(作業要領)

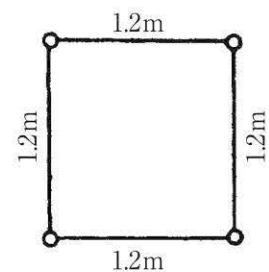
1. 竹建て
2. 竹の切口を中心に向着てさす。
3. 竹の結束は時計廻りに締め合せる。
その際位置は目の高さとする。
4. 縄締め順序
 - (1) 縄端を1本の竹に船結びで結束。
 - (2) 大廻り2回(時計廻り)
 - (3) 1本毎に1回巻き付ける。
 - (4) 大廻り3回
 - (5) 竹の結び目を十字につつみをかけて結束。
 - (6) 最後に重り土のうのをせ余った縄で一回廻しで完結する。
その際元位置に戻して結束する重り土のうは水流に平行。

(其の二 4本建)



(作業要領)

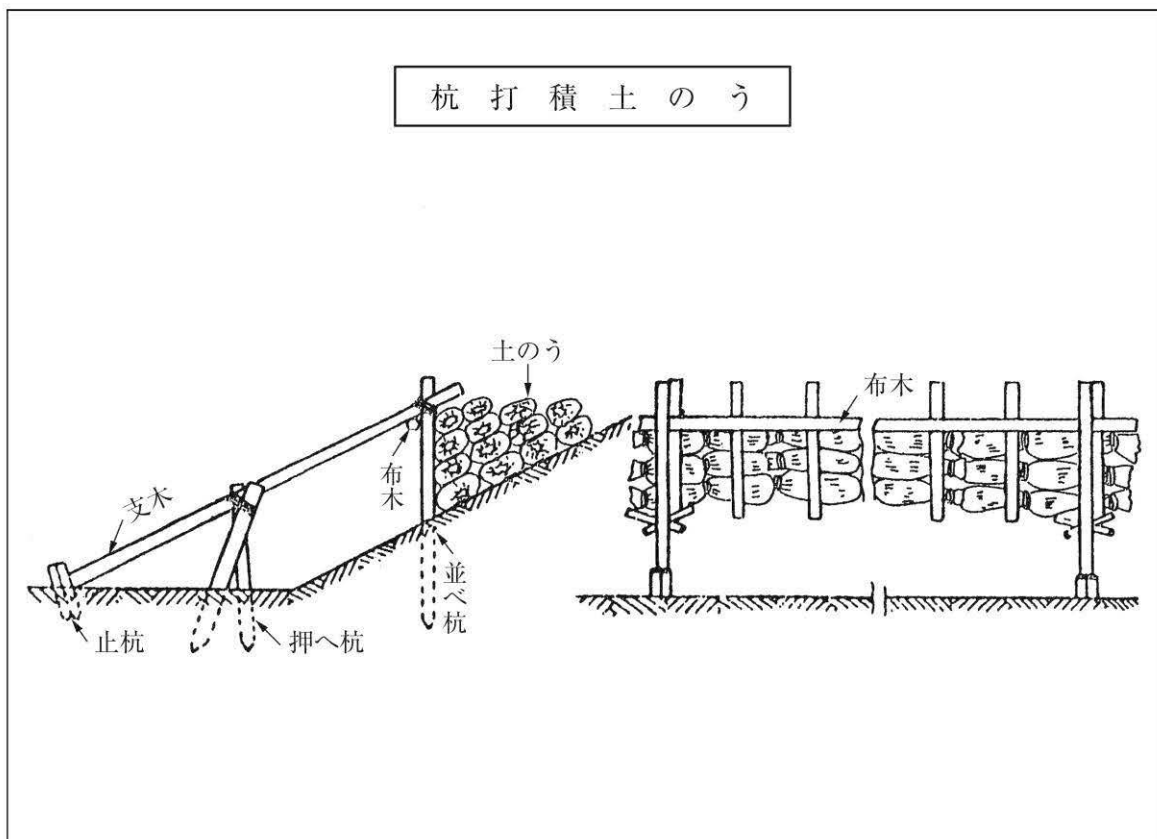
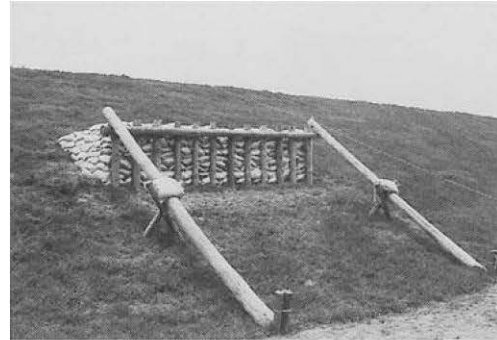
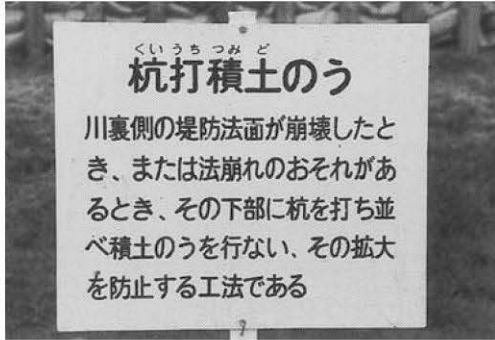
3本建に同じ。



(18) 杭打積土のう

目的：川裏法崩壊防止。

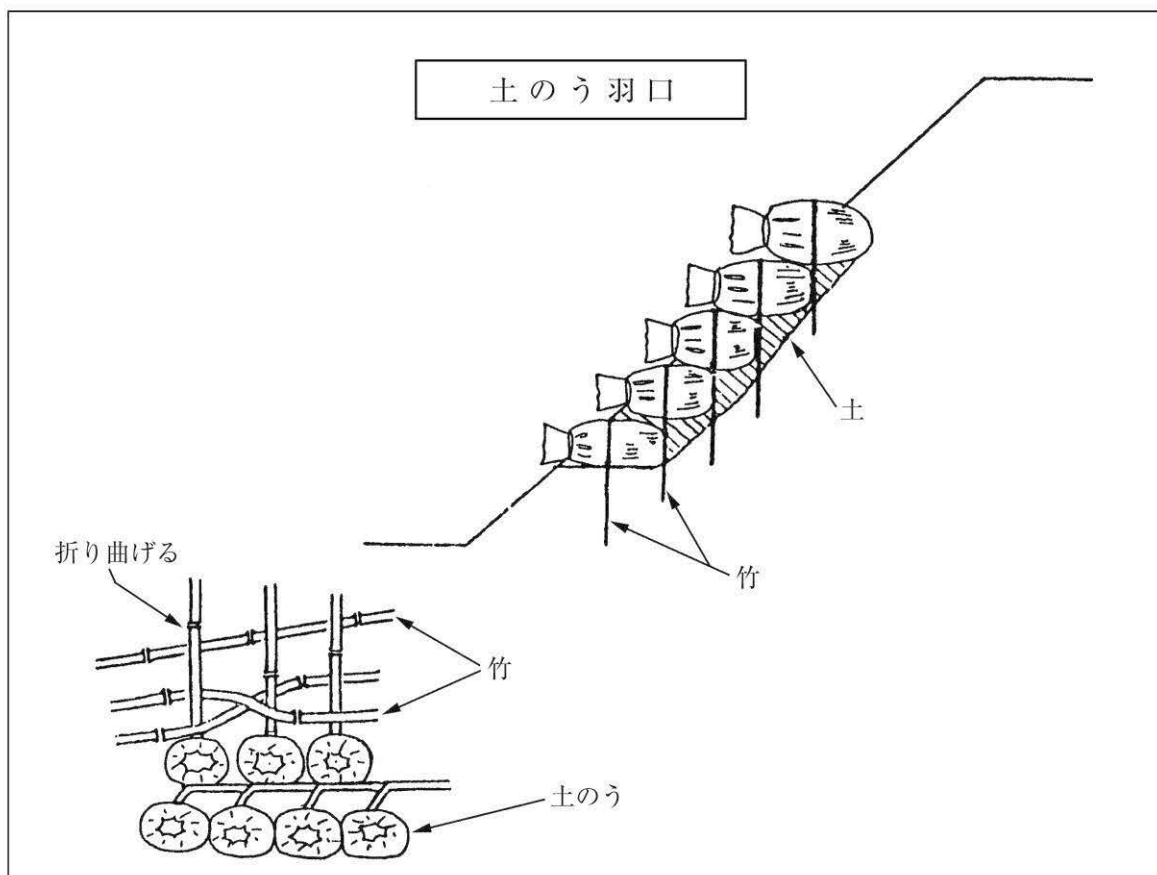
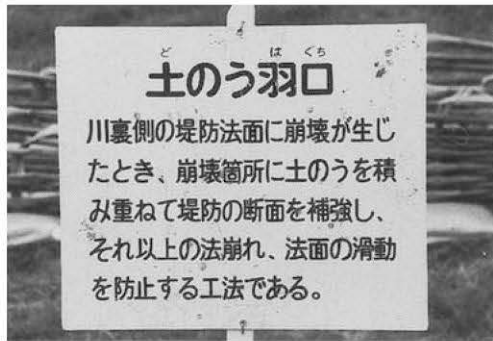
拵え方：法先に土のうを長手に積み上げ、その支えに長 2.5m 内外の杭を心々 0.60m に打ち込み上部に長 5.0m の布木を結び付け更に長 4.0m の支木を 3.60m 毎に取り付ける。支えの木の中間に押え杭二本を合掌に打って挟み、又、杭木の根元には杭を二本並べて打って根止めとする。



(19) 土のう^{はぐち}羽口

目的：裏法崩壊補強。

拵え方：土のうを小口並べに一層積んで蛇腹編みとし、その上に土を布いて踏みならし、順次半俵引きの勾配で土のうを積み上げ、内側に土砂を詰めて踏み固める。蛇腹編みは土のうを固定させるために、目通し6 cm～9 cmの竹を用いる。



〈新工法等〉



(水マット工)



(簡易パラペット工)



(大型土のう工)

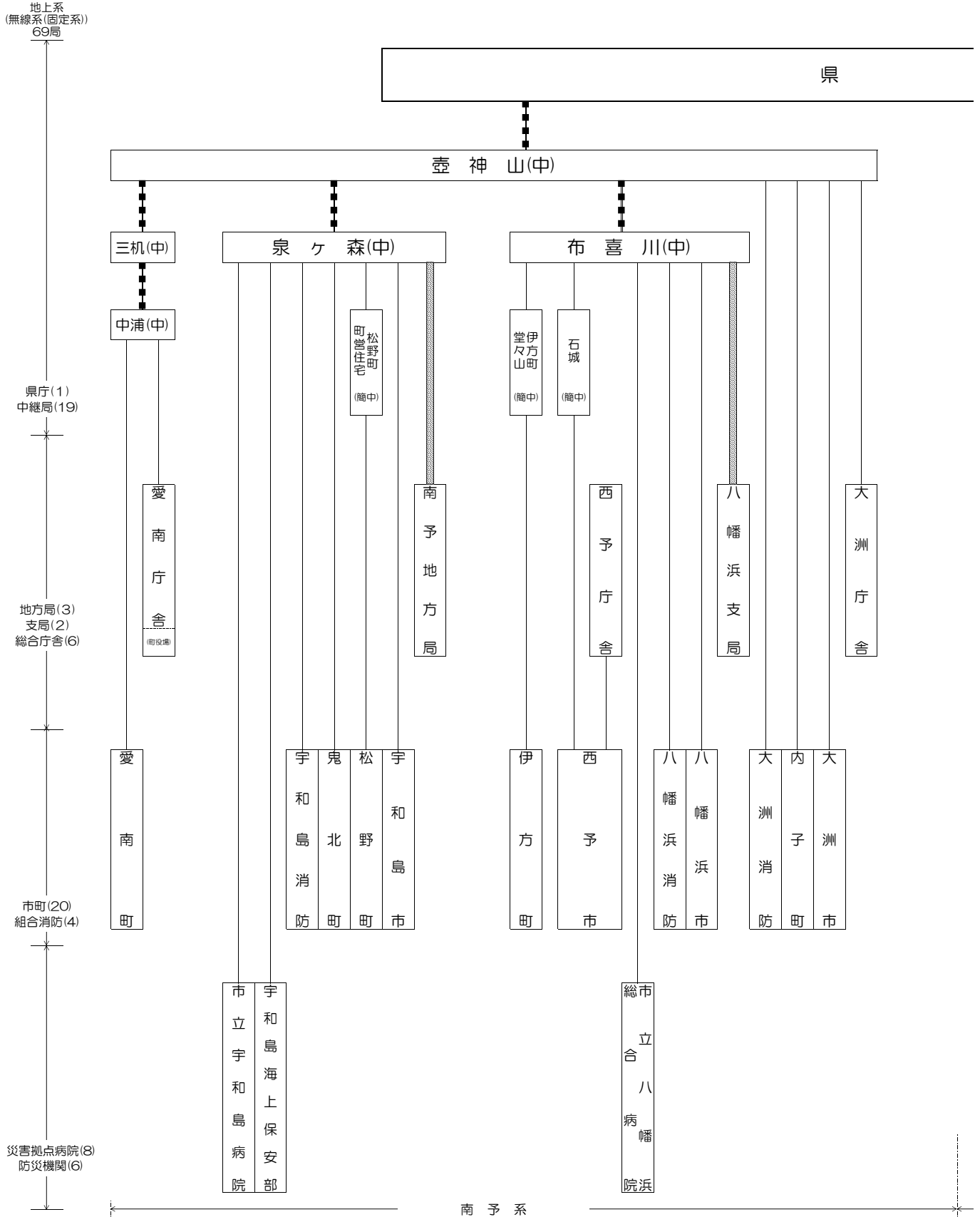


(土のう造成機)

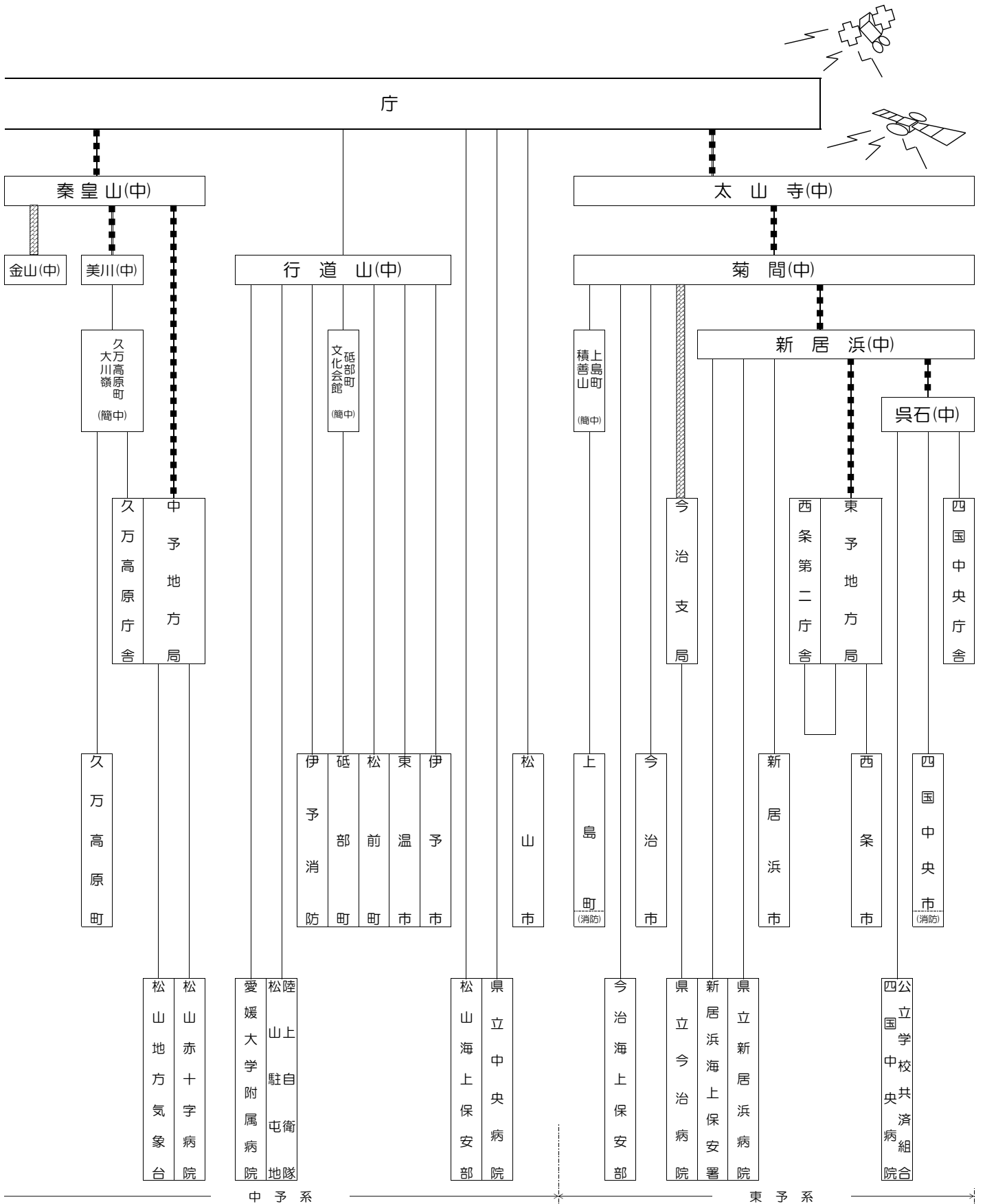
(水防のしおり：国土交通省水管理・国土保全局 河川環境課水防企画室より)

第7 通 信

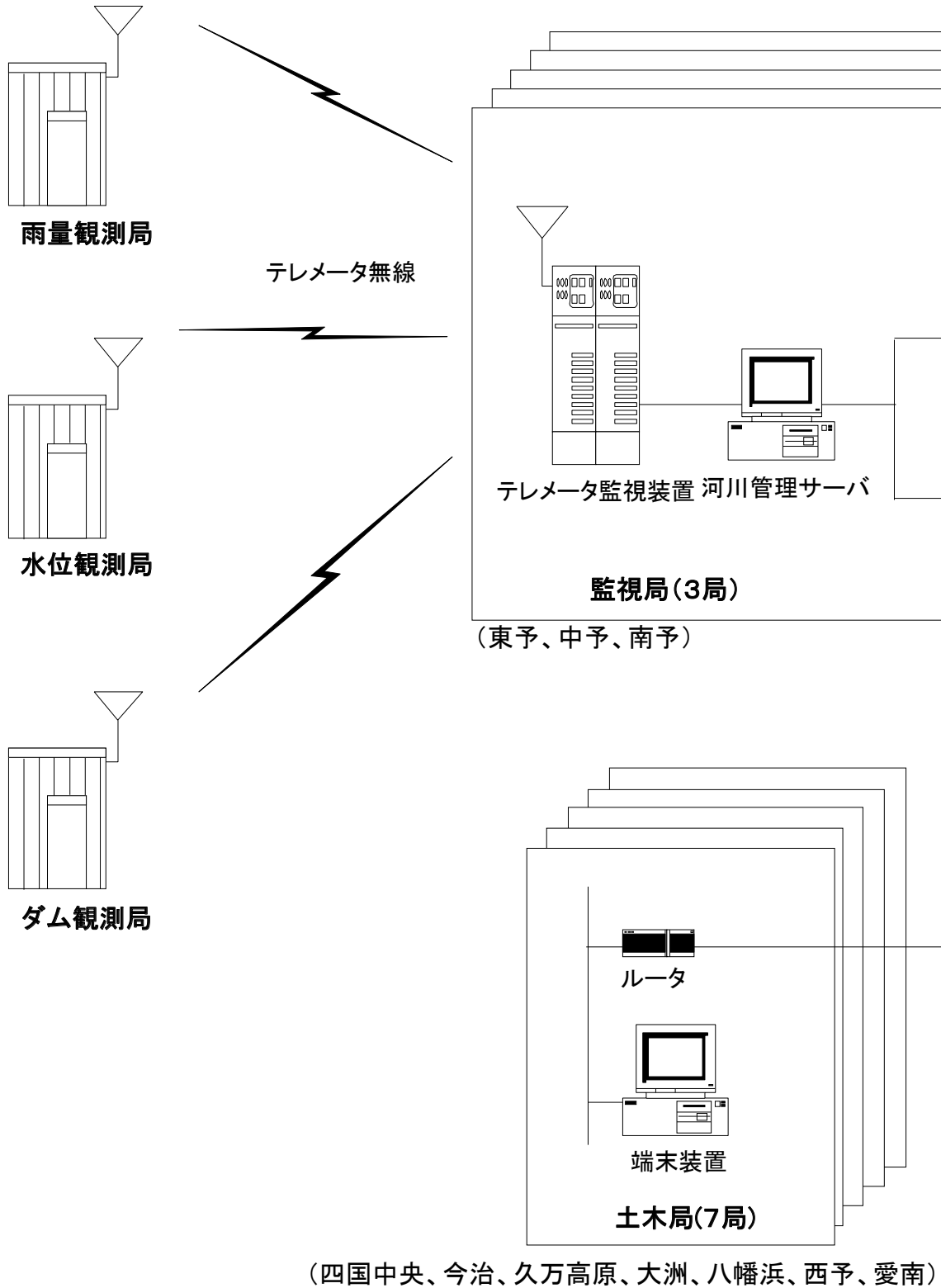
愛媛県防災通信システム(地上系・衛星系)回線構成図



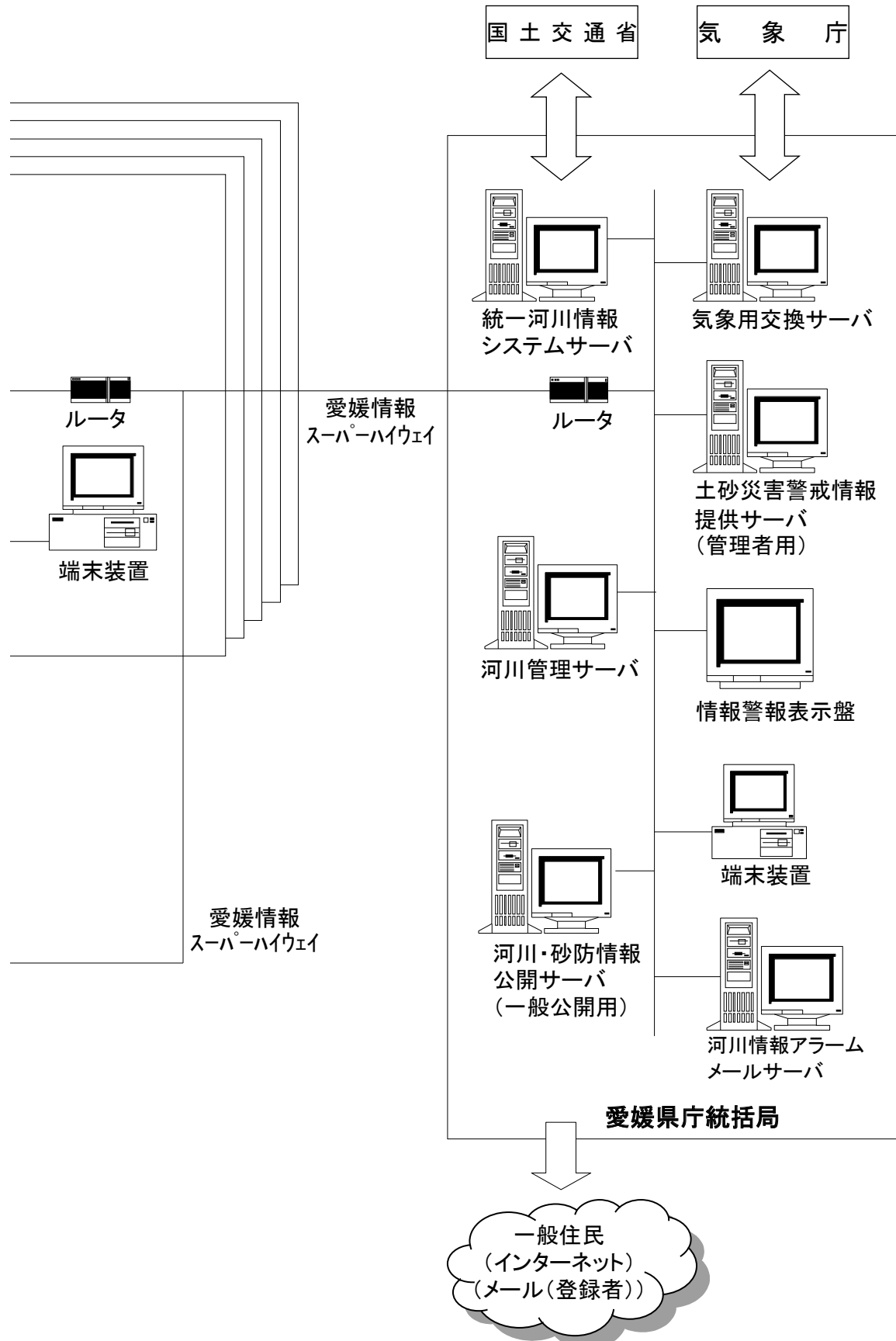
連 絡 施 設



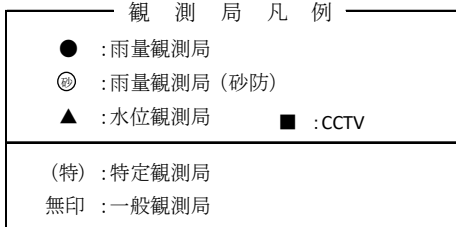
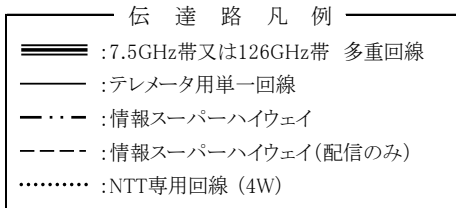
愛媛県河川等情報システム／土砂災害情報



相互通報システム 全体システム構成図



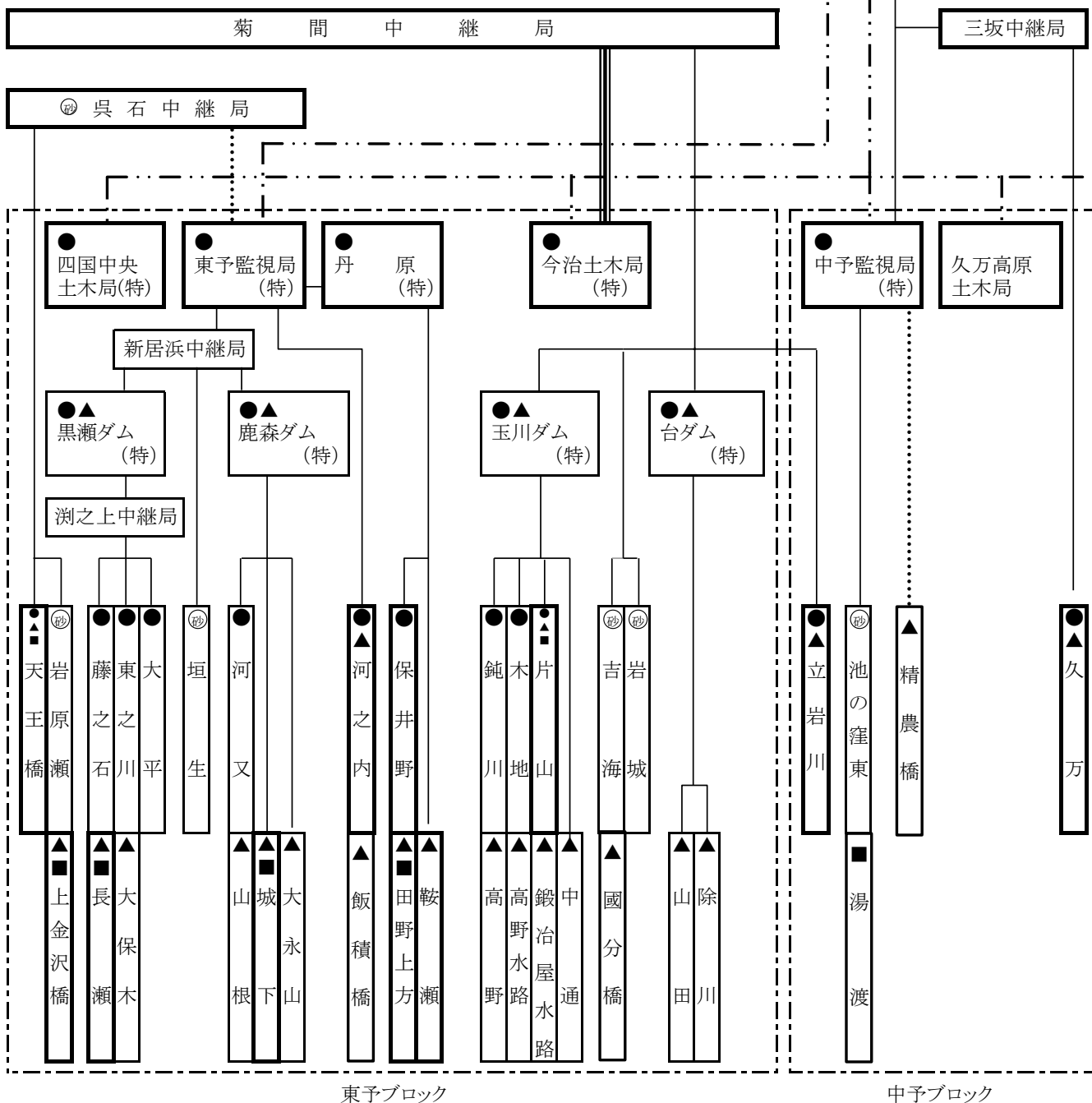
愛媛県河川等情報



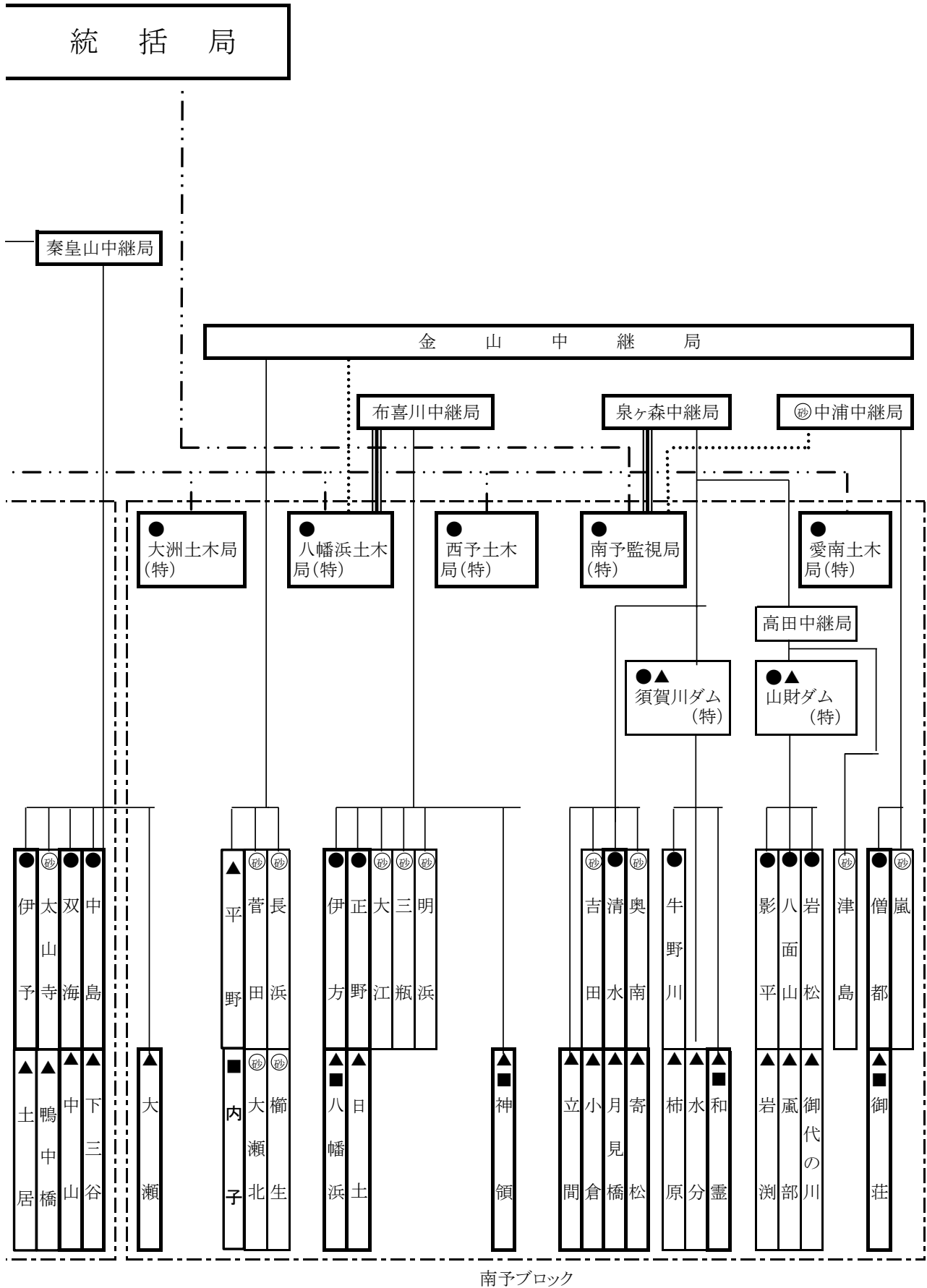
国土交通省
四国地方整備局

県 庁

光回線



システム回線構成図



第 8 洪水予報文例、洪水予報作業用紙

正規

肱川^{ひじかわ}レベル 2 氾濫注意報 (警戒レベル 2 相当情報)

肱川洪水予報第〇号
令和〇年〇月〇日〇〇時〇〇分
大洲河川国道事務所 松山地方气象台 共同発表

(見出し)

肱川では、氾濫注意水位に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込み

(主文)

【警戒レベル 2】肱川の大洲第二基準観測所(大洲市)受け持ち区間
肱川の大洲第二基準観測(大洲市)では、「氾濫注意水位」に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込みです。洪水に関する情報に注意してください。

(警戒レベル相当情報等早見表)

肱川レベル 2 氾濫注意報 (警戒レベル 2 情報)			
新着・更新		新着	
基準観測所		大洲第二	
対象河川		肱川	矢落川
新着・更新	警戒レベル () 相当	2	
	水位	2	
	又は流量	(レベル 2 水位超過)	
新着	大洲市	2	

市区町村ごとの警戒レベル相当の数は、同一洪水予報区間内の基準観測所の受け持ち区間ごとの警戒レベル相当情報に基づいて、それぞれの氾濫による浸水が想定される地区が含まれる市区町村に対して一律に表示しているものです。

警戒レベル相当早見表の見方について
[防災用語ウェブサイト：早見表]
<https://www.river.go.jp/kawabou/glossary/pc/term?key=hayamihiyo>

5	警戒レベル 5 相当
4	警戒レベル 4 相当
3	警戒レベル 3 相当
2	警戒レベル 2
	警戒レベル 2 未満

(雨量)

多いところでは 1 時間に〇〇ミリの雨が降っています。
この雨は当分この状態が続くでしょう。

流域	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量の見込み
肱川流域	〇〇〇ミリ	〇〇ミリ

(水位または流量)

基準観測所	水位 (m)	〇〇日	〇〇日	〇〇日	〇〇日	〇〇日	〇〇日
		〇〇現在 〇.〇〇	〇〇予測 〇.〇〇	〇〇予測 〇.〇〇	〇〇予測 〇.〇〇	〇〇予測 〇.〇〇	〇〇予測 〇.〇〇
警戒レベル 2							
大洲第二 (大洲市)	氾濫発生水位 7.17 m						
	氾濫危険水位 7.10 m						
	避難判断水位 5.40 m						
	氾濫注意水位 3.80 m						
	ゼロ点高 EL-9.61 m						

・ゼロ点高に関する解説
https://www.river.go.jp/kawabou/glossary/kwb_apend/html/reference.html

(参考)

(受け持ち区間)

基準観測所	大洲第二 基準観測所 大洲市		
受け持ち区間	脇川 左岸 大洲市柚木字尾坂358 番地1地先から海(河口)ま で 右岸 大洲市柚木字富士897 番地1地先から海(河口)ま で		
	脇川 左岸 大洲市新谷甲394番地9 地先(新谷)から幹川合流点 (本川合流点)まで 右岸 大洲市新谷甲343番地2 地先(新谷)から幹川合流点 (本川合流点)まで		

□雨の情報を知りたい方はこちら

今後の雨(解析雨量・降水短時間予報)	https://www.jma.go.jp/bosai/kaikotan/#zoom:8/lat:33.5080556/lon:132.545/colordepth:normal/elements:slmcs&slmcs_fcs_t&rasrf
--------------------	---

□洪水予報文、川の水位を確認したい方はこちら

川の防災情報 洪水予報画面	https://www.river.go.jp/kawabou/pc/rw?rwtype=10&rwcd=8808800100
---------------	---

□河川の氾濫危険度を知りたい方はこちら

水害リスクライン	https://frl.river.go.jp/TopViewMain?header&areacd=88
----------	---

□氾濫の影響が想定される区域を知りたい方はこちら

浸水ナビ	https://suiboumap.gsi.go.jp/ShinsuiMap/Map/?x=132.545&y=33.5080556&z=13
------	---



今後の雨(解析雨量・降水短時間予報)



川の防災情報 洪水予報画面



水害リスクライン



浸水ナビ

問い合わせ先

水位関係：国土交通省 大洲河川国道事務所 工務第一課 電話：0893-24-5188

気象関係：気象庁 大阪管区气象台 気象防災部 予報課 電話：06-6949-1300

正規

重信川^{しげのぶがわ}レベル2 氾濫注意報 (警戒レベル2 情報)

重信川洪水予報第〇号
令和〇〇年〇月〇日〇時〇〇分
まつやまかせん こんごう しげのぶがわ まつやまかせん せしやうたい
松山河川国道事務所・松山地方気象台 共同発表

(見出し)

重信川では、氾濫注意水位に到達し、
今後、水位はさらに上昇する見込み

(主文)

【警戒レベル2】重信川^{しげのぶがわ}の出合基準観測所^{であい}（伊予郡松前町^{いよぐんまつまへちょう}）受け持ち区間
重信川^{しげのぶがわ}の出合基準観測所^{であい}（伊予郡松前町^{いよぐんまつまへちょう}）では、「氾濫注意水位」に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込みです。洪水に関する情報に注意してください。

(警戒レベル相当情報等早見表)

重信川レベル2 氾濫注意報（警戒レベル2 情報）			
新着・更新	新着・更新		新着
	基準観測所名		出合
	対象河川		重信川
	警戒レベル（ ）相当		2
	水位 又は 流量	現況	2 (レベル2 水位超過)
予測			
新着	松山市		2
新着	伊予市		2
新着	東温市		2
新着	伊予郡松前町		2
新着	伊予郡砥部町		2

市区町村ごとの警戒レベル相当の数値は、同一洪水予報区間内の基準観測所の受け持ち区間ごとの警戒レベル相当情報に基づいて、それぞれの氾濫による浸水が想定される地区が含まれる市区町村に対して一律に表示しているものです。警戒レベル相当早見表の見方について【防災用語ウェブサイト：早見表】

<https://www.river.go.jp/kawabou/glossary/pc/term?kev=havamihvo>

5	警戒レベル5相当
4	警戒レベル4相当
3	警戒レベル3相当
2	警戒レベル2
	警戒レベル2未満

(雨量)

多いところでは1時間に00ミリの雨が降っています。
この雨は当分この状態が続くでしょう。

流域	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量の見込み
重信川流域	〇〇〇ミリ	〇〇ミリ

(水位または流量)

基準観測所	水位 (m)	00日	01日	02日	03日	04日	05日	06日
		00:00現在	01:00予測	02:00予測	03:00予測	04:00予測	05:00予測	06:00予測
		X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX
警戒レベル2								
出合 (伊予郡松前町)	氾濫発生水位 6.69 m							
	氾濫危険水位 5.10 m							
	避難判断水位 4.60 m							
	氾濫注意水位 3.00 m							
	ゼロ点高 EL=4.09 m							

・ゼロ点高に関する解説 https://www.river.go.jp/kawabou/glossary/kwb_apend/html/reference.htm
(参考)

(受け持ち区間)

基準観測所	出合 水位観測所		
		伊予郡松前町	
受け持ち区間	重信川		
	左岸 東温市下林から海まで 右岸 東温市見奈良から海まで		

□雨の情報を知りたい方はこちら

今後の雨 (解析雨量・降水短時間予報)	https://www.jma.go.jp/bosai/kaikotan/#zoom:8/lat:33.508055600/lon:132.545000000/colordepth:normal/elements:slmcs&slmcs_fcst&rsrf
---------------------	---

□洪水予報文、川の水位を確認したい方はこちら

川の防災情報 洪水予報画面	https://www.river.go.jp/kawabou/pc/rw?rwtype=10&rwcd=8808800100
---------------	---

□河川の氾濫危険度を知りたい方はこちら

水害リスクライン	https://frl.river.go.jp/TopViewMain?header&areacd=88
----------	---

□氾濫の影響が想定される区域を知りたい方はこちら

浸水ナビ	https://suiboumap.gsi.go.jp/ShinsuiMap/Map/?x=132.545000000&y=33.508055600&z=13
------	---



今後の雨
(解析雨量・
降水短時間予報)



川の防災情報
洪水予報画面



水害リスクライン



浸水ナビ

問い合わせ先

水位関係：国土交通省 松山河川国道事務所 工務第一課 電話：089-972-0206
気象関係：気象庁 大阪管区気象台 気象防災部 予報課 電話：06-6949-1300

正規

石手川^{いしてがわ}レベル2 氾濫注意報 (警戒レベル2 情報)

石手川洪水予報 第〇号
令和〇〇年〇月〇日〇〇時〇〇分
松山河川国道事務所・愛媛県・松山地方気象台 共同発表

(見出し)

石手川では、氾濫注意水位に到達し、
今後、水位はさらに上昇する見込み

(主文)

【警戒レベル2】石手川^{いしてがわ}の湯渡基準観測所^{ゆわたり}（松山市^{まつやまし}）受け持ち区間
石手川^{いしてがわ}の湯渡基準観測所^{ゆわたり}（松山市^{まつやまし}）では、「氾濫注意水位」に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込みです。洪水に関する情報に注意してください。

(警戒レベル相当情報等早見表)

石手川レベル2 氾濫注意報 (警戒レベル2 情報)		
新着・更新	新着・更新	新着
	基準観測所名	湯渡
	対象河川	石手川
	警戒レベル () 相当	2
	水位 又は 流量	現況 2 (レベル2 水位超過) 予測
新着	松山市	2

市区町村ごとの警戒レベル相当の数値は、同一洪水予報区間内の基準観測所の受け持ち区間ごとの警戒レベル相当情報に基づいて、それぞれの氾濫による浸水が想定される地区が含まれる市区町村に対して一律に表示しているものです。警戒レベル相当早見表の見方について[防災用語ウェブサイト：早見表]

<https://www.river.go.jp/kawabou/glossary/pc/term?key=havamihvo>

5	警戒レベル5相当
4	警戒レベル4相当
3	警戒レベル3相当
2	警戒レベル2
	警戒レベル2未満

(雨量)

多いところでは1時間に00ミリの雨が降っています。
この雨は当分この状態が続くでしょう。

流域	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量の見込み
石手川流域	〇〇〇ミリ	〇〇ミリ

(水位または流量)

基準観測所	水位 (m)	00日						
		00:00現在	01:00予測	02:00予測	03:00予測	04:00予測	05:00予測	06:00予測
		X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX
警戒レベル2								
湯渡 (松山市)	氾濫発生水位 6.84 m							
	氾濫危険水位 6.10m							
	避難判断水位 5.30 m							
	氾濫注意水位 4.90m							
	ゼロ点高 EL=31.62 m							

・ゼロ点高に関する解説 https://www.river.go.jp/kawabou/glossary/kwb_apend/html/reference.htm
(参考)

(受け持ち区間)

基準観測所	湯渡 基準観測所 松山市		
受け持ち区間	石手川 左岸 松山市高野町から幹川 合流点 左岸 松山市溝辺町から幹川 合流点		

雨の情報を知りたい方はこちら

今後の雨 (解析雨量・降水短時間予報)	https://www.jma.go.jp/bosai/kaikotan/#zoom:8/lat:33.508055600/lon:132.545000000/colordepth:normal/elements:slmcs&slmcs_fcst&rasrf
---------------------	---

洪水予報文、川の水位を確認したい方はこちら

川の防災情報 洪水予報画面	https://www.river.go.jp/kawabou/pc/rw?rwtype=10&rwcd=8808800100
---------------	---

河川の氾濫危険度を知りたい方はこちら

水害リスクライン	https://frl.river.go.jp/TopViewMain?header&areacd=88
----------	---

氾濫の影響が想定される区域を知りたい方はこちら

浸水ナビ	https://suiboumap.gsi.go.jp/ShinsuiMap/Map/?x=132.545000000&y=33.508055600&z=13
------	---



今後の雨
(解析雨量・
降水短時間予報)



川の防災情報
洪水予報画面



水害リスクライン



浸水ナビ

問い合わせ先

水位関係：国土交通省 松山河川国道事務所 工務第一課 電話：089-972-0206

愛媛県 土木部河川港湾局 河川課 電話：089-912-2672

気象関係：気象庁 大阪管区気象台 気象防災部 予報課 電話：06-6949-1300

第9 水防警報、水防情報の発表様式

正規

水防警報（待機）

令和〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇時 〇〇分
国土交通省 大洲河川国道事務所発表
(第〇号)

(見出し)

ひじかわ おおずだいに
肱川の大洲第二基準観測所 水防機関待機

(現況)

ひじかわ おおずだいに おおずし
肱川の大洲第二基準観測所（大洲市）の水位は、〇〇日〇〇時〇〇分現在 〇.〇〇mです。

(発表)

水防機関は待機してください。

(水防警報発表状況)

大洲河川国道事務所水防警報発表状況			
新着・更新	新着・更新	新着	
	基準観測所	大洲第二	新谷
	対象河川	肱川	矢落川
	水防警報発表状況	待機	解除
新着	大洲市	待機	解除

(参考)

大洲第二 大洲第二基準観測所（大洲市）

（受け持ち区間は 肱川左岸：大洲市柚木字尾坂358番地の1地先から海（河口）まで、右岸：大洲市柚木字富士897番地の1地先から海（河口）まで）

水防警報に関する川の水位を確認したい方はこちら

川の防災情報 水防警報画面	https://www.river.go.jp/kawabou/pc/rw?rwtype=20&rwcd=2257000007
---------------	---

河川の氾濫危険度を知りたい方はこちら

水害リスクライン	https://frl.river.go.jp/TopViewMain?header&areacd=88
----------	---

氾濫の影響が想定される区域を知りたい方はこちら

浸水ナビ	https://suiboumap.gsi.go.jp/ShinsuiMap/Map/?x=132.545000000&y=33.508055600&z=13
------	---

正規

水防警報（待機）

令和〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇時 〇〇分
国土交通省 大洲河川国道事務所発表
(第〇号)

(見出し)

矢落川やおちがわの新谷にいや基準観測所 水防機関待機

(現況)

矢落川やおちがわの新谷にいや基準観測所おおずし（大洲市）の水位は、〇〇日〇〇時〇〇分現在
〇.〇〇mです。

(発表)

水防機関は待機してください。

(水防警報発表状況)

大洲河川国道事務所水防警報発表状況			
新着・更新	新着・更新		新着
	基準観測所	大洲第二	新谷
	対象河川	肱川	矢落川
	水防警報発表状況	解除	待機
新着	大洲市	解除	待機

(参考)

新谷 新谷基準観測所（大洲市）

（受け持ち区間は 矢落川左岸：大洲市新谷字山口乙1598番の1地先（金刀比羅橋下流約100m）から大洲市新谷甲394番地の9地先（稲田橋下流約250m）まで、右岸：大洲市新谷字定行丙27番の1地先（金刀比羅橋下流約100m）から大洲市新谷甲343番地の2地先（稲田橋下流約250m）まで）

水防警報に関する川の水位を確認したい方はこちら

川の防災情報 水防警報画面	https://www.river.go.jp/kawabou/pc/rw?rwtype=20&rwcd=2257000008
---------------	---

河川の氾濫危険度を知りたい方はこちら

水害リスクライン	https://frl.river.go.jp/TopViewMain?header&areacd=88
----------	---

氾濫の影響が想定される区域を知りたい方はこちら

浸水ナビ	https://suiboumap.gsi.go.jp/ShinsuiMap/Map/?x=132.599444400&y=33.535833300&z=13
------	---

正規

水防警報（出動）

令和〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇時〇〇分
国土交通省 松山河川国道事務所発表
(第〇号)

(見出し)
しげのぶがわ であい
重信川の出合基準観測所 水防機関出動

(現況)
しげのぶがわ であい いよぐんまさきちょう
重信川の出合基準観測所（伊予郡松前町）の水位は、〇〇日 〇〇時 〇〇分現在 〇〇mです。

(発表)
水防機関は出動してください。

(水防警報発表状況)

松山河川国道事務所水防警報発表状況			
新着・更新	新着・更新		〇〇
	基準観測所	湯渡	出合
	対象河川	石手川	重信川
	水防警報発表状況		出動
新着	松山市		出動
新着	伊予市	-	出動
新着	東温市	-	出動
新着	伊予郡松前町	-	出動
新着	伊予郡砥部町	-	出動

(参考)
出合 出合基準観測所（伊予郡松前町）
（受け持ち区間は 重信川左岸：東温市下林から海、右岸：東温市見奈良から海）

□水防警報に関する川の水位を確認したい方はこちら

川の防災情報 水防警報画面	https://www.river.go.jp/kawabou/pc/rw?rwtype=20&rwcd=2256900006
---------------	---

□河川の氾濫危険度を知りたい方はこちら

水害リスクライン	https://frrl.river.go.jp/TopViewMain?header&areacd=88
----------	---

□氾濫の影響が想定される区域を知りたい方はこちら

浸水ナビ	https://suiboumap.gsi.go.jp/ShinsuiMap/Map/?x=132.725391700&y=33.805683300&z=13
------	---

正規

水防警報（情報）

令和〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇時〇〇分
国土交通省 松山河川国道事務所発表

（第〇号）

（見出し）

しげのぶがわ であい
重信川の出合基準観測所 水防機関情報

（現況）

しげのぶがわ であい いよぐんまさきちやう
重信川の出合基準観測所（伊予郡松前町）の水位は、〇〇日〇〇時
〇〇分現在〇. 〇mです。

（発表）

水防機関は嚴重に警戒してください。

（水防警報発表状況）

松山河川国道事務所水防警報発表状況			
新着・更新	新着・更新		〇〇
	基準観測所	湯渡	出合
	対象河川	石手川	重信川
	水防警報発表状況		情報
新着	松山市		情報
新着	伊予市	-	情報
新着	東温市	-	情報
新着	伊予郡松前町	-	情報
新着	伊予郡砥部町	-	情報

（参考）

出合 出合基準観測所（伊予郡松前町）

（受け持ち区間は 重信川左岸：東温市下林から海、右岸：東温市見奈良から海）

□水防警報に関する川の水位を確認したい方はこちら

川の防災情報 水防警報画面	https://www.river.go.jp/kawabou/pc/rw?rwtype=20&rwcd=2256900006
---------------	---

□河川の氾濫危険度を知りたい方はこちら

水害リスクライン	https://frrl.river.go.jp/TopViewMain?header&areacd=88
----------	---

□氾濫の影響が想定される区域を知りたい方はこちら

浸水ナビ	https://suiboumap.gsi.go.jp/ShinsuiMap/Map/?x=132.725391700&y=33.805683300&z=13
------	---

正規

水防警報（出動）

令和〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇時〇〇分
国土交通省 松山河川国道事務所発表
(第〇号)

(見出し)

石手川の湯渡基準観測所 水防機関出動

(現況)

石手川の湯渡基準観測所（松山市）の水位は、〇〇日 〇〇時 〇〇分 現在〇〇mです。

(発表)

水防機関は出動してください。

(水防警報発表状況)

松山河川国道事務所水防警報発表状況			
新着・更新	新着・更新	〇〇	
	基準観測所	湯渡	出合
	対象河川	石手川	重信川
	水防警報発表状況	出動	
新着	松山市	出動	
	伊予市	-	
	東温市	-	
	伊予郡松前町	-	
	伊予郡砥部町	-	

(参考)

湯渡 湯渡基準観測所（松山市）

(受け持ち区間は 石手川左岸：松山市朝生田町4丁目から幹川合流点、右岸：松山市和泉北1丁目から幹川合流点)

水防警報に関する川の水位を確認したい方はこちら

川の防災情報 水防警報画面	https://www.river.go.jp/kawabou/pc/rw?rwtype=20&rwcd=2256900005
---------------	---

河川の氾濫危険度を知りたい方はこちら

水害リスクライン	https://frrl.river.go.jp/TopViewMain?header&areacd=88
----------	---

氾濫の影響が想定される区域を知りたい方はこちら

浸水ナビ	https://suiboumap.gsi.go.jp/ShinsuiMap/Map/?x=132.791150000&y=33.841969400&z=13
------	---

正規

水防警報（情報）

令和〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇時〇〇分
国土交通省 松山河川国道事務所発表
(第〇号)

(見出し)

いしてがわ ゆわたり
石手川の湯渡基準観測所 水防機関情報

(現況)

いしてがわ ゆわたり まつやまし
石手川の湯渡基準観測所（松山市）の水位は、〇〇日 〇〇時 〇〇分
現在〇. 〇mです。

(発表)

水防機関は嚴重に警戒してください。

(水防警報発表状況)

松山河川国道事務所水防警報発表状況			
新着・更新	新着・更新	〇〇	
	基準観測所	湯渡	出合
	対象河川	石手川	重信川
	水防警報発表状況	情報	
新着	松山市	情報	
	伊予市	-	
	東温市	-	
	伊予郡松前町	-	
	伊予郡砥部町	-	

(参考)

湯渡 湯渡基準観測所（松山市）

（受け持ち区間は 石手川左岸：松山市朝生田町4丁目から幹川合流点、右岸：松山市和泉北1丁目から幹川合流点）

水防警報に関する川の水位を確認したい方はこちら

川の防災情報 水防警報画面	https://www.river.go.jp/kawabou/pc/rw?rwtype=20&rwcd=2256900005
---------------	---

河川の氾濫危険度を知りたい方はこちら

水害リスクライン	https://frl.river.go.jp/TopViewMain?header&areacd=88
----------	---

氾濫の影響が想定される区域を知りたい方はこちら

浸水ナビ	https://suiboumap.gsi.go.jp/ShinsuiMap/Map/?x=132.791150000&y=33.841969400&z=13
------	---

金 生 川

令和 年 月 日 時 分

水防警報 第()号

愛 媛 県 発 表

区 分	本 文
1 待 機	<p>上金沢橋地点の水位は、()日()時()分現在 ()mに達し、なお増水する見込みです。</p> <p>四国中央市金田町半田（飼谷橋上流130m）から 河口（西新橋）までの 水防団の待機を要します。【警戒レベル1相当情報 [洪水]】</p>
2 準 備	<p>上金沢橋地点の水位は、()日()時()分現在 ()mに達し、なお増水する見込みです。</p> <p>四国中央市金田町半田（飼谷橋上流130m）から 河口（西新橋）までの 水防団の準備を要します。【警戒レベル1相当情報 [洪水]】</p>
3 出 動	<p>上金沢橋地点の水位は、()日()時()分現在 ()mに達し、氾濫注意水位（2.50m）を()m 超えており、なお上昇するおそれがあるので、</p> <p>四国中央市金田町半田（飼谷橋上流130m）から 河口（西新橋）までの 水防団の出動を要します。【警戒レベル2相当情報 [洪水]】</p>
4 解 除	<p>上金沢橋地点の水位は、()日()時()分現在 ()mとなり、引き続き減少する見込みです。</p> <p>四国中央市金田町半田（飼谷橋上流130m）から 河口（西新橋）までの 水防警報を解除します。</p>

関

川

令和 年 月 日 時 分

水防警報 第()号

愛 媛 県 発 表

区 分	本 文
1 待 機	天王橋地点の水位は、()日()時()分現在 ()mに達し、なお増水する見込みです。 四国中央市土居町上野(熊谷橋)から 河口までの 水防団の待機を要します。【警戒レベル1相当情報 [洪水]】
2 準 備	天王橋地点の水位は、()日()時()分現在 ()mに達し、なお増水する見込みです。 四国中央市土居町上野(熊谷橋)から 河口までの 水防団の準備を要します。【警戒レベル1相当情報 [洪水]】
3 出 動	天王橋地点の水位は、()日()時()分現在 ()mに達し、氾濫注意水位(1.70m)を()m 超えており、なお上昇するおそれがあるので、 四国中央市土居町上野(熊谷橋)から 河口までの 水防団の出動を要します。【警戒レベル2相当情報 [洪水]】
4 解 除	天王橋地点の水位は、()日()時()分現在 ()mとなり、引き続き減少する見込みです。 四国中央市土居町上野(熊谷橋)から 河口までの 水防警報を解除します。

国 領 川

令和 年 月 日 時 分

水防警報 第()号

愛 媛 県 発 表

区 分	本 文
1 待 機	<p>城下地点の水位は、()日()時()分現在 ()mに達し、なお増水する見込みです。</p> <p>新居浜市角野新田町三丁目(新田橋)から 新居浜市新須賀町四丁目(新高橋)までの 水防団の待機を要します。【警戒レベル1相当情報 [洪水]】</p>
2 準 備	<p>城下地点の水位は、()日()時()分現在 ()mに達し、なお増水する見込みです。</p> <p>新居浜市角野新田町三丁目(新田橋)から 新居浜市新須賀町四丁目(新高橋)までの 水防団の準備を要します。【警戒レベル1相当情報 [洪水]】</p>
3 出 動	<p>城下地点の水位は、()日()時()分現在 ()mに達し、氾濫注意水位(2.00m)を()m 超えており、なお上昇するおそれがあるので、</p> <p>新居浜市角野新田町三丁目(新田橋)から 新居浜市新須賀町四丁目(新高橋)までの 水防団の出動を要します。【警戒レベル2相当情報 [洪水]】</p>
4 解 除	<p>城下地点の水位は、()日()時()分現在 ()mとなり、引き続き減少する見込みです。</p> <p>新居浜市角野新田町三丁目(新田橋)から 新居浜市新須賀町四丁目(新高橋)までの 水防警報を解除します。</p>

渦 井 川

令和 年 月 日 時 分

水防警報 第()号

愛 媛 県 発 表

区 分	本 文
1 待 機	<p>飯積橋地点の水位は、()日()時()分現在 ()mに達し、なお増水する見込みです。</p> <p>新居浜市大生院 1435 番 4 地先から 河口までの 水防団の待機を要します。【警戒レベル1相当情報 [洪水]】</p>
2 準 備	<p>飯積橋地点の水位は、()日()時()分現在 ()mに達し、なお増水する見込みです。</p> <p>新居浜市大生院 1435 番 4 地先から 河口までの 水防団の準備を要します。【警戒レベル1相当情報 [洪水]】</p>
3 出 動	<p>飯積橋地点の水位は、()日()時()分現在 ()mに達し、氾濫注意水位(新居浜市(2.10m))を()m (西条市 (2.50m)) 超えており、なお上昇するおそれがあるので、</p> <p>新居浜市大生院 1435 番 4 地先から 河口までの 水防団の出動を要します。【警戒レベル2相当情報 [洪水]】</p>
4 解 除	<p>飯積橋地点の水位は、()日()時()分現在 ()mとなり、引き続き減少する見込みです。</p> <p>新居浜市大生院 1435 番 4 地先から 河口までの 水防警報を解除します。</p>

加 茂 川

令和 年 月 日 時 分

水防警報 第()号

愛 媛 県 発 表

区 分	本 文
1 待 機	<p>長瀬地点の水位は、()日()時()分現在 ()mに達し、なお増水する見込みです。</p> <p>西条市中野字釜之口甲 1304 番 3 地先から 河口までの</p> <p>水防団の待機を要します。【警戒レベル1相当情報 [洪水]】</p>
2 準 備	<p>長瀬地点の水位は、()日()時()分現在 ()mに達し、なお増水する見込みです。</p> <p>西条市中野字釜之口甲 1304 番 3 地先から 河口までの</p> <p>水防団の準備を要します。【警戒レベル1相当情報 [洪水]】</p>
3 出 動	<p>長瀬地点の水位は、()日()時()分現在 ()mに達し、氾濫注意水位(3.80m)を()m 超えており、なお上昇するおそれがあるので、</p> <p>西条市中野字釜之口甲 1304 番 3 地先から 河口までの</p> <p>水防団の出動を要します。【警戒レベル2相当情報 [洪水]】</p>
4 解 除	<p>長瀬地点の水位は、()日()時()分現在 ()mに達し、引き続き減少する見込みです。</p> <p>西条市中野字釜之口甲 1304 番 3 地先から 河口までの</p> <p>水防警報を解除します。</p>

中 山 川

令和 年 月 日 時 分

水防警報 第()号

愛 媛 県 発 表

区 分	本 文
1 待 機	<p>田野上方地点の水位は、()日()時()分現在 ()mに達し、なお増水する見込みです。</p> <p>西条市丹原町来見乗越橋から 河口までの 水防団の待機を要します。【警戒レベル1相当情報 [洪水]】</p>
2 準 備	<p>田野上方地点の水位は、()日()時()分現在 ()mに達し、なお増水する見込みです。</p> <p>西条市丹原町来見乗越橋から 河口までの 水防団の準備を要します。【警戒レベル1相当情報 [洪水]】</p>
3 出 動	<p>田野上方地点の水位は、()日()時()分現在 ()mに達し、氾濫注意水位(1.50m)を()m 超えており、なお上昇のおそれがあるので、</p> <p>西条市丹原町来見乗越橋から 河口までの 水防団の出動を要します。【警戒レベル2相当情報 [洪水]】</p>
4 解 除	<p>田野上方地点の水位は、()日()時()分現在 ()mとなり、引き続き減少する見込みです。</p> <p>西条市丹原町来見乗越橋から 河口までの 水防警報を解除します。</p>

蒼 社 川

令和 年 月 日 時 分

水防警報 第()号

愛 媛 県 発 表

区 分	本 文
1 待 機	<p>片山地点の水位は、()日()時()分現在 ()mに達し、なお増水する見込みです。</p> <p>今治市玉川町法界寺(永代橋上流300m)から 河口までの</p> <p>水防団の待機を要します。【警戒レベル1相当情報 [洪水]】</p>
2 準 備	<p>片山地点の水位は、()日()時()分現在 ()mに達し、なお増水する見込みです。</p> <p>今治市玉川町法界寺(永代橋上流300m)から 河口までの</p> <p>水防団の準備を要します。【警戒レベル1相当情報 [洪水]】</p>
3 出 動	<p>片山地点の水位は、()日()時()分現在 ()mに達し、氾濫注意水位(2.40m)を()m 超えており、なお上昇のおそれがあるので、</p> <p>今治市玉川町法界寺(永代橋上流300m)から 河口までの</p> <p>水防団の出動を要します。【警戒レベル2相当情報 [洪水]】</p>
4 解 除	<p>片山地点の水位は、()日()時()分現在 ()mとなり、引き続き減少する見込みです。</p> <p>今治市玉川町法界寺(永代橋上流300m)から 河口までの</p> <p>水防警報を解除します。</p>

立 岩 川

令和 年 月 日 時 分

水防警報 第()号

愛 媛 県 発 表

区 分	本 文
1 待 機	立岩川地点の水位は、()日()時()分現在 ()mに達し、なお増水する見込みです。 松山市猿川甲 877 番 4 地先から 河口までの 水防団の待機を要します。【警戒レベル1相当情報 [洪水]】
2 準 備	立岩川地点の水位は、()日()時()分現在 ()mに達し、なお増水する見込みです。 松山市猿川甲 877 番 4 地先から 河口までの 水防団の準備を要します。【警戒レベル1相当情報 [洪水]】
3 出 動	立岩川地点の水位は、()日()時()分現在 ()mに達し、氾濫注意水位(1.80m)を()m 超えており、なお上昇するおそれがあるので、 松山市猿川甲 877 番 4 地先から 河口までの 水防団の出動を要します。【警戒レベル2相当情報 [洪水]】
4 解 除	立岩川地点の水位は、()日()時()分現在 ()mとなり、引き続き減少する見込みです。 松山市猿川甲 877 番 4 地先から 河口までの 水防警報を解除します。

石 手 川 (上 流)

令和 年 月 日 時 分

水防警報 第()号

愛 媛 県 発 表

区 分	本 文
1 待 機	<p>湯渡地点の水位は、()日()時()分現在 ()mに達し、なお増水する見込みです。</p> <p>松山市高野町(市之井手橋)から 松山市朝生田町四丁目995番2地先までの 水防団の待機を要します。【警戒レベル1相当情報 [洪水]】</p>
2 準 備	<p>湯渡地点の水位は、()日()時()分現在 ()mに達し、なお増水する見込みです。</p> <p>松山市高野町(市之井手橋)から 松山市朝生田町四丁目995番2地先までの 水防団の準備を要します。【警戒レベル1相当情報 [洪水]】</p>
3 出 動	<p>湯渡地点の水位は、()日()時()分現在 ()mに達し、氾濫注意水位(4.90m)を()m 超えており、なお上昇のおそれがあるので、</p> <p>松山市高野町(市之井手橋)から 松山市朝生田町四丁目995番2地先までの 水防団の出動を要します。【警戒レベル2相当情報 [洪水]】</p>
4 解 除	<p>湯渡地点の水位は、()日()時()分現在 ()mとなり、引き続き減少する見込みです。</p> <p>松山市高野町(市之井手橋)から 松山市朝生田町四丁目995番2地先までの 水防警報を解除します。</p>

小 野 川

令和 年 月 日 時 分

水防警報 第()号

愛 媛 県 発 表

区 分	本 文
1 待 機	<p>精農橋地点の水位は、()日()時()分現在 ()mに達し、なお増水する見込みです。</p> <p>松山市北梅本町甲 3172 番地先から 松山市市坪北一丁目(石手川合流点)までの 水防団の待機を要します。【警戒レベル1相当情報 [洪水]】</p>
2 準 備	<p>精農橋地点の水位は、()日()時()分現在 ()mに達し、なお増水する見込みです。</p> <p>松山市北梅本町甲 3172 番地先から 松山市市坪北一丁目(石手川合流点)までの 水防団の準備を要します。【警戒レベル1相当情報 [洪水]】</p>
3 出 動	<p>精農橋地点の水位は、()日()時()分現在 ()mに達し、氾濫注意水位(2.30m)を()m 超えており、なお上昇するおそれがあるので、</p> <p>松山市北梅本町甲 3172 番地先から 松山市市坪北一丁目(石手川合流点)までの 水防団の出動を要します。【警戒レベル2相当情報 [洪水]】</p>
4 解 除	<p>精農橋地点の水位は、()日()時()分現在 ()mとなり、引き続き減少する見込みです。</p> <p>松山市北梅本町甲 3172 番地先から 松山市市坪北一丁目(石手川合流点)までの 水防警報を解除します。</p>

大 谷 川

令和 年 月 日 時 分

水防警報 第()号

愛 媛 県 発 表

区 分	本 文
1 待 機	<p>下三谷地点の水位は、()日()時()分現在 ()mに達し、なお増水する見込みです。</p> <p>伊予市上三谷乙38番3地先から 河口までの 水防団の待機を要します。【警戒レベル1相当情報 [洪水]】</p>
2 準 備	<p>下三谷地点の水位は、()日()時()分現在 ()mに達し、なお増水する見込みです。</p> <p>伊予市上三谷乙38番3地先から 河口までの 水防団の準備を要します。【警戒レベル1相当情報 [洪水]】</p>
3 出 動	<p>下三谷地点の水位は、()日()時()分現在 ()mに達し、氾濫注意水位(1.20m)を()m 超えており、なお上昇するおそれがあるので、</p> <p>伊予市上三谷乙38番3地先から 河口までの 水防団の出動を要します。【警戒レベル2相当情報 [洪水]】</p>
4 解 除	<p>下三谷地点の水位は、()日()時()分現在 ()mとなり、引き続き減少する見込みです。</p> <p>伊予市上三谷乙38番3地先から 河口までの 水防警報を解除します。</p>

久 万 川

令和 年 月 日 時 分

水防警報 第()号

愛 媛 県 発 表

区 分	本 文
1 待 機	<p>久万地点の水位は、()日()時()分現在 ()mに達し、なお増水する見込みです。</p> <p>上浮穴郡久万高原町東明神甲 2078 番 8 地先 (唐子川合流点) から 上浮穴郡久万高原町上黒岩 2908 番地先 (仁淀川合流点) (左岸) までの 水防団の待機を要します。【警戒レベル1相当情報 [洪水]】</p>
2 準 備	<p>久万地点の水位は、()日()時()分現在 ()mに達し、なお増水する見込みです。</p> <p>上浮穴郡久万高原町東明神甲 2078 番 8 地先 (唐子川合流点) から 上浮穴郡久万高原町上黒岩 2908 番地先 (仁淀川合流点) (左岸) までの 水防団の準備を要します。【警戒レベル1相当情報 [洪水]】</p>
3 出 動	<p>久万地点の水位は、()日()時()分現在 ()mに達し、氾濫注意水位 (2.60m) を()m 超えており、なお上昇するおそれがあるので、</p> <p>上浮穴郡久万高原町東明神甲 2078 番 8 地先 (唐子川合流点) から 上浮穴郡久万高原町上黒岩 2908 番地先 (仁淀川合流点) (左岸) までの 水防団の出動を要します。【警戒レベル2相当情報 [洪水]】</p>
4 解 除	<p>久万地点の水位は、()日()時()分現在 ()mとなり、引き続き減少する見込みです。</p> <p>上浮穴郡久万高原町東明神甲 2078 番 8 地先 (唐子川合流点) から 上浮穴郡久万高原町上黒岩 2908 番地先 (仁淀川合流点) (左岸) までの 水防警報を解除します。</p>

小 田 川

令和 年 月 日 時 分

水防警報 第()号

愛 媛 県 発 表

区 分	本 文
1 待 機	<p>内子地点の水位は、()日()時()分現在 ()mに達し、なお増水する見込みです。</p> <p>喜多郡内子町知清(知清橋上流350m)から 喜多郡内子町宿間(左岸)及び大久喜(右岸)までの 水防団の待機を要します。【警戒レベル1相当情報 [洪水]】</p>
2 準 備	<p>内子地点の水位は、()日()時()分現在 ()mに達し、なお増水する見込みです。</p> <p>喜多郡内子町知清(知清橋上流350m)から 喜多郡内子町宿間(左岸)及び大久喜(右岸)までの 水防団の準備を要します。【警戒レベル1相当情報 [洪水]】</p>
3 出 動	<p>内子地点の水位は、()日()時()分現在 ()mに達し、氾濫注意水位(3.00m)を()m 超えており、なお上昇するおそれがあるので、</p> <p>喜多郡内子町知清(知清橋上流350m)から 喜多郡内子町宿間(左岸)及び大久喜(右岸)までの 水防団の出動を要します。【警戒レベル2相当情報 [洪水]】</p>
4 解 除	<p>内子地点の水位は、()日()時()分現在 ()mとなり、引き続き減少する見込みです。</p> <p>喜多郡内子町知清(知清橋上流350m)から 喜多郡内子町宿間(左岸)及び大久喜(右岸)までの 水防警報を解除します。</p>

肱 川（菅田～鹿野川）

令和 年 月 日 時 分

水防警報 第()号

愛 媛 県 発 表

区 分	本 文
1 待 機	<p>大川地点の水位は、()日()時()分現在 ()mに達し、なお増水する見込みです。</p> <p>大洲市肱川町宇和川760番4地先（鹿野川大橋上流60m）から 大洲市柚木字尾坂358番の1地先（富士橋下流30m）までの 水防団の待機を要します。【警戒レベル1相当情報 [洪水]】</p>
2 準 備	<p>大川地点の水位は、()日()時()分現在 ()mに達し、なお増水する見込みです。</p> <p>大洲市肱川町宇和川760番4地先（鹿野川大橋上流60m）から 大洲市柚木字尾坂358番の1地先（富士橋下流30m）までの 水防団の準備を要します。【警戒レベル1相当情報 [洪水]】</p>
3 出 動	<p>大川地点の水位は、()日()時()分現在 ()mに達し、氾濫注意水位（4.50m）を()m 超えており、なお上昇のおそれがあるので、</p> <p>大洲市肱川町宇和川760番4地先（鹿野川大橋上流60m）から 大洲市柚木字尾坂358番の1地先（富士橋下流30m）までの 水防団の出動を要します。【警戒レベル2相当情報 [洪水]】</p>
4 解 除	<p>大川地点の水位は、()日()時()分現在 ()mとなり、引き続き減少する見込みです。</p> <p>大洲市肱川町宇和川760番4地先（鹿野川大橋上流60m）から 大洲市柚木字尾坂358番の1地先（富士橋下流30m）までの 水防警報を解除します。</p>

喜 木 川

令和 年 月 日 時 分

水防警報 第()号

愛 媛 県 発 表

区 分	本 文
1 待 機	<p>日土地点の水位は、()日()時()分現在 ()mに達し、なお増水する見込みです。</p> <p>八幡浜市日土町(出石川合流点)から 海(河口)までの 水防団の待機を要します。【警戒レベル1相当情報 [洪水]】</p>
2 準 備	<p>日土地点の水位は、()日()時()分現在 ()mに達し、なお増水する見込みです。</p> <p>八幡浜市日土町(出石川合流点)から 海(河口)までの 水防団の準備を要します。【警戒レベル1相当情報 [洪水]】</p>
3 出 動	<p>日土地点の水位は、()日()時()分現在 ()mに達し、氾濫注意水位(2.10m)を()m 超えており、なお上昇するおそれがあるので、</p> <p>八幡浜市日土町(出石川合流点)から 海(河口)までの 水防団の出動を要します。【警戒レベル2相当情報 [洪水]】</p>
4 解 除	<p>日土地点の水位は、()日()時()分現在 ()mとなり、引き続き減少する見込みです。</p> <p>八幡浜市日土町(出石川合流点)から 海(河口)までの 水防警報を解除します。</p>

千 丈 川

令和 年 月 日 時 分

水防警報 第()号

愛 媛 県 発 表

区 分	本 文
1 待 機	<p>八幡浜地点の水位は、()日()時()分現在 ()mに達し、なお増水する見込みです。</p> <p>八幡浜市郷（新開橋上流240m）から 河口（沖の橋）までの 水防団の待機を要します。【警戒レベル1相当情報 [洪水]】</p>
2 準 備	<p>八幡浜地点の水位は、()日()時()分現在 ()mに達し、なお増水する見込みです。</p> <p>八幡浜市郷（新開橋上流240m）から 河口（沖の橋）までの 水防団の準備を要します。【警戒レベル1相当情報 [洪水]】</p>
3 出 動	<p>八幡浜地点の水位は、()日()時()分現在 ()mに達し、氾濫注意水位（2.00m）を()m 超えており、なお上昇するおそれがあるので、</p> <p>八幡浜市郷（新開橋上流240m）から 河口（沖の橋）までの 水防団の出動を要します。【警戒レベル2相当情報 [洪水]】</p>
4 解 除	<p>八幡浜地点の水位は、()日()時()分現在 ()mとなり、引き続き減少する見込みです。</p> <p>八幡浜市郷（新開橋上流240m）から 河口（沖の橋）までの 水防警報を解除します。</p>

肱 川（野村）

令和 年 月 日 時 分

水防警報 第()号

愛 媛 県 発 表

区 分	本 文
1 待 機	<p>荒瀬地点の水位は、()日()時()分現在 ()mに達し、なお増水する見込みです。</p> <p>西予市野村町野村字ヂガノ8号3番地先（新天神橋上流500m）から 西予市野村町蔵良126番地先（権現橋下流500m）までの 水防団の待機を要します。【警戒レベル1相当情報 [洪水]】</p>
2 準 備	<p>荒瀬地点の水位は、()日()時()分現在 ()mに達し、なお増水する見込みです。</p> <p>西予市野村町野村字ヂガノ8号3番地先（新天神橋上流500m）から 西予市野村町蔵良126番地先（権現橋下流500m）までの 水防団の準備を要します。【警戒レベル1相当情報 [洪水]】</p>
3 出 動	<p>荒瀬地点の水位は、()日()時()分現在 ()mに達し、氾濫注意水位（4.40m）を()m 超えており、なお上昇のおそれがあるので、</p> <p>西予市野村町野村字ヂガノ8号3番地先（新天神橋上流500m）から 西予市野村町蔵良126番地先（権現橋下流500m）までの 水防団の出動を要します。【警戒レベル2相当情報 [洪水]】</p>
4 解 除	<p>荒瀬地点の水位は、()日()時()分現在 ()mとなり、引き続き減少する見込みです。</p> <p>西予市野村町野村字ヂガノ8号3番地先（新天神橋上流500m）から 西予市野村町蔵良126番地先（権現橋下流500m）までの 水防警報を解除します。</p>

肱 川（宇和）

令和 年 月 日 時 分

水防警報 第()号

愛 媛 県 発 表

区 分	本 文
1 待 機	<p>神領地点の水位は、()日()時()分現在 ()mに達し、なお増水する見込みです。</p> <p>西予市宇和町大江（大江橋）から 西予市宇和町皆田（皆田橋）までの 水防団の待機を要します。【警戒レベル1相当情報 [洪水]】</p>
2 準 備	<p>神領地点の水位は、()日()時()分現在 ()mに達し、なお増水する見込みです。</p> <p>西予市宇和町大江（大江橋）から 西予市宇和町皆田（皆田橋）までの 水防団の準備を要します。【警戒レベル1相当情報 [洪水]】</p>
3 出 動	<p>神領地点の水位は、()日()時()分現在 ()mに達し、氾濫注意水位（3.00m）を()m 超えており、なお上昇のおそれがあるので、</p> <p>西予市宇和町大江（大江橋）から 西予市宇和町皆田（皆田橋）までの 水防団の出動を要します。【警戒レベル2相当情報 [洪水]】</p>
4 解 除	<p>神領地点の水位は、()日()時()分現在 ()mとなり、引き続き減少する見込みです。</p> <p>西予市宇和町大江（大江橋）から 西予市宇和町皆田（皆田橋）までの 水防警報を解除します。</p>

立 間 川

令和 年 月 日 時 分

水防警報 第()号

愛 媛 県 発 表

区 分	本 文
1 待 機	立間地点の水位は、()日()時()分現在 ()mに達し、なお増水する見込みです。 宇和島市吉田町立間（雪森橋上流70m）から 河口（長栄橋）までの 水防団の待機を要します。【警戒レベル1相当情報 [洪水]】
2 準 備	立間地点の水位は、()日()時()分現在 ()mに達し、なお増水する見込みです。 宇和島市吉田町立間（雪森橋上流70m）から 河口（長栄橋）までの 水防団の準備を要します。【警戒レベル1相当情報 [洪水]】
3 出 動	立間地点の水位は、()日()時()分現在 ()mに達し、氾濫注意水位（1.97m）を()m 超えており、なお上昇するおそれがあるので、 宇和島市吉田町立間（雪森橋上流70m）から 河口（長栄橋）までの 水防団の出動を要します。【警戒レベル2相当情報 [洪水]】
4 解 除	立間地点の水位は、()日()時()分現在 ()mに達し、引き続き減少する見込みです。 宇和島市吉田町立間（雪森橋上流70m）から 河口（長栄橋）までの 水防警報を解除します。

須 賀 川

令和 年 月 日 時 分

水防警報 第()号

愛 媛 県 発 表

区 分	本 文
1 待 機	<p>和霊地点の水位は、()日()時()分現在 ()mに達し、なお増水する見込みです。</p> <p>宇和島市柿原(須賀川ダム下流90m)から 河口までの</p> <p>水防団の待機を要します。【警戒レベル1相当情報 [洪水]】</p>
2 準 備	<p>和霊地点の水位は、()日()時()分現在 ()mに達し、なお増水する見込みです。</p> <p>宇和島市柿原(須賀川ダム下流90m)から 河口までの</p> <p>水防団の準備を要します。【警戒レベル1相当情報 [洪水]】</p>
3 出 動	<p>和霊地点の水位は、()日()時()分現在 ()mに達し、氾濫注意水位(2.50m)を()m 超えており、なお上昇するおそれがあるので、</p> <p>宇和島市柿原(須賀川ダム下流90m)から 河口までの</p> <p>水防団の出動を要します。【警戒レベル2相当情報 [洪水]】</p>
4 解 除	<p>和霊地点の水位は、()日()時()分現在 ()mに達し、引き続き減少する見込みです。</p> <p>宇和島市柿原(須賀川ダム下流90m)から 河口までの</p> <p>水防警報を解除します。</p>

来 村 川

令和 年 月 日 時 分

水防警報 第()号

愛 媛 県 発 表

区 分	本 文
1 待 機	<p>寄松地点の水位は、()日()時()分現在 ()mに達し、なお増水する見込みです。</p> <p>宇和島市祝森字松平甲 2226 番地先から 河口までの</p> <p>水防団の待機を要します。【警戒レベル1相当情報 [洪水]】</p>
2 準 備	<p>寄松地点の水位は、()日()時()分現在 ()mに達し、なお増水する見込みです。</p> <p>宇和島市祝森字松平甲 2226 番地先から 河口までの</p> <p>水防団の準備を要します。【警戒レベル1相当情報 [洪水]】</p>
3 出 動	<p>寄松地点の水位は、()日()時()分現在 ()mに達し、氾濫注意水位(2.02m)を()m 超えており、なお上昇するおそれがあるので、</p> <p>宇和島市祝森字松平甲 2226 番地先から 河口までの</p> <p>水防団の出動を要します。【警戒レベル2相当情報 [洪水]】</p>
4 解 除	<p>寄松地点の水位は、()日()時()分現在 ()mに達し、引き続き減少する見込みです。</p> <p>宇和島市祝森字松平甲 2226 番地先から 河口までの</p> <p>水防警報を解除します。</p>

岩 松 川

令和 年 月 日 時 分

水防警報 第()号

愛 媛 県 発 表

区 分	本 文
1 待 機	<p>岩渕地点の水位は、()日()時()分現在 ()mに達し、なお増水する見込みです。</p> <p>宇和島市津島町山財 5439 番地先（御代の川合流点）から 宇和島市津島町岩松甲 1476 番 2 地先（津島大橋）までの 水防団の待機を要します。【警戒レベル1相当情報 [洪水]】</p>
2 準 備	<p>岩渕地点の水位は、()日()時()分現在 ()mに達し、なお増水する見込みです。</p> <p>宇和島市津島町山財 5439 番地先（御代の川合流点）から 宇和島市津島町岩松甲 1476 番 2 地先（津島大橋）までの 水防団の準備を要します。【警戒レベル1相当情報 [洪水]】</p>
3 出 動	<p>岩渕地点の水位は、()日()時()分現在 ()mに達し、氾濫注意水位（2.94m）を()m 超えており、なお上昇するおそれがあるので、</p> <p>宇和島市津島町山財 5439 番地先（御代の川合流点）から 宇和島市津島町岩松甲 1476 番 2 地先（津島大橋）までの 水防団の出動を要します。【警戒レベル2相当情報 [洪水]】</p>
4 解 除	<p>岩渕地点の水位は、()日()時()分現在 ()mに達し、引き続き減少する見込みです。</p> <p>宇和島市津島町山財 5439 番地先（御代の川合流点）から 宇和島市津島町岩松甲 1476 番 2 地先（津島大橋）までの 水防警報を解除します。</p>

三 間 川

令和 年 月 日 時 分

水防警報 第()号

愛 媛 県 発 表

区 分	本 文
1 待 機	<p>月見橋地点の水位は、()日()時()分現在 ()mに達し、なお増水する見込みです。</p> <p>宇和島市三間町則67番1地先(西谷橋)から 北宇和郡鬼北町大字出目226番地先までの 水防団の待機を要します。【警戒レベル1相当情報 [洪水]】</p>
2 準 備	<p>月見橋地点の水位は、()日()時()分現在 ()mに達し、なお増水する見込みです。</p> <p>宇和島市三間町則67番1地先(西谷橋)から 北宇和郡鬼北町大字出目226番地先までの 水防団の準備を要します。【警戒レベル1相当情報 [洪水]】</p>
3 出 動	<p>月見橋地点の水位は、()日()時()分現在 ()mに達し、氾濫注意水位(2.00m)を()m 超えており、なお上昇するおそれがあるので、</p> <p>宇和島市三間町則67番1地先(西谷橋)から 北宇和郡鬼北町大字出目226番地先までの 水防団の出動を要します。【警戒レベル2相当情報 [洪水]】</p>
4 解 除	<p>月見橋地点の水位は、()日()時()分現在 ()mに達し、引き続き減少する見込みです。</p> <p>宇和島市三間町則67番1地先(西谷橋)から 北宇和郡鬼北町大字出目226番地先までの 水防警報を解除します。</p>

広 見 川

令和 年 月 日 時 分

水防警報 第()号

愛 媛 県 発 表

区 分	本 文
1 待 機	<p>小倉地点の水位は、()日()時()分現在 ()mに達し、なお増水する見込みです。</p> <p>北宇和郡鬼北町大字小倉 464 番 3 地先（轟橋上流 50m）から 北宇和郡松野町大字蔵生 1504 番 2 地先（真土橋下流 1100m）までの 水防団の待機を要します。【警戒レベル 1 相当情報 [洪水]】</p>
2 準 備	<p>小倉地点の水位は、()日()時()分現在 ()mに達し、なお増水する見込みです。</p> <p>北宇和郡鬼北町大字小倉 464 番 3 地先（轟橋上流 50m）から 北宇和郡松野町大字蔵生 1504 番 2 地先（真土橋下流 1100m）までの 水防団の準備を要します。【警戒レベル 1 相当情報 [洪水]】</p>
3 出 動	<p>小倉地点の水位は、()日()時()分現在 ()mに達し、氾濫注意水位（4.80m）を()m 超えており、なお上昇するおそれがあるので、</p> <p>北宇和郡鬼北町大字小倉 464 番 3 地先（轟橋上流 50m）から 北宇和郡松野町大字蔵生 1504 番 2 地先（真土橋下流 1100m）までの 水防団の出動を要します。【警戒レベル 2 相当情報 [洪水]】</p>
4 解 除	<p>小倉地点の水位は、()日()時()分現在 ()mに達し、引き続き減少する見込みです。</p> <p>北宇和郡鬼北町大字小倉 464 番 3 地先（轟橋上流 50m）から 北宇和郡松野町大字蔵生 1504 番 2 地先（真土橋下流 1100m）までの 水防警報を解除します。</p>

僧 都 川

令和 年 月 日 時 分

水防警報 第()号

愛 媛 県 発 表

区 分	本 文
1 待 機	<p>御荘地点の水位は、()日()時()分現在 ()mに達し、なお増水する見込みです。</p> <p>南宇和郡愛南町緑甲 1005 番 2 地先 (大道橋) から 河口までの</p> <p>水防団の待機を要します。【警戒レベル1相当情報 [洪水]】</p>
2 準 備	<p>御荘地点の水位は、()日()時()分現在 ()mに達し、なお増水する見込みです。</p> <p>南宇和郡愛南町緑甲 1005 番 2 地先 (大道橋) から 河口までの</p> <p>水防団の準備を要します。【警戒レベル1相当情報 [洪水]】</p>
3 出 動	<p>御荘地点の水位は、()日()時()分現在 ()mに達し、氾濫注意水位 (2.20m) を()m 超えており、なお上昇するおそれがあるので、</p> <p>南宇和郡愛南町緑甲 1005 番 2 地先 (大道橋) から 河口までの</p> <p>水防団の出動を要します。【警戒レベル2相当情報 [洪水]】</p>
4 解 除	<p>御荘地点の水位は、()日()時()分現在 ()mに達し、引き続き減少する見込みです。</p> <p>南宇和郡愛南町緑甲 1005 番 2 地先 (大道橋) から 河口までの</p> <p>水防警報を解除します。</p>

第10 水位周知河川の発表様式、伝達系統図

やおちがわ 矢落川レベル3 氾濫警戒情報 (警戒レベル3相当情報)

令和〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇時〇〇分
国土交通省 大洲河川国道事務所 発表
(第〇号)

(主文)

【警戒レベル3相当情報 [洪水]】これは、高齢者等避難の発令の目安です。矢落川の
新谷基準観測所 (大洲市)では、〇日〇時〇分頃に、避難判断水位 (2.65m) に到達し
ました。

市区町村からの避難情報に十分注意するとともに、適切な防災行動をとって下さい。

(警戒レベル相当情報早見表)

矢落川レベル3 氾濫警戒情報 (警戒レベル3相当情報)		
新着・更新		新着
基準観測所		新谷
対象河川		矢落川
新着・更新	警戒レベル () 相当	3
	現況水位 又は流量	(3 レベル3 水位超過)
新着	大洲市	3

市区町村ごとの警戒レベル相当の数値は基準観測所ごとの警戒レベル相当情報に基づいて、それぞれの氾濫による浸水が想定される地区が含まれる市区町村に対して一律に表示しているものです。

警戒レベル相当早見表の見方について
[防災用語ウェブサイト：早見表]
<https://www.river.go.jp/kawabou/glossary/pc/term?key=hayamihyo>

5	警戒レベル5相当
4	警戒レベル4相当
3	警戒レベル3相当
2	警戒レベル2
	警戒レベル2未満

(参考)

矢落川 新谷基準観測所 (大洲市)

(受け持ち区間は 矢落川左岸：大洲市新谷字山口乙1598番地1地先 (金刀比羅橋下流約100m) から大洲市新谷甲394番地9地先 (稲田橋下流約250m) まで、右岸：大洲市新谷字定行丙27番地1地先 (金刀比羅橋下流約100m) から大洲市新谷甲343番地2地先 (稲田橋下流約250m) まで)

□発表情報文、川の水位を知りたい方はこちら

川の防災情報 水位到達情報画面	https://www.river.go.jp/kawabou/pc/rw?rwtype=11&rwcd=8808801900
-----------------	---

□河川の氾濫危険度を知りたい方はこちら

水害リスクライン	https://frl.river.go.jp/TopViewMain?header&areacd=88
----------	---

□氾濫の影響が想定される区域を知りたい方はこちら

浸水ナビ	https://sui boumap.gsi.go.jp/ShinsuiMap/Map/?x=132.5994444&y=33.5358333&z=13
------	---



川の防災情報 水位到達情報画面



水害リスクライン



浸水ナビ

問い合わせ先
国土交通省 大洲河川国道事務所 工務第一課 電話：0893-24-5188

やおちがわ
矢落川レベル4 氾濫危険情報
(警戒レベル4 相当情報)

令和〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇時〇〇分
 国土交通省 大洲河川国道事務所 発表
 (第〇号)

(主文)

【警戒レベル4 相当情報 [洪水]】これは、避難指示の発令の目安です。矢落川の新谷基準観測所(大洲市)では、〇日〇時〇分頃に、氾濫危険水位(3.15m)に到達しました。

市区町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとって下さい。

(警戒レベル相当情報早見表)

矢落川レベル4 氾濫危険情報 (警戒レベル4 相当情報)		
新着・更新 基準観測所		新着 新谷
対象河川		矢落川
新着・更新	警戒レベル()相当	4
	現況水位 又は流量	(4 レベル4 水位超過)
新着	大洲市	4

市区町村ごとの警戒レベル相当の数値は基準観測所ごとの警戒レベル相当情報に基づいて、それぞれの氾濫による浸水が想定される地区が含まれる市区町村に対して一律に表示しているものです。

警戒レベル相当早見表の見方について
 [防災用語ウェブサイト：早見表]
<https://www.river.go.jp/kawabou/glossary/pc/term?key=hayamihyo>

5	警戒レベル5相当
4	警戒レベル4相当
3	警戒レベル3相当
2	警戒レベル2
	警戒レベル2未満

(参考)

矢落川 新谷基準観測所(大洲市)

(受け持ち区間は 矢落川左岸：大洲市新谷字山口乙1598番地1地先(金刀比羅橋下流約100m)から大洲市新谷甲394番地9地先(稲田橋下流約250m)まで、右岸：大洲市新谷字定行丙27番地1地先(金刀比羅橋下流約100m)から大洲市新谷甲343番地2地先(稲田橋下流約250m)まで)

□発表情報文、川の水位を知りたい方はこちら

川の防災情報 水位到達情報画面	https://www.river.go.jp/kawabou/pc/rw?rwtype=11&rwcd=8808801900
-----------------	---

□河川の氾濫危険度を知りたい方はこちら

水害リスクライン	https://f1.river.go.jp/TopViewMain?header&areacd=88
----------	---

□氾濫の影響が想定される区域を知りたい方はこちら

浸水ナビ	https://suiboumap.gsi.go.jp/ShinsuiMap/Map/?x=132.5994444&y=33.5358333&z=13
------	---



川の防災情報 水位到達情報画面



水害リスクライン



浸水ナビ

問い合わせ先
 国土交通省 大洲河川国道事務所 工務第一課 電話：0893-24-5188

レベル3〇〇川氾濫警戒情報

令和〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分

愛媛県発表

(第〇〇号)

【主文】

【警戒レベル3相当情報〔洪水〕】これは、高齢者等避難の発令の目安です。〇〇川の□□□水位観測所（●●市△△）では、〇〇日〇〇時〇〇分頃に、避難判断水位（〇〇〇.〇〇m）に到達しました。

市町からの避難情報に十分注意するとともに、適切な防災行動をとってください。

（参考）

〇〇川 □□□水位観測所（●●市△△）
（受け持ち区間は■市※※から□□町◎◎）

氾濫危険水位 （相当換算水位）	×××.××m	水防法第13条で規定される洪水特別警戒水位 いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階
避難判断水位	〇〇〇.〇〇m	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階
氾濫注意水位	△△△.△△m	氾濫の発生に対する注意を求める段階

問い合わせ先
愛媛県土木部河川港湾局河川課 電話：089-912-2672

（参考）

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

愛媛県河川・砂防情報システム

<http://kasensabo.pref.ehime.jp/dosha/>

レベル4〇〇川氾濫危険情報

令和〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分

愛媛県発表

(第 〇 〇 号)

【主文】

【警戒レベル4相当情報〔洪水〕】これは、避難指示の発令の目安です。〇〇川の□□□水位観測所（●●市△△）では、〇〇日〇〇時〇〇分頃に、氾濫危険水位（×××.××m）に到達しました。

市町からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとってください。

（参考）

〇〇川 □□□水位観測所（●●市△△）
（受け持ち区間は■市※※から□□町◎◎）

氾濫危険水位
（相当換算水位） ×××.××m

水防法第13条で規定される洪水特別警戒水位
いつ氾濫してもおかしくない状態
避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階

避難判断水位 〇〇〇.〇〇m

避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階

氾濫注意水位 △△△.△△m

氾濫の発生に対する注意を求める段階

問い合わせ先
愛媛県土木部河川港湾局河川課 電話：089-912-2672

（参考）

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

愛媛県河川・砂防情報システム

<http://kasensabo.pref.ehime.jp/dosha/>

〇〇川レベル5 氾濫発生情報 (警戒レベル5相当情報)

令和8年2月16日9時40分

愛 媛 県 発 表

(第 1 号)

(見出し)

〇〇川では、氾濫しているおそれ

氾濫のおそれがある区間：〇〇川□□□水位観測所受け持ち区間

(主文)

【警戒レベル5相当】

災害が発生しているおそれがあります。〇〇川□□□水位観測所（●●市△△）では、氾濫が既に発生している可能性があり、（●●市△△）では浸水しているおそれがあります。

市町からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとってください。

(参考)

〇〇川 □□□水位観測所（●●市△△）
(受け持ち区間は■市※※から□□町◎◎)

氾濫発生水位	×××.××m	洪水により相当の家屋浸水等の被害が生じる氾濫の発生する水位
氾濫危険水位 (相当換算水位)	●●●.●●m	水防法第13条で規定される洪水特別警戒水位 いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階
避難判断水位	〇〇〇.〇〇m	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階
氾濫注意水位	△△△.△△m	氾濫の発生に対する注意を求める段階

問い合わせ先

愛媛県土木部河川港湾局河川課 電話：089-912-2672

(参考)

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

愛媛県河川・砂防情報システム

<http://kasensabo.pref.ehime.jp/dosha/>

〇〇川レベル5 氾濫発生情報 (警戒レベル5相当情報)

令和8年2月16日9時40分

愛 媛 県 発 表

(第 1 号)

(見出し)

〇〇川では、氾濫が発生
氾濫発生箇所：●●市△△

(主文)

【警戒レベル5相当】

災害が発生しています。〇〇川では、●●市△△付近においては、堤防決壊による氾濫が発生しました。

直ちに、市町からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとってください。

(参考)

〇〇川 □□□水位観測所 (●●市△△)
(受け持ち区間は■市※※から□□町◎◎)

氾濫発生水位	×××.××m	洪水により相当の家屋浸水等の被害が生じる氾濫の発生する水位
氾濫危険水位 (相当換算水位)	●●●.●●m	水防法第13条で規定される洪水特別警戒水位 いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階
避難判断水位	〇〇〇.〇〇m	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階
氾濫注意水位	△△△.△△m	氾濫の発生に対する注意を求める段階

問い合わせ先

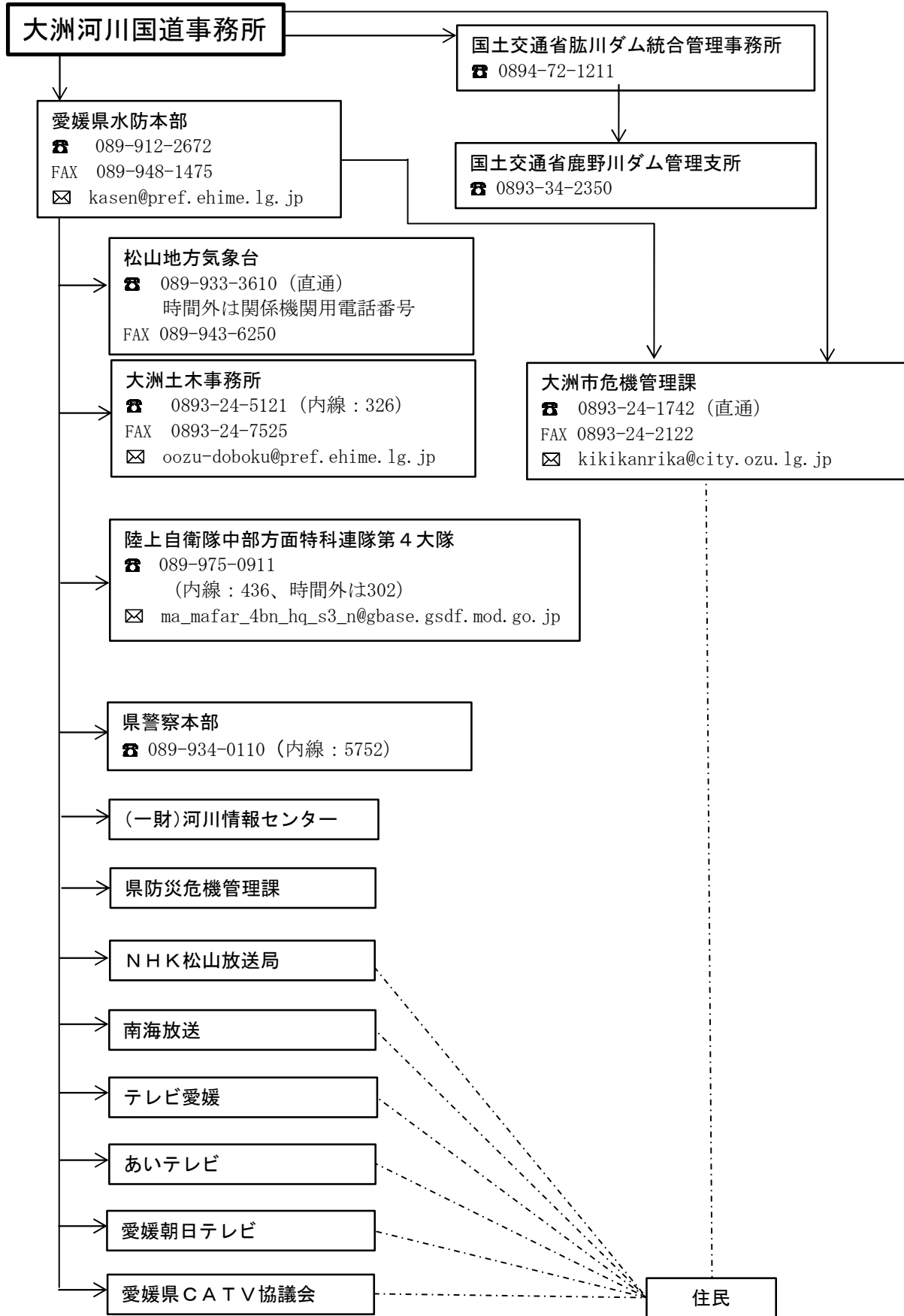
愛媛県土木部河川港湾局河川課 電話：089-912-2672

(参考)

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

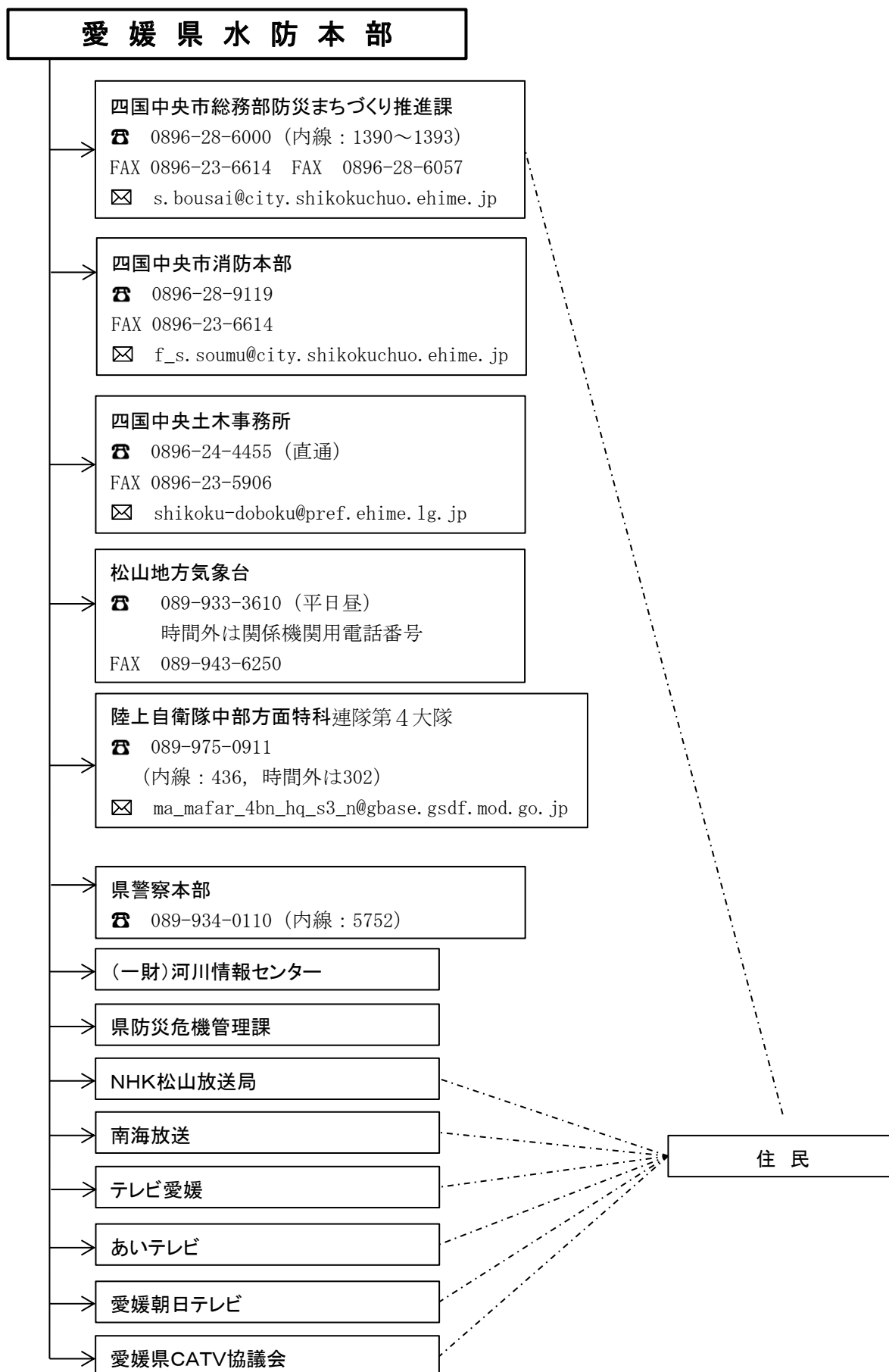
愛媛県河川・砂防情報システム	http://kasensabo.pref.ehime.jp/dosha/
----------------	---

矢落川の水位情報の通知及び周知の伝達系統図
(新谷水位観測所)

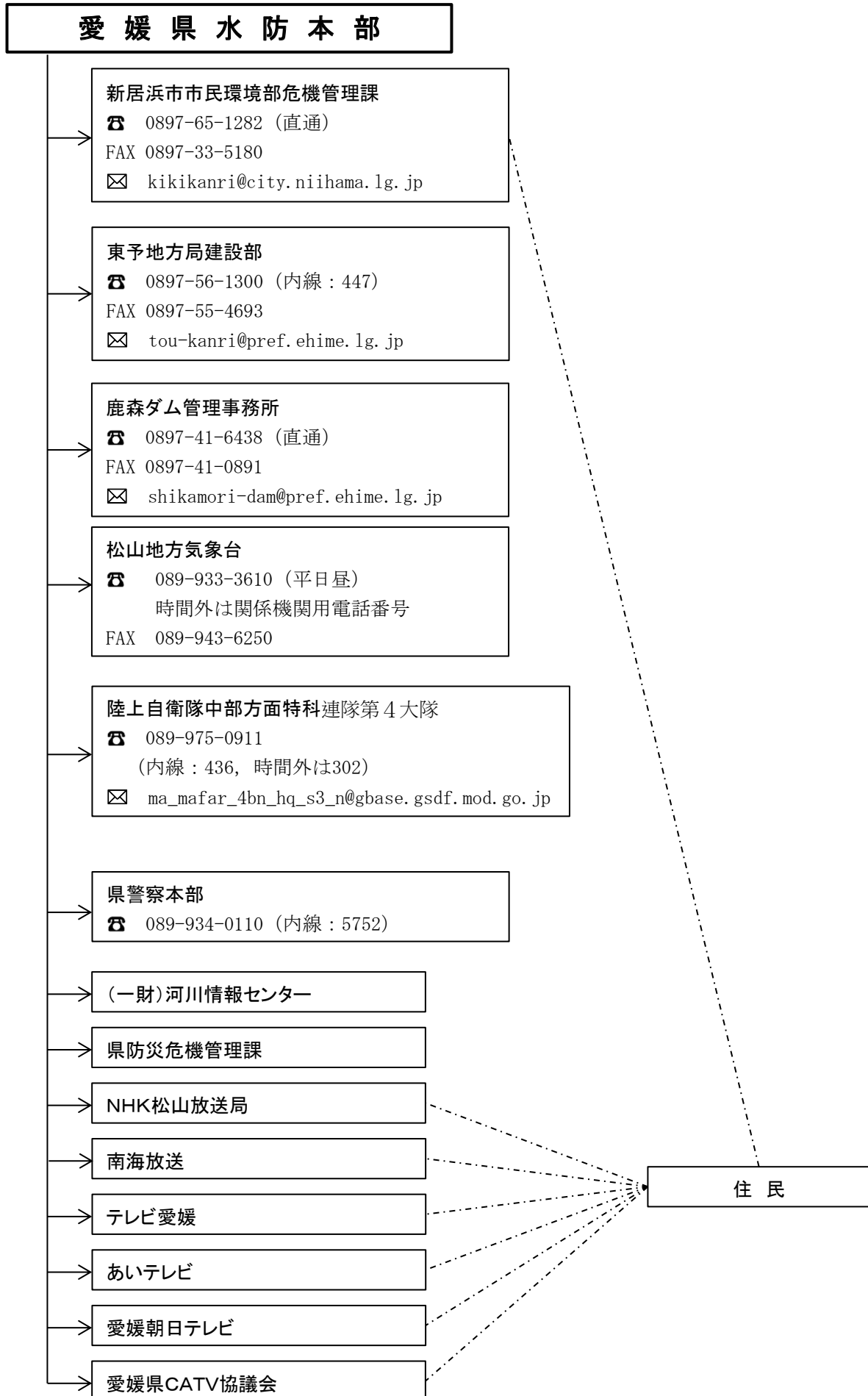


金生川及び関川の水位情報の通知及び周知の伝達系統図

(金生川:上金沢橋水位観測所、関川:天王橋水位観測所)

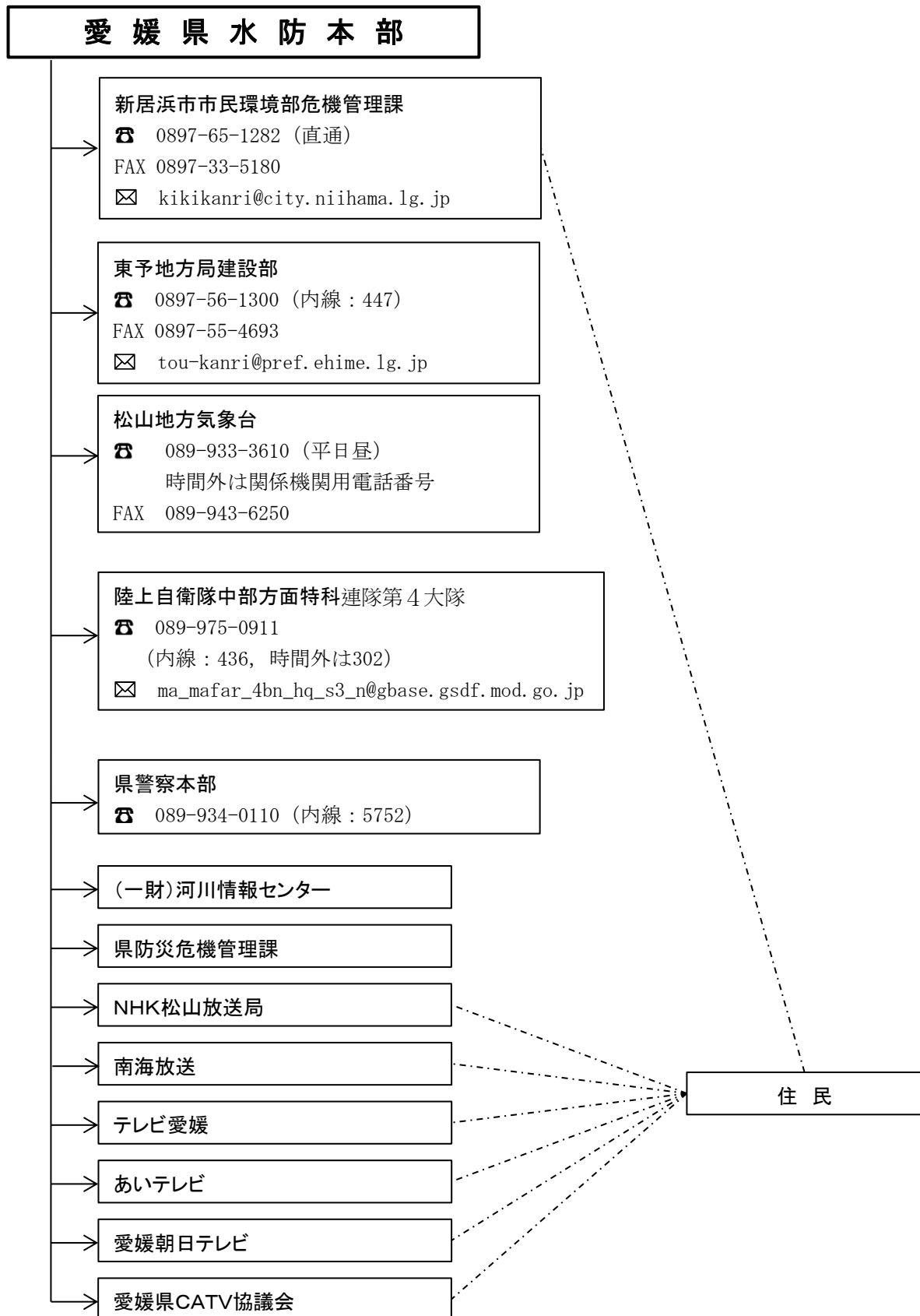


国領川の水位情報の通知及び周知の伝達系統図 (城下水位観測所)



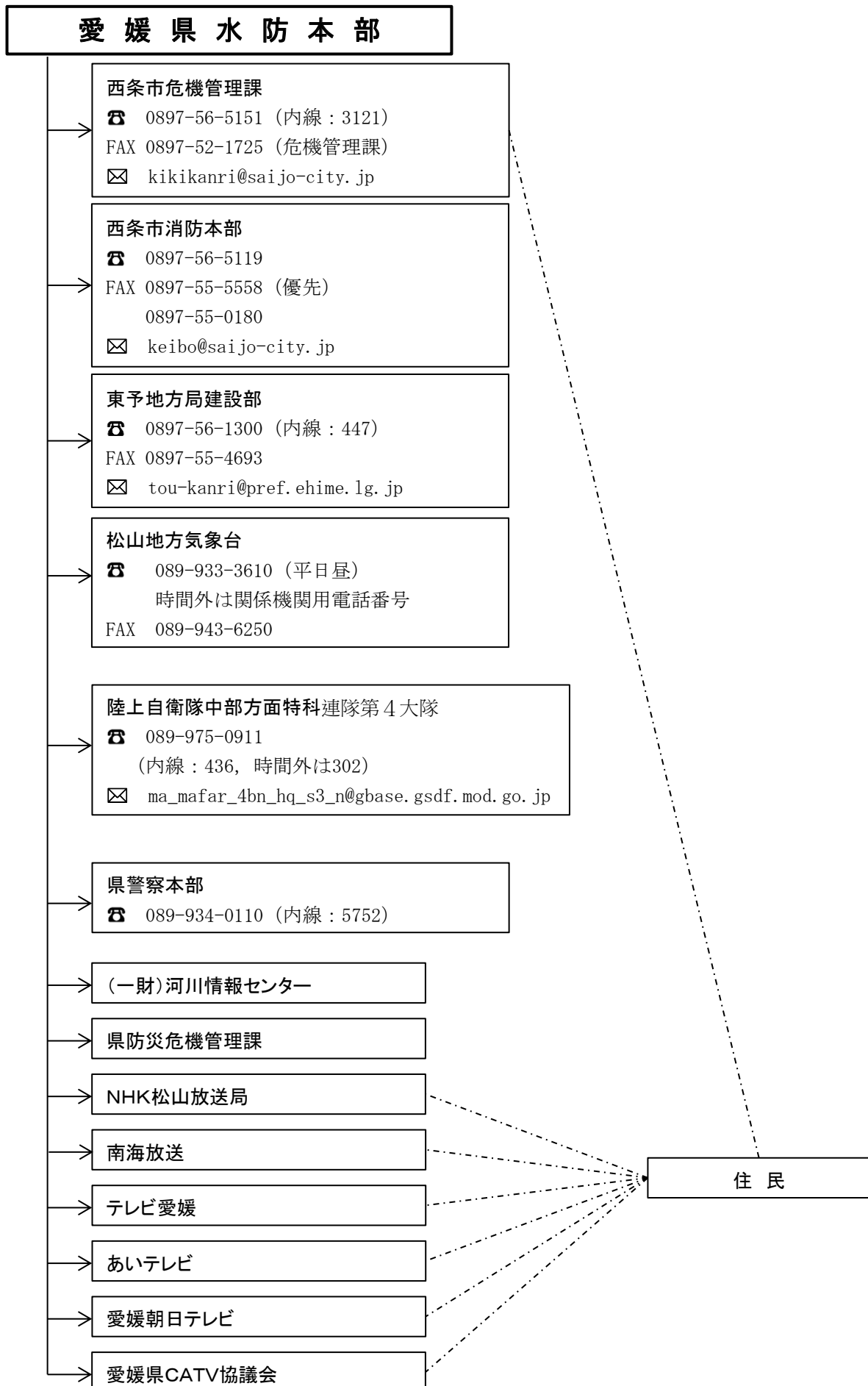
渦井川の水位情報の通知及び周知の伝達系統図

(飯積橋水位観測所)(新居浜市)



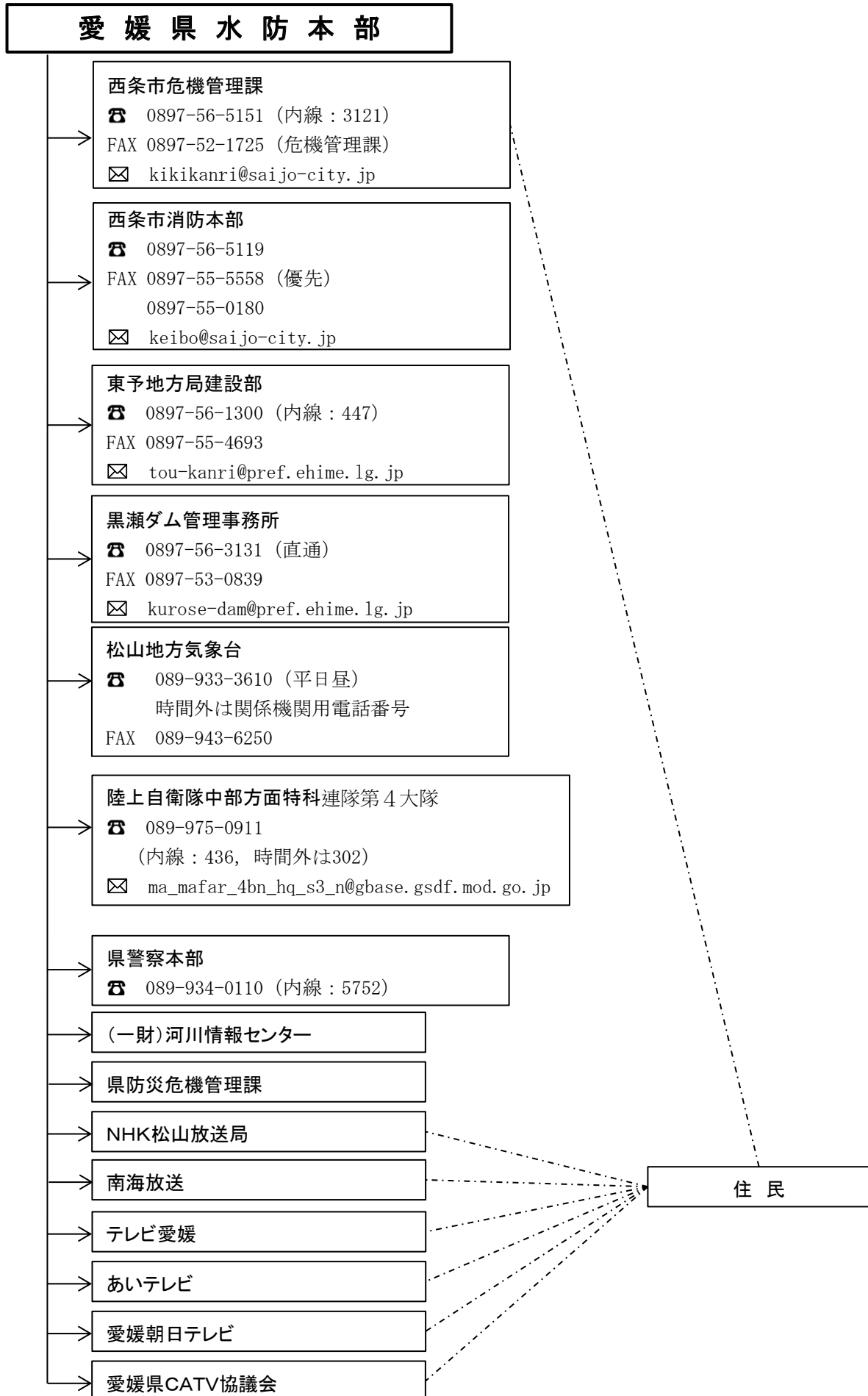
渦井川の水位情報の通知及び周知の伝達系統図

(飯積橋水位観測所)(西条市)



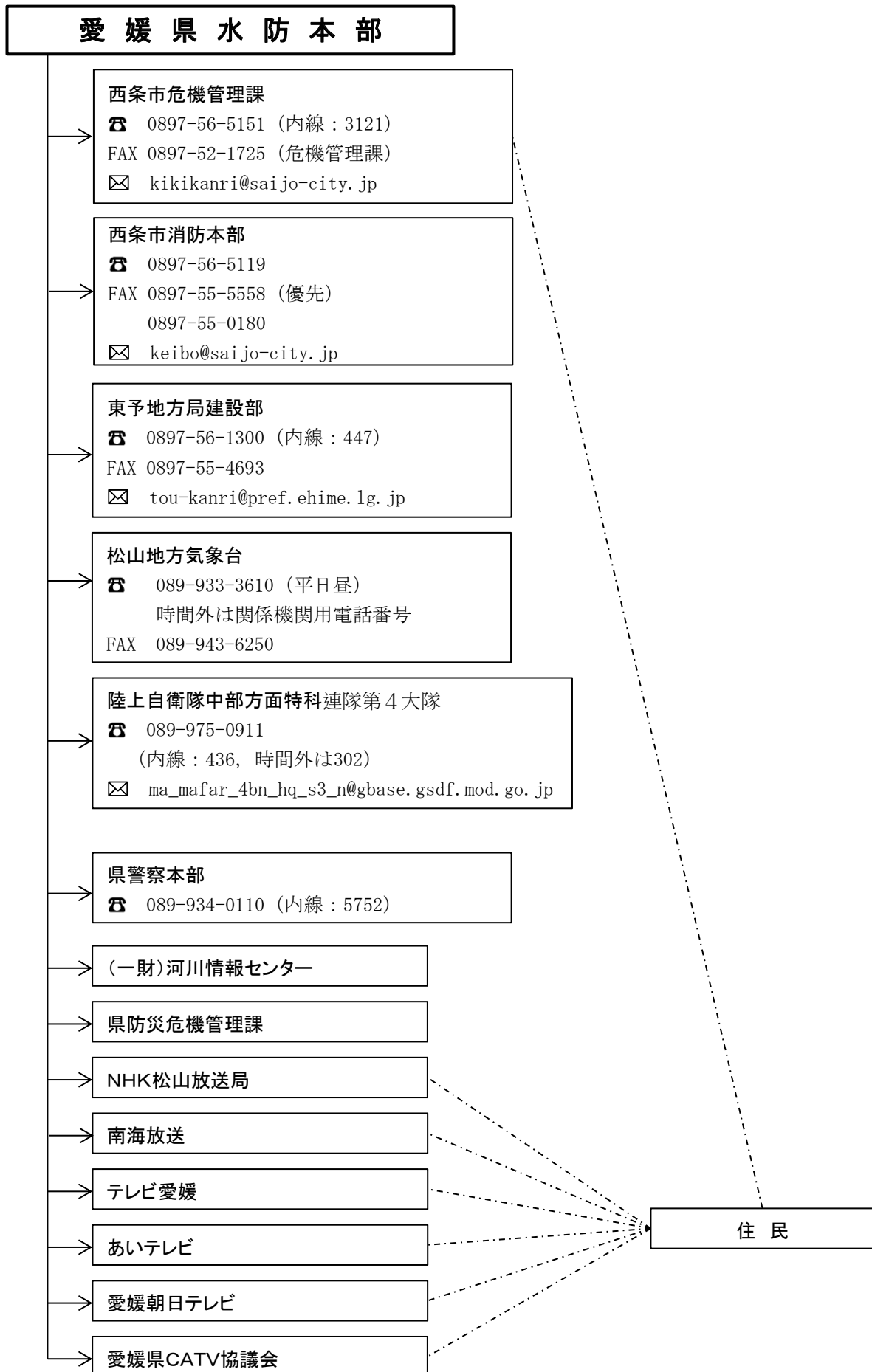
加茂川の水位情報の通知及び周知の伝達系統図

(長瀬水位観測所)



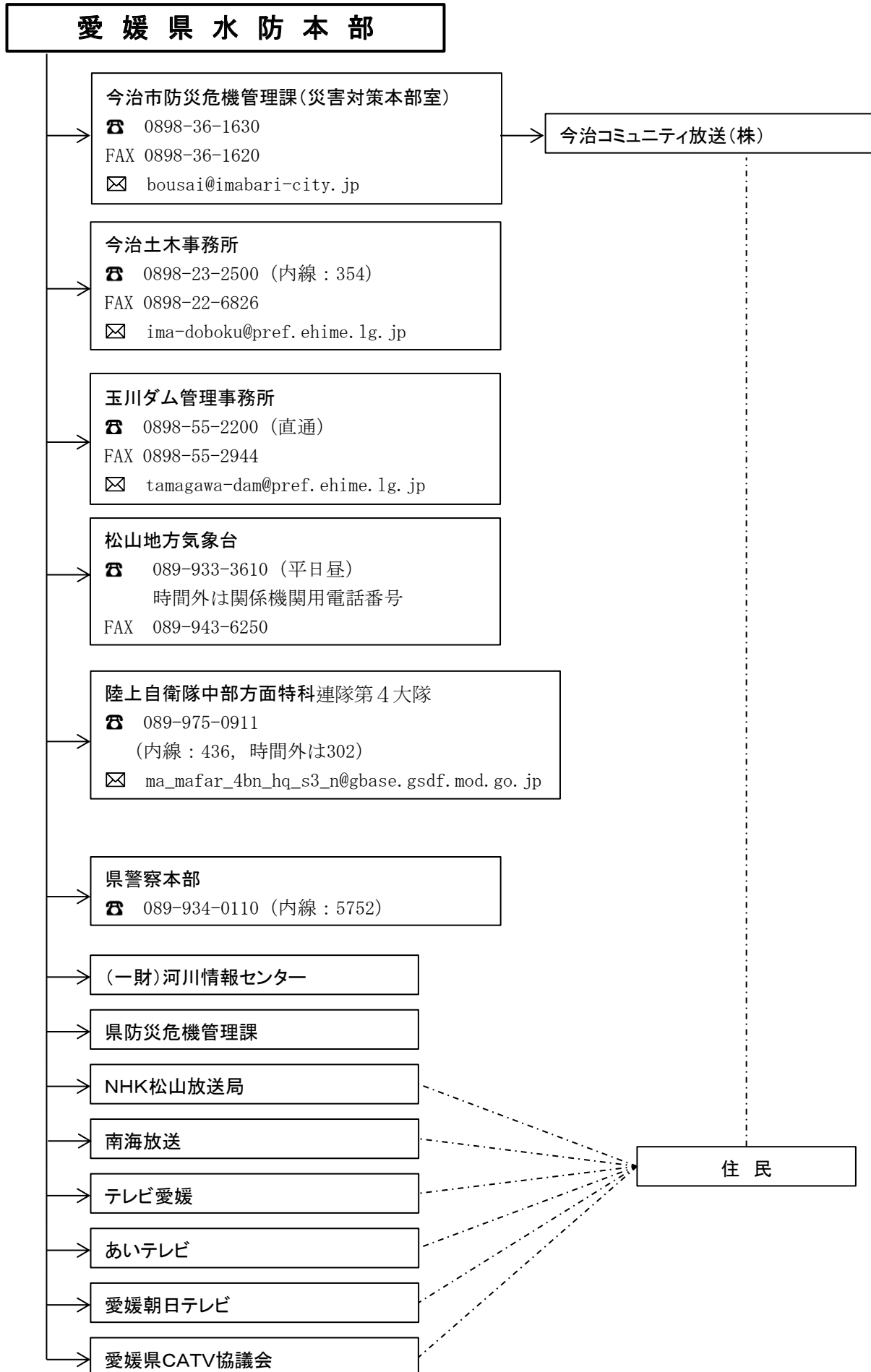
中山川の水位情報の通知及び周知の伝達系統図

(田野上方水位観測所)



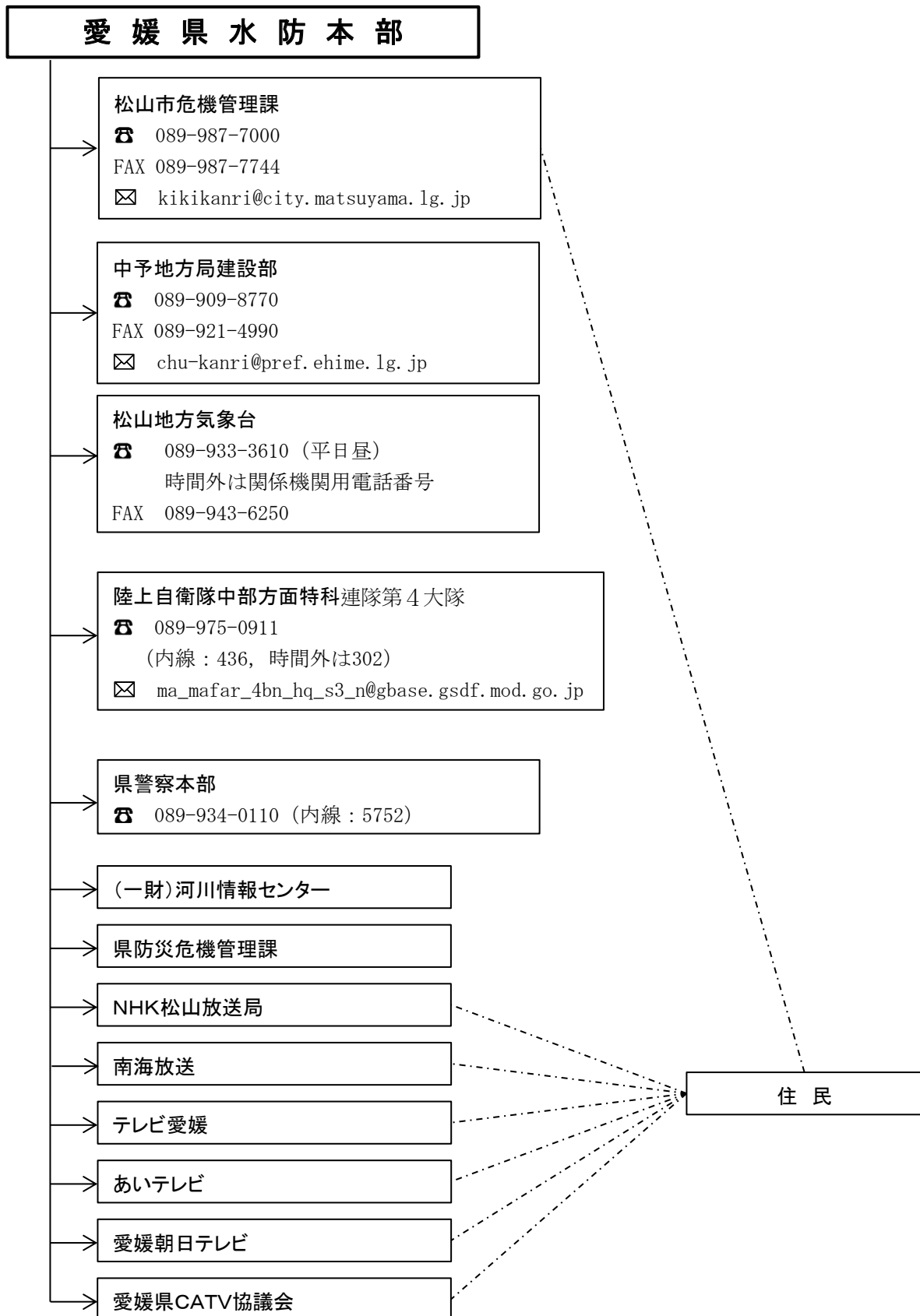
蒼社川の水位情報の通知及び周知の伝達系統図

(片山水位観測所)



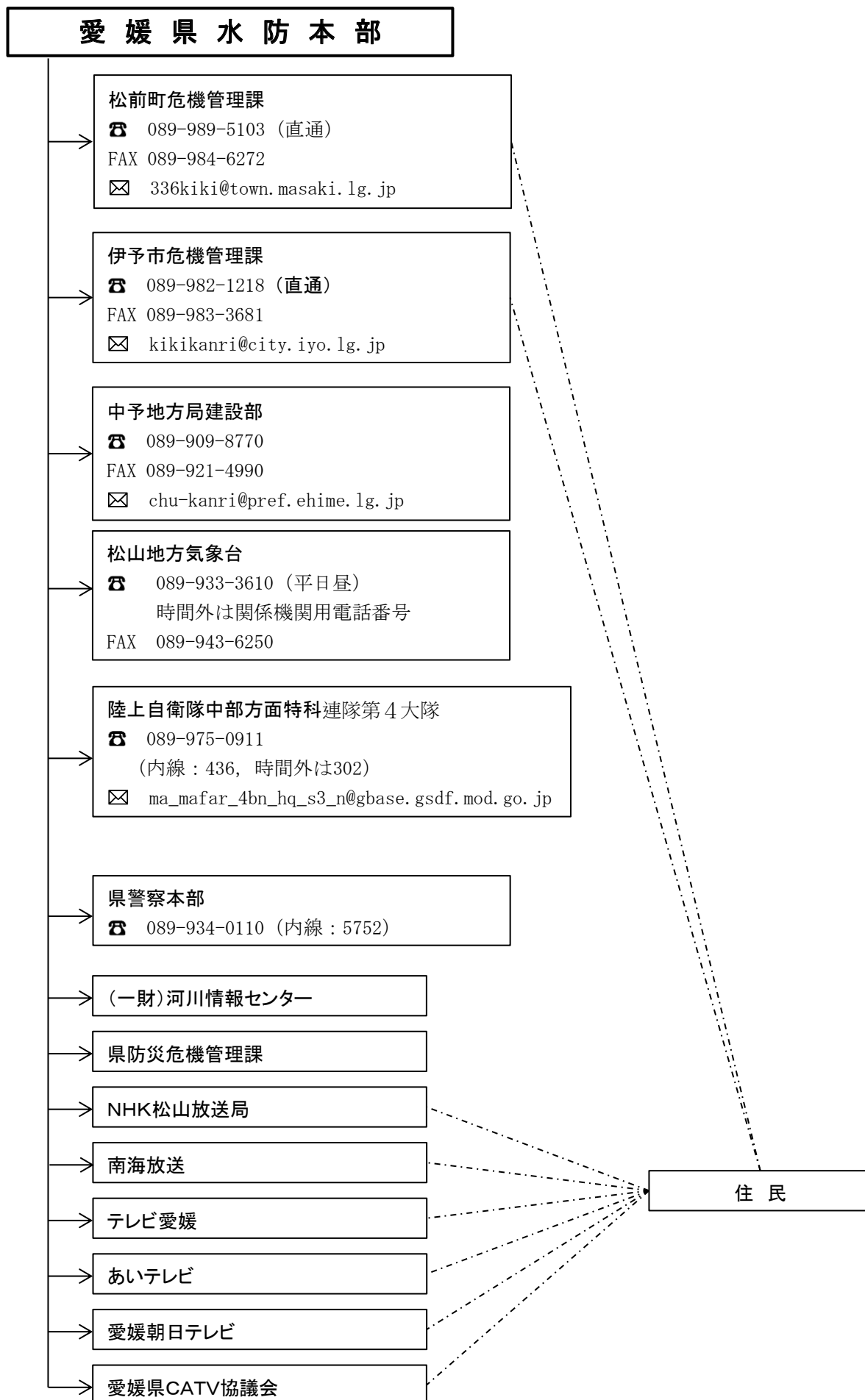
立岩川及び小野川の水位情報の通知及び周知の伝達系統図

(立岩川:立岩川水位観測所、小野川:精農橋水位観測所)



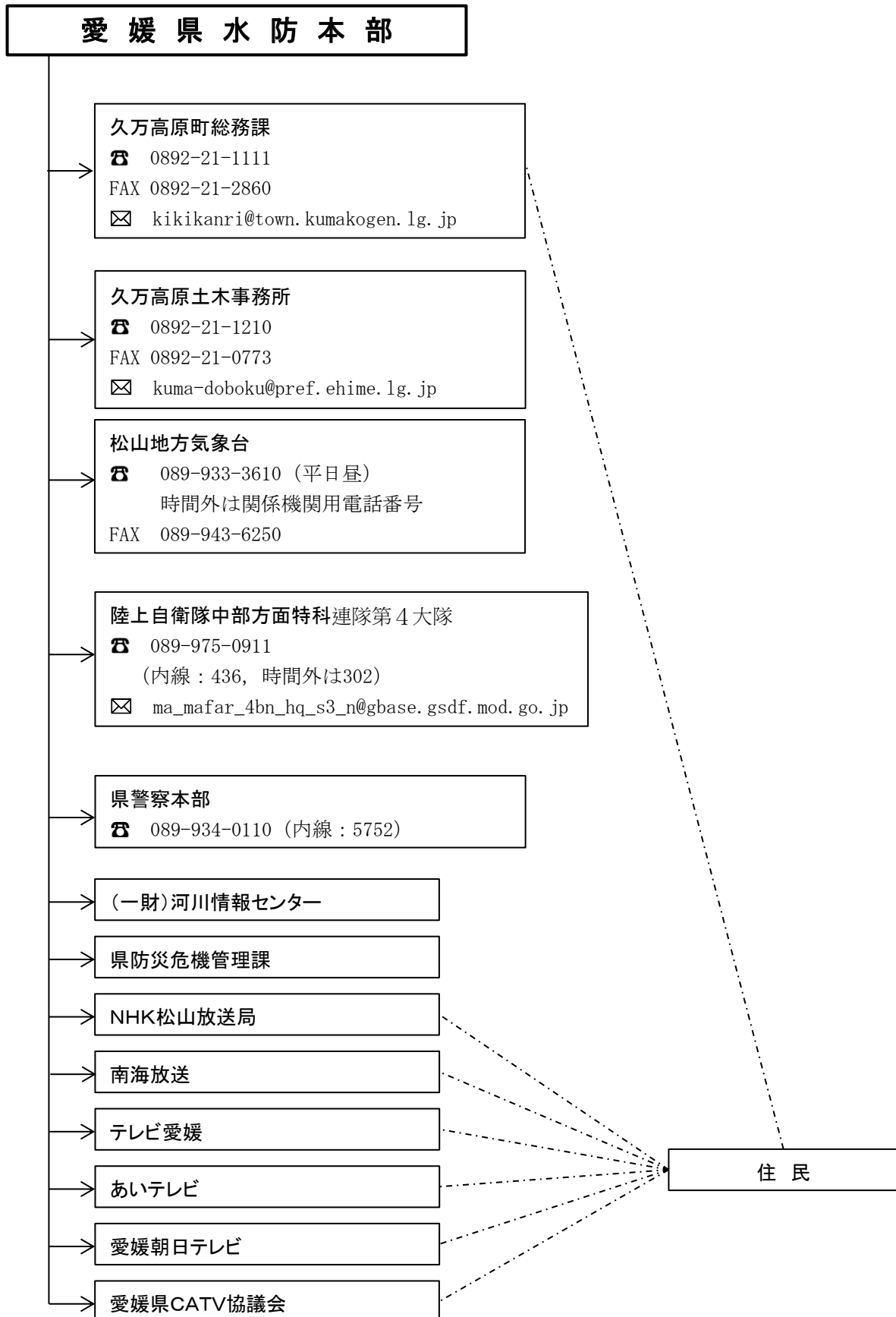
大谷川の水位情報の通知及び周知の伝達系統図

(下三谷水位観測所)

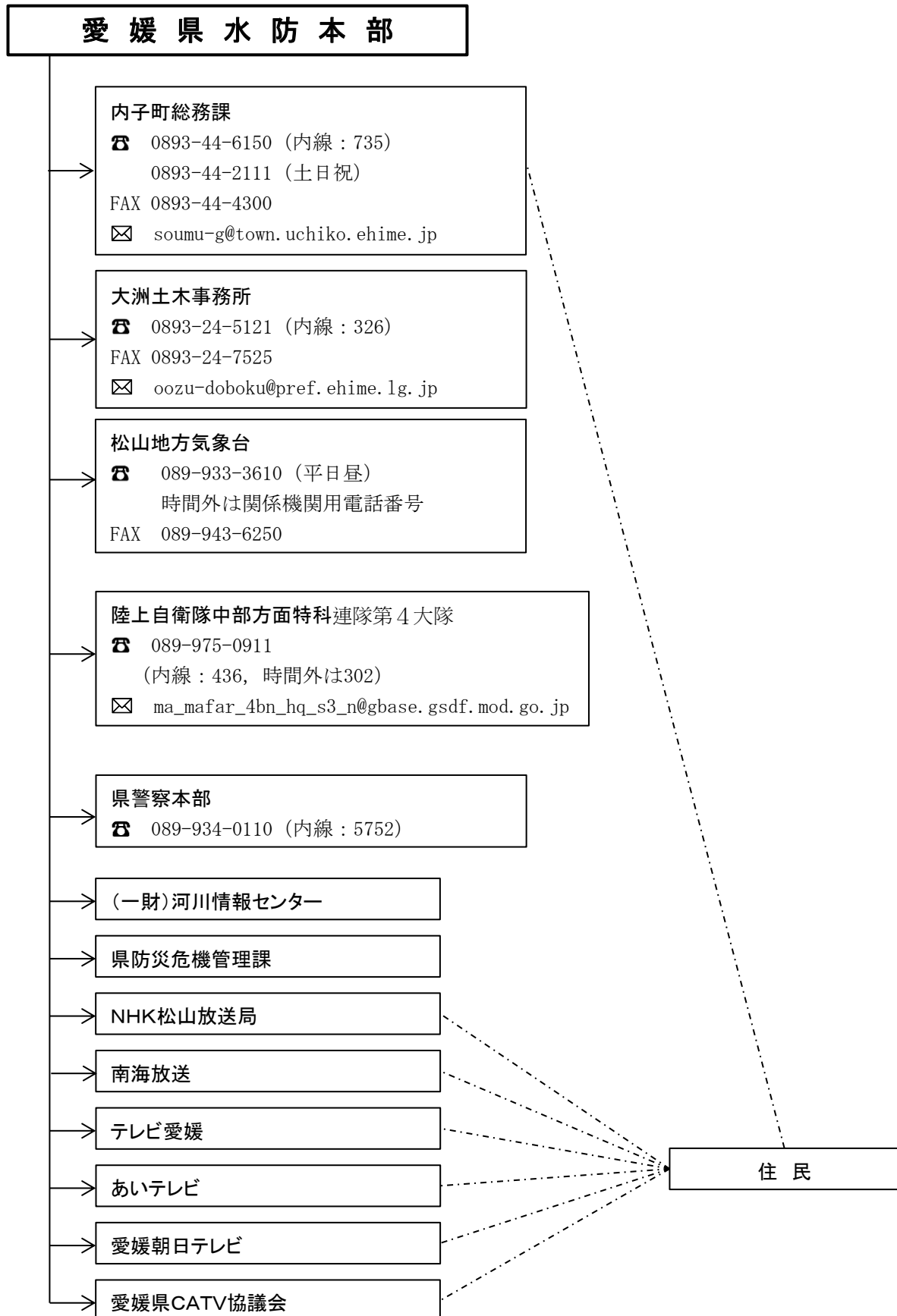


久万川の水位情報の通知及び周知の伝達系統図

(久万水位観測所)

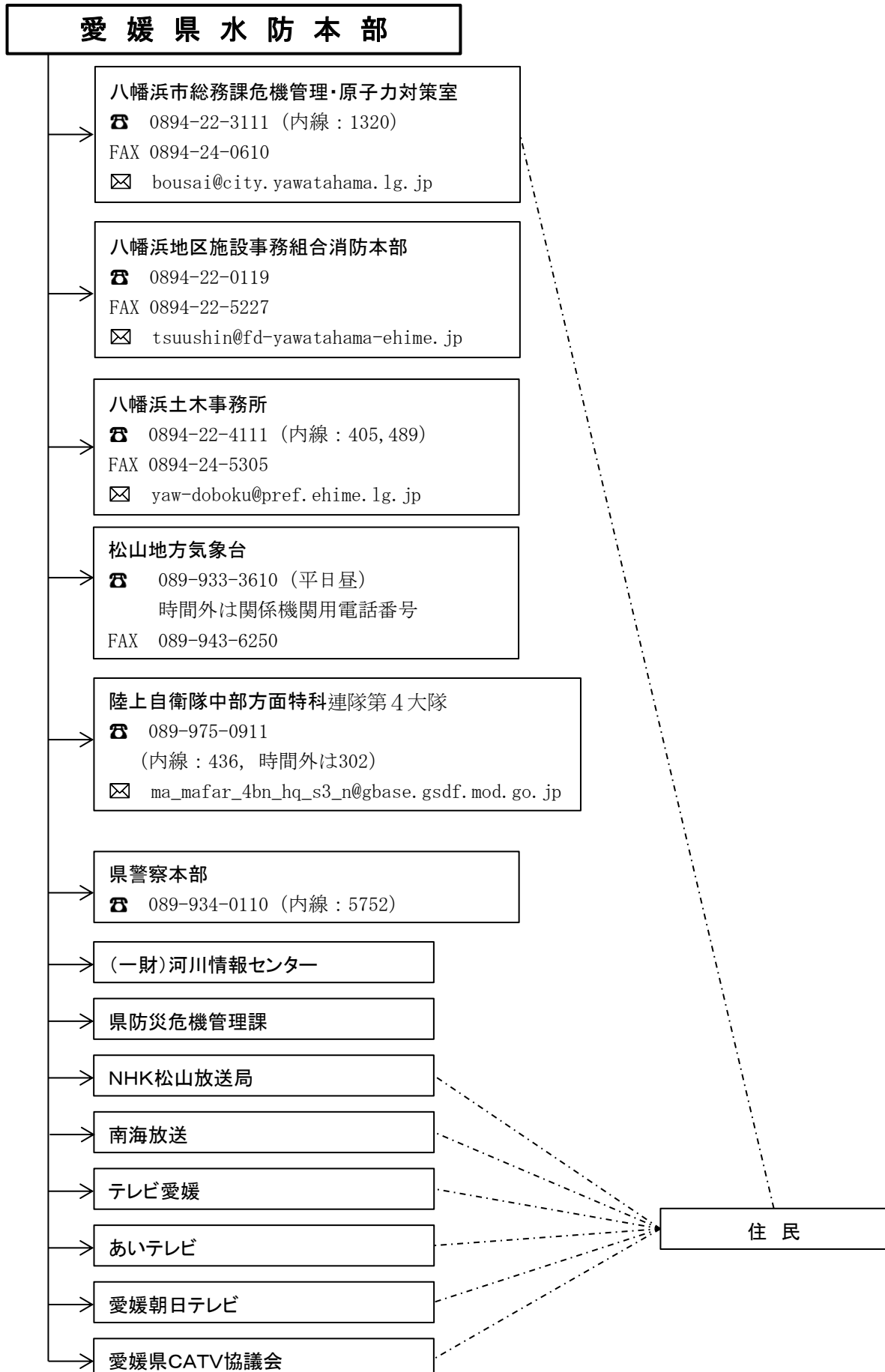


小田川の水位情報の通知及び周知の伝達系統図 (内子水位観測所)



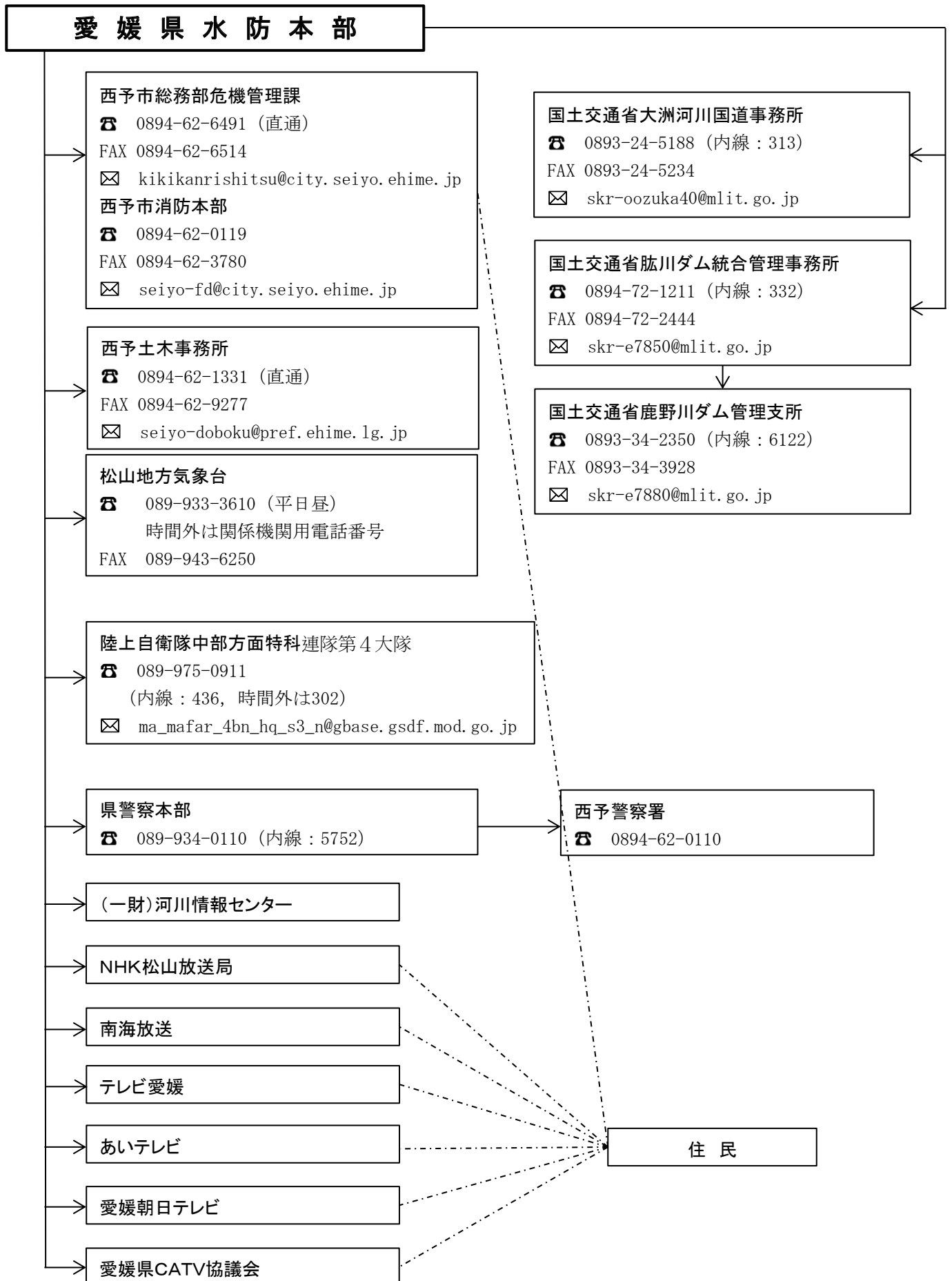
喜木川及び千丈川の水位情報の通知及び周知の伝達系統図

(喜木川:日土水位観測所、千丈川:八幡浜水位観測所)



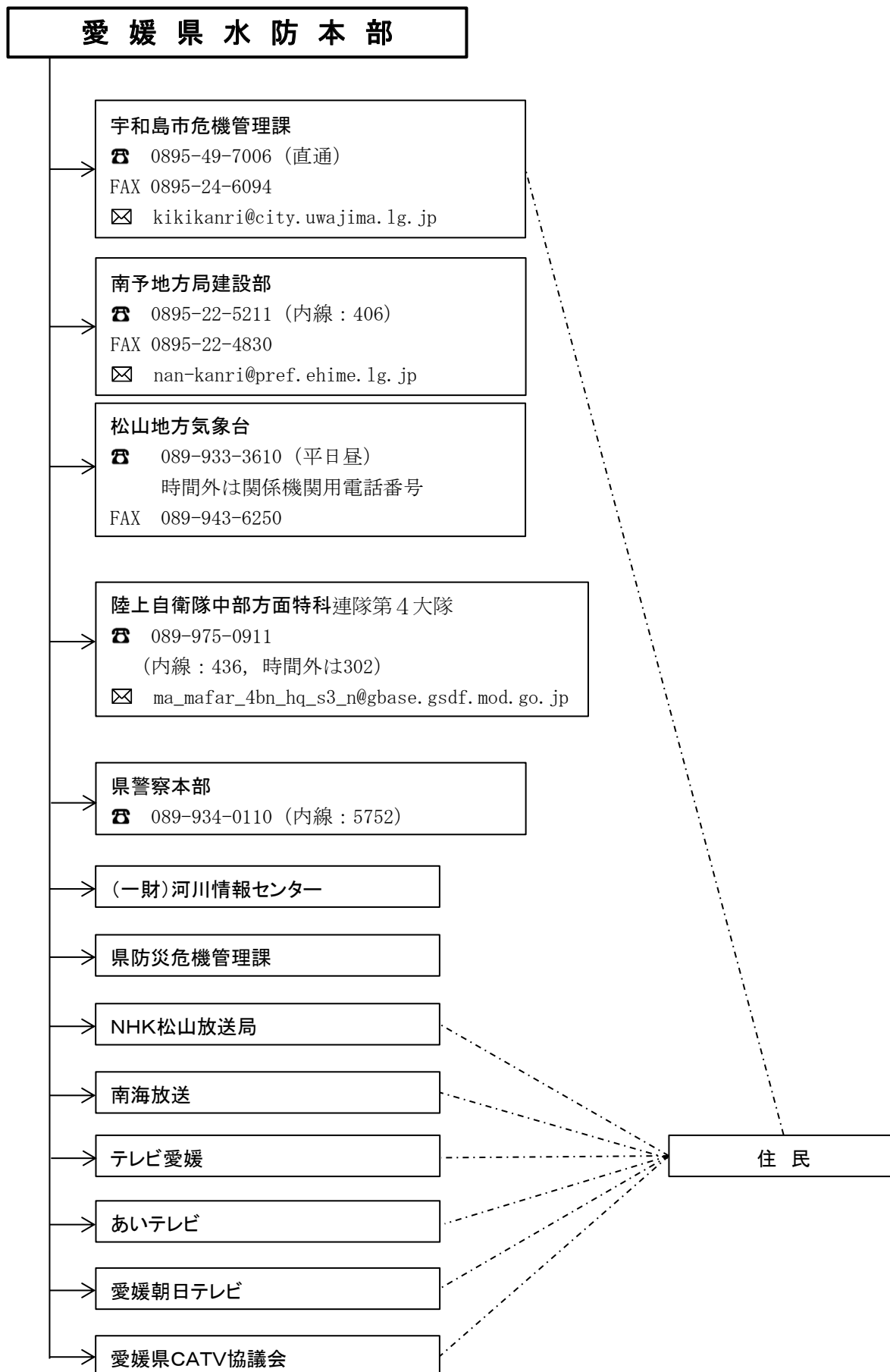
肱川の水位情報の通知及び周知の伝達系統図

(荒瀬・神領水位観測所)

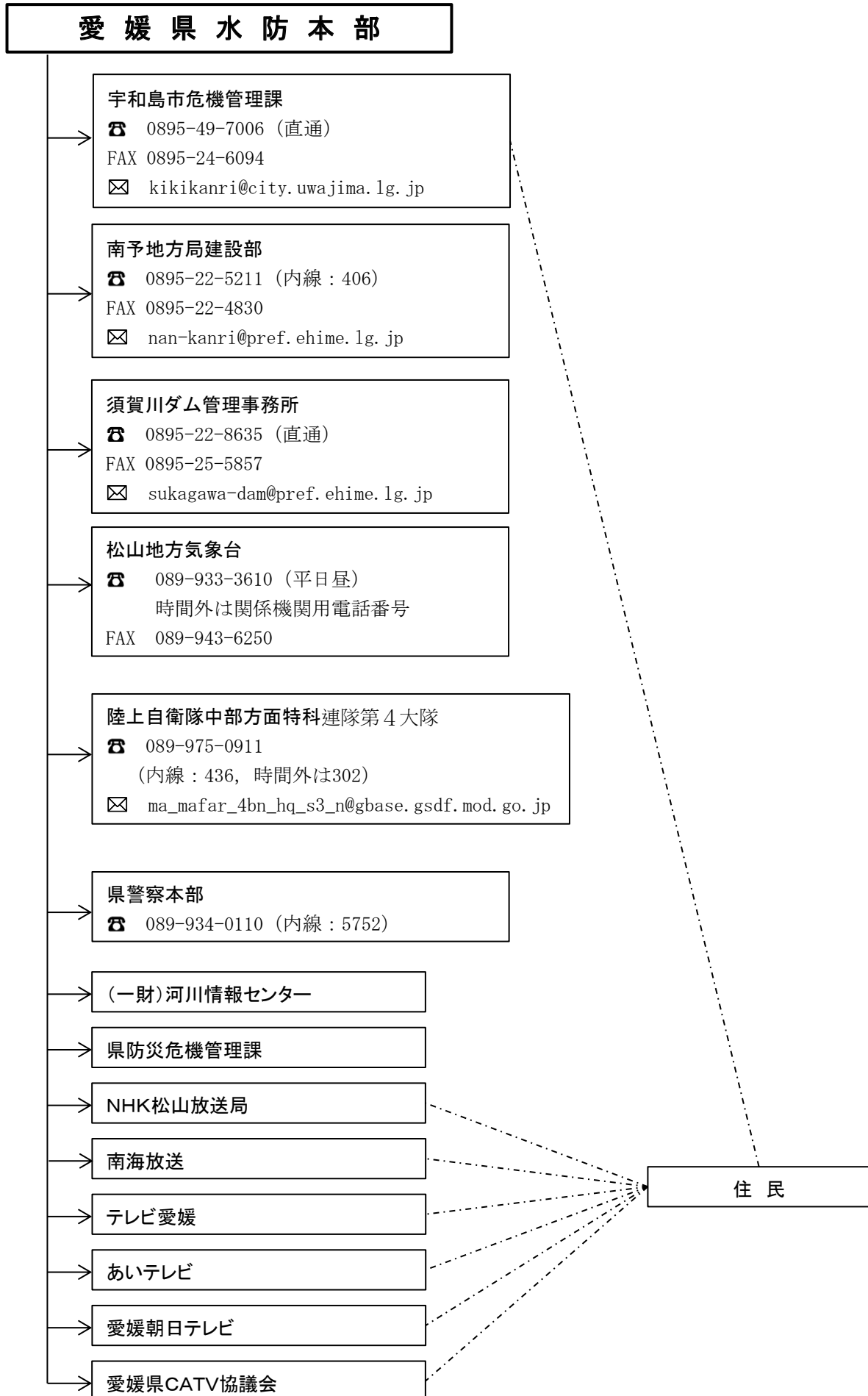


立間川及び来村川の水位情報の通知及び周知の伝達系統図

(立間川:立間水位観測所、来村川:寄松水位観測所)

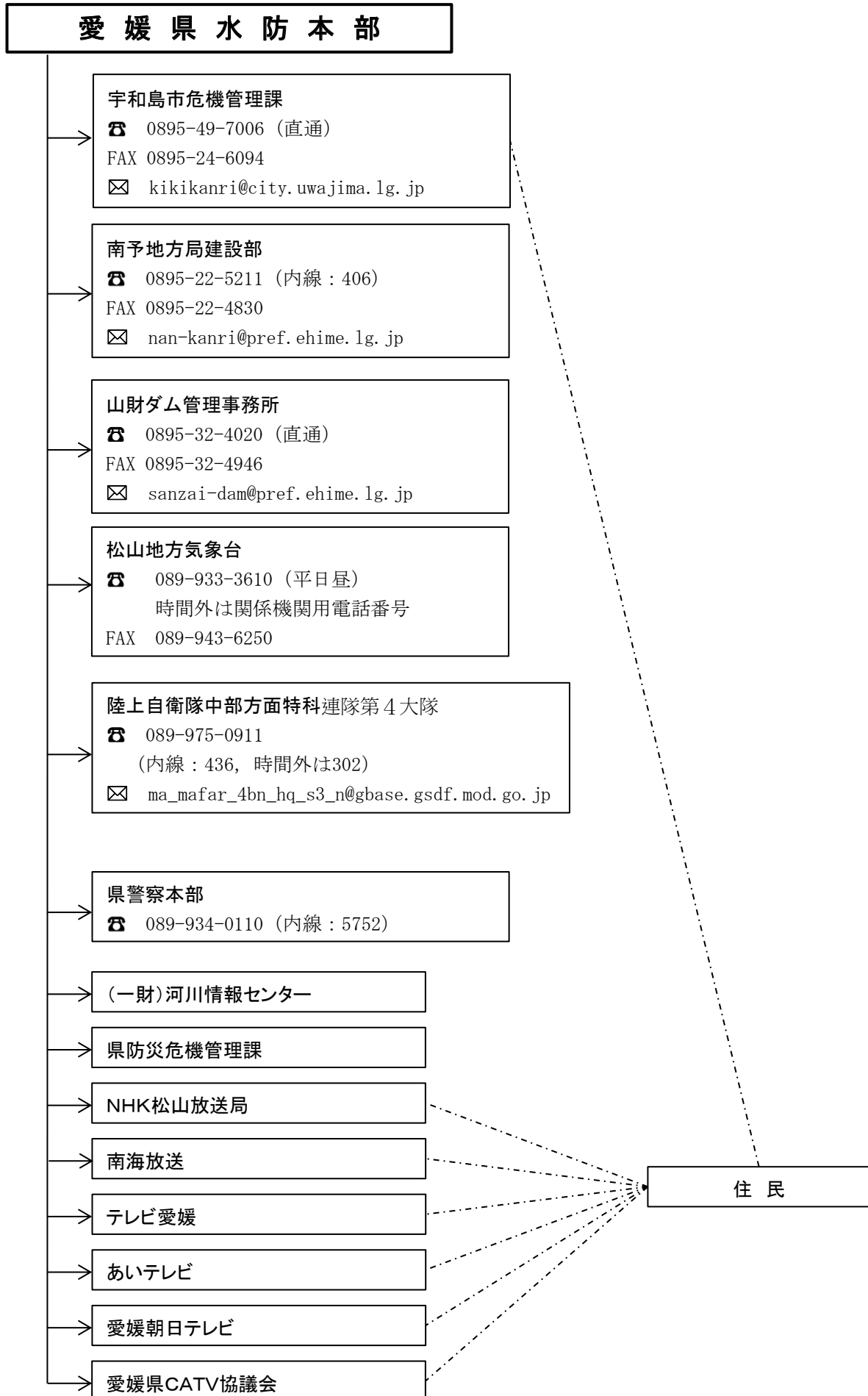


須賀川の水位情報の通知及び周知の伝達系統図 (和霊水位観測所)



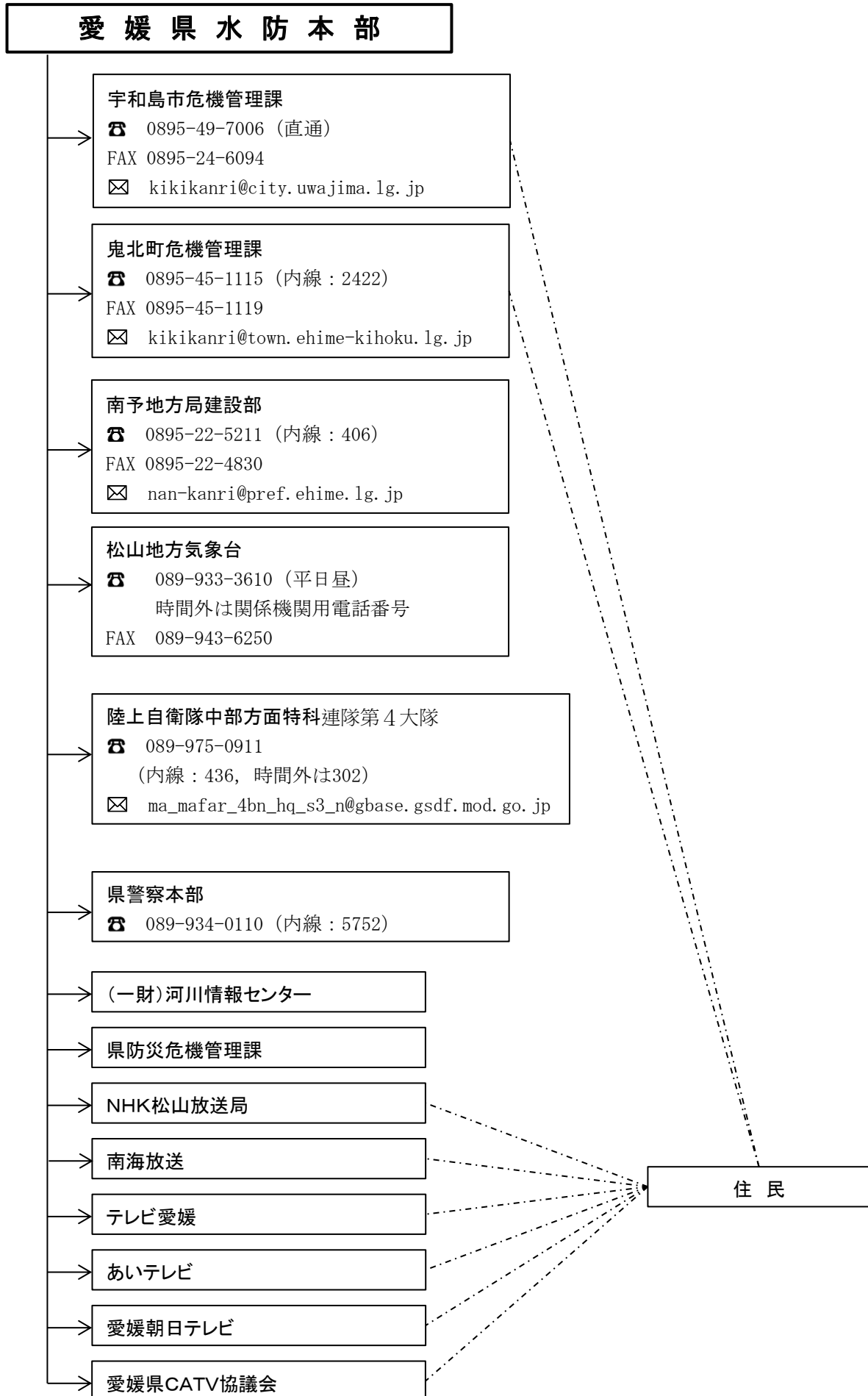
岩松川の水位情報の通知及び周知の伝達系統図

(岩渕水位観測所)

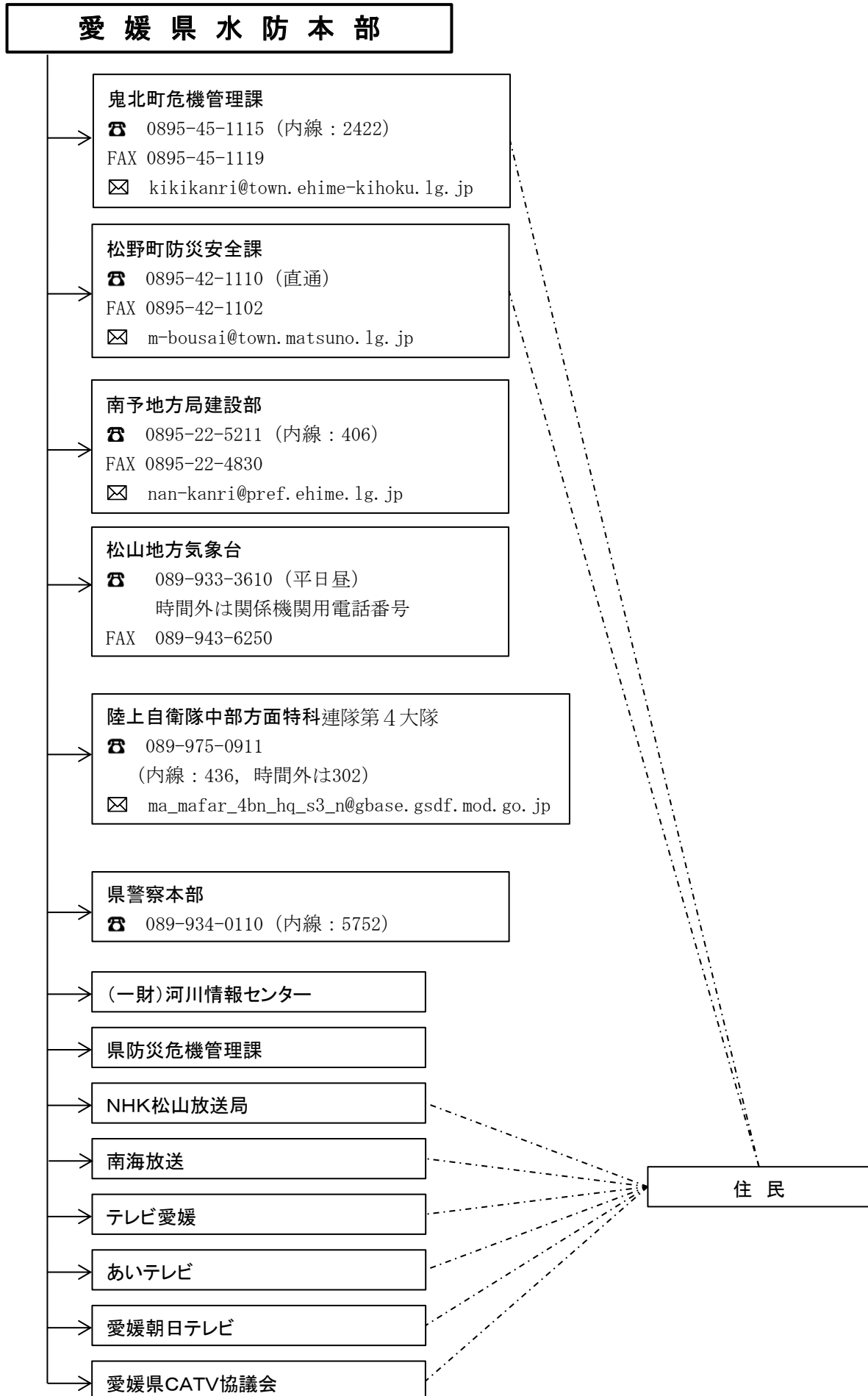


三間川の水位情報の通知及び周知の伝達系統図

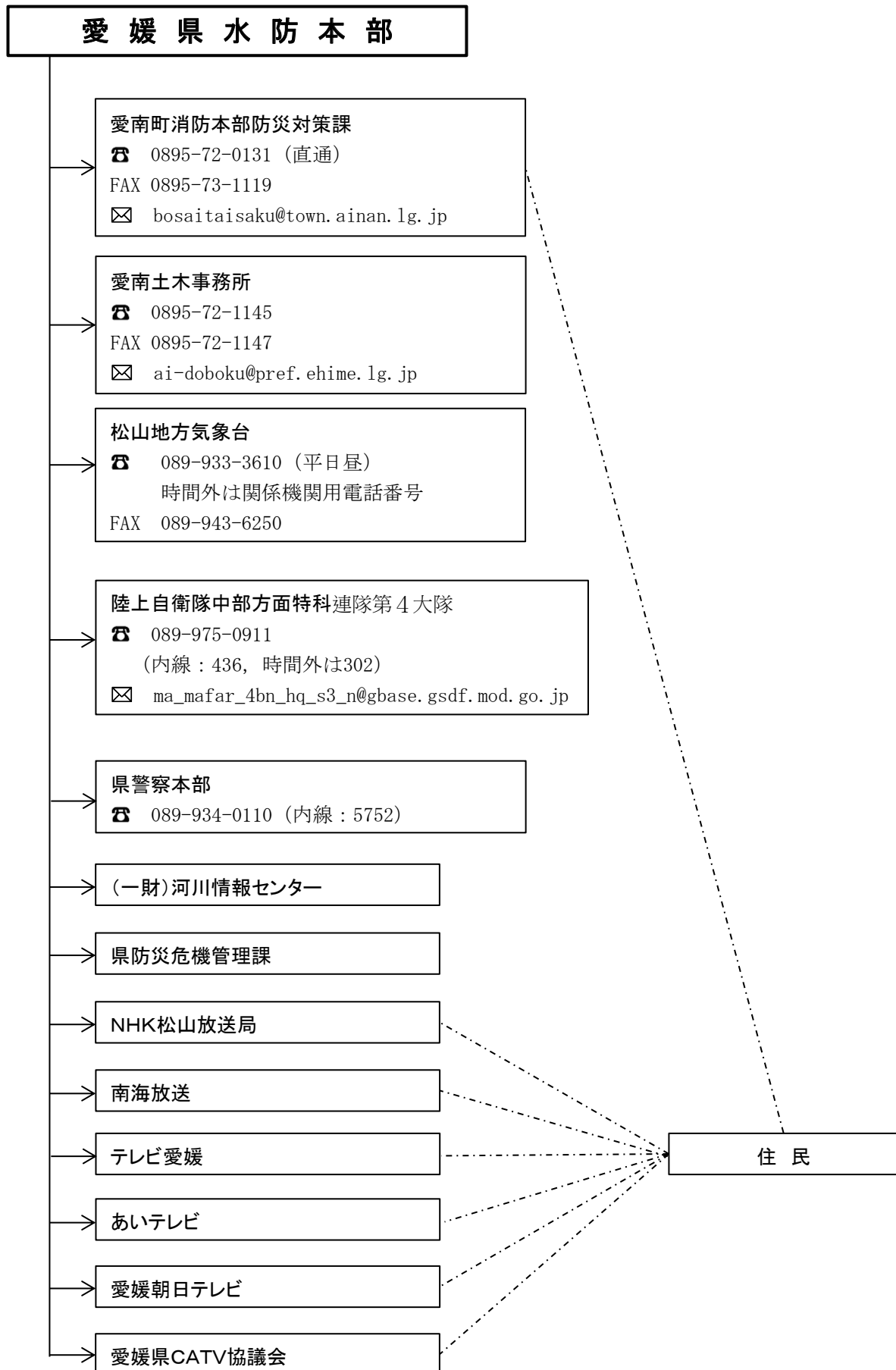
(月見橋水位観測所)



広見川の水位情報の通知及び周知の伝達系統図 (小倉水位観測所)



僧都川の水位情報の通知及び周知の伝達系統図 (御荘水位観測所)



第 11 水位の通報様式

()川()水位観測所 水位の通報

令和 年 月 日 時 分

水位の通報 第 号

愛媛県 ○○地方局建設部
(又は○○土木事務所)

区分	本 文
1	()川()水位観測所では、()日()時()分現在 水防団待機水位(通報水位)()mに達し、なお増水する見込みです。
2	()川()観測所では、()日()時()分現在 氾濫注意水位(警戒水位)()mに達し、なお増水する見込みです。
3	()川()観測所では、()日()時()分現在 氾濫注意水位(警戒水位)()mとなり、引き続き減少する見込みです。
4	()川()観測所では、()日()時()分現在 水防団待機水位(通報水位)()mとなり、引き続き減少する見込みです。

第12 愛媛県警報等例文

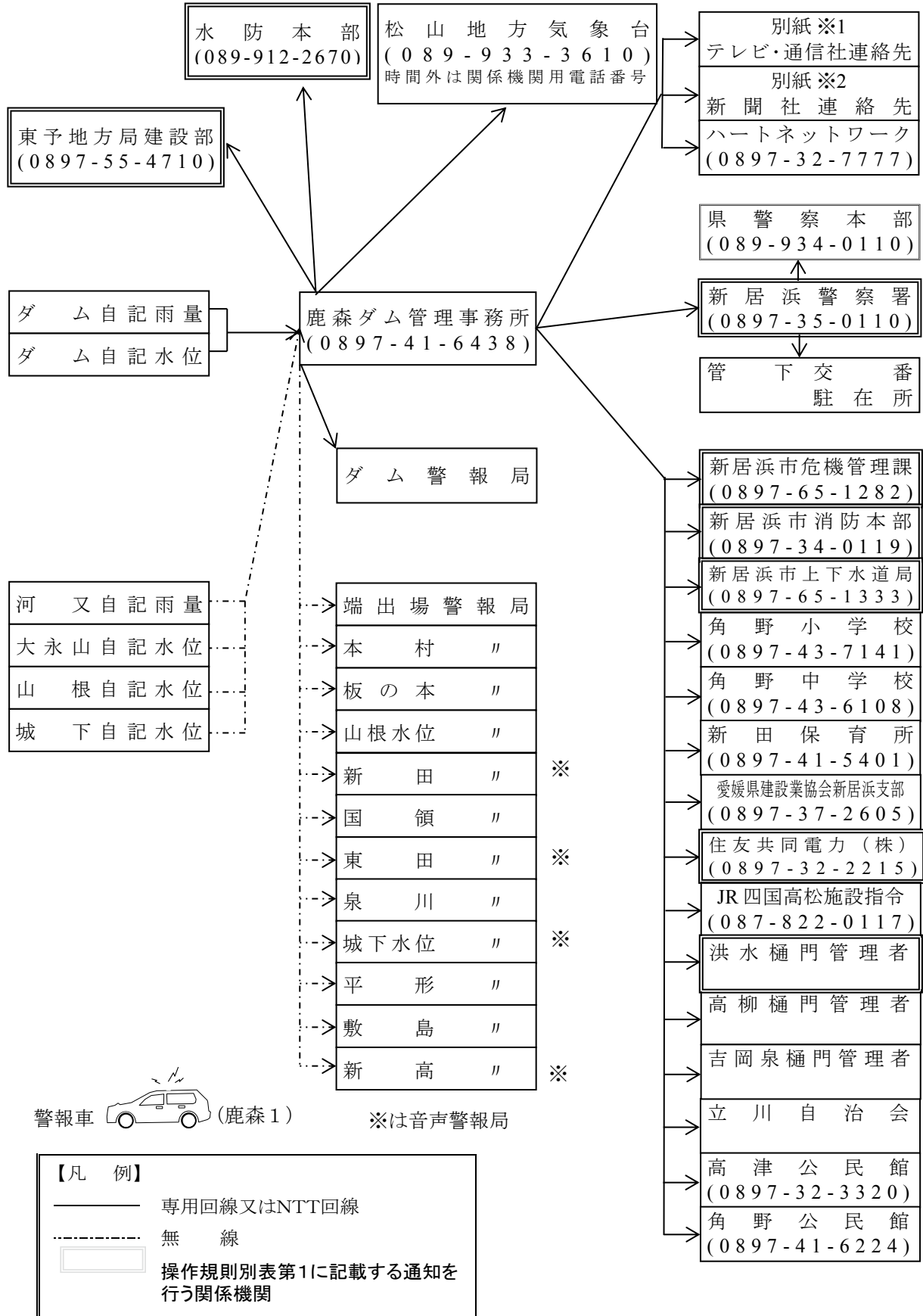
松山地方气象台から発表される警報等の例文は以下のとおり

特別警報例文（特別警報発表中）

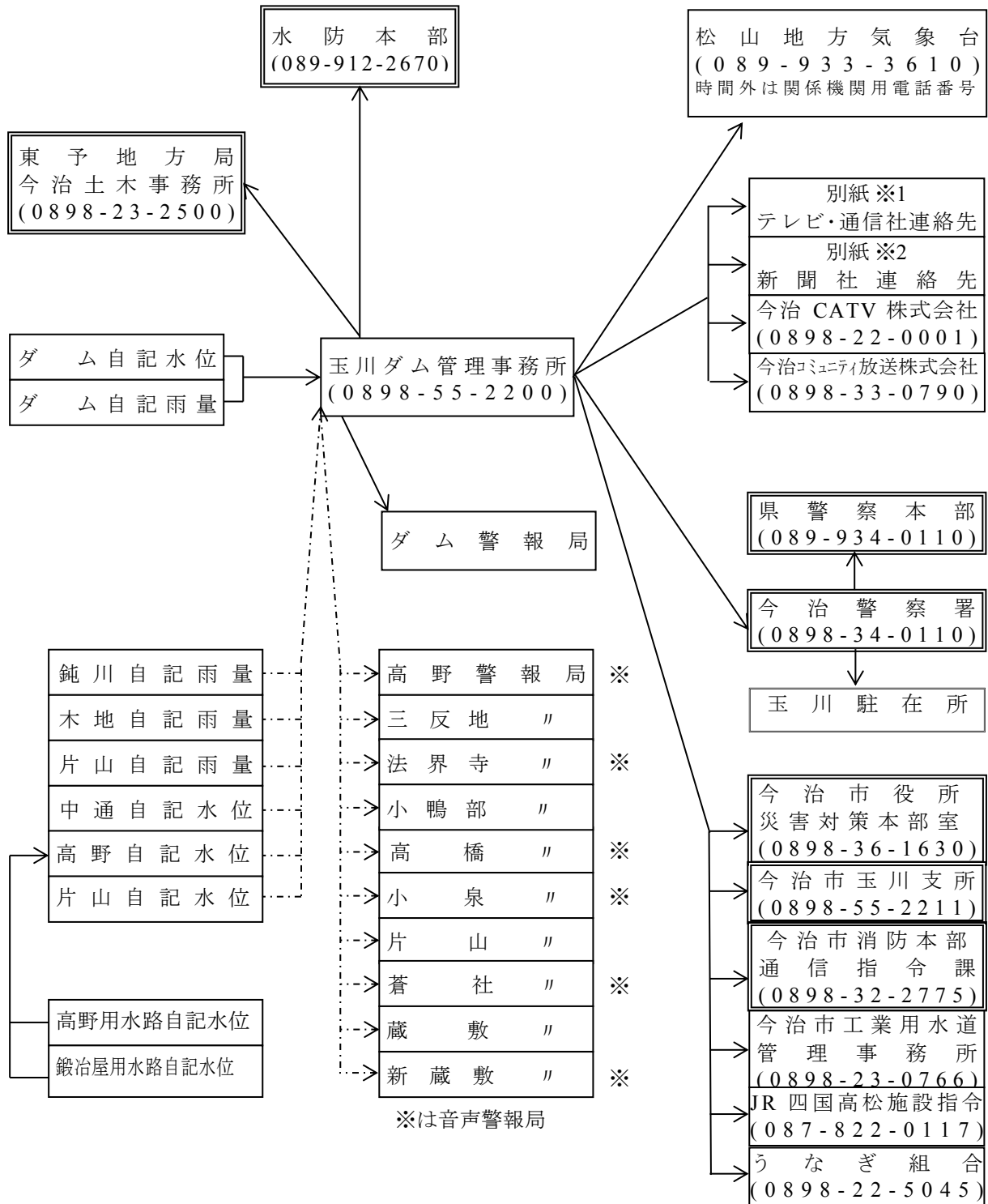
愛媛県大雨警報・注意報				
令和〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分 松山地方气象台発表				
（（【特別警報（大雨）】愛媛県にレベル5大雨特別警報を発表しています。低い土地の浸水や河川の増水に最大級の警戒をしてください。））				
<気象警報・注意報（府県予報区等）>				
愛媛県	[特別警報]	レベル5大雨	[危険警報]	なし [警報] なし [注意報] なし
<気象警報・注意報（一次細分区域等）>				
中予	[特別警報]	レベル5大雨	[危険警報]	なし [警報] なし [注意報] なし
東予	[特別警報]	レベル5大雨	[危険警報]	なし [警報] なし [注意報] なし
南予	[特別警報]	レベル5大雨	[危険警報]	なし [警報] なし [注意報] なし
<気象警報・注意報（市町村等をまとめた地域等）>				
中予	[特別警報]	レベル5大雨	[危険警報]	なし [警報] なし [注意報] なし
東予東部	[特別警報]	レベル5大雨	[危険警報]	なし [警報] なし [注意報] なし
東予西部	[特別警報]	レベル5大雨	[危険警報]	なし [警報] なし [注意報] なし
南予北部	[特別警報]	レベル5大雨	[危険警報]	なし [警報] なし [注意報] なし
南予南部	[特別警報]	レベル5大雨	[危険警報]	なし [警報] なし [注意報] なし
<気象警報・注意報（市町村等）>				
松山市	[特別警報]	レベル5大雨	[危険警報]	なし [警報] なし [注意報] なし
今治市	[特別警報]	レベル5大雨	[危険警報]	なし [警報] なし [注意報] なし
宇和島市	[特別警報]	レベル5大雨	[危険警報]	なし [警報] なし [注意報] なし
八幡浜市	[特別警報]	レベル5大雨	[危険警報]	なし [警報] なし [注意報] なし
新居浜市	[特別警報]	レベル5大雨	[危険警報]	なし [警報] なし [注意報] なし
西条市	[特別警報]	レベル5大雨	[危険警報]	なし [警報] なし [注意報] なし
大洲市	[特別警報]	レベル5大雨	[危険警報]	なし [警報] なし [注意報] なし
伊予市	[特別警報]	レベル5大雨	[危険警報]	なし [警報] なし [注意報] なし
四国中央市	[特別警報]	レベル5大雨	[危険警報]	なし [警報] なし [注意報] なし
西予市	[特別警報]	レベル5大雨	[危険警報]	なし [警報] なし [注意報] なし
東温市	[特別警報]	レベル5大雨	[危険警報]	なし [警報] なし [注意報] なし
上島町	[特別警報]	レベル5大雨	[危険警報]	なし [警報] なし [注意報] なし
久万高原町	[特別警報]	レベル5大雨	[危険警報]	なし [警報] なし [注意報] なし
松前町	[特別警報]	レベル5大雨	[危険警報]	なし [警報] なし [注意報] なし
砥部町	[特別警報]	レベル5大雨	[危険警報]	なし [警報] なし [注意報] なし
内子町	[特別警報]	レベル5大雨	[危険警報]	なし [警報] なし [注意報] なし
伊方町	[特別警報]	レベル5大雨	[危険警報]	なし [警報] なし [注意報] なし
松野町	[特別警報]	レベル5大雨	[危険警報]	なし [警報] なし [注意報] なし
鬼北町	[特別警報]	レベル5大雨	[危険警報]	なし [警報] なし [注意報] なし
愛南町	[特別警報]	レベル5大雨	[危険警報]	なし [警報] なし [注意報] なし
(以下省略)				

第 13 ダムの水防伝達系統図

鹿森ダム水防伝達系統図（新居浜市）



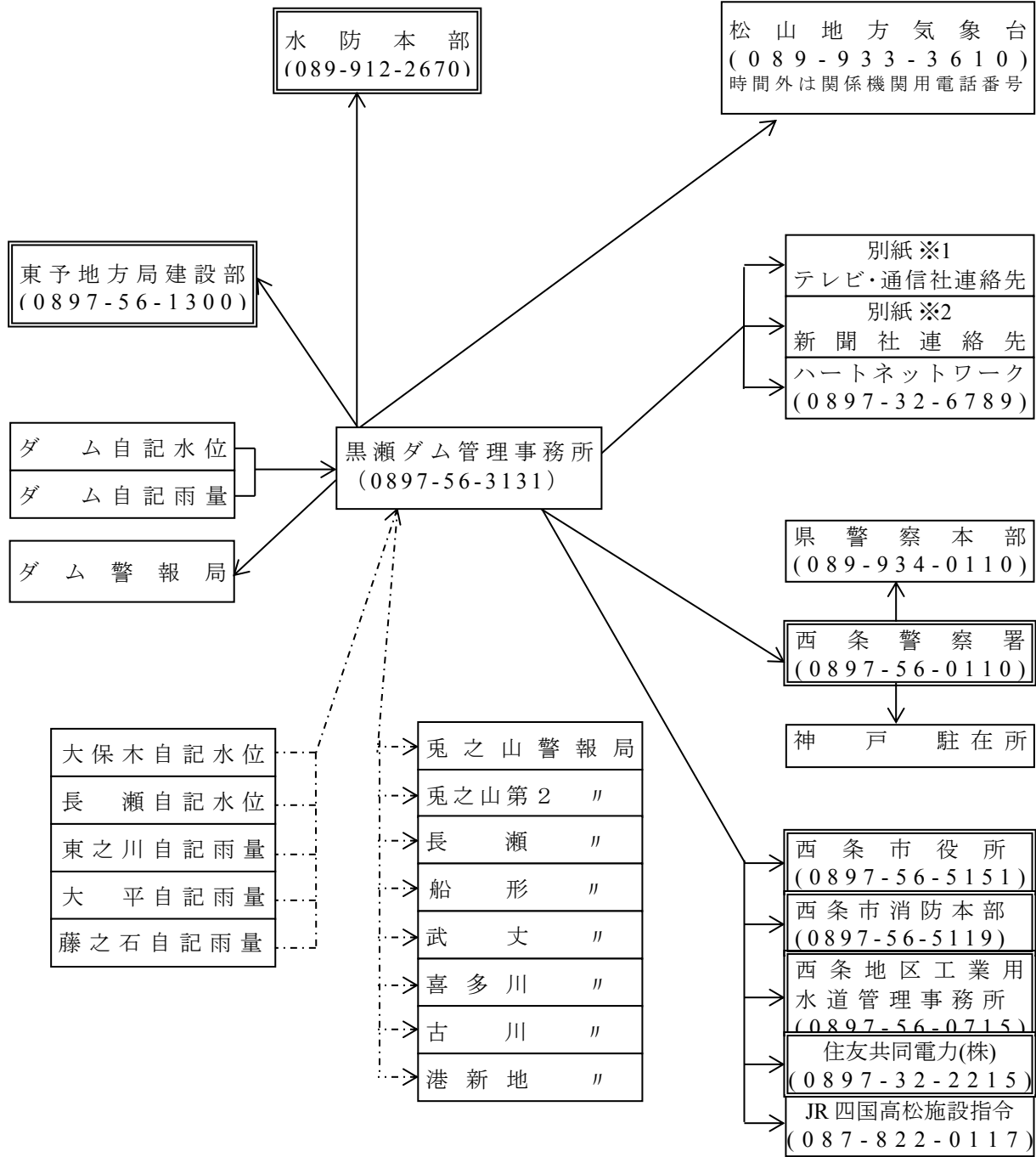
玉川ダム水防伝達系統図（今治市玉川町）



【凡 例】

- 専用回線又はNTT回線
- - - 無 線
- 操作規則別表第1に記載する通知を行う関係機関

黒瀬ダム水防伝達系統図（西条市）

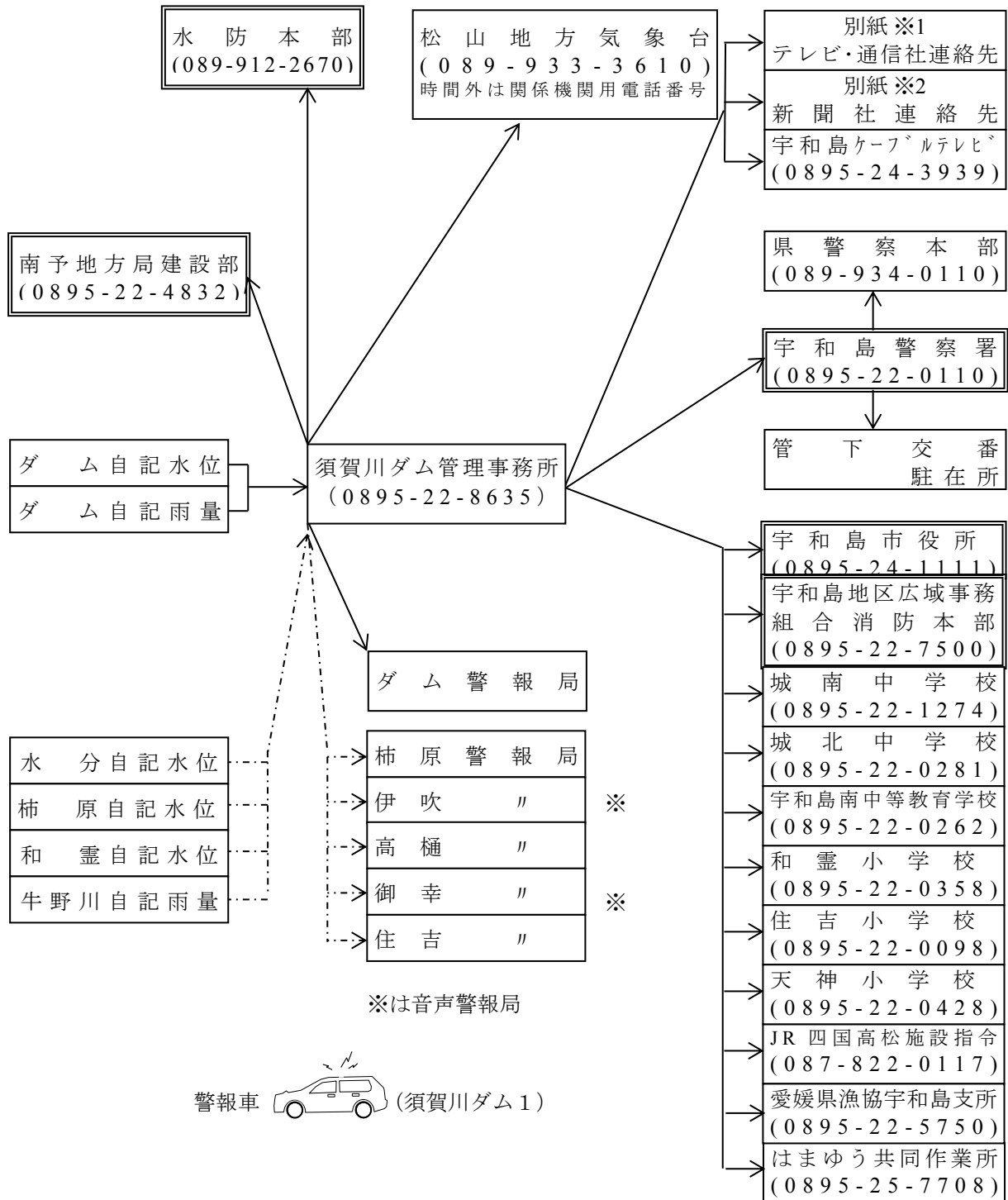


警報車  (黒瀬ダム1)

【凡 例】

- 専用回線又はNTT回線
- - - 無 線
- 操作規則別表第1に記載する通知を行う関係機関

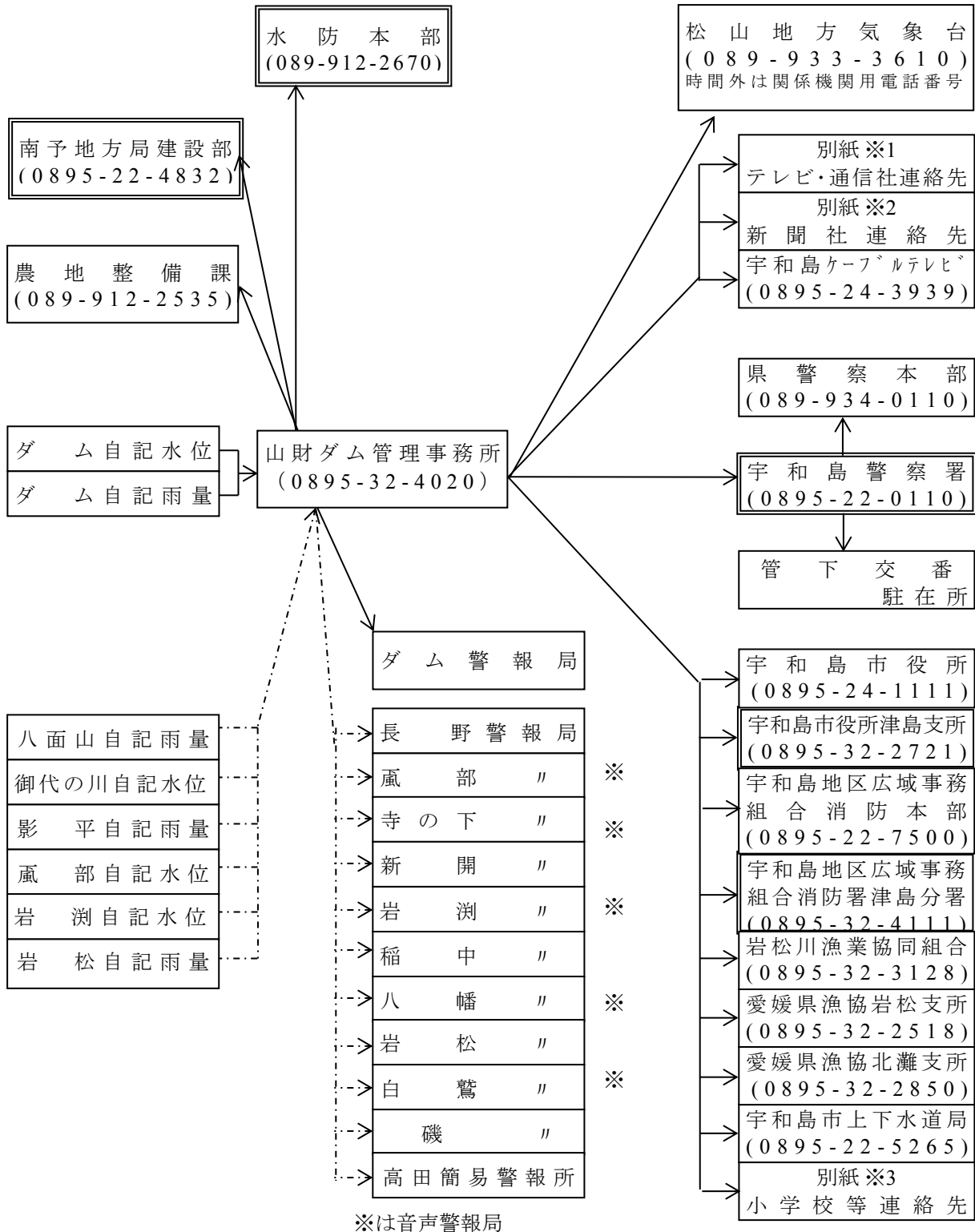
須賀川ダム水防伝達系統図（宇和島市）



【凡 例】

- 専用回線又はNTT回線
- - - 無 線
- 操作規則別表第1に記載する通知を行う関係機関

山財ダム水防伝達系統図（宇和島市）




警報車  (山財ダム 1)

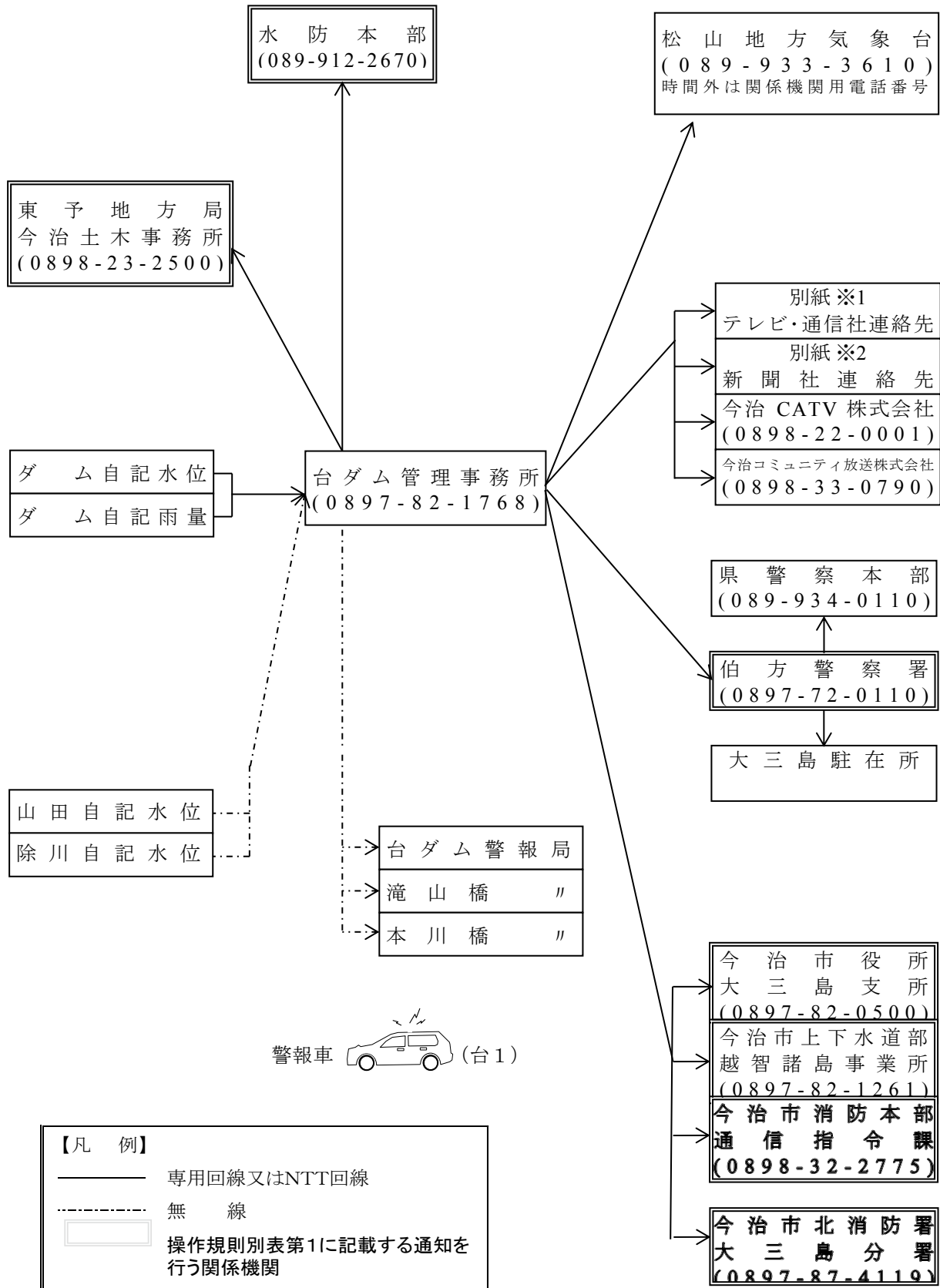
【凡例】

—— 専用回線又はNTT回線

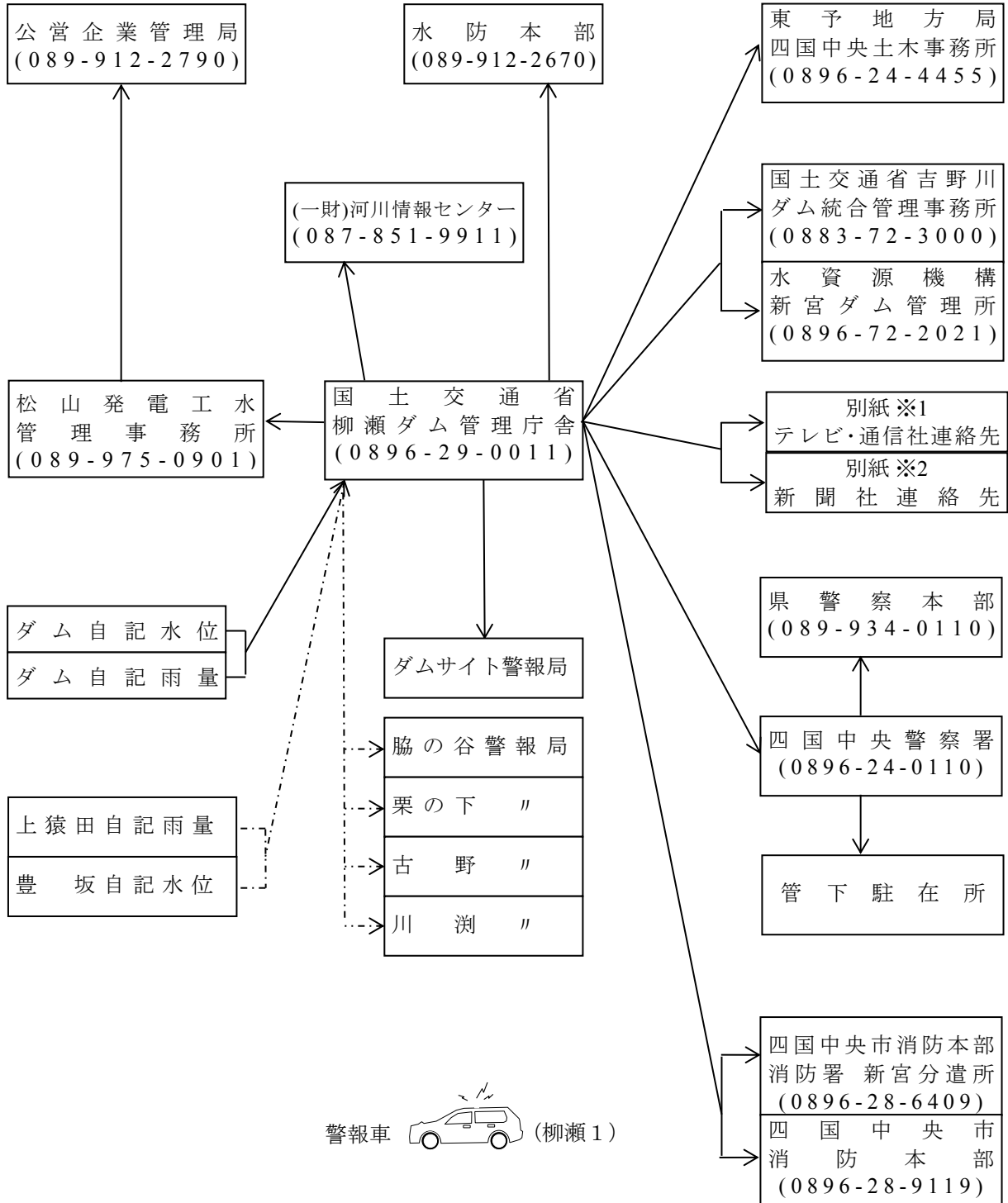
----- 無線

 操作規則別表第1に記載する通知を行う関係機関

台ダム水防伝達系統図（今治市）

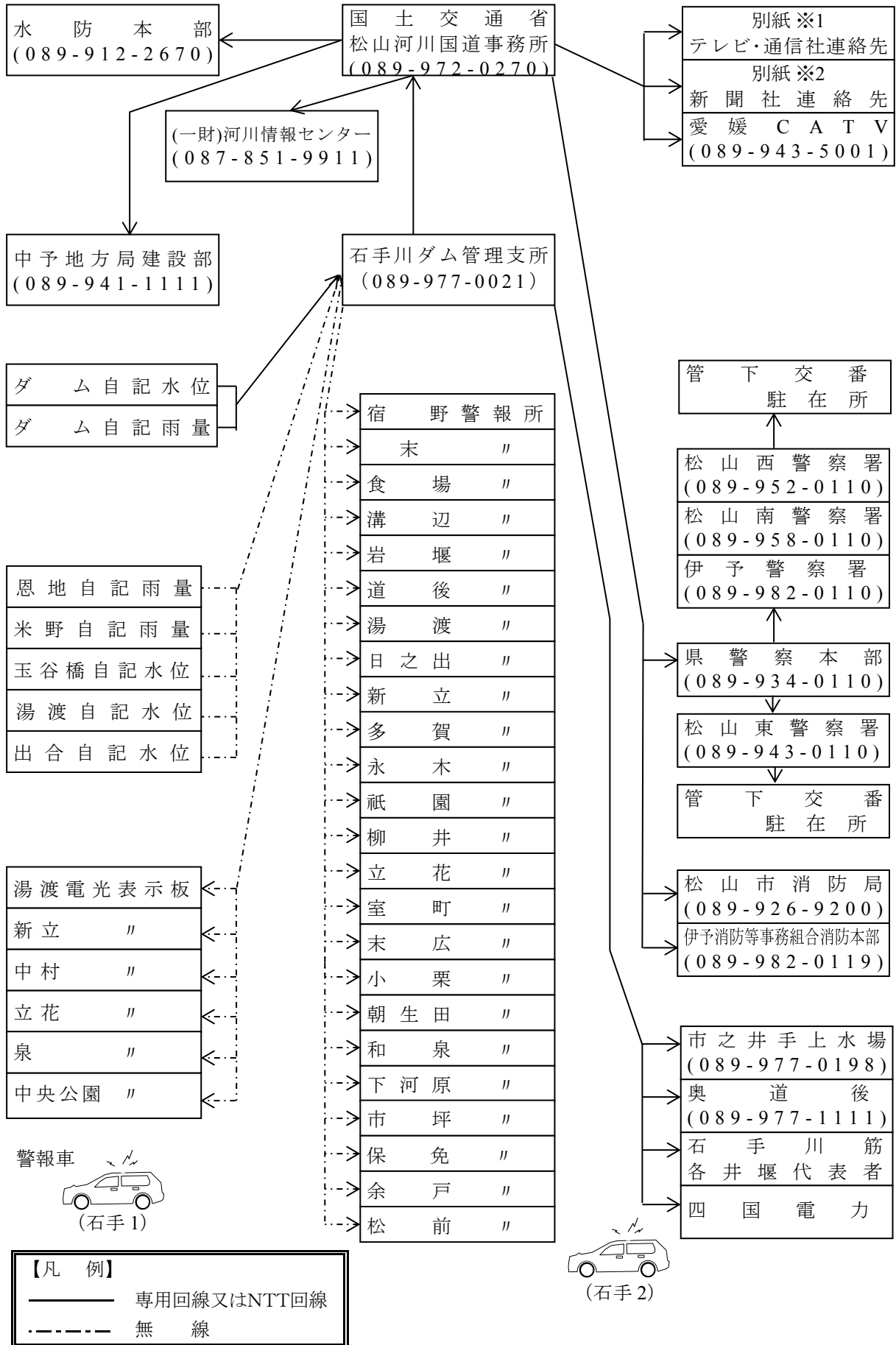


柳瀬ダム水防伝達系統図（四国中央市）

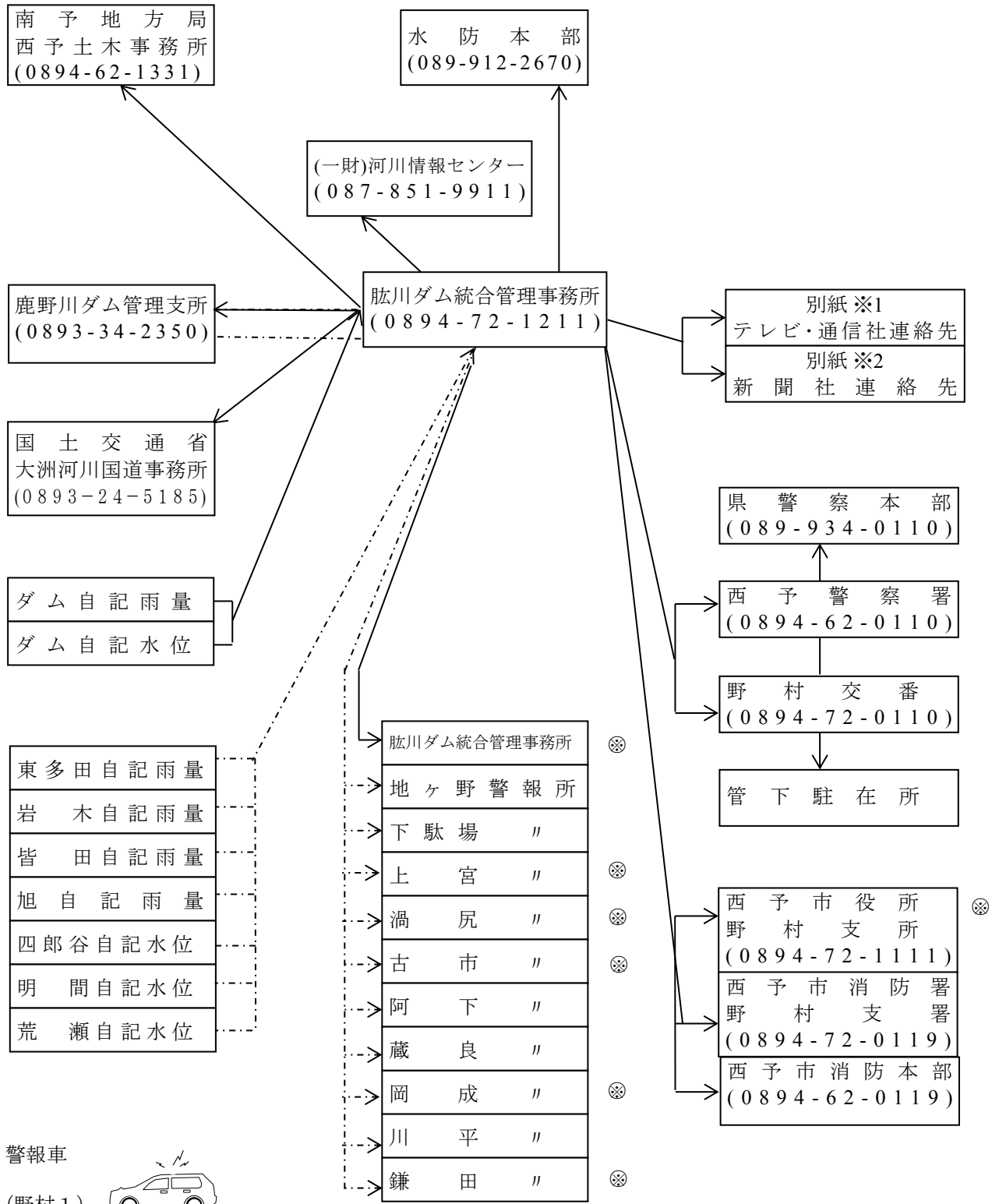


【凡 例】
 ——— 専用回線又はNTT回線
 - - - - 無 線

石手川ダム水防伝達系統図（松山市）



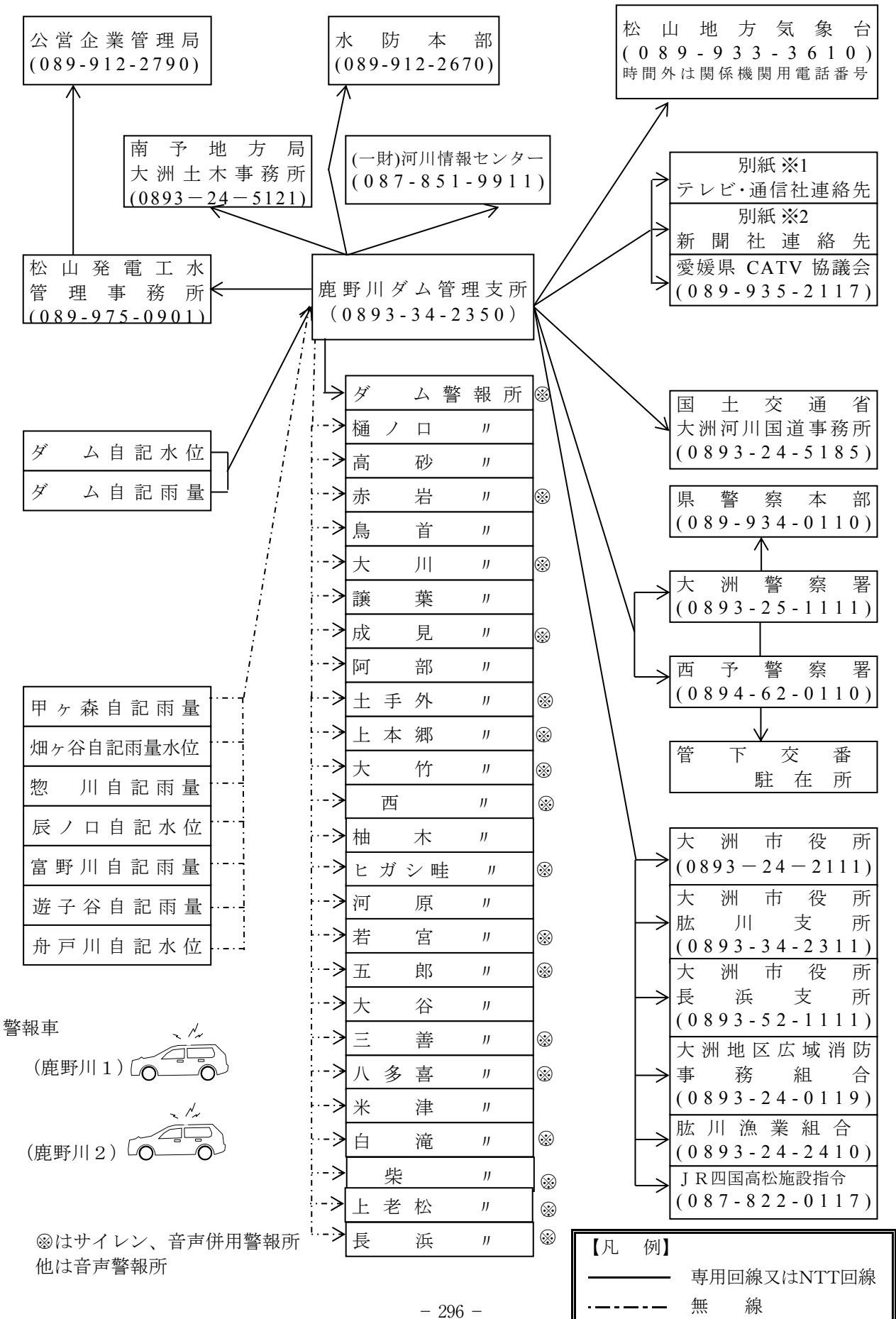
野村ダム水防伝達系統図(西予市)



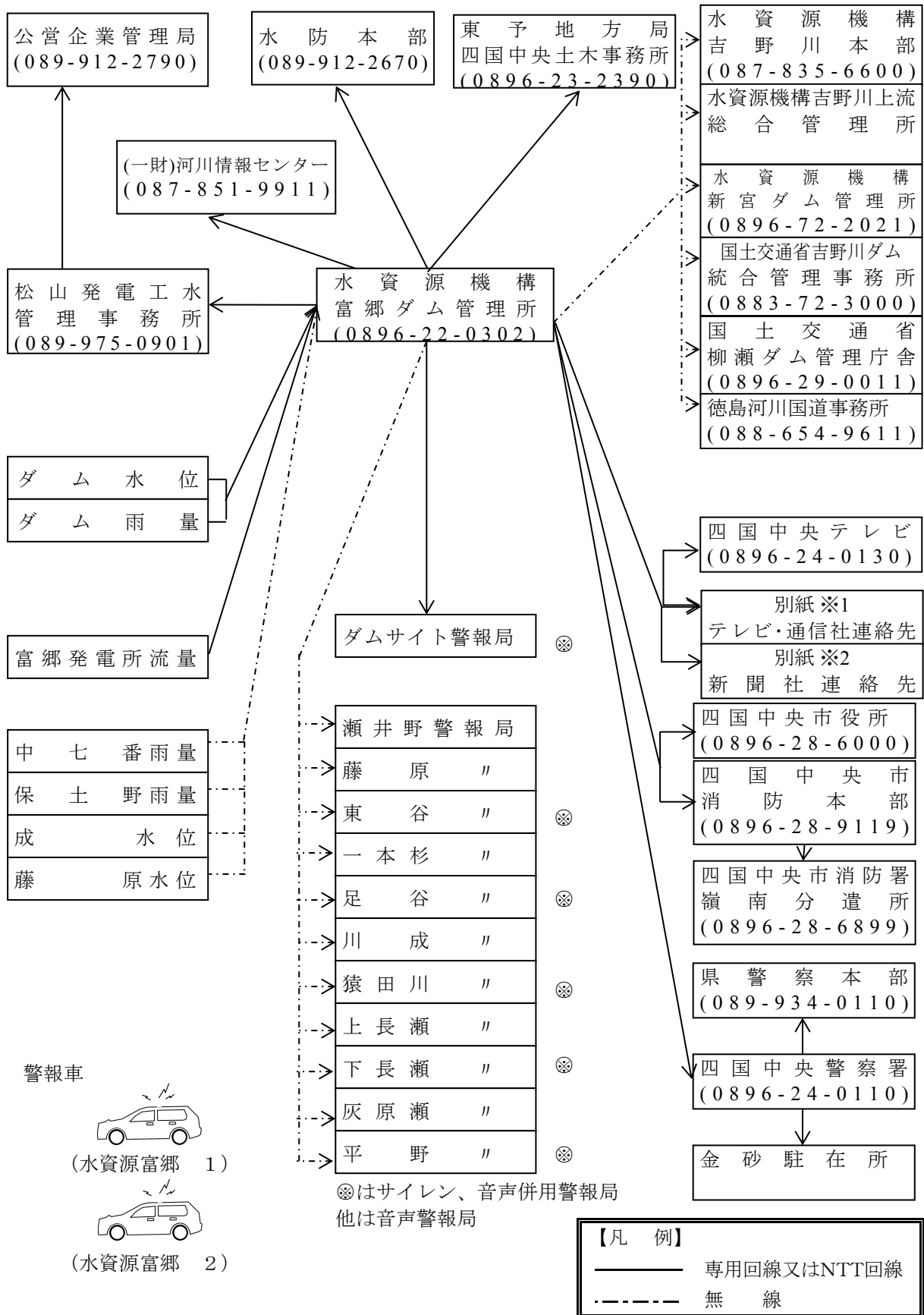
⊗はサイレン、音声併用警報所
 他は音声警報所

【凡例】
 — 専用回線又はNTT回線
 - - - 無線

鹿野川ダム水防伝達系統図(大洲市)



富郷ダム水防伝達系統図(四国中央市)



(別紙)

※1 テレビ・通信社 連絡先

N H K 松 山 放 送 局 (0 8 9 - 9 2 1 - 1 1 1 7)
あ い テ レ ビ (0 8 9 - 9 2 1 - 2 1 9 3)
南 海 放 送 (0 8 9 - 9 1 5 - 3 8 0 5)
テ レ ビ 愛 媛 (0 8 9 - 9 4 3 - 1 1 7 1)
愛 媛 朝 日 テ レ ビ (0 8 9 - 9 4 6 - 2 8 4 4)
共 同 通 信 社 (0 8 9 - 9 4 1 - 0 3 2 2)
時 事 通 信 社 (0 8 9 - 9 2 1 - 6 1 0 1)

※2 新聞社 連絡先

愛 媛 新 聞 社 (0 8 9 - 9 3 5 - 2 2 2 2)
毎 日 新 聞 社 (0 8 9 - 9 4 1 - 2 7 1 1)
朝 日 新 聞 社 (0 8 9 - 9 4 1 - 0 2 1 3)
読 売 新 聞 社 (0 8 9 - 9 3 3 - 4 3 0 0)
日 本 経 済 新 聞 社 (0 8 9 - 9 4 1 - 0 3 4 9)
日 刊 工 業 新 聞 社 (0 8 7 - 8 8 3 - 6 9 0 3)
産 経 新 聞 社 (0 8 9 - 9 4 1 - 6 6 8 0)

※3 <山財ダム>
小学校等連絡先
(開校中のみ)

岩 松 小 学 校 (0 8 9 5 - 3 2 - 2 5 0 8)
岩 松 認 定 こ ど も 園 (0 8 9 5 - 3 2 - 2 1 0 2)
清 満 小 学 校 (0 8 9 5 - 3 2 - 2 0 2 8)
宇和島市立児童館こもりん (0 8 9 5 - 3 2 - 2 0 2 0)
津 島 中 学 校 (0 8 9 5 - 3 2 - 2 3 0 0)
宇和島東高等学校津島分校 (0 8 9 5 - 3 2 - 2 3 0 4)

第 14 津波に関する水防警報に係る基本的な考え方

1 基本的な考え方

津波は、地震の発生地点から沿岸までの距離によって‘近地津波’と‘遠地津波’に大別でき、それぞれ沿岸までの津波到達時間が異なる。このため水防警報の発表に関しては、当該地での津波到達時間を念頭に、水防従事者の安全に配慮した水防警報の内容や発表基準を定めるものとする。

(1) 近地津波と遠地津波への対応

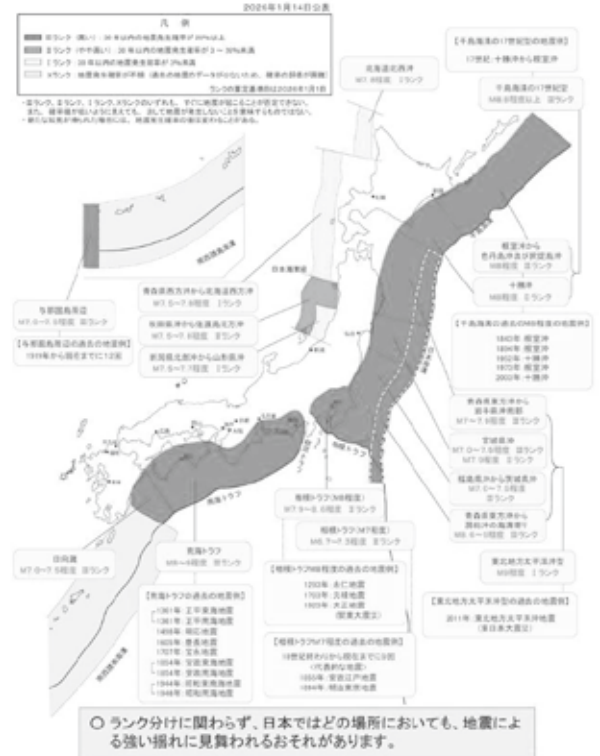
【近地津波】

‘近地津波’は震源から海岸までの距離の違いにより、到達時間が異なる。

この点に留意し、気象庁の津波警報等の種類や津波到達予想時刻に対応した、適切な津波の水防警報を発表することが望ましい。

‘近地津波’の場合は、短時間で津波が襲来する場合が多い。その間で水防活動を行うためには、気象庁が発表した津波警報等に即応し水防団が出動するなど、活動時間を少しでも確保することが重要となる。

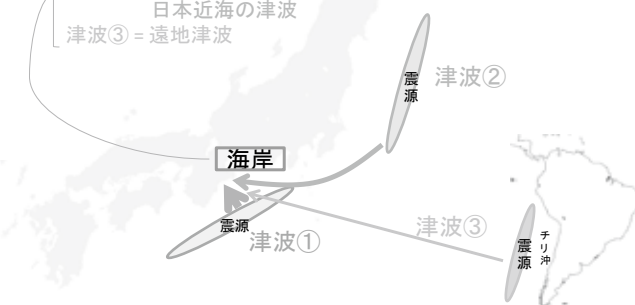
また、津波到達時間が短く水防活動を行う時間を確保できない地域では、水防警報の発表を行わない等、水防従事者の安全に配慮した水防警報の発表基準等を定めておく。



出典「主な地溝型地震の評価結果」地震調査研究推進本部
近地津波の要因となる主な海溝型地震

当該海岸への津波の到達

- 津波① = 近地津波
- 津波② = 到達時間がかかる日本近海の津波
- 津波③ = 遠地津波



地点の違いによる津波到達のイメージ

距離	震源	水防警報		
		情報収集	出動	
近い	東南海地震	×	×	到達時間極めて短い
		×	○	到達時間少し短い
遠い	東北地方太平洋沖	○	△	到達時間時間長い
	チリ地震	○	△	到達時間が十分長い

×発表しない △状況に応じて発表 ○発表

西日本からみた地震（津波）と水防警報の関係イメージ

【遠地津波】

チリ沿岸の地震で発生するような‘遠地津波’の場合は、津波の到達まで時間が長く、水防活動のための時間が確保できる。

【日本近海の地震であっても当該地までの距離が長い場合】

東北地方太平洋沖型であっても西日本地域にとっては、少し遠い地震であり津波到達までの時間があり水防活動のための時間がある程度確保できる。

水防活動にあたっては、以下の項目等に留意する。

1. 水防活動（巡視、連絡、応急措置等）
⇒ 対象の重点化
2. 水防団の活動（依頼された水門・陸閘等の操作）
⇒ 対象の重点化
3. 活動時間
⇒ 「活動可能時間」の有無
4. 情報伝達
⇒ 津波等情報の伝達、連絡体制の確保
5. 避難体制
⇒ 安全な場所までの避難経路、
退避必要時間等の確認

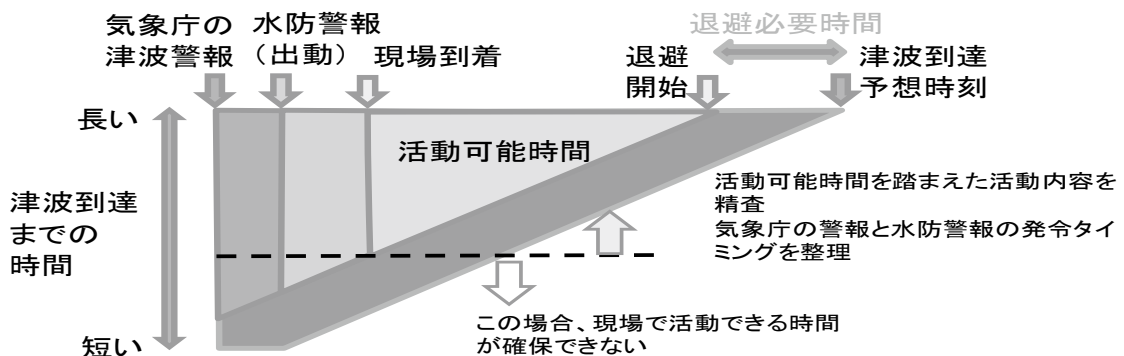


出典：日本被害津波総覧【第2版】（平成10年）／渡辺偉夫
遠地津波の要因となる主な地震

(2) 「活動可能時間」の考え方について

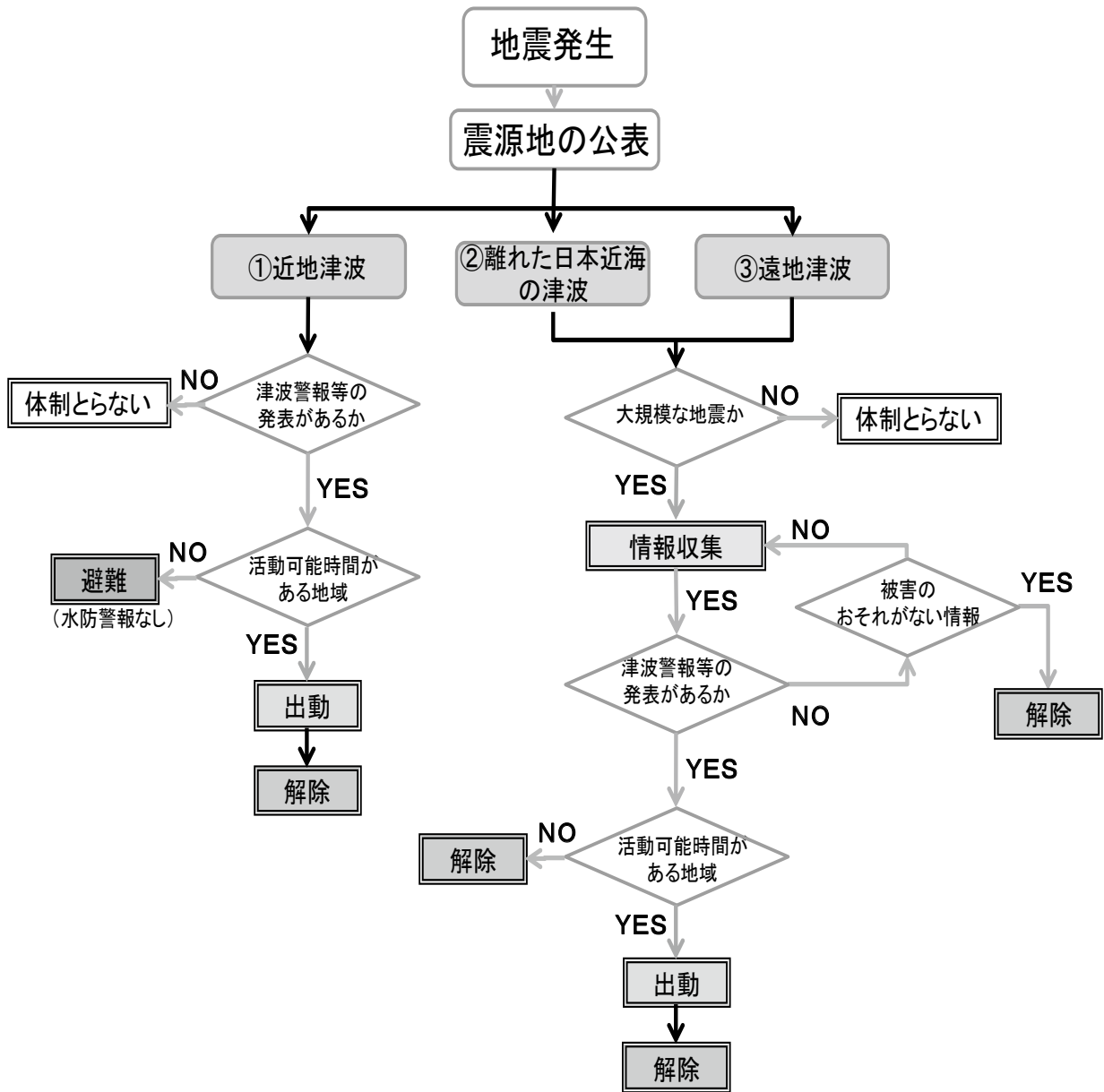
「活動可能時間」とは、例えば「現場到着時刻から気象庁が発表する津波到達予想時刻までの時間」から安全時間を考慮した「退避必要時間」を差し引いた実働可能時間とする。なお、地震後の安否確認や各自の準備時間等にも配慮する。

「活動可能時間」内で、計画的かつ効率的な水防活動を行うためには、防災訓練（避難経路、退避必要時間及び情報の入手等の実地訓練）、危険箇所等の巡視、水防資機材の備蓄確認などの平常時からの備えが必要である。



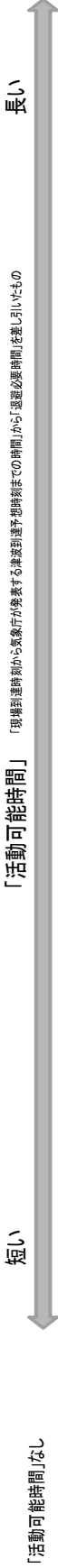
活動可能時間のイメージ

2 水防警報の検討フロー



津波時の水防警報の発表基準について

地震の発生場所によって津波の到達時間があらかじめ分かる地域では、退避に要する時間を考慮し「活動可能時間」を検討し、水防警報の発表内容を定める。



日本近海の津波		遠地津波	
津波区分	<p>① 震源地から「近い」</p> <p>パターンA. 「活動可能時間」が確保不可能</p> <p>日本近海における地震発生で、震源域の情報から津波到達時間が推定でき、十分でなくとも活動可能時間が短くなる場合</p> <p>安全確保のため自らも避難 「水防警報」は発表しない （「情報収集」なし）</p>	<p>② 震源地から「少し遠い」</p> <p>パターンC. 地理的特性等から「活動可能時間」が確保可能</p> <p>日本近海における地震発生により、津波到達時間が予想されるが地理的状况等から津波到達まで「活動可能時間」が確保できる場合</p>	<p>③ 震源地から「遠い」</p> <p>パターンD. 「活動可能時間」が十分確保可能</p> <p>予り津波のように、津波到来が予想されるが地理的状况等から当該地までの津波の到達時間で相当の時間があり、「活動可能時間」の確保が十分できる場合。</p>
水防警報	<p>気象庁の情報等に基づき 水防警報「出動」の発表 （「情報収集」なし）</p> <p>※対象の地震について、あらかじめ水防警報の基準を定めておく</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <p>対象の地震を決めておく</p> <pre> graph TD A[「活動可能時間」なし] --> B{ } B --> C[「活動可能時間」あり] C --> D[「出動」] C --> E[「避難」] D --> F[「解除」] E --> F </pre> </div> <p>1) 気象庁から津波注意報や警報が解除されたとき 2) 水防活動の必要があると認められたとき</p>		
考え方	<p>津波到達時間が短く、水防従事者が水防活動進行時間を確保できないため安全を優先。</p> <p>気象庁の注意報または警報が発せられると、即座に自動的に水防警報「出動」の発表し、活動可能時間を少しでも増やす。</p> <p>気象庁の注釈等から津波到達まで時間があり、「活動可能時間」の確保が可能な場合は、水防警報を発表。 ・気象庁から津波注意報または警報が発せられた場合に発表 ・発表のタイミングについては、活動に要する時間と退避必要時間を踏まえ発表</p> <p>予り津波のような遠地津波の場合は、津波到達まで比較的時間が長く、「活動可能時間」が確保できずから水防警報を発表。 ・気象庁から津波注意報または警報が発せられた場合に発表 ・発表のタイミングについては、活動に要する時間と退避必要時間を踏まえ発表</p>		
留意事項	<p>※各地区でこのパターンに該当する地震について、あるかないかも含めあらかじめ整理しておく。</p> <p>※「活動可能時間」があるものの、時間が十分でないため、気象庁からの津波注意報または警報の発表が必ず届くことを確認しておくこと。 ※水防活動が必要となるのが、気象庁からのような警報または注意報が発せられたこととなるのか、あらかじめ整理しておくこと。 ※避難訓練を実施し、「退避必要時間」内に退避できることを確認しておくことが望ましい。 ※以下の内容について、事前に定めておくこと。 a. 水防員自身の退避に必要な時間と退避開始時刻（津波到達予想時刻の〇〇分前など） b. 水防団員の安否確認方法（連絡体制） c. 水防活動内容の精査・重点化 d. 水防団員の避難手段や避難経路の確認</p>		

第 15 氾濫・決壊・漏水等の通報に係る運用指針

1. 本運用指針の取扱い

本運用指針は、令和 7 年 12 月の水防法の改正を踏まえ、水防法第 24 条の 2 の氾濫等の通報、水防法第 25 条の決壊の通報等の標準的な考え方を記したものである。水防法第 24 条の 2 及び第 25 条の通報については各地域で定められる水防計画で定めるところにより運用されることとなっているため、本指針を参酌の上、地域の実態に即したものとなるよう、各地域の水防協議会において関係者で綿密に協議を行うよう努められたい。

【解説】

令和 3 年の災害対策基本法改正により、市町村長が新たに緊急安全確保措置を指示できることが規定され、災害の発生が切迫している状況について市町村が住民に周知し、立退き避難に加えて緊急安全確保も含めて、適確な避難行動につなげていくことが非常に重要となってきた。

水防法においてはこれまで、水災害が発生又は切迫している状況について、水防管理者、水防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者による決壊の通報、洪水予報河川等における氾濫発生情報(越水等の確認情報)の提供のほか、地域毎の水防計画に基づき越水等が発生した際に水防に協力する立場の河川管理者による周知等によって情報提供が行われてきた。

一方、近年、観測技術の高度化・観測設備の整備の進展等により、河川管理者、下水道管理者及び海岸管理者(以下「河川管理者等」という。)が氾濫の発生の危険が切迫した状態にあることをプッシュ型で情報提供する素地が整ってきたところである。

こうした状況を踏まえ、令和 7 年 12 月に水防法が改正され、氾濫の発生による著しい危険が切迫し、命の危険から直ちに身の安全を確保することが必要な緊急的な状況下における河川管理者等による氾濫等の通報が規定され、水防管理者及び市町村長の緊急安全確保措置の指示等に活用されることとなった。

氾濫等の通報に当たっては、通報方法、通報先に加え、その前提となる通報対象の河川、下水道及び海岸(以下「河川等」という。)の区域や通報の基準などについて、都道府県の水防協議会で協議を行い、水防計画に定めることとなっているが、この協議過程においては、これまで以上に河川管理者等と水防関係者(水防活動を行う関係者をいい、水防法第 24 条の 2 第 2 項に基づき氾濫等の通知・周知を行う都道府県知事・国土交通大臣、水防法第 26 条に基づき決壊後の処置を行う水防管理者、水防団長、消防機関の長、水防協力団体の長、水防法第 29 条に基づき緊急安全確保措置の指示を行う水防管理者を含む、以下同じ)のコミュニケーションが重要となる。

そこで、地域における円滑な検討・協議や効果的な制度運用に資するよう、本指針で全国標準的な考え方を示すこととした。

なお、これまでも河川管理者等の公物管理者は、水防関係者が求めに応じて情報を提供するなど、

時には管理事務の一環で入手した情報を臨機に提供している。今回の水防法改正により、命の危険が迫る氾濫等を通報する公物管理者の責務が法律に特別に明記されることとなったが、両者が地域の水災被害の軽減のため、平時においても水災時においても協力しあっていく関係性については、今後も何ら変わりがない。

2. 氾濫等の通報、決壊の通報を実施する意義について

氾濫等の通報及び決壊の通報は、氾濫に起因する損害を軽減するため、市町村長又は水防管理者による緊急安全確保措置の指示等の実施の目安として活用されることとなる。

【解説】

水防法第24条の2第2項又は水防法第25条第2項により氾濫等又は決壊の通知を受けた水防管理者は、水防法第26条に基づき堤防その他の施設が決壊したときはできる限り氾濫による被害が拡大しないように努める必要があるほか、水防法第29条に基づき緊急安全確保措置の指示ができることとなっている。また、水防法第13条の4に基づき氾濫等又は決壊の通知を受けた市町村長は災害対策基本法第60条第3項に基づき、緊急安全確保措置の指示ができることとなっている。

氾濫等の通報や決壊の通報を運用するに当たっては、同通報が最終的に緊急安全確保措置の指示を行う判断材料として活用されることを踏まえ、各地域の水防協議会において通報の具体的な基準などについて協議を行い、それぞれの水防計画に定めることが必要である。

3. 水防法第24条の2の氾濫等の通報の基本的な考え方

(1) 河川管理者等による氾濫等の通報

氾濫等の通報は、河川等の公物の状況を最も良く知る公物管理者が、公物管理事務の一環で把握できる施設情報等を活用して、氾濫による著しい危険が切迫していると認められるときに、同公物管理者に通報義務が課されるものである。

【解説】

水防法第24条の2に基づく通報は、河川管理者等が、浸水想定区域における氾濫による著しい危険が切迫していると認められるときに（住民等の生命に被害が及ぶ蓋然性が高まる状況に到ったことが判断できた際に）、直ちにその状況を関係都道府県知事その他関係者に通報し、通報を受けた都道府県知事（当該通報をした者が河川管理者又は海岸管理者である国土交通大臣の場合にあっては、水防を担う国土交通大臣）が、その状況により相当な損害を生ずるおそれがあると認められるときに（氾濫特性及び地域特性を踏まえて、氾濫により住民等の生命に強く被害が及ぶおそれがある判断した際に）、水防管理者及び量水標管理者並びに気象庁長官に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知するものである。

河川管理者等に氾濫等の通報が特別に求められることとなった背景としては、命の危険が生ずる氾濫等については通報主体を複数化して一刻も早くその発生を把握する必要があるほか、公物管理事務の一環で入手可能な施設情報（水防関係者では必ずしも把握できない状況）等を水防関係者が活用することが有効であるからである。

本運用において河川管理者等は、従来の河川等の公物管理者としての役割の範囲内で把握している情報を活用して、氾濫による著しい危険が切迫していると認められるときにのみ通報義務が課されている。そのため、河川等の管理に必要な情報等による把握を基本とし、巡視体制を増強することや新たに水位計や河川等監視カメラを設置することなどの追加的な措置の責務まで求められるものではない。即ち、河川管理者等は「河川等の管理事務の一環として把握した情報を通報する」という責務を負うにとどまり、河川法等の公物管理法の改正があった訳ではないので、公物管理に関する役割が変化したものではない。従って、公物管理者としての管理事務が適切に実施されていたにも関わらず、氾濫を発見できなかったのであれば、それが直ちに「通報義務を果たしていない」となるものではない点に留意する必要がある。

また、本通報が水防管理者や市町村長が行う緊急安全確保措置の指示の判断材料として活用されることになることから本通報の確度が低い場合、まだ十分に避難所へ向かうことで難を逃れられる可能性の高い住民らが、不用意に水平避難を諦め、被災する事態も起こりかねない。このため、本通報においては、市町村長が適切に緊急安全確保措置の指示ができるよう情報の確度（情報（そのもの）の正確さ、当該箇所での氾濫等が発生する精確さ（氾濫想定地点と水位観測所などの計測地点との距離による空間的な確実性）、氾濫等の発生タイミングの精確さ（計測間隔による時間的な確実性））が重要な観点となることに留意することが必要である。

（2）都道府県知事等が行う氾濫等の通知の対象となる河川等の区域

緊急安全確保措置の指示等を行う水防管理者や市町村長が「相当な損害」が生じると考える氾濫、すなわち、住民等に対して行動変容に特に留意を呼びかける必要がある氾濫が発生する河川等の区域を通報の対象とする。

【解説】

都道府県知事等が行う通知は、水防管理者や市町村長が行う緊急安全確保措置の指示等の氾濫による損害の軽減を目的としているが、通報の対象となる箇所（河川等の区域）や氾濫の規模（相当な損害）に際限がないと、通報が相次いでしまうことが想定され、かえって水防管理者が効果的かつ効率的な水災対応ができなくなるおそれがある。

このため、水防法上は浸水想定区域を作成しているあらゆる河川、下水道、海岸が通報の対象となりうるが、避難行動の指示等の水災対応との連動を考えると、緊急安全確保措置の指示等を行う水防

管理者や市町村長が相当な損害が生じると考える氾濫等と整合を取ることが、不可欠である。

具体的には、緊急安全確保措置を指示する際に住民等に対して行動変容に特に留意を呼びかける必要があるような氾濫、すなわち、例えば氾濫が発生した際に単なる高所移動ではなく、堅牢かつ十分な高さを有する近隣の建物への移動が必要となるような事態をもたらす以下の氾濫については、少なくとも通報の対象となると考えられる。

<通報が必要と想定される氾濫の例>

- ・家屋倒壊等氾濫想定区域における氾濫
(木造家屋の場合は、近隣の堅牢な建物への立ち退き避難が必要)
- ・平屋住宅所在エリアで「深い浸水深が所在する区域※1」における氾濫
(平屋の場合は、近隣の2階以上の建物への立ち退き避難が必要)
- ・氾濫流が流入すると脱出が困難になる地下街等(水防法第15条で定められた地下街等)が所在する区域における氾濫
(速やかに地下街等からの立ち退き避難が必要)

※1「水害の被害指標分析の手引」(H25 試行版)では、65歳以上の場合、水深1.7m(1階床高50cm)では死亡率が12%となる。また、洪水浸水想定区域図作成マニュアル(第4版)では、3mは2階床下に相当するとされている。地域の特性や氾濫の特性に応じて浸水深を設定することが望ましい。

なお、対象となる具体の区域や浸水深の検討に当たっては、浸水想定区域内の建物の床面の高さ等、地域の特性に応じて水防管理者及び市町村長のニーズが変わることに留意することが必要である。また、河川・海岸の堤防が決壊・倒壊した場合は、堤防近傍では家屋でさえ破壊するほどの勢いで氾濫流が一気に流れる場合があるため、氾濫の特性によっても水防管理者及び市町村長のニーズが変わることに留意することが必要である。また、洪水予報河川については、これまでも水防法第10条及び第11条に基づき氾濫発生情報が通知してきていることから、当該河川については引き続き氾濫等の通報の対象にすべきである。

(3) 水防協議会における協議

河川管理者等が行う氾濫等の通報の対象となる河川等の区域及び通報の基準について、予め各地域の水防協議会において関係者間で協議を行い、それぞれの水防計画に定める。

【解説】

3. (1) 及び (2) より、水位計や河川等監視カメラが設置されている箇所にも限りがあるなど、

河川管理者等の公物管理者側が管理事務の一環として氾濫等を発見する努力を尽くしても人員・施設等からその対応には自ずと限界がある。また水防関係者にとっても通報数が多数となると深刻な被害をもたらす重篤な氾濫通報を見逃すなど、処理能力に限界が生じるおそれがあるため、行動変容に特に留意が必要となるような氾濫に限定した通報のみがほしいというニーズがある。この両者を総合的に勘案し、さらに、警戒レベル5相当の危険が迫る緊急時には迅速な判断が求められる観点から、通報を行う際の具体的な通報方法や通知先となる関係者に加え、その前提となる通報対象の河川等の区域や通報の基準などについて「水防計画で定める」ことで、迅速かつ確実な制度の運用を行うことが望ましい。

このため、水防協議会において、河川管理者等の考える「氾濫による著しい危険」をもたらす氾濫と、都道府県知事等の考える「相当な損害を生ずるおそれがある」をもたらす氾濫について認識を提示し合い、氾濫等の通報の対象を協議しておくことが重要である。



図1 水防計画に定める氾濫等の通報の対象となる河川等の区域と通報の基準

具体的には、水防管理者や市町村長が必要と考える氾濫等の通報に対して、河川管理者等が従来の河川等の公物管理者としての役割の範囲内で把握しうる氾濫等の切迫・発生情報を列挙した上で、水防計画に記載する河川等の区域及び通報の基準について水防協議会で協議することが必要である。なお、水防計画に記載されていない事案の発生について河川管理者等が河川等の管理事務の一環として把握した場合は、水防法第24条の2に基づく通報であるかに関わらず、1.(1)で記載したとおり、これまで通りの河川管理者等と水防関係者との関係から当該氾濫等の通報を実施することで問題ない。

なお、氾濫等の通報の対象となる河川等の区域及び通報の基準を水防計画に定めた場合は、ウェブサイトに掲載する等により住民に周知する。

(4) 河川管理者等が把握した情報と通報との関係

河川管理者等が通報を行う基準としては、目視等で確認した最も信頼できる情報である「確認情報」と併せて観測区間を網羅的に把握可能な「計測情報」も基本として活用する。「推定・予測情報」は確度が低いため通報の基準に活用しないことを原則とする。が、「確認情報」「計測情報」がない場合は

推定・予測情報」を用いることでよい。その際は可能な限り多くの情報を用いて一定の確度を保つようにする。

【解説】

河川管理者等が把握可能な氾濫の切迫・発生情報としては大別すると確認情報、計測情報、推定・予測情報がある。

確認情報：

- ・巡視や河川等監視カメラによる越水及び破堤等の確認
- ・堤防の異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべり等の確認

計測情報：

- ・水位計・放流量等による計測数値により氾濫の切迫・発生を判断（計測情報と対象区間の越水の可能性を予め整理されている場合はその区間評価情報を含む）

（例1）基準水位観測所等の水位による対象区間の越水の可能性の把握（氾濫発生水位の到達）

（例2）異常洪水時防災操作した際のダム直下の越水の可能性の把握（ダムから〇〇m³/s以上の放流）

- ・施設の操作及び機能支障情報から氾濫の切迫・発生を判断（予め設定した水位に達した状況等で施設の操作及び機能支障を確認）

（例3）排水機場のポンプを停止した際の越水の可能性の把握（対象河川の水位が〇〇m以上の時にポンプの停止）

推定・予測情報：

- ・計測情報や雨量情報を元に予測モデルにより氾濫の切迫・発生を推定
- ・洪水対応時に計測情報（急激な水位変動等）から越水・破堤を推定

（例4）水位計の急激な水位低下等から決壊の可能性を推定

確認情報は情報の確度が高いため、災害が発生又は切迫の確認には有効な情報であるが、巡視による確認は、人員面での制約に加え、暴風雨や夜間等の悪条件下ではほとんど確認が不可能であり、見逃しが多発するおそれがある。河川等監視カメラについては、設置箇所が限定的であるため、確認できる区間が限られる。また、計測情報は、一定の区間を対象として定量的に計測可能であることから、確認情報よりも確度は劣るものの少ない労力で早期かつ広範囲に状況把握できる。推定・予測情報は、予測に用いるデータや予測手法によって精度が大きく変化し計測情報と比較して情報の確度は落ちると考えられる。

このため、河川管理者等が通報を行う基準としては、目視等で確認した最も信頼できる情報である確認情報と併せて観測区間を網羅的に把握可能な計測情報も基本として活用する。なお、推定・予測情報は確度が低いため通報の基準に活用しないことを原則とするが、確認情報や計測情報がない場合

は「推定・予測情報」を用いることでよい。その際は、事前の予測情報や周辺状況により氾濫が発生しているおそれが高いと思われる段階で、可能な限り多くの情報を用いて一定の確度を保つようにする。また、水防管理者及び市町村長が緊急安全確保措置の指示を行う上で、情報の確度も重要な情報であることから、平時から河川管理者等は通報する氾濫の確度について水防関係者とコミュニケーションを行うとともに、災害時においても確度の低い情報を通報した後に確度の高い情報を把握した場合はその情報を追加で通報することや可能な場合は通報する氾濫の確度について解説することが望ましい。

なお、推定・予測情報の確度を十分に理解する者（水防関係者や関係する河川管理者等）に対し、内部情報として推定・予測情報を提供し、提供先の水災対応に役立てることについては問題ない。

以下に通報の基準に用いる情報を概念的に示した図及びそれぞれの情報を用いる際のメリット・デメリットを提示する。

		深刻な事態に到る蓋然性		
		低	高	
情報 の 確 度	高		右欄に至る直前の状況	氾濫発生を確認又は既に氾濫している可能性が高い状況
		巡視・カメラによる越水・破堤等 確認情報		これまで氾濫発生情報として活用
		水位計・放流量（施設の操作及び機能支障情報も含む）等による 計測情報	氾濫等の通報の基準に基本として活用する情報	
	低	予測モデルや急激な水位変動等を基にした 推定・予測情報	精度が低いため活用しない	確認・計測情報がない場合可能な限り多くの「推定・予測情報」を用いることで一定の確度を保つようにすべき情報
				地点情報
				区間情報

図2 通報の基準に用いる情報

図2 通報の基準に用いる情報

		メリット	デメリット	
情報 の 確 度	高	巡視・カメラによる越水・破堤等 確認情報	・越水や決壊等を視認した情報であるため、確度が最も高い情報。 (発生場所、発生のタイミング)	・巡視箇所や河川監視カメラを設置している箇所では確認できないため見逃しが多くなる。
		水位計・放流量等（施設の操作及び機能支障情報も含む） 計測情報	・切迫状況のある程度の確度を持って対象区間を網羅的に把握可能	・故障等により欠測した場合は、氾濫を見逃すことになる。 ・水位が基準値に到達する前に、想定していない低い箇所からの越水や浸透破堤が起きた場合、氾濫を見逃すことになる。 ・急激に水位が昇降する場合は計測間隔によっては、氾濫を捉えきれない可能性がある。
	低	予測モデルや急激な水位変動等を基にした 推定・予測情報	・切迫状況を対象区間を網羅的に把握可能 ・予測モデルを使った際には、前もって連絡することが可能 ・水位計のない箇所でも予測モデルにより氾濫の可能性を評価することが可能	・確度が低い情報であるため、取扱い要注
				地点情報
				区間情報

図3 確認情報、計測情報、推定・予測情報のメリット及びデメリット

4. 水防法 25 条の決壊の通報の基本的な考え方

水防管理者等は、重要水防箇所を中心に巡視を行い、その際に堤防その他施設の決壊等を発見した場合に通報を行うこととなっている。河川管理者等が行う氾濫等の通報の対象となる河川等の区域及び通報の基準について水防協議会で協議する際に、併せて水防管理者等が重点的に巡視等を行う箇所等を改めて議論する。

【解説】

水防管理者等は、都道府県から非常配備体制が指令された際は、河川等の監視及び警戒をさらに厳重にし、重要水防箇所を中心として巡視を行うこととなっている（水防計画の手引き（都道府県版）10.2 巡視及び警戒を参照）。その水防活動の際に、堤防、ダムその他の施設が決壊したときは、水防法第 25 条に基づき水防管理者等は、直ちに都道府県知事その他関係者に通報を行うこととなっている。令和 7 年の水防法改正により、新たに河川管理者等による氾濫等の通報が規定されたことを踏まえ、河川管理者等が把握、確認できない区域を中心に水防管理者等が通報できるようにすることが効果的・効率的であるため、河川管理者等が行う氾濫等の通報の対象となる河川等の区域及び通報の基準について水防協議会で協議する際に、併せて水防管理者等が重点的に巡視等を行う箇所等を改めて議論することが望ましい。

なお、水防管理者又は市町村長による緊急安全確保措置の指示があった場合は、水防関係者の安全確保・水防活動維持の観点から、水防関係者は直ちに待避を行い、水防法 25 条に基づく通報は、安全な場所で監視カメラ等により堤防、その他の施設の決壊又は越水・溢水を確認できた場合のみ行う。

5. 氾濫等の通報の対象となる河川等の区域及び通報の基準等の見直し

河川管理者等が行う氾濫等の通報の対象となる河川等の区域及び通報の基準、水防管理者等が重点的に巡視等を行う箇所等については、今後の技術の進展や観測施設の整備状況、氾濫特性・地域特性変化に応じて、都道府県の水防協議会で協議を行い必要に応じて見直す。

【解説】

技術の進展や、水位計等の観測施設の新たな整備等、状況の変化が今後生じた場合は、必要に応じて河川管理者等が行う氾濫等の通報の対象となる河川等の区域及び通報の基準、水防管理者等が重点的に巡視等を行う箇所等の見直しを行う。また、築堤等の河川・海岸整備の進捗などによる氾濫特性の変化、新たな地下街等の整備等、氾濫域の土地利用状況の変化が今後生じた場合も必要に応じて見直しを行う。 _

第15 水 防 法

〔 昭和24年6月4日
法律第 193 号 〕

最終改正 令和7年12月12日 号外法律第86号

第1章 総 則

(目 的)

第一条 この法律は、洪水、雨水出水、津波又は高潮に際し、水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もつて公共の安全を保持することを目的とする。

(定 義)

第二条 この法律において「雨水出水」とは、一時的に大量の降雨が生じた場合において下水道その他の排水施設に当該雨水を排除できないこと又は下水道その他の排水施設から河川その他の公共の水域若しくは海域に当該雨水を排除できないことによる出水をいう。

2 この法律において「水防管理団体」とは、次条の規定により水防の責任を有する市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は水防に関する事務を共同に処理する市町村の組合（以下「水防事務組合」という。）若しくは水害予防組合をいう。

3 この法律において「水防管理者」とは、水防管理団体である市町村の長又は水防事務組合の管理者若しくは長若しくは水害予防組合の管理者をいう。

4 この法律において「消防機関」とは、消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）第九条に規定する消防の機関をいう。

5 この法律において「消防機関の長」とは、消防本部を置く市町村にあつては消防長を、消防本部を置かない市町村にあつては消防団の長をいう。

6 この法律において「水防計画」とは、水防上必要な監視、警戒、通信、連絡、輸送及びダム又は水門若しくは閘（こう）門の操作、水防のための水防団、消防機関及び水防協力団体（第三十六条第一項の規定により指定された水防協力団体をいう。以下第四章までにおいて同じ。）の活動、一の水防管理団体と他の水防管理団体との間における協力及び応援、水防のための活動に必要な河川管理者（河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第七条（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）に規定する河川管理者をいう。第七条第三項において同じ。）及び同法第九条第二項又は第五項の規定により都道府県知事又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市の長が河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川（同法第四条第一項に規定する一級河川をいう。以下同じ。）の管理の一部を行う場合における当該都道府県知事又は当該指定都市の長並びに下水道管理者（下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第四条第一項に規定する公共下水道管理者、同法第二十五条の二十三第一項に規定する流域下水道管理者及び同法第二十七条第一項に規定する都市下水路管理者をいう。第七条第四項において同じ。）の協力並

びに水防に必要な器具、資材及び設備の整備及び運用に関する計画をいう。

7 この法律において「量水標等」とは、量水標、験潮儀その他の水位観測施設をいう。

8 この法律において「水防警報」とは、洪水、津波又は高潮によつて災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。

第2章 水 防 組 織

(市町村の水防責任)

第三条 市町村は、その区域における水防を十分に果すべき責任を有する。ただし、水防事務組合が水防を行う区域及び水害予防組合の区域については、この限りでない。

(水防事務組合の設立)

第三条の二 地形の状況により、市町村が単独で前条の責任を果たすことが著しく困難又は不適當であると認められる場合においては、関係市町村は、洪水、雨水出水、津波又は高潮による被害の共通性を勘案して、共同して水防を行う区域を定め、水防事務組合を設けなければならない。

(水害予防組合の区域を水防を行う区域とする水防事務組合が設けられる場合の特別措置)

第三条の三 水害予防組合法（明治四十一年法律第五十号）第十五条第一項の規定により都道府県知事が水害予防組合を廃止しようとする場合において、当該水害予防組合の区域の全部又は一部について、当該水害予防組合に代るべき水防管理団体として引き続き水防事務組合が設けられるときは、都道府県知事は、同条第三項の規定にかかわらず、当該水害予防組合が、その有する財産及び負債のうち水防の用に供せられ、又は供せられる予定となつている財産及びこれらの財産に係る負債以外の財産及び負債の処分を完了したときは、当該水害予防組合を廃止することができる。

2 前項の規定により廃止される水害予防組合は、その廃止の日において有する水防の用に供せられ、又は供せられる予定となつている財産を、当該水害予防組合の区域の全部を水防を行う区域とする一の水防事務組合が設けられる場合においては、当該水防事務組合に、当該水害予防組合の区域について二以上の水防事務組合が設けられる場合又は当該水害予防組合の区域の一部が市町村の水防を行うべき区域となる場合においては、当該水害予防組合と関係水防事務組合又は市町村との協議に基き、関係水防事務組合又は市町村に無償譲渡し、当該水防事務組合又は市町村は、それぞれ、その譲渡される財産に係る負債を引き受けなければならない。この場合においては、当該水害予防組合は、当該財産の譲渡及び負債の引継のために必要な範囲内において、当該財産の譲渡及び負債の引継を完了するまで、なお存続するものとみなす。

(水防事務組合の議会の議員の選挙)

第三条の四 水防事務組合の議会の議員は、組合同規約で定めるところにより、関係市町村の議会において、当該市町村の議会の議員の被選挙権を有する者で水防に関し学識経験があり、かつ、熱意が

あると認められるもののうちから選挙するものとする。ただし、数市町村にわたる水防上の特別の利害を調整する必要があると認められるときは、組合規約で定めるところにより、当該市町村の議会の議員の被選挙権を有する者で水防に関し学識経験があり、かつ、熱意があると認められるものにつき当該市町村の長が推薦した者のうちから選挙することができる。この場合において、市町村の長が推薦した者のうちから選挙される議員の数は、当該市町村の議会において選挙される議員の数の二分の一をこえてはならない。

- 2 前項の規定により関係市町村の議会において選挙される議員の数は、水防事務組合の行う事業による受益の割合及び防護すべき施設の延長の割合を勘案して定めるものとする。

(水防事務組合の経費の分賦)

第三条の五 水防事務組合の経費の関係市町村に対する分賦は、前条第二項に規定する割合を勘案して定めるものとする。

(都道府県の水防責任)

第三条の六 都道府県は、その区域における水防管理団体が行う水防が十分に行われるように確保すべき責任を有する。

(指定水防管理団体)

第四条 都道府県知事は、水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体を指定することができる。

(水防の機関)

第五条 水防管理団体は、水防事務を処理するため、水防団を置くことができる。

- 2 前条の規定により指定された水防管理団体（以下「指定管理団体」という。）は、その区域内にある消防機関が水防事務を十分に処理することができないと認める場合においては、水防団を置かなければならない。

- 3 水防団及び消防機関は、水防に関しては水防管理者の所轄の下に行動する。

(水防団)

第六条 水防団は、水防団長及び水防団員をもつて組織する。

- 2 水防団の設置、区域及び組織並びに水防団長及び水防団員の定員、任免、給与及び服務に関する事項は、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定める。

(公務災害補償)

第六条の二 水防団長又は水防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は公務による負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障害の状態となつたときは、当該水防団長又は水防団員の属する水防管理団体は、政令で定める基準に従い、市町村又は水防事務組合にあつては条

例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、その者又はその者の遺族がこれらの原因によつて受ける損害を補償しなければならない。

- 2 前項の場合においては、水防管理団体は、当該水防団長若しくは水防団員又はその者の遺族の福祉に関して必要な事業を行うように努めなければならない。

(退職報償金)

第六条の三 水防団長又は水防団員で非常勤のものが退職した場合には、当該水防団長又は水防団員の属する水防管理団体は、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、その者（死亡による退職の場合には、その者の遺族）に退職報償金を支給することができる。

(都道府県の水防計画)

第七条 都道府県知事は、水防事務の調整及びその円滑な実施のため、当該都道府県の水防計画を定め、及び毎年当該都道府県の水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

- 2 都道府県の水防計画は、津波の発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。
- 3 都道府県知事は、当該都道府県の水防計画に河川管理者（河川法第九条第二項又は第五項の規定により都道府県知事又は地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市の長が河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川の管理の一部を行う場合にあつては、当該都道府県知事又は当該指定都市の長。以下同じ。）による河川に関する情報の提供、水防訓練への河川管理者の参加その他の水防管理団体が行う水防のための活動に河川管理者の協力が必要な事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、河川管理者に協議し、その同意を得なければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県知事が、当該都道府県の水防計画に水防管理団体が行う水防のための活動に下水道管理者の協力が必要な事項を記載しようとする場合について準用する。
- 5 都道府県知事は、第一項の規定により当該都道府県の水防計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県水防協議会（次条第一項に規定する都道府県水防協議会をいい、これを設置しない都道府県にあつては、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第十四条第一項に規定する都道府県防災会議とする。）に諮らなければならない。
- 6 二以上の都道府県に係る水防事務については、関係都道府県知事は、あらかじめ協定して当該都道府県の水防計画を定め、国土交通大臣及び消防庁長官に報告しなければならない。報告した水防計画の変更についても、同様とする。
- 7 都道府県知事は、第一項又は前項の規定により当該都道府県の水防計画を定め、又は変更したときは、その要旨を公表するよう努めるものとする。

(都道府県水防協議会)

第八条 都道府県の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるため、都道府県に都道府県水防協議会を置くことができる。

- 2 都道府県水防協議会は、水防に関し関係機関に対して意見を述べることができる。
- 3 都道府県水防協議会は、会長及び委員をもつて組織する。
- 4 会長は、都道府県知事をもつて充てる。委員は、関係行政機関の職員並びに水防に関係のある団体の代表者及び学識経験のある者のうちから都道府県知事が命じ、又は委嘱する。
- 5 前各項に定めるものの外、都道府県水防協議会に関し必要な事項は、当該都道府県条例で定める。

第3章 水 防 活 動

(河川等の巡視)

第九条 水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、随時区域内の河川、海岸堤防、津波防護施設（津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第二百二十三号）第二条第十項に規定する津波防護施設をいう。以下この条において同じ。）等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、海岸堤防、津波防護施設等の管理者に連絡して必要な措置を求めなければならない。

(国の機関が行う洪水予報等)

第十条 気象庁長官は、気象等の状況により洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときは、その状況を国土交通大臣及び関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関（以下「報道機関」という。）の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

- 2 国土交通大臣は、二以上の都府県の区域にわたる河川その他の流域面積が大きい河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれがあると認められるときは水位又は流量を、はん濫した後においては水位若しくは流量又ははん濫により浸水する区域及びその水深を示して当該河川の状況を関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。
- 3 都道府県知事は、前二項の規定による通知を受けた場合においては、直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者（量水標等の管理者をいう。以下同じ。）に、その受けた通知に係る事項（量水標管理者にあつては、洪水又は高潮に係る事項に限る。）を通知しなければならない。

(都道府県知事が行う洪水予報)

第十一条 都道府県知事は、前条第二項の規定により国土交通大臣が指定した河川以外の流域面積が大きい河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水のおそれがあると認められるときは、気象庁長官と共同して、その状況を水位又は流量を示して直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定による指定をしようとするときは、気象庁長官に協議するものとする。

(情報の提供の求め等)

第十一条の二 都道府県知事は、前条第一項の規定による通知及び周知を行うため必要があると認めるときは、国土交通大臣に対し、当該通知及び周知に係る河川の水位又は流量に関する情報であつて、第十条第二項の規定により国土交通大臣が指定した河川について国土交通大臣が洪水のおそれを予測する過程で取得したものの提供を求めることができる。

2 国土交通大臣は、前項の規定による求めがあつたときは、同項に規定する情報を当該都道府県知事及び気象庁長官に提供するものとする。

3 前項の規定による情報の提供については、気象業務法（昭和二十七年法律第百六十五号）第十七条及び第二十三条の規定は、適用しない。

(水位の通報及び公表)

第十二条 都道府県の水防計画で定める水防管理者又は量水標管理者は、洪水若しくは高潮のおそれがあることを自ら知り、又は第十条第三項若しくは第十一条第一項の規定による通知を受けた場合において、量水標等の示す水位が都道府県知事の定める通報水位を超えるときは、その水位の状況を、都道府県の水防計画で定めるところにより、関係者に通報しなければならない。

2 都道府県の水防計画で定める量水標管理者は、量水標等の示す水位が警戒水位（前項の通報水位を超える水位であつて洪水又は高潮による災害の発生を警戒すべきものとして都道府県知事が定める水位をいう。以下同じ。）を超えるときは、その水位の状況を、都道府県の水防計画で定めるところにより、公表しなければならない。

(国土交通大臣又は都道府県知事が行う洪水に係る水位情報の通知及び周知)

第十三条 国土交通大臣は、第十条第二項の規定により指定した河川以外の河川のうち、河川法第九条第二項に規定する指定区間外の一級河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水特別警戒水位（警戒水位を超える水位であつて洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。次項において同じ。）を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

2 都道府県知事は、第十条第二項又は第十一条第一項の規定により国土交通大臣又は自らが指定した河川以外の河川のうち、河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川又は同法第五条第一項に規定する二級河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水特別警戒水位を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

3 都道府県知事は、第一項の規定による通知を受けた場合においては、直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に、その受けた通知に係る事項を通知しなければならない。

(都道府県知事又は市町村長が行う雨水出水に係る水位情報の通知及び周知)

第十三条の二 都道府県知事は、当該都道府県が管理する公共下水道等（下水道法第二条第三号に規定する公共下水道、同条第四号に規定する流域下水道又は同条第五号に規定する都市下水路をいう。以下この条及び第十四条の二において同じ。）の排水施設等（排水施設又はこれを補完するポンプ施設若しくは貯留施設をいう。以下この条において同じ。）で雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものについて、雨水出水特別警戒水位（雨水出水による災害の発生を特に警戒すべき水位（公共下水道等の排水施設等の底面から水面までの高さをいう。以下この条において同じ。）をいう。次項において同じ。）を定め、当該排水施設等の水位がこれに達したときは、その旨を当該排水施設等の水位を示して直ちに当該都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

2 市町村長は、当該市町村が管理する公共下水道等の排水施設等で雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものについて、雨水出水特別警戒水位を定め、当該排水施設等の水位がこれに達したときは、その旨を当該排水施設等の水位を示して直ちに当該市町村の存する都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

(都道府県知事が行う高潮に係る水位情報の通知及び周知)

第十三条の三 都道府県知事は、当該都道府県の区域内に存する海岸で高潮により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものについて、高潮特別警戒水位（警戒水位を超える水位であつて高潮による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。）を定め、当該海岸の水位がこれに達したときは、その旨を当該海岸の水位を示して直ちに当該都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

(関係市町村長への通知)

第十三条の四 第十条第二項若しくは第十三条第一項の規定により通知をした国土交通大臣、第十一条第一項、第十三条第二項、第十三条の二第一項、前条若しくは第二十五条第二項の規定により通知をした都道府県知事、第十一条の三第一項の規定により通知した国土交通大臣及び都道府県知事又は第二十四条の二第二項の規定により通知した都道府県知事もしくは国土交通大臣は、災害対策基本法第六十条第一項の規定による避難のための立退きの指示又は同条第三項の規定による緊急安全確保措置の指示の判断に資するため、関係市町村の長にその通知に係る事項を通知しなければならない。

(洪水浸水想定区域)

第十四条 国土交通大臣は、次に掲げる河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨（想定し得る最大規模の降雨であつて国土交通大臣が定める基準に該当するものをいう。以下同じ。）により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定するものとする。

- 一 第十条第二項又は第十三条第一項の規定により指定した河川
 - 二 特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）第三条第一項の規定により指定した河川
 - 三 前二号に掲げるもののほか、河川法第九条第二項に規定する指定区間外の一級河川のうち洪水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当するもの
- 2 都道府県知事は、次に掲げる河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定するものとする。
- 一 第十一条第一項又は第十三条第二項の規定により指定した河川
 - 二 特定都市河川浸水被害対策法第三条第四項から第六項までの規定により指定した河川
 - 三 前二号に掲げるもののほか、河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川又は同法第五条第一項に規定する二級河川のうち洪水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当するもの
- 3 前二項の規定による指定は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。
- 4 国土交通大臣又は都道府県知事は、第一項又は第二項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、前項の国土交通省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村の長に通知しなければならない。

5 前二項の規定は、第一項又は第二項の規定による指定の変更について準用する。

(雨水出水浸水想定区域)

第十四条の二 都道府県知事は、当該都道府県が管理する次に掲げる排水施設について、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨により当該排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は当該排水施設（第一号に掲げる排水施設にあつては、第十三条の二第一項の規定による指定に係るポンプ施設又は貯留施設に接続する排水施設を含む。）から河川その他の公共の水域若しくは海域に雨水を排除できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定するものとする。

一 第十三条の二第一項の規定による指定に係る排水施設

二 下水道法第二十五条の二に規定する浸水被害対策区域内に存する公共下水道等の排水施設

三 特定都市河川浸水被害対策法第三条第三項の規定により指定され、又は同条第四項、同条第五項において準用する同条第三項若しくは同条第六項の規定により指定した特定都市河川流域内に存する公共下水道等の排水施設

四 前三号に掲げるもののほか、雨水出水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当する公共下水道等の排水施設

2 市町村長は、当該市町村が管理する次に掲げる排水施設について、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨により当該排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は当該排水施設（第一号に掲げる排水施設にあつては、第十三条の二第二項の規定による指定に係るポンプ施設又は貯留施設に接続する排水施設を含む。）から河川その他の公共の水域若しくは海域に雨水を排除できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定するものとする。

一 第十三条の二第二項の規定による指定に係る排水施設

二 下水道法第二十五条の二に規定する浸水被害対策区域内に存する公共下水道等の排水施設

三 特定都市河川浸水被害対策法第三条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）及び第四項から第六項までの規定により指定された特定都市河川流域内に存する公共下水道等の排水施設

四 前三号に掲げるもののほか、雨水出水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当する公共下水道等の排水施設

3 前二項の規定による指定は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。

4 都道府県知事又は市町村長は、第一項又は第二項の規定による指定をしたときは、国土交通省令

で定めるところにより、前項の国土交通省令で定める事項を公表するとともに、都道府県知事にあつては、関係市町村の長に通知しなければならない。

5 前二項の規定は、第一項又は第二項の規定による指定の変更について準用する。

(高潮浸水想定区域)

第十四条の三 都道府県知事は、次に掲げる海岸について、高潮時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定し得る最大規模の高潮であつて国土交通大臣が定める基準に該当するものにより当該海岸について高潮による氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域を高潮浸水想定区域として指定するものとする。

一 第十三条の三の規定により指定した海岸

二 前号に掲げるもののほか、当該都道府県の区域内に存する海岸のうち高潮による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当するもの

2 前項の規定による指定は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。

3 都道府県知事は、第一項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、前項の国土交通省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村の長に通知しなければならない。

4 前二項の規定は、第一項の規定による指定の変更について準用する。

(浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置)

第十五条 市町村防災会議（災害対策基本法第十六条第一項に規定する市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあつては、当該市町村の長とする。次項において同じ。）は、第十四条第一項若しくは第二項の規定による洪水浸水想定区域の指定、第十四条の二第一項若しくは第二項の規定による雨水出水浸水想定区域の指定又は前条第一項の規定による高潮浸水想定区域の指定があつたときは、市町村地域防災計画（同法第四十二条第一項に規定する市町村地域防災計画をいう。以下同じ。）において、少なくとも当該洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。ただし、第四号ハに掲げる施設について同号に掲げる事項を定めるのは、当該施設の所有者又は管理者からの申出があつた場合に限る。

一 洪水予報等（第十条第一項若しくは第二項又は第十一条第一項の規定により気象庁長官、国土交通大臣及び気象庁長官又は都道府県知事及び気象庁長官が行う予報、第十三条第一項若しくは第二項、第十三条の二又は第十三条の三の規定により国土交通大臣、都道府県知事又は市町村長が通知し又は周知する情報その他の人的災害を生ずるおそれがある洪水、雨水出水又は高潮に関する情報という。次項において同じ。）の伝達方法

二 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

三 災害対策基本法第四十八条第一項の防災訓練として市町村長が行う洪水、雨水出水又は高潮に係る避難訓練の実施に関する事項

四 浸水想定区域（洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域をいう。第三項において同じ。）内に次に掲げる施設がある場合にあつては、これらの施設の名称及び所在地

イ 地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設（地下に建設が予定されている施設又は地下に建設中の施設であつて、不特定かつ多数の者が利用すると見込まれるものを含む。）をいう。次条において同じ。）でその利用者の洪水時、雨水出水時又は高潮時（以下「洪水時等」という。）の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの

ロ 要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。第十五条の三において同じ。）でその利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるもの

ハ 大規模な工場その他の施設（イ又はロに掲げるものを除く。）であつて国土交通省令で定める基準を参酌して市町村の条例で定める用途及び規模に該当するもの（第十五条の四において「大規模工場等」という。）でその洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの

五 その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

2 市町村防災会議は、前項の規定により市町村地域防災計画において同項第四号に掲げる事項を定めるときは、当該市町村地域防災計画において、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める者への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

一 前項第四号イに掲げる施設（地下に建設が予定されている施設及び地下に建設中の施設を除く。）当該施設の所有者又は管理者及び次条第九項に規定する自衛水防組織の構成員

二 前項第四号ロに掲げる施設 当該施設の所有者又は管理者（第十五条の三第七項の規定により自衛水防組織が置かれたときは、当該施設の所有者又は管理者及び当該自衛水防組織の構成員）

三 前項第四号ハに掲げる施設 当該施設の所有者又は管理者（第十五条の四第一項の規定により自衛水防組織が置かれたときは、当該施設の所有者又は管理者及び当該自衛水防組織の構成員）

3 浸水想定区域をその区域に含む市町村の長は、国土交通省令で定めるところにより、市町村地域防災計画において定められた第一項各号に掲げる事項を住民、滞在者その他の者（第十五条の十一において「住民等」という。）に周知させるため、これらの事項（次の各号に掲げる区域をその区域に含む市町村にあつては、それぞれ当該各号に定める事項を含む。）を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じなければならない。

一 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の土砂災害警戒区域 同法第八条第三項に規定する事項

二 津波防災地域づくりに関する法律第五十三条第一項の津波災害警戒区域 同法第五十五条に規定する事項

(地下街等の利用者の避難の確保及び浸水の防止のための措置に関する計画の作成等)

第十五条の二 前条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、国土交通省令で定めるところにより、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。

- 2 前項の地下街等の所有者又は管理者は、同項に規定する計画を作成しようとする場合において、当該地下街等と連続する施設であつてその配置その他の状況に照らし当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保に著しい支障を及ぼすおそれのあるものがあるときは、あらかじめ、当該施設の所有者又は管理者の意見を聴くよう努めるものとする。
- 3 第一項の地下街等の所有者又は管理者は、同項に規定する計画を作成したときは、遅滞なく、これを市町村長に報告するとともに、公表しなければならない。
- 4 前二項の規定は、第一項に規定する計画の変更について準用する。
- 5 市町村長は、第一項の地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るため必要があると認めるときは、前条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた連続する二以上の地下街等の所有者又は管理者に対し、第一項に規定する計画を共同して作成するよう勧告をすることができる。
- 6 市町村長は、第一項の地下街等の所有者又は管理者が同項に規定する計画を作成していない場合において、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るため必要があると認めるときは、当該地下街等の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。
- 7 市町村長は、前項の規定による指示を受けた第一項の地下街等の所有者又は管理者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。
- 8 第一項の地下街等（地下に建設が予定されている施設及び地下に建設中の施設を除く。以下この条において同じ。）の所有者又は管理者は、同項に規定する計画で定めるところにより、同項の地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止のための訓練を行わなければならない。
- 9 第一項の地下街等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、同項の地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を行う自衛水防組織を置かななければならない。
- 10 第一項の地下街等の所有者又は管理者は、前項の規定により自衛水防組織を置いたときは、遅

滞なく、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該事項を変更したときも、同様とする。

(要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等)

第十五条の三 第十五条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。

- 2 前項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項の規定による計画を作成したときは、遅滞なく、これを市町村長に報告しなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 3 市町村長は、第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者が同項に規定する計画を作成していない場合において、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。
- 4 市町村長は、前項の規定による指示を受けた第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。
- 5 第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項に規定する計画で定めるところにより、同項の要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行うとともに、その結果を市町村長に報告しなければならない。
- 6 市町村長は、第二項又は前項の規定により報告を受けたときは、第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言又は勧告をすることができる。
- 7 第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、同項の要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を行う自衛水防組織を置くよう努めなければならない。
- 8 第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、前項の規定により自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該事項を変更したときも、同様とする。

(大規模工場等における浸水の防止のための措置に関する計画の作成等)

第十五条の四 第十五条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該計画で定めるところにより当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止のための訓練を実施するほか、

当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止を行う自衛水防組織を置くよう努めなければならない。

- 2 前項の大規模工場等の所有者又は管理者は、同項の規定による計画を作成し、又は自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該計画又は当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該計画又は当該事項を変更したときも、同様とする。

(市町村防災会議の協議会が設置されている場合の準用)

第十五条の五 第十五条から前条までの規定は、災害対策基本法第十七条第一項の規定により水災による被害の軽減を図るため市町村防災会議の協議会が設置されている場合について準用する。この場合において、第十五条第一項中「市町村防災会議（災害対策基本法第十六条第一項に規定する市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあつては、当該市町村の長とする）」とあるのは「市町村防災会議の協議会（災害対策基本法第十七条第一項に規定する市町村防災会議の協議会をいう）」と、「市町村地域防災計画（同法第四十二条第一項に規定する市町村地域防災計画をいう）」とあるのは「市町村相互間地域防災計画（同法第四十四条第一項に規定する市町村相互間地域防災計画をいう）」と、同条第二項中「市町村防災会議」とあるのは「市町村防災会議の協議会」と、同項、同条第三項、第十五条の二第一項及び第五項、第十五条の三第一項並びに前条第一項中「市町村地域防災計画」とあるのは「市町村相互間地域防災計画」と読み替えるものとする。

(浸水被害軽減地区の指定等)

第十五条の六 水防管理者は、洪水浸水想定区域（当該区域に隣接し、又は近接する区域を含み、河川区域（河川法第六条第一項に規定する河川区域をいう。）を除く。）内で輪中堤防その他の帯状の盛土構造物が存する土地（その状況がこれに類するものとして国土交通省令で定める土地を含む。）の区域であつて浸水の拡大を抑制する効用があると認められるものを浸水被害軽減地区として指定することができる。

- 2 水防管理者は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、当該指定をしようとする区域をその区域に含む市町村の長の意見を聴くとともに、当該指定をしようとする区域内の土地の所有者の同意を得なければならない。
- 3 水防管理者は、第一項の規定による指定をするときは、国土交通省令で定めるところにより、当該浸水被害軽減地区を公示するとともに、その旨を当該浸水被害軽減地区をその区域に含む市町村の長及び当該浸水被害軽減地区内の土地の所有者に通知しなければならない。
- 4 第一項の規定による指定は、前項の規定による公示によつてその効力を生ずる。
- 5 前三項の規定は、第一項の規定による指定の解除について準用する。

(標識の設置等)

第十五条の七 水防管理者は、前条第一項の規定により浸水被害軽減地区を指定したときは、国土交

通省令で定める基準を参酌して、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、浸水被害軽減地区の区域内に、浸水被害軽減地区である旨を表示した標識を設けなければならない。

- 2 浸水被害軽減地区内の土地の所有者、管理者又は占有者は、正当な理由がない限り、前項の標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。
- 3 何人も、第一項の規定により設けられた標識を水防管理者の承諾を得ないで移転し、若しくは除却し、又は汚損し、若しくは損壊してはならない。
- 4 水防管理団体は、第一項の規定による行為により損失を受けた者に対して、時価によりその損失を補償しなければならない。

(行為の届出等)

第十五条の八 浸水被害軽減地区内の土地において土地の掘削、盛土又は切土その他土地の形状を変更する行為をしようとする者は、当該行為に着手する日の三十日前までに、国土交通省令で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日その他国土交通省令で定める事項を水防管理者に届け出なければならない。ただし、通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの及び非常災害のため必要な応急措置として行う行為については、この限りでない。

- 2 水防管理者は、前項の規定による届出を受けたときは、国土交通省令で定めるところにより、当該届出の内容を、当該浸水被害軽減地区をその区域に含む市町村の長に通知しなければならない。
- 3 水防管理者は、第一項の規定による届出があつた場合において、当該浸水被害軽減地区が有する浸水の拡大を抑制する効用を保全するため必要があると認めるときは、当該届出をした者に対して、必要な助言又は勧告をすることができる。

(大規模氾濫減災協議会)

第十五条の九 国土交通大臣は、第十条第二項又は第十三条第一項の規定により指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するために必要な協議を行うための協議会（以下この条において「大規模氾濫減災協議会」という。）を組織するものとする。

- 2 大規模氾濫減災協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。

- 一 国土交通大臣
- 二 当該河川の存する都道府県の知事
- 三 当該河川の存する市町村の長
- 四 当該河川の存する区域をその区域に含む水防管理団体の水防管理者
- 五 当該河川の河川管理者
- 六 当該河川の存する区域の全部又は一部を管轄する管区气象台長、沖縄气象台長又は地方气象台長

七 第三号の市町村に隣接する市町村の長その他の国土交通大臣が必要と認める者

3 大規模氾濫減災協議会において協議が調った事項については、大規模氾濫減災協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、大規模氾濫減災協議会の運営に関し必要な事項は、大規模氾濫減災協議会が定める。

(都道府県大規模氾濫減災協議会)

第十五条の十 都道府県知事は、第十一条第一項又は第十三条第二項の規定により指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するために必要な協議を行うための協議会（以下この条において「都道府県大規模氾濫減災協議会」という。）を組織することができる。

2 都道府県大規模氾濫減災協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。

一 当該都道府県知事

二 当該河川の存する市町村の長

三 当該河川の存する区域をその区域に含む水防管理団体の水防管理者

四 当該河川の河川管理者

五 当該河川の存する区域の全部又は一部を管轄する管区気象台長、沖縄気象台長又は地方気象台長

六 第二号の市町村に隣接する市町村の長その他の当該都道府県知事が必要と認める者

3 前条第三項及び第四項の規定は、都道府県大規模氾濫減災協議会について準用する。この場合において、同項中「前三項」とあるのは、「次条第一項及び第二項並びに同条第三項において準用する前項」と読み替えるものとする。

(予想される水災の危険の周知等)

第十五条の十一 市町村長は、当該市町村の区域内に存する河川（第十条第二項、第十一条第一項又は第十三条第一項若しくは第二項の規定により指定された河川を除く。）のうち、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保することが特に必要と認める河川について、過去の降雨により当該河川が氾濫した際に浸水した地点、その水深その他の状況を把握するよう努めるとともに、これを把握したときは、当該河川において予想される水災の危険を住民等に周知させなければならない。

(河川管理者の援助等)

第十五条の十二 河川管理者は、第十五条の六第一項の規定により浸水被害軽減地区の指定をしようとする水防管理者及び前条の規定により浸水した地点、その水深その他の状況を把握しようとする市町村長に対し、必要な情報提供、助言その他の援助を行うものとする。

2 河川管理者は、前項の規定による援助を行うため必要があると認めるときは、河川法第五十八条の八第一項の規定により指定した河川協力団体に必要な協力を要請することができる。

(水防警報)

第十六条 国土交通大臣は、洪水、津波又は高潮により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼又は海岸について、都道府県知事は、国土交通大臣が指定した河川、湖沼又は海岸以外の河川、湖沼又は海岸で洪水、津波又は高潮により相当な損害を生ずるおそれがあると認めて指定したものについて、水防警報をしなければならない。

- 2 国土交通大臣は、前項の規定により水防警報をしたときは、直ちにその警報事項を関係都道府県知事に通知しなければならない。
- 3 都道府県知事は、第一項の規定により水防警報をしたとき、又は前項の規定により通知を受けたときは、都道府県の水防計画で定めるところにより、直ちにその警報事項又はその受けた通知に係る事項を関係水防管理者その他水防に関係のある機関に通知しなければならない。
- 4 国土交通大臣又は都道府県知事は、第一項の規定により河川、湖沼又は海岸を指定したときは、その旨を公示しなければならない。

(水防団及び消防機関の出動)

第十七条 水防管理者は、水防警報が発せられたとき、水位が警戒水位に達したときその他水防上必要があると認めるときは、都道府県の水防計画で定めるところにより、水防団及び消防機関を出動させ、又は出動の準備をさせなければならない。

(優先通行)

第十八条 都道府県知事の定める標識を有する車両が水防のため出動するときは、車両及び歩行者は、これに進路を譲らなければならない。

(緊急通行)

第十九条 水防団長、水防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者は、水防上緊急の必要がある場所に赴くときは、一般交通の用に供しない通路又は公共の用に供しない空地及び水面を通行することができる。

- 2 水防管理団体は、前項の規定により損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償しなければならない。

(水防信号)

第二十条 都道府県知事は、水防に用いる信号を定めなければならない。

- 2 何人も、みだりに前項の水防信号又はこれに類似する信号を使用してはならない。

(警戒区域)

第二十一条 水防上緊急の必要がある場所においては、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。

2 前項の場所においては、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があつたときは、警察官は、同項に規定する者の職権を行うことができる。

(警察官の援助の要求)

第二十二條 水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、警察署長に対して、警察官の出勤を求めることができる。

(応援)

第二十三條 水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者は、他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長に対して応援を求めることができる。応援を求められた者は、できる限りその求めに応じなければならない。

2 応援のため派遣された者は、水防については応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動するものとする。

3 第一項の規定による応援のために要する費用は、当該応援を求めた水防管理団体が負担するものとする。

4 前項の規定により負担する費用の額及び負担の方法は、当該応援を求めた水防管理団体と当該応援を求められた水防管理団体又は市町村とが協議して定める。

(居住者等の水防義務)

第二十四條 水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、当該水防管理団体の区域内に居住する者、又は水防の現場にある者をして水防に従事させることができる。

(氾濫等の通報)

第二十四條の二 河川管理者、下水道管理者又は海岸管理者は、その管理する河川、下水道又は海岸について、浸水想定区域※1における氾濫による著しい危険が切迫していると認められるときは、都道府県の水防計画で定めるところにより、直ちにその状況を関係都道府県知事その他関係者に通報しなければならない。

2 前項の通報を受けた都道府県知事（当該通報をした者が河川管理者又は海岸管理者である国土交通大臣の場合にあつては、国土交通大臣）は、その状況により相当な損害を生ずるおそれがあると認められるときは、当該通報に係る事項を直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者並びに気象庁長官に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

(決壊の通報)

第二十五條 水防に際し、堤防その他の施設が決壊したときは、水防管理者、水防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者は、直ちにこれを関係都道府県知事その他関係者に通報しなければな

らない。

- 2 前項の通報を受けた都道府県知事は、決壊により相当な損害を生ずるおそれがあると認められるときは、当該通報に係る事項を直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者並びに気象庁長官に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

(決壊後の処置)

第二十六条 堤防その他の施設が決壊したときにおいても、水防管理者、水防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者は、できる限りはん濫による被害が拡大しないように努めなければならない。

(水防通信)

第二十七条 何人も、水防上緊急を要する通信が最も迅速に行われるように協力しなければならない。

- 2 国土交通大臣、都道府県知事、水防管理者、水防団長、消防機関の長又はこれらの者の命を受けた者は、水防上緊急を要する通信のために、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第五号に規定する電気通信事業者がその事業の用に供する電気通信設備を優先的に利用し、又は警察通信施設、気象官署通信施設、鉄道通信施設、電気事業通信施設その他の専用通信施設を使用することができる。

(公用負担)

第二十八条 水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防の現場において、必要な土地を一時使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、若しくは収用し、車両その他の運搬用機器若しくは排水用機器を使用し、又は工作物その他の障害物を処分することができる。

- 2 前項に規定する場合において、水防管理者から委任を受けた者は、水防の現場において、必要な土地を一時使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、又は車両その他の運搬用機器若しくは排水用機器を使用することができる。
- 3 水防管理団体は、前二項の規定により損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償しなければならない。

(立退き等の指示)

第二十九条 洪水、雨水出水、津波又は高潮によつて氾濫による著しい危険が切迫していると認められるときは、都道府県知事、その命を受けた都道府県の職員又は水防管理者は、必要と認める区域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のため立ち退くべきこと又は高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保すべきことをことを指示することができる。水防管理者が指示をする場合においては、当該区域を管

轄する警察署長にその旨を通知しなければならない。

(知事の指示)

第三十条 水防上緊急を要するときは、都道府県知事は、水防管理者、水防団長又は消防機関の長に対して指示をすることができる。

(重要河川における国土交通大臣の指示)

第三十一条 二以上の都府県に関係がある河川で、公共安全を保持するため特に重要なものの水防上緊急を要するときは、国土交通大臣は、都道府県知事、水防管理者、水防団長又は消防機関の長に対して指示をすることができる。

(特定緊急水防活動)

第三十二条 国土交通大臣は、洪水、雨水出水、津波又は高潮による著しく激甚な災害が発生した場合において、水防上緊急を要すると認めるときは、次に掲げる水防活動（以下この条及び第四十三条の二において「特定緊急水防活動」という。）を行うことができる。

一 当該災害の発生に伴い浸入した水の排除

二 高度の機械力又は高度の専門的知識及び技術を要する水防活動として政令で定めるもの

2 国土交通大臣は、前項の規定により特定緊急水防活動を行おうとするときは、あらかじめ、当該特定緊急水防活動を行おうとする場所に係る水防管理者にその旨を通知しなければならない。特定緊急水防活動を終了しようとするときも、同様とする。

3 第一項の規定により国土交通大臣が特定緊急水防活動を行う場合における第十九条、第二十一条、第二十二条、第二十五条、第二十六条及び第二十八条の規定の適用については、第十九条第一項中「水防団長、水防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者」とあり、第二十一条第一項中「水防団長、水防団員又は消防機関に属する者」とあり、及び同条第二項中「水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者」とあるのは「国土交通省の職員」と、第十九条第二項及び第二十八条第三項中「水防管理団体」とあるのは「国」と、第二十二条中「水防管理者」とあり、第二十五条中「水防管理者、水防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者」とあり、第二十六条中「水防管理者、水防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者」とあり、及び第二十八条第一項中「水防管理者、水防団長又は消防機関の長」とあるのは「国土交通大臣」とする。

(水防訓練)

第三十二条の二 指定管理団体は、毎年、水防団、消防機関及び水防協力団体の水防訓練を行わなければならない。

2 指定管理団体以外の水防管理団体は、毎年、水防団、消防機関及び水防協力団体の水防訓練を行うよう努めなければならない。

(津波避難訓練への参加)

第三十二条の三 津波防災地域づくりに関する法律第五十三条第一項の津波災害警戒区域に係る水防団、消防機関及び水防協力団体は、同法第五十四条第一項第三号に規定する津波避難訓練が行われるときは、これに参加しなければならない。

第4章 指定水防管理団体

(水防計画)

第三十三条 指定管理団体の水防管理者は、都道府県の水防計画に応じた水防計画を定め、及び毎年水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

2 指定管理団体の水防管理者は、前項の規定により水防計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、水防協議会（次条第一項に規定する水防協議会をいう。以下この項において同じ。）を設置する指定管理団体にあつては当該水防協議会、水防協議会を設置せず、かつ、災害対策基本法第十六条第一項に規定する市町村防災会議を設置する市町村である指定管理団体にあつては当該市町村防災会議に諮らなければならない。

3 指定管理団体の水防管理者は、第一項の規定により水防計画を定め、又は変更したときは、その要旨を公表するよう努めるとともに、遅滞なく、水防計画を都道府県知事に届け出なければならない。

4 第七条第二項から第四項までの規定は、指定管理団体の水防計画について準用する。

(水防協議会)

第三十四条 指定管理団体の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるため、指定管理団体に水防協議会を置くことができる。ただし、水防事務組合及び水害予防組合については、これらに水防協議会を置くものとする。

2 指定管理団体の水防協議会は、水防に関し関係機関に対して意見を述べることができる。

3 指定管理団体の水防協議会は、会長及び委員をもつて組織する。

4 会長は、指定管理団体の水防管理者をもつて充てる。委員は、関係行政機関の職員並びに水防に関係のある団体の代表者及び学識経験のある者のうちから指定管理団体の水防管理者が命じ、又は委嘱する。

5 前各項に定めるもののほか、指定管理団体の水防協議会に関し必要な事項は、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定める。

(水防団員の定員の基準)

第三十五条 都道府県は、条例で、指定管理団体の水防団員の定員の基準を定めることができる。

第5章 水防協力団体

(水防協力団体の指定)

第三十六条 水防管理者は、次条に規定する業務を適正かつ確実にを行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体を、その申請により、水防協力団体として指定することができる。

- 2 水防管理者は、前項の規定による指定をしたときは、当該水防協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。
- 3 水防協力団体は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を水防管理者に届け出なければならない。
- 4 水防管理者は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

(水防協力団体の業務)

第三十七条 水防協力団体は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 水防団又は消防機関が行う水防上必要な監視、警戒その他の水防活動に協力すること。
- 二 水防に必要な器具、資材又は設備を保管し、及び提供すること。
- 三 水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。
- 四 水防に関する調査研究を行うこと。
- 五 水防に関する知識の普及及び啓発を行うこと。
- 六 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(水防団等との連携)

第三十八条 水防協力団体は、水防団及び水防を行う消防機関との密接な連携の下に前条第一号に掲げる業務を行わなければならない。

(監督等)

第三十九条 水防管理者は、第三十七条各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、水防協力団体に対し、その業務に関し報告をさせることができる。

- 2 水防管理者は、水防協力団体が第三十七条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、水防協力団体に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。
- 3 水防管理者は、水防協力団体が前項の規定による命令に違反したときは、その指定を取り消すことができる。
- 4 水防管理者は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

(情報の提供等)

第四十条 国、都道府県及び水防管理団体は、水防協力団体に対し、その業務の実施に関し必要な情

報の提供又は指導若しくは助言をするものとする。

第6章 費用の負担及び補助

(水防管理団体の費用負担)

第四十一条 水防管理団体の水防に要する費用は、当該水防管理団体が負担するものとする。

(利益を受ける市町村の費用負担)

第四十二条 水防管理団体の水防によつて当該水防管理団体の区域の関係市町村以外の市町村が著しく利益を受けるときは、前条の規定にかかわらず、当該水防に要する費用の一部は、当該水防により著しく利益を受ける市町村が負担するものとする。

- 2 前項の規定により負担する費用の額及び負担の方法は、当該水防を行う水防管理団体と当該水防により著しく利益を受ける市町村とが協議して定める。
- 3 前項の規定による協議が成立しないときは、水防管理団体又は市町村は、その区域の属する都道府県の知事にあつせんを申請することができる。
- 4 都道府県知事は、前項の規定による申請に基づいてあつせんをしようとする場合において、当事者のうちにその区域が他の都道府県に属する水防管理団体又は市町村があるときは、当該他の都道府県の知事と協議しなければならない。

(都道府県の費用負担)

第四十三条 この法律の規定により都道府県が処理することとされている事務に要する費用は、当該都道府県の負担とする。

(国の費用負担)

第四十三条の二 第三十二条第一項の規定により国土交通大臣が行う特定緊急水防活動に要する費用は、国の負担とする。

(費用の補助)

第四十四条 都道府県は、第四十一条の規定により水防管理団体が負担する費用について、当該水防管理団体に対して補助することができる。

- 2 国は、前項の規定により都道府県が水防管理団体に対して補助するときは、当該補助金額のうち、二以上の都道府県の区域にわたる河川又は流域面積が大きい河川で洪水による国民経済に与える影響が重大なものの政令で定める水防施設の設置に係る金額の二分の一以内を、予算の範囲内において、当該都道府県に対して補助することができる。
- 3 前項の規定により国が都道府県に対して補助する金額は、当該水防施設の設置に要する費用の三分の一に相当する額以内とする。

第7章 雑 則

(第二十四条の規定により水防に従事した者に対する災害補償)

第四十五条 第二十四条の規定により水防に従事した者が水防に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は水防に従事したことによる負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障害の状態となつたときは、当該水防管理団体は、政令で定める基準に従い、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、その者又はその者の遺族がこれらの原因によつて受ける損害を補償しなければならない。

(表彰)

第四十六条 国土交通大臣は、水防管理者の所轄の下に水防に従事した者で当該水防に関し著しい功労があると認められるものに対し、国土交通省令で定めるところにより、表彰を行うことができる。

(報告)

第四十七条 国土交通大臣及び消防庁長官は、都道府県又は水防管理団体に対し、水防に関し必要な報告をさせることができる。

2 都道府県知事は、都道府県の区域内における水防管理団体に対し、水防に関し必要な報告をさせることができる。

(勧告及び助言)

第四十八条 国土交通大臣は都道府県又は水防管理団体に対し、都道府県知事は都道府県の区域内における水防管理団体に対し、水防に関し必要な勧告又は助言をすることができる。

(資料の提出及び立入り)

第四十九条 都道府県知事又は水防管理者は、水防計画を作成するために必要があると認めるときは、関係者に対して資料の提出を命じ、又は当該職員、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者をして必要な土地に立ち入らせることができる。

2 都道府県の職員、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、前項の規定により必要な土地に立ち入る場合においては、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(消防事務との調整)

第五十条 水防管理者は、水防事務と水防事務以外の消防事務とが競合する場合の措置について、あらかじめ市町村長と協議しておかなければならない。

(権限の委任)

第五十一条 この法律に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。

第8章 罰 則

第五十二条 みだりに水防管理団体の管理する水防の用に供する器具、資材又は設備を損壊し、又は撤去した者は、三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 前項の者には、情状により懲役及び罰金を併科することができる。

第五十三条 刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百二十一条の規定の適用がある場合を除き、第二十一条の規定による立入りの禁止若しくは制限又は退去の命令に従わなかつた者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第五十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十五条の七第三項の規定に違反した者

二 第十五条の八第一項の規定に違反して、届出をしないで、又は虚偽の届出をして、同項本文に規定する行為をした者

第五十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金又は拘留に処する。

一 みだりに水防管理団体の管理する水防の用に供する器具、資材又は設備を使用し、又はその正当な使用を妨げた者

二 第二十条第二項の規定に違反した者

三 第四十九条第一項の規定による資料を提出せず、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による立入りを拒み、妨げ、若しくは忌避した者

昭和 25 年 9 月 8 日

条 例 第 44 号

第 16 愛媛県水防協議会条例

第 1 条 水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき、愛媛県水防協議会（以下「協議会」という。）を置く。

第 2 条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 会長に事故があるときは、その指名する委員がその職務を代理する。

第 3 条 委員の定数は、15 人とする。

第 4 条 関係行政機関の職員又は関係団体の代表者たる委員に事故があるときは、その指名する職務上の代理者がその職務を行うことができる。

第 5 条 関係行政機関の職員及び関係団体の代表者たる委員の任期は、その職にある期間とし、その他の委員の任期は、2 年とする。但し、補欠委員の任期は、前任委員の残任期間とする。

2 知事において特別の事由があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、その任期中においてもこれを免じ、又は解嘱することができる。

第 6 条 会長は、会議を招集し、その議長となる。

第 7 条 協議会は、委員定数の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

2 協議会の議事は、出席委員の過半数で決するものとし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第 8 条 協議会に、幹事及び書記各々若干人を置き、会長が命じ、又は委嘱する。

2 幹事は、会長の命を受け、庶務を整理する。

3 書記は、上司の命を受け、庶務に従事する。

第 9 条 前各条に定めるものの外、協議会について必要な事項は、協議会の議決によりこれを定める。

第 17 愛媛県水防協議会役員名簿

会 長	愛 媛 県 知 事	中 村 時 広
委 員	県 議 会 建 設 委 員 長	大 政 博 文
〃	防 災 安 全 統 括 部 長	清 水 諭
〃	保 健 福 祉 部 長	高 橋 紀 久
〃	土 木 部 長	篠 原 伸 明
〃	国土交通省四国地方整備局河川部長	石 崎 隆 弘
〃	中部方面特科連隊第4特科大隊長	玉 井 慎 太 郎
〃	愛 媛 県 警 察 本 部 長	近 藤 裕 行
〃	松 山 海 上 保 安 部 長	藤 中 哲 哉
〃	松 山 地 方 気 象 台 長	小 林 和 樹
〃	愛 媛 県 市 長 会 会 長	管 家 一 夫
〃	N H K 松 山 放 送 局 長	西 田 淳
〃	愛媛新聞社代表取締役社長	加 藤 令 史
〃	愛 媛 県 町 村 会 長	高 門 清 彦
〃	N T T 西 日 本 四 国 支 店 長	鈴 木 裕 二 郎
〃	四国旅客鉄道株式会社工務部長	谷 芳 彦
幹 事	土 木 部 土 木 管 理 局 長	仙 波 元 衛
〃	河 川 港 湾 局 長	町 田 一 益
〃	道 路 都 市 局 長	東 山 健 二
〃	土 木 管 理 課 長	松 浦 武 志
〃	土 木 管 理 課 技 術 企 画 室 長	和 氣 敬 祐
〃	用 地 課 長	高 石 裕 二 司
〃	水 資 源 ・ ダ ム 政 策 監	河 野 成 司
〃	河 川 課 長	清 水 一 博
〃	港 湾 海 岸 課 長	西 山 誠 司
〃	砂 防 課 長	岡 本 敬 二
〃	道 路 建 設 課 長	大 野 貴 昭
〃	道 路 維 持 課 長	矢 野 英 敏
〃	高 速 道 路 推 進 監	河 本 卓 朗
〃	都 市 計 画 課 長	岩 本 隆 久
〃	都 市 整 備 課 長	三 宅 祥 智
〃	建 築 住 宅 課 長	橘 亮
〃	消 防 防 災 安 全 課 長	吉 田 智 彦
〃	防 災 危 機 管 理 課 長	松 本 浩 茂
〃	農 地 整 備 課 長	大 原 増 樹
〃	漁 港 課 長	藤 田 賢 雄
〃	保 健 福 祉 課 長	名 倉 英 雄
書 記	河 川 課 主 幹	山 本 裕 之 司
〃	〃	小 林 康 司

第18 関係機関電話番号一覧表

名 称	電 話 番 号	所 在 地
愛 媛 県 庁 水防本部(土木部河川課)	089-941-2111 089-912-2672	松山市一番町4丁目4-2

地方局建設部、土木事務所関係

名 称	電 話 番 号	所 在 地
東 予 地 方 局 四国中央土木事務所	0896-24-4455	四国中央市三島宮川4丁目6-55
東 予 地 方 局 建 設 部	0897-56-1300	西条市喜多川796-1
東 予 地 方 局 今 治 土 木 事 務 所	0898-23-2500	今治市旭町1丁目4-9
中 予 地 方 局 建 設 部	089-941-1111 089-909-8770	松山市北持田町132
中 予 地 方 局 久 万 高 原 土 木 事 務 所	0892-21-1210	上浮穴郡久万高原町久万190-1
南 予 地 方 局 大 洲 土 木 事 務 所	0893-24-5121 0893-24-5123	大洲市田口甲425番地1
南 予 地 方 局 八 幡 浜 土 木 事 務 所	0894-22-1550 0894-22-4111	八幡浜市北浜1丁目3番37号
南 予 地 方 局 西 予 土 木 事 務 所	0894-62-1331 0894-62-1332 0894-62-1333	西予市宇和町卯之町5丁目175番地3
南 予 地 方 局 建 設 部	0895-22-4832 0895-22-5211	宇和島市天神町7-1
南 予 地 方 局 愛 南 土 木 事 務 所	0895-72-1145	南宇和郡愛南町城辺甲2420番地
東 予 地 方 局 鹿 森 ダ ム 管 理 事 務 所	0897-41-6438	新居浜市立川町645-3
東 予 地 方 局 黒 瀬 ダ ム 管 理 事 務 所	0897-56-3131	西条市黒瀬乙158-6
東 予 地 方 局 玉 川 ダ ム 管 理 事 務 所	0898-55-2200	今治市玉川町龍岡下丁1-17
東 予 地 方 局 台 ダ ム 管 理 事 務 所	0897-82-1768	今治市大三島町宮浦6367
南 予 地 方 局 須 賀 川 ダ ム 管 理 事 務 所	0895-22-8635	宇和島市柿原乙234番地の1
南 予 地 方 局 山 財 ダ ム 管 理 事 務 所	0895-32-4020	宇和島市津島町山財4250

警 察 関 係

名 称	電 話 番 号	所 在 地
愛媛県警察本部	089-934-0110	松山市南堀端町2番地2
四国中央警察署	0896-24-0110	四国中央市三島中央5丁目4番20号
三島交番		〃 三島中央1丁目14番14号
川之江 〃		〃 川之江町912番地3
金砂駐在所		〃 金砂町平野山乙499番地6
豊岡 〃		〃 豊岡町豊田42番地1
土居 〃		〃 土居町土居1154番地1
小林 〃		〃 土居町小林841番地6
津根 〃		〃 土居町津根143番地4
天満 〃		〃 土居町蕪崎638番地4
新宮 〃		〃 新宮町新宮446番地
別子山 〃		新居浜市別子山甲474番地
川滝 〃		四国中央市川滝町下山1882番地1
新居浜警察署	0897-35-0110	新居浜市久保田町3丁目9番8号
中央交番		〃 徳常町3番22号
前田 〃		〃 前田町4番13号
駅前 〃		〃 坂井町2丁目4番61号
高津 〃		〃 高津町12番28号
角野 〃		〃 土橋1丁目7番23号
多喜浜駐在所		〃 多喜浜5丁目5番68号
郷 〃		〃 神郷1丁目2番1号
山根 〃		〃 西連寺町2丁目6番25号
船木 〃		〃 船木4341番地2
大生院 〃		〃 大生院1022番地1
西条警察署	0897-56-0110	西条市新田133番地1
駅前交番		〃 大町796番地2
三本松 〃		〃 神拝甲511番地130
玉津駐在所		〃 下島山甲451番地2
飯岡 〃		〃 飯岡2131番地4
神戸 〃		〃 洲之内甲184番地5
氷見 〃		〃 氷見乙799番地

名 称	電 話 番 号	所 在 地
西 条 西 警 察 署	0898-64-0110	西条市周布349番地1
駅 前 交 番		〃 三津屋南12番25号
田 野 駐 在 所		〃 丹原町北田野1567番地1
丹 原 〃		〃 〃 今井246番地2
小 松 〃		〃 小松町新屋敷甲525番地3
大 頭 〃		〃 〃 大頭甲91番地2
中 川 〃		〃 丹原町石経53番地1
吉 井 〃		〃 石田100番地3
新 町 〃		〃 新町278番地1
三 芳 〃		〃 三芳337番地16
河 原 津 〃		〃 河原津甲459番地1
今 治 警 察 署	0898-34-0110	今治市旭町1丁目4番地2
水 上 交 番		〃 片原町1丁目100番1
駅 前 〃		〃 北宝来町3丁目甲820番地3
旭 町 〃		〃 旭町5丁目4番地9
日 高 〃		〃 小泉4丁目1番25号
近 見 駐 在 所		〃 湊町1丁目1番40号
乃 万 〃		〃 延喜甲338番地5
清 水 〃		〃 中寺550番地2
富 田 〃		〃 上徳乙322番地6
唐 子 台 〃		〃 唐子台東2丁目6番地2
朝 倉 〃		〃 朝倉下甲279番地1
桜 井 〃		〃 長沢甲1187番地4
波 止 浜 〃		〃 波止浜2丁目3番1号
玉 川 〃		〃 玉川町長谷甲217番地3
波 方 〃		〃 波方町波方甲2009番地1
大 西 〃		〃 大西町宮脇甲1383番地1
菊 間 〃		〃 菊間町浜1101番地
関 前 〃		〃 関前岡村甲697番地18
伯 方 警 察 署	0897-72-0110	〃 伯方町木浦甲4639番地1
北 浦 駐 在 所		〃 伯方町北浦甲2170番地2
八 幡 〃		〃 吉海町八幡226番地3

名 称	電 話 番 号	所 在 地
宮 窪 駐 在 所		今治市宮窪町宮窪4222番地2
井 口 〃		〃 上浦町井口6691番地17
大 三 島 〃		〃 大三島町宮浦5444番地
宗 方 〃		〃 大三島町宗方3503番地1
瀬 戸 崎 〃		〃 上浦町瀬戸3969番地1
下 田 水 〃		〃 吉海町名4694番地3
弓 削 〃		越智郡上島町弓削下弓削69番地1
生 名 〃		〃 〃 生名2121番地
岩 城 〃		〃 〃 岩城1533番地
魚 島 〃		〃 〃 魚島1番耕地1366番地
松 山 西 警 察 署	089-952-0110	松山市須賀町5番36号
み つ 交 番		〃 祓川2丁目5番10号
高 浜 〃		〃 高浜町5丁目2258番地1
吉 田 浜 〃		〃 南吉田町1691番地3
味 生 〃		〃 北斎院町711番地2
久 枝 〃		〃 安城寺町85番地2
北 条 〃		〃 土手内127番地1
和 気 駐 在 所		〃 和気町1丁目37番地5
堀 江 〃		〃 堀江町甲1640番地10
興 居 島 〃		〃 由良町865番地2
中 島 〃		〃 中島大浦1626番地1
粟 井 〃		〃 粟井河原324番地1
垣 生 〃		〃 西垣生町1225番地2
松山空港警備派出所		〃 南吉田町2731番地
松 山 東 警 察 署	089-943-0110	〃 勝山町2丁目13番地2
一 番 町 交 番		〃 1番町2丁目6番地10
大 街 道 〃		〃 大街道1丁目1番地7
市 駅 前 〃		〃 末広町19番地5
松山駅前 〃		〃 宮田町12番地(仮設)
城 北 〃		〃 木屋町2丁目7番地18
道 後 〃		〃 道後町1丁目9番10号
素 鷲 〃		〃 小坂町1丁目2番30号

名 称	電 話 番 号	所 在 地
御 幸 交 番		〃 御幸2丁目4番26号
余 戸 〃		〃 余戸東2丁目13番29号
潮 見 駐 在 所		〃 谷町甲173番地7
伊 台 〃		〃 下伊台町乙74番104
湯 山 〃		〃 末町甲222番地3
松 山 南 警 察 署	089-958-0110	〃 北土居3丁目6番17号
石 井 交 番		〃 居相4丁目22番21号
朝 生 田 〃		〃 朝生田町6丁目3番33号
久 米 〃		〃 南久米町625番地
小 野 〃		〃 北梅本町639番地2
浮 穴 駐 在 所		〃 森松町653番地5
久 谷 〃		〃 東方町甲927番地1
重 信 交 番		東温市田窪249番地1
川 内 〃		〃 南方616番地1
砥 部 〃		伊予郡砥部町千足177番地1
広 田 駐 在 所		〃 〃 総津691番地
久 万 高 原 警 察 署	0892-21-0110	上浮穴郡久万高原町久万542番地4
川 瀬 駐 在 所		〃 〃 下畑野川甲369番地1
父 二 峰 〃		〃 〃 露峰甲558番地5
柳 谷 〃		〃 〃 柳井川797番地1
仕 七 川 〃		〃 〃 七鳥2600番地1
御 三 戸 〃		〃 〃 上黒岩33番地
渋 草 〃		〃 〃 渋草2308番地2
伊 予 警 察 署	089-982-0110	伊予市下吾川960番地
駅 前 交 番		〃 米湊834番地15
上 野 駐 在 所		伊予市上三谷甲1873番地4
中 村 〃		〃 中村甲6番地1
大 平 〃		〃 大平甲1062番地3
中 山 〃		〃 中山町中山丑510番地2
双 海 〃		〃 双海町上灘甲5718番地1
松 前 交 番		伊予郡松前町大字筒井636番地3
北 伊 予 駐 在 所		〃 〃 大字出作241番地1

名 称	電 話 番 号	所 在 地
大 洲 警 察 署	0893-25-1111	大洲市東大洲1686番地1
中 央 交 番		〃 大洲636番地1
長 浜 〃		〃 長浜甲1030番地113
大 和 駐 在 所		〃 長浜町下須戒甲1738番地1
八 多 喜 〃		〃 八多喜町甲64番地2
新 谷 〃		〃 新谷乙1403番地5
平 野 〃		〃 西大洲甲5番地14
菅 田 〃		〃 菅田町菅田甲1972番地4
森 山 〃		〃 森山甲1104番地5
肱 川 〃		〃 肱川町山鳥坂343番地1
河 辺 〃		〃 河辺町三嶋125番地1
内 子 交 番	0893-43-0110	喜多郡内子町内子1432番地
平 岡 駐 在 所		〃 〃 平岡甲115番地1
城 廻 〃		〃 〃 五百木177番地5
大 瀬 〃		〃 〃 大瀬中央4475番地
立 山 〃		〃 〃 立山5398番地
小 田 〃		〃 〃 小田364番地1
田 渡 〃		〃 〃 上田渡811番地
八 幡 浜 警 察 署	0894-22-0110	八幡浜市広瀬2丁目1番5号
み な と 交 番		〃 沖新田1581番地21
保 内 〃		〃 保内町宮内1番耕地264番地1
双 岩 駐 在 所		〃 若山3番耕地596番地1
真 穴 〃		〃 穴井1番耕地11番地9
千 丈 〃		〃 郷3番耕地160番地1
磯 津 〃		〃 保内町磯崎1238番地1
伊 方 〃		西宇和郡伊方町湊浦854番地4
町 見 〃		〃 〃 九町1番耕地1803番地1
瀬 戸 〃		〃 〃 三机乙2810番地3
三 崎 〃		〃 〃 三崎1700番19
西 予 警 察 署	0894-62-0110	西予市宇和町卯之町4丁目659番地
高 山 駐 在 所		〃 明浜町高山甲3420番地
俵 津 〃		〃 〃 俵津2番耕地907番地1

名 称	電 話 番 号	所 在 地
皆 田 駐 在 所		〃 〃 皆田557番地
上 松 葉 〃		〃 〃 上松葉198番地3
三 瓶 〃		〃 三瓶町安土530番地6
三 島 〃		〃 〃 蔵貫浦140番地7
野 村 交 番	0894-72-0110	〃 野村町野村12号617番地1
溪 筋 駐 在 所		〃 〃 鳥鹿野740番地
坂 石 〃		〃 〃 予子林816番地2
惣 川 〃		〃 〃 惣川251番地
城 川 西 〃		〃 城川町下相1050番地
城 川 東 〃		〃 〃 高野子61番地3
宇 和 島 警 察 署	0895-22-0110	宇和島市並松2丁目1番30号
駅 前 交 番		〃 錦町9番1号
城 南 〃		〃 文京町3番3号
来 駐 在 所		〃 保田甲786番地2
百 之 浦 〃		宇和島市百之浦1361番地
遊 子 〃		〃 遊子4407番地
日 振 島 〃		〃 日振島1740番地
三 浦 〃		〃 三浦西新76番地7
津 島 〃		〃 津島町岩松甲582番地2
清 満 〃		〃 〃 岩渕丙533番地1
下 灘 〃		〃 〃 嵐237番地1
吉 田 交 番		〃 吉田町東小路甲91番地4
玉 津 駐 在 所		〃 〃 法花津1番耕地336番地5
三 間 〃		〃 三間町宮野下40番地1
鬼 北 交 番	0895-45-1144	北宇和郡鬼北町大字芝225番地1
泉 駐 在 所		〃 〃 大字小倉220番地
三 島 〃		北宇和郡鬼北町 大字小松1395番地
日 吉 〃		〃 〃 大字下鍵山129番地
松 野 〃		〃 松野町大字松丸72番地第3
吉 野 〃		〃 〃 大字吉野2695番地3
愛 南 警 察 署	0895-72-0110	南宇和郡愛南町御莊平城2982番2
深 浦 駐 在 所		〃 〃 深浦257番地第1

名 称	電 話 番 号	所 在 地
船 越 駐 在 所		〃 〃 船越1314番地
内 海 〃		〃 〃 柏374番地
一 本 松 〃		〃 〃 一本松3621番地3
城 辺 〃		〃 〃 城辺甲2393番地

消防関係

名 称	電話番号	所 在 地
愛 媛 県 消 防 協 会	089-921-8517	松山市築山町1番35号
四 国 中 央 市 消 防 本 部	0896-28-9119	四国中央市中曾根町500番地
新 居 浜 市 消 防 本 部	0897-34-0119	新居浜市一宮町1丁目5-1
西 条 市 消 防 本 部	0897-56-0250	西条市新田183番地1
今 治 市 消 防 本 部	0898-32-6666	今治市南宝来町2丁目1番地1
上 島 町 消 防 本 部	0897-77-3166	越智郡上島町弓削下弓削1037番地
松 山 市 消 防 局	089-926-9200	松山市本町6丁目6-1
東 温 市 消 防 本 部	089-964-5210	東温市横河原1376
久 万 高 原 町 消 防 本 部	0892-21-2411	上浮穴郡久万高原町下野尻甲33番地
伊予消防等事務組合消防本部	089-982-0119	伊予市下吾川950-3
大洲地区広域消防事務組合消防本部	0893-24-0119	大洲市大洲1034-4
八幡浜地区施設事務組合消防本部	0894-22-0119	八幡浜市松柏丙796
西 予 市 消 防 本 部	0894-62-0119	西予市宇和町神領515番地
宇和島地区広域事務組合消防本部	0895-22-7500	宇和島市丸の内5丁目1-18
愛 南 町 消 防 本 部	0895-72-0119	南宇和郡愛南町蓮乗寺473

市町関係

名 称	電 話 番 号	所 在 地
四 国 中 央 市	0896-28-6000	四国中央市三島宮川4丁目6-55
新 居 浜 市	0897-33-5151	新居浜市一宮町1-5-1
西 条 市	0897-56-5151	西条市明屋敷164
今 治 市	0898-32-5200	今治市別宮町1丁目4-1
上 島 町	0897-77-2500	越智郡上島町弓削下弓削210
松 山 市	089-948-6688	松山市二番町4丁目7-2
東 温 市	089-964-2001	東温市見奈良530-1
久 万 高 原 町	0892-21-1111	上浮穴郡久万高原町久万212
伊 予 市	089-982-1111	伊予市米湊820
松 前 町	089-985-2111	伊予郡松前町筒井631
砥 部 町	089-962-2323	伊予郡砥部町宮内1392
大 洲 市	0893-24-2111	大洲市大洲690-1
内 子 町	0893-44-2111	喜多郡内子町平岡甲168番地

名 称	電 話 番 号	所 在 地
八 幡 浜 市	0894-22-3111	八幡浜市北浜1丁目1-1
伊 方 町	0894-38-0211	西宇和郡伊方町湊浦1993-1
西 予 市	0894-62-1111	西予市宇和町卯之町三丁目434-1
宇 和 島 市	0895-24-1111	宇和島市曙町1番地
松 野 町	0895-42-1111	北宇和郡松野町松丸343
鬼 北 町	0895-45-1111	北宇和郡鬼北町大字近永800-1
愛 南 町	0895-72-1211	南宇和郡愛南町城辺甲2420

国土交通省、水資源機構、自衛隊関係

名 称	電話番号	所 在 地
国土交通省松山河川国道事務所	089-972-0034	松山市土居田町797-2
国土交通省松山河川国道事務所 重 信 川 出 張 所	089-958-8215	松山市森松町454-47
国土交通省松山河川国道事務所 石 手 川 ダ ム 管 理 支 所	089-977-0021	松山市宿野町乙69-3
国土交通省大洲河川国道事務所	0893-24-5188	大洲市中村210
国土交通省大洲河川国道事務所 肱 川 出 張 所	0893-25-4649	大洲市新谷980-1
国土交通省吉野川ダム統合管理事務所 柳 瀬 ダ ム 管 理 庁 舎	0896-29-0011	四国中央市金砂町小川山乙1623-1
国土交通省肱川ダム統合管理事務所	0894-72-1211 FAX 72-2444	西予市野村町野村8-153-1
国土交通省肱川ダム統合管理事務所 鹿 野 川 ダ ム 管 理 支 所	0893-34-2350 FAX 34-3928	大洲市肱川町山鳥坂280
水資源機構吉野川上流総合管理所 新 宮 ダ ム 管 理 所	0896-72-2021 FAX 72-2628	四国中央市新宮町馬立1144
水資源機構吉野川上流総合管理所 富 郷 ダ ム 管 理 所	0896-22-0302 FAX 22-0305	四国中央市富郷町津根山353-6
松 山 地 方 気 象 台	089-933-3610 <small>時間外は関係機関用電話番号</small>	松山市北持田町102
国土交通省四国地方整備局 松 山 港 湾 ・ 空 港 事 務 所	089-951-0161	松山市海岸通2426-1
松 山 海 上 保 安 部	089-951-1197 FAX 951-7796	松山市海岸通2426-5
今 治 海 上 保 安 部	0898-32-4999 0898-22-0118	今治市片原町1-3-2
宇 和 島 海 上 保 安 部	0895-22-4999 0895-22-1256	宇和島市住吉町3丁目1番3号
新 居 浜 海 上 保 安 署	0897-33-4999 0897-32-0118	新居浜市西原町2-7-55
陸 上 自 衛 隊 松 山 駐 屯 地	089-975-0911 (内線436)	松山市南梅本町乙115

報道機関

名 称	電話番号	所 在 地
N H K 松 山 放 送 局	089-921-1111 089-921-1117 FAX 921-1146	松山市堀之内5
南 海 放 送	089-915-3333 FAX 915-2371	松山市本町1丁目1-1
テ レ ビ 愛 媛	089-943-1111 089-933-1033 FAX 932-0951	松山市真砂町119
あ い テ レ ビ	089-921-2121 089-921-2198 FAX 921-5422	松山市竹原町1丁目5-25
愛 媛 朝 日 テ レ ビ	089-946-4600 089-946-2844 FAX 946-9615	松山市和泉北1丁目14-11
愛 媛 県 C A T V 協 議 会	089-935-2117 FAX 913-1161	松山市大手町1丁目12-1
愛 媛 新 聞 社	089-935-2111 FAX 946-0868	松山市大手町1丁目12-1
朝 日 新 聞 松 山 支 局	089-941-0155 FAX 941-0125	松山市三番町4丁目9-7
毎 日 新 聞 松 山 支 局	089-941-2711 FAX 932-4568	松山市一番町3丁目3-6
産 経 新 聞 松 山 支 局	089-941-6680 FAX 921-0986	松山市一番町4丁目1-7
読 売 新 聞 松 山 支 局	089-933-4300 FAX 933-4302	松山市一番町4丁目1-6

NTT、JR等

名 称	電話番号	所 在 地
NTT西日本株式会社 四国支店 (災 害 対 策 室)	089-909-6033	松山市南江戸町1283-1
四 国 旅 客 鉄 道 株 式 会 社	087-825-1642	高松市浜ノ町8番33号
四 国 旅 客 鉄 道 株 式 会 社 (施 設 指 令)	087-822-0117	高松市浜ノ町8番33号
四 国 旅 客 鉄 道 株 式 会 社 (松 山 保 線 区)	089-926-3051	松山市南江戸1丁目14-1
(一 財) 河 川 情 報 セ ン タ ー 高 松 セ ン タ ー	087-851-9911	高松市寿町2丁目3-11 高松丸田ビル9F
愛 媛 県 銅 山 川 発 電 所	0896-23-3519	四国中央市上柏町1290
愛 媛 県 肱 川 発 電 所	0893-34-2301	大洲市肱川町宇和川597

